

2025

Kyushu University of Medical Science

学生便覧

Handbook for Students

4つの *en* であなたの夢をカタチにします

学びを応援

～O-*en*～

あなたの学びには無限大の可能性があります。一人ひとり、一つひとつの希望や可能性を応援し、未来のカタチとして共に創り上げていきます。

■ 高大連携・入学前教育

(高校からの学びを繋ぐ)

■ チューター制度

(学修指導・学生相談)

■ 学修支援システム

(マイステップ (学びを確認))

(学修ポートフォリオ (学びを可視化))

■ 充実した資格試験対策

■ キャリアサポート

(入学から卒業まで一人ひとりに)

学びをエンジョイ

～*en*-joy～

本学にはさまざまな専門家がいます。医療・福祉の専門職としてだけでなく、いろいろな学びと経験から、学生生活を、さらに未来をエンジョイできるよう、サポートします。

■ 医療・福祉連携講座

(異職種相互理解)

■ 日向国地域体験学習

(地域に飛び出せ)

■ 専門的な学び

(実習・演習)

■ 卒業研究

(研究発表・学会発表)

■ 他大学連携

(コンソーシアム)

出会い《縁》をカタチに

～deai-《*en*》～

時には困難に直面することもあるでしょう。あなたとの出会い(縁)を大切に、様々な経験があなたの未来に役立つ、そんなステージを提供していきます。

■ ゼミ・研究室

(ともに学ぶ)

■ サークル・部活

(ともに励む)

■ 学友会

(学生委員会・学祭実行委員会)

■ 大学おうえん協議会

(地域協力)

■ 海外研修・留学プログラム

地域のエンジンになる

～*en*-gine～

我々が目指す教育や人を育てる理念を共有していただける地域の方々と共に、これから直面する、医療・福祉の重要性そして可能性をカタチとして創造できると信じています。

■ ボランティア

(地域貢献)

■ 地域医療福祉

(臨床現場との連携)

■ QOL研究機構・がん細胞研究所

(社会貢献)

■ 公開講座・シンポジウム

(文化的貢献)

■ 災害対策

(災害ボランティアセンター設置運営・災害支援拠点)

学校法人 順正学園

建学の理念

学生一人ひとりのもつ能力を最大限に
引き出し引き伸ばし、社会に有為な
人材を養成する。

加軒



Mission Statement

Our aim is to maximize students' individual potential and develop good citizens in both local and international communities.



創立者 加計 勉

創立者の加計勉（1923 年 - 2008 年）は、戦後間もない広島の地に立ち、原爆投下で一面焼け野原となった惨状を目の当たりにし「資源の少ない我が国を復興させるには、まず教育による人材育成が急務である。大学を目指す若者たちの一人ひとりの能力を引き出し、最大限に伸ばしたい。」との思いから、建学の理念として「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する。」を掲げました。

また同時に、世界中の人々と友達になれば戦争なんて起こらないと国際交流を積極的に推進しました。

■ 主な設立校等 ※については退任後の設立

- 学校法人順正学園
吉備国際大学／九州医療科学大学（九州保健福祉大学）／吉備国際大学短期大学部（順正短期大学）／
順正高等看護福祉専門学校（順正高等看護専門学校）／
※九州医療科学大学専門学校（九州保健福祉大学総合医療専門学校）
- 学校法人ゆうき学園
ゆうき幼稚園
- 社会福祉法人順正福祉会
じゅんせい認定こども園／（特養）グリーンヒル順正
- 医療法人順正会
※順正会内科クリニック／※順正通所リハビリテーションセンター
- 学校法人加計学園
岡山理科大学／倉敷芸術科学大学／※千葉科学大学／岡山理科大学専門学校／玉野総合医療専門学校／
岡山理科大学附属高等学校／※千葉科学大学附属高等学校／※岡山理科大学附属中学校
- 学校法人広島加計学園
英数学館小学校／英数学館中学校／英数学館高等学校
- 学校法人英数学館
※広島アニマルケア専門学校／※並木学院高等学校／※並木学院福山高等学校／英数学館岡山校
- 学校法人吉備高原学園
吉備高原学園高等学校

建学の理念

学校法人順正学園

理事長・総長

加計 勇樹



学校法人順正学園は、昭和42年に創立者である加計 勉により「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」という建学の理念のもとに、岡山県高梁市に順正短期大学並びに順正高等看護専門学院が設置されたことにその端を発します。その後、平成2年4月に同じ高梁キャンパス内に吉備国際大学を開設致しまして、現在では6学部7研究科を有する総合大学へと発展しております。また宮崎市には、看護学科を有する九州医療科学大学専門学校（前：九州保健福祉大学総合医療専門学校）を設置しております。

九州医療科学大学（前：九州保健福祉大学）は、平成11年に宮崎県延岡市との公私協力方式により、社会福祉学部・保健科学部の2学部6学科でスタートしました。その後、マルチステージで活躍を目指す社会人を対象とした通信教育部並びに通信制大学院社会福祉学研究科・保健医療学研究科（前：保健科学研究所）を平成14年に開設し、平成15年には質の高い薬剤師の育成を目指した薬学部を設置、平成27年には生命医科学部を開設し、血液成分分析や微生物検査などの各種検査を行う臨床検査技師と癌診断のスペシャリストである細胞検査士の両資格を有し、地域医療への貢献はもとより高度医療の担い手として活躍できる人材を養成しております。また、令和2年4月には、公認心理師、社会福祉士、言語聴覚士、認定心理士などの資格を有し、臨床心理学の知識をベースとして、教育・福祉・医療などの多様な現場で活躍できる人材を

養成する臨床心理学部を開設致しました。そして、開学25年を迎えた令和6年4月から大学名称を「九州医療科学大学」に変更し、スポーツ健康福祉学科に救急救命士の養成コースと通信教育部に通信と通学の併用で学ぶことができるハイブリッドコースを開設致しました。このように、本学はめまぐるしく変貌する我が国の多様なニーズに対応できる人材を養成するべく、常に教育内容の充実と拡充を図って参りました。

さらに本学は、開学当初より地域に根ざした大学づくりに努めており、地域に開かれた大学として公開講座、聴講制度、大学施設の開放、QOL研究機構を中心とした産学官共同研究など、地域社会の発展に繋げるべく様々な活動にも取り組んでおります。

順正学園ではブランドステートメントとして「学生の夢を叶える学園」を掲げております。夢は生きていく上での原動力となります。学生の皆様には、日々の学問に加え、課外活動を通じて積極的な学生生活を送ることによって、夢を現実にしていく上での力を身に付けて頂きたいと思っております。また同時に大学時代に巡り合う多くの友人達とともに切磋琢磨することによって人間性を磨いてください。本学園は皆さんを全面的に支援して参ります。

なぜと考える 学生生活

九州医療科学大学

学 長

池ノ上 克



九州医療科学大学への入学おめでとうございます。教職員一同、みなさんを心から歓迎します。これから始まる輝かしい青春のひとこまを、ここ延岡市のキャンパスを中心とする九州医療科学大学で、色々なことにチャレンジして、青春を大いに満喫してもらいたいと思います。

ヨーロッパ最古の大学と言われ、本学とも交流協定が結ばれているイタリア北部にあるボローニア大学の始まりを知ることは、大学生活を送る上で大変参考になると思われるので、作家の故井上ひさし氏による「ボローニア紀行、文芸春秋社、2008年」を参考にして少し紹介したいと思います。

ボローニア大学の正式な創立は1088年とされていますが、それより前からボローニアに住む若者たちは、機会あるごとによく集まって色々な議論をしていたそうです。その中で、自分たちだけではなかなか解決できないような疑問が生じてきた時には、近くに住む物知りの長老にお願いして、問題解決の道を教えてもらうことが習慣になっていたと言われています。そのため教えてもらう場所は街の公園の木陰や教会の一部などだったそうです。これがヨーロッパにおける大学の始まりと言われているようです。

大学では、選択学科によって、それぞれ学び、研究する目標が異なる訳ですが、何処かで行き詰ったり、悩んだりすることがきっと出てくるだろうと思います。また、青春の真ただ中では、生きていくことや、人間関係など人生上の疑問や悩みごとが生じることでしょう。その時には時には、

迷わず本学の先生方や職員の皆さんの中に相談しやすい人を見つけて、迷わずに気軽に相談をして下さい。きっと参考となる多様性に満ちた様々なヒントが得られることでしょう。迷い、悩むこと、そして様々なアドバイスを受けられることが大学生活をおくる青春の特典です。キャンパス内外で遭遇する数々の青春の出来ごとを通じて、立派な人としての成長を続けてもらいたいと思います。

さて、皆さんはそれぞれにはっきりとした医療人になる目的を持って入学しています。卒業までには目標としている資格を取得するための準備がすべて整い、これからの長い人生を歩む基盤ができています。皆さん一人一人が持っている、自分に備わった特徴ある多様な能力を、本学での学びで培い、発展させ、社会人として活躍するための基礎をしっかりと作ってもらいたいと思います。

この学生便覧を読んでもらえば、皆さんが専攻するそれぞれの分野の特徴が解りやすく説明されています。資格取得に必要な科目名について必修、選択別に必要な事項が記載されています。よく読んで自分のキャリアデザインにあった、有意義な科目選択をして下さい。

皆さんの本学での充実した大学生活を私たち本学の教職員は支援していきます。困ったことがあったら遠慮せずに身近な教職員に相談して下さい。

皆さんそれぞれが持っている個性を大切に、希望あふれる、実り豊かな大学生活を過ごしてもらおうよう期待しています。

CONTENTS

■ 九州医療科学大学の概要

九州医療科学大学 3つのポリシー	3
社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科 3つのポリシー	4
薬学部 薬学科 3つのポリシー	6
薬学部 動物生命薬科学科 3つのポリシー	8
生命医科学部 生命医科学科 3つのポリシー	9
臨床心理学部 臨床心理学科 3つのポリシー	13
順正学園・九州医療科学大学 沿革	15
九州医療科学大学 組織図	16

■ 学生生活のはじめに

学生心得	19
窓口業務一覧	19
諸手続・相談	20
学生への連絡	21
学生番号・学生証	22
異動の届出	22
学生納付金の納入	23
休学・復学・退学・除籍	23
証明書の発行	24
個人情報の取り扱いについて	25

■ 授業・学修について

授業	29
出席登録	29
公欠	30
単位	30
履修登録	30
試験・成績	32
卒業	33
カリキュラム	34
高等教育コンソーシアム宮崎 コーディネート科目の受講について	55
放送大学の授業科目	55

■ 資格

資格一覧	59
教育職員免許状	60
社会福祉士国家試験受験資格	64
社会福祉士に係わるソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク実習科目に関する申し合わせ	66
精神保健福祉士国家試験受験資格	68
社会福祉学部精神保健福祉援助演習及び援助実習関連科目に関する申し合わせ	70
スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了資格	72
介護職員初任者研修	73
はり師・きゅう師国家試験受験資格	74
救急救命士国家試験受験資格	77
日本スポーツ協会公認スポーツコーチングリーダー資格等	78
JPSUスポーツトレーナー資格	80
JATI認定トレーニング指導者（JATI-ATI）資格	81
健康運動実践指導者認定試験受験資格	83
健康運動指導士認定試験受験資格	83
レクリエーション・インストラクター資格	84
スポーツ・レクリエーション指導者資格	84
初級パラスポーツ指導員資格	84
学芸員資格	85
実験動物技術者認定試験受験資格	86
愛玩動物看護師国家試験受験資格	87
臨床検査技師国家試験受験資格	88
細胞検査士認定試験受験資格	89
言語聴覚士国家試験受験資格	90
公認心理師国家試験受験資格	92
准学校心理士	93
認定心理士資格	94
薬学部薬学科実務実習に関する申し合わせ	95
薬学部薬学科の授業科目履修について	95

■ 学生生活・就職活動

学生相談	99
ルールとマナー	100
通学方法について	103
遺失物・拾得物について	103
アルバイトについて	103
奨学金制度	104
教育・学費ローン	104

課外活動（サークル活動）	105
学研災・付帯賠償保険について	106
就職活動	106

■ 充実した学修環境

図書館	111
情報処理室とLL（Learning Laboratory）教室	114
個人アカウント	114
学内ネットワークへの接続	114
国際交流	116
ラーニングサポートセンター（英語村）	120
ボランティアセンター	121
フィットネスルームの利用について	122

■ 関係諸規程

九州医療科学大学 学則	125
九州医療科学大学 学位規程	149
九州医療科学大学 履修規程	156
九州医療科学大学 公欠に関する申し合わせ	159
九州医療科学大学 納付金納入規程	161
九州医療科学大学 社会福祉学部進級に関する規程	165
九州医療科学大学 鍼灸健康コースに関する規程	165
社会福祉学部スポーツ健康福祉学科における救急救命士養成課程の履修に関する規程	168
九州医療科学大学 薬学部薬学科進級に関する規程	170
九州医療科学大学 薬学部動物生命薬科学科進級に関する規程	170
九州医療科学大学 生命医科学部生命医科学科進級に関する規程	171
九州医療科学大学 臨床心理学部臨床心理学科進級に関する規程	171
九州医療科学大学 臨床心理学部臨床心理学科言語聴覚コースの履修に関する規程	172
九州医療科学大学 細胞検査士養成課程の履修規程	174
九州医療科学大学 学生賞罰規程	176
九州医療科学大学 学友会会則	178
キャンパス・ハラスメント防止対策規程	181

■ 校舍案内図

大学校舎・敷地配置図	189
講義室・実習室・研究室等配置表	190
講義室・研究室等配置図	191
AED（緊急用除細動器）	210

■ 学歌・学園歌

九州医療科学大学 学歌	213
順正学園 学園歌	214
順正学園 逍遙歌	215

九州医療科学大学の概要

3つのポリシー ← I. 卒業認定・学位授与の方針 (DP)
II. 教育課程編成・実施の方針 (CP)
III. 入学者受入れの方針 (AP)

■ 九州医療科学大学 3つのポリシー	3
■ 社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科 3つのポリシー	4
■ 薬学部 薬学科 3つのポリシー	6
■ 薬学部 動物生命薬科学科 3つのポリシー	8
■ 生命医科学部 生命医科学科 3つのポリシー	9
■ 臨床心理学部 臨床心理学科 3つのポリシー	13
■ 順正学園・九州医療科学大学 沿革	15
■ 九州医療科学大学 組織図	16

九州医療科学大学 3つのポリシー

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

九州医療科学大学では、「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する。」の建学の理念、および「国際化社会に向けて、介護・福祉・医療・薬学に関する理論及び社会の問題を教育研究し、応用能力をもつ人格を陶冶する」という本学の教育目的に基づき、以下の資質・能力を身に付けるとともに、所定の期間在籍し、各学部学科が定める所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位（学士）を授与します。

- (1) 社会の一員としての自覚と責任をもち、社会の発展に貢献できる。
- (2) 自ら問題を発見し、情報や知識を論理的に分析することを通して、問題を解決できる。
- (3) 目的に応じて他者との意思疎通や他者との協働を円滑かつ適切に行うことができる。
- (4) 専攻する専門分野の内容を理解すると同時に、技能を修得し、それらを実践的能力として活用できる。

II. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

九州医療科学大学では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げる資質・能力を備えた人材を養成するため、以下の方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

【教育課程の編成】

- (1) 教養教育として、グローバルな視野と総合的な判断力を身に付け、豊かな人間性を涵養することを目指す大学共通基礎科目を置く。
- (2) 専門的な知識・方法論・技能を体系的に身に付けるとともに、国家資格等の取得に必要な到達目標を達成できるように専門教育科目を置く。
- (3) 多くの専門科目を学修するための基礎となる科目や個々の専攻分野を超えた学部横断的な科目を置く。
- (4) 修得した知識や技能を総合して、新たな課題の解決に応用できる資質・能力を育成するために卒業研究等の科目を置く。

【教育内容・方法】

- (1) 各授業科目について到達目標、授業計画、成績評価基準・評価方法、事前事後の学修を周知する。
- (2) アクティブ・ラーニングを取り入れた授業については明示し、学生の主体的な学びを実践できるようにする。
- (3) 専門科目では医療・福祉等の現場での実践的な課題を題材として取り上げ、それらの課題解決を実践できるようにする。

【点検・評価】

- (1) 学生一人ひとりが本学での自らの学びの成果を自覚できるように学修成果の可視化に取り組む。
- (2) アセスメント・ポリシーに基づいた厳格な成績評価の実施とともに、多様な評価方法を積極的に取り入れる。
- (3) GPA制度を実施し、教育の質保証に向けての点検・評価・改善を行う。

III. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

九州医療科学大学では、建学の理念とディプロマ・ポリシーの実現を目指し、以下の学生を求めます。

- (1) 福祉・医療・薬学の各分野に興味をもち、人の幸せに貢献したいと思う人
- (2) 学修や活動に意欲をもって取り組み、自分にあった学びを見つけていきたいと思う人
- (3) 様々なことに関心をもち、多様な人々と協働して学びを深めたいと思う人
- (4) 目まぐるしい社会の変化に対応できる能力と自ら選択できる力を身に付けたいと思う人

(5) 他者とのコミュニケーションを大切にし、良好な人間関係を構築しようと思う人

本学の求める学生像に沿って、目的意識・意欲、および学力の3要素(知識・技能、思考力・判断力、および主体性・協働性)を総合的かつ多面的に評価し、選抜します。

社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科 3つのポリシー

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

スポーツ健康福祉学科（以下、「本学科」）では、本学の課程を修め、124単位の単位修得と必修等の条件を充たし、福祉専門職、スポーツ・健康運動指導者、はり師・きゆう師、救急救命士としての基礎学力に加え、人々の生活の質の向上に資する専門知識・技能・態度を修得し、社会に有為な人材として、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

(1) 相手を慮り責任を持って行動できる力

福祉専門職、スポーツ・健康運動指導者、はり師・きゆう師、救急救命士として、対象者がもつ背景や属性、価値観等の多様性を理解し、相手の立場を尊重することができ、地域や多職種との連携・協働を行うことができる。

(2) 社会や他者に能動的に貢献しようとする姿勢

福祉専門職、スポーツ・健康運動指導者、はり師・きゆう師、救急救命士として、地域社会の動向をふまえ、福祉、スポーツ・健康運動および医療の現場において必要とされる実践力を身につけ、社会や他者のために自ら積極的に責任ある行動をとることができる。

(3) 専門的知識・技能の活用力

福祉専門職、スポーツ・健康運動指導者、はり師・きゆう師、救急救命士として、各領域で必要とされる福祉・健康・運動・医療分野の体系的・相互関連的知識の学修成果を、状況に応じて総合的に活用することができる。

(4) 問題発見・解決力

福祉専門職、スポーツ・健康運動指導者、はり師・きゆう師、救急救命士として、福祉、スポーツ・健康運動、医療の現場の諸課題についての問題を発見・理解し、問題解決に必要な論理的・実践的知識および資源を活用することで、問題解決のための実践的方法を選択・実行することができる。

II. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

1. 教育内容

- (1) 共通基礎科目を通して、社会人として基礎的な知識を身につけ、さまざまな場面において必要とされる思考力、洞察力、判断力を養成します。また、支援対象者や協働する多機関、多職種等とスムーズにコミュニケーションを図り、適切な支援に結びつけるための基礎知識を学びます。
- (2) 社会福祉専門科目および精神保健福祉専門科目を通して、福祉社会を担う者として、豊かな人間性と倫理観を身につけ、対人援助者としての使命感、責任感の育成を図ります。地域社会や支援対象者に対して、社会福祉の知識、技術を駆使して、課題の発見から解決方法を導き出していく実践力を身につけます。スペシフィック領域には、スクールソーシャルワークおよび医療ソーシャルワークに関する専門知識、技術について学びを深める科目を設定しています。
- (3) スポーツ健康専門科目を通して、身心の健康の維持・増進を図り、すべての人々の生活の質の向上に役立てるために必要なスポーツ・健康運動に関する専門知識を修得し、実践力を養成します。
- (4) 鍼灸健康専門科目を通して、東西両医学からみた人体構造・機能の生理的・病理的状态に関する知識、ならびにそれらを基盤とした臨床医学の知識を修得します。実習を通して的確かつ安全な鍼灸治療技術を学び、人々の健康維持増進に貢献できる臨床態度および能力を獲得します。

- (5) 救急救命専門科目を通して、基礎医学や救急医学に関する専門知識を修得します。学内および救急医療施設での実習を通して、救急医療の現状や課題を理解し、一刻を争う救急救命の現場で要求される、適切な判断や迅速な行動等の実践的なスキルを修得します。また、現場で必要となる医師や看護師との連携および患者や家族への対応についても学修します。
- (6) 学科共通専門科目を通して、福祉・医療・介護に関する基礎および専門知識を修得します。また、住環境科目や教育・レクリエーション科目等の社会福祉周辺領域の知識も修得します。さらに、福祉の学びの上に保育士、教職、公務員を目指したキャリアデザインを支援する科目も設定しています。
- (7) 総合科目を通して、社会福祉、スポーツ・健康運動、鍼灸治療、救急救命分野の進歩と改善に資するために、研究を遂行する意欲と問題発見・解決力を獲得します。

2. 教育方法

- (1) 専門領域の実習科目では、主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を実施します。
- (2) 専門教育科目においては、教室外学修の課題を課し、適宜形成的評価のためのフィードバックを行います。
- (3) 社会福祉士、精神保健福祉士、はり師・きゆう師、救急救命士、健康運動指導士等の国家資格や認定資格に必要な専門的知識の修得状況を、確認テストの実施によって継続的にモニタリングします。また、学科教員による国家試験・認定試験対策のための時間を開設し、段階を追ったプログラムを実施します。
- (4) 資格免許取得のための実習では、事前教育を行い実習への動機づけを図ります。実習中は定期的に巡回指導を実施し、個別の指導を徹底します。事後教育では、実習の振り返りとともに報告会を開催し、実習の成果を公表します。
- (5) チューター教員との面談を適宜に設け、自己の学修成果と学生生活について「ふりかえり」を行います。

3. 教育評価

- (1) 期末には、各科目の修得度を確認するために、シラバスに記載の評価方法に沿って可否を判定します。
- (2) 資格免許取得に必要な演習・実習の履修にあたっては、所定の科目の単位修得および基準とするGPAを充たしていること求めます。
- (3) 2年生時のGPAおよび2年次までの修得単位数に基準を設け、スポーツ健康福祉学演習、卒業研究を履修する基礎レベルが修得できていることを求めます。
- (4) 4年間の学修成果の評価は卒業研究（必修）によって行い、複数教員によって評価ルーブリックを活用し総合的評価を行います。

Ⅲ. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学科は卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方法（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

1. 求める学生像

- (1) 「皆で生きていく」という共生の意識を持っている人
- (2) 人とふれあうことが好きで、相手の立場に立って物事を考え、行動できる人
- (3) 福祉、スポーツ・健康、東洋医学、救急医療に興味を持ち、新たな領域に挑戦する意欲と勇気を持っている人

2. 入学までに修得すべき学力・能力

- (1) 高等学校の教育課程を幅広く修得している。特に、社会福祉、スポーツ・健康運動指導、医療の専門的な知識・技能を学修する基盤となる国語力（考える力、感じる力、想像する力、表す力）を身につけている。
- (2) 社会福祉、スポーツ・健康運動指導、医療に関する諸課題について、知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、その結果を文章および口頭で説明することができる。

- (3) 社会福祉、スポーツ・健康運動指導、医療を通して人びとの幸せを創り出すためには、ヒトの身体や疾病についての知識が必要となる。それらを学修する基盤となる人体に関する基礎知識を学んでおくことが望ましい。
- (4) 課外活動・ボランティア活動等の経験があり、他の人達と協働して活動や学習をすることに進んで参加できる。また、グループワークなどで、他の人と協力しながら、課題をやり遂げることができる。

薬学部 薬学科 3つのポリシー

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

薬学科（以下、「本学科」）では、本学の課程を修め、所定の単位を満たし、かつ地域医療や社会の期待に応じて、個々の患者や生活者のニーズに対応できる薬剤師となるために必要な下記の資質について、最低限以上の基礎的な力を身につけた者に学位を授与します。

- (1) 薬剤師としての倫理観
医療人として高い倫理観と豊かな人間性を持ち、患者、家族、生活者の人権や尊厳に配慮して、人の命と健康な生活を守るために行動できる。
- (2) 患者を中心としたチーム医療への参画
常に患者の立場に立ち、コミュニケーション能力をもって患者・患者家族・他の医療職種と相互の立場を尊重した人間関係を構築してチーム医療へ参画できる。
- (3) 最適な薬物療法の実践
医薬品・化学物質等の生体及び環境に対する影響を理解した上で、適切に管理・供給し、個々の患者に適した安全で効果的な薬物療法を実践できる。
- (4) 地域の保健医療への貢献
地域住民の視点に立ち、地域の保健医療のニーズを理解した上で、他職種と連携して人々の健康増進と公衆衛生の向上に貢献できる。
- (5) 医療の進歩への貢献
自己研鑽に努め、問題点や社会的動向を把握し、解決に向けて取り組む姿勢を持つとともに、次世代を担う人材の養成を行い、薬学・医療の進歩と改善に貢献できる。

II. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科では、ディプロマ・ポリシー（DP）に掲げた資質を修得するために必要な科目を大学共通基礎科目、学科基礎科目、学科専門導入科目、学科専門科目の教育を通じて講義、演習、実習、問題解決研究を組み合わせた体系的な授業を行います。

1. 教育内容【教育課程編成の考え方】

- (1) 薬学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を網羅する。
- (2) 学科の理念、教育研究上の目的、DPに基づいた大学独自の教育内容を含める。
- (3) 薬学臨床教育の実施においては、「薬学実務実習ガイドライン」に準拠する。
- (4) 6年間の教育課程を「第1期（1年生～2年生前期） 主体的な学習への転換と医療人としての自覚の涵養」「第2期（2年生後期～4年生後期） 基礎・臨床薬学の学習と知識・技術の統合」「第3期（5～6年生） 薬物治療の実践と課題解決力の涵養」の3段階に分類する。

2. 教育方法【教育課程実施の方法】

- (1) 大学共通基礎科目、学科基礎科目、学科専門導入科目を配置し、特に学科基礎科目および学科専門導入科目においては理解度の向上のため全ての科目で演習を積極的に取り入れる。（第1期）

- (2) 学科専門科目として講義・演習（PBL）、実習（基礎薬学実習および臨床実践）を豊富に取り込み、パフォーマンス評価（レポート、ポートフォリオ、プレゼンテーション、実験の実施）を積極的に行う。また、DP1～DP4の科目群に対する基礎的な理解度を測定するため、基礎薬学総合演習を配置する（第2期）。
- (3) 実務実習および特別研究を配置するほか、臨床薬学に関わる演習科目を配置し、パフォーマンス評価（ポートフォリオ、実務実習の概略評価、プレゼンテーション、卒業研究の実施・発表・論文化）を積極的に行う。また、DP1～DP4の科目群に対する総合的な理解度を測定するため、薬学総合演習を配置する（第3期）。
- (4) 全ての開講科目について、それぞれの学習目標の到達度を適正に評価するための方法及び基準（テスト、レポート、パフォーマンス評価の基準やウエイト）を定め、これらをシラバスに明記して学生に周知し、学修成果を厳格かつ公正に評価する。

3. 教育評価【学修成果の評価方法】

- (1) 学科のアセスメント・ポリシーに従って評価を行う。
- (2) 第1期～第3期の転換期においては個々の学生の成績表とカリキュラム・マップおよびシラバスに記載されたDPへの寄与率を用いてDPへの達成度を測定する。DP達成度は学科で定めた到達目標と比較することで学生指導および教育課程編成の見直しに活用する。

Ⅲ. 入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）

本学科は、高い倫理観と高度な専門的知識・技能をもった薬剤師を養成することを目的としています。また、旺盛な探求心を有し、協調性と広い視野をもって医療現場や地域の問題を解決できる人材の養成を目標としています。このため、次のような学生を求めています。

1. 求める学生像

- (1) 医療人として、医療現場や地域で活躍するという強い意志・意欲を持った学生
- (2) 医療・薬学に強い興味を持ち、学習意欲が旺盛な学生
- (3) 薬学を学ぶために必要な科学的基礎知識と日本語・外国語の基礎学力を備えた学生
- (4) ひとに対する深い思いやりと優れたコミュニケーション能力を持った学生

2. 入学までに修得すべき学力・能力

専門的な知識・技能を学習するための基盤となる以下の学力・能力。特に、医薬品の構造や人体への影響、生命現象のしくみを理解するための基礎となる化学の知識は重要です。

- (1) 「国語」：文章読解力，コミュニケーション力，表現力。
- (2) 「数学」：数学的思考力，表現力、基礎的な計算力。
- (3) 「理科」：自然科学の総合的理解力，論理的思考力。
- (4) 「英語」：読解力，コミュニケーション力，表現力。
- (5) 「その他」：社会や医療に関する情報の収集能力，表現力，礼節力。

薬学部 動物生命薬科学科 3つのポリシー

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

動物生命薬科学科（以下、「本学科」）では、本学の課程を修め、124単位の単位修得と必修等の条件を充たし、動物及び薬の専門職としての基礎的学力と、臨床、研究等の職業的現場に対応した知識・技能・態度を修得することができた人材として、下記の力を身に付けた人に対して学位を授与します。

- (1) 問題発見・解決能力
動物及び薬の専門職に関する現場において、問題解決学習法（Problem-based Learning：以下PBL）の手法を用いて、問題を発見したうえで解決する能力を身に付けることができる。
- (2) 論理的構築能力
動物及び薬の専門職に関する現場において、目的・目標、方法及び計画について、策定し説明する能力を修得している。
- (3) 協調性を伴うコミュニケーション能力
動物及び薬の専門職に関する現場において、他者の立場を尊重しながらコミュニケーションを働きかけ、チームとして協働する能力を修得している。
- (4) 専門的知識・技能に関する実践能力
動物及び薬の専門職に関する現場において、策定した計画をチームとして実際に行動する能力を修得している。
- (5) グローバル化に対応する能力
動物及び薬の専門職に関する現場において、国の内外からの情報を入手し考察して、国際社会に対応する能力を修得している。

II. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。カリキュラムの体系を示すために、科目間の関連や科目内容の難易度を表現する番号をふるナンバリングを行い、カリキュラムの構造をわかりやすく明示します。

1. 教育内容

- (1) カリキュラムは、いわゆる学士力を高める基礎科目と本学科の専門を身に付ける専門教育科目から構成される。基礎科目は、さらに、本学の学生及び卒業生として修得すべき大学共通基礎科目と本学科の専門教育科目を理解するための学科基礎科目からなる。専門教育科目は、上級学年や資格取得に必要な専門基礎科目と本学科固有の専門科目からなる。
- (2) 動物を活用したPBL及びPBLの手法を用いた授業により、問題発見・解決能力を修得します。
- (3) 目的・目標、方法及び計画について、策定し説明する能力を身に付ける演習及び実習授業により、論理的構築能力を修得します。
- (4) コミュニケーション・スキルを養いチームとして課題を処理する授業により、協調性を伴うコミュニケーション能力を修得します。
- (5) 実際に計画を策定し、チームとして結果を出す演習及び実習授業により、専門的知識・技能に関する実践能力を修得します。なお、愛玩動物看護師資格については、初年次から4年次まで、実験動物技術者資格については、初年次から3年次に、学芸員資格については、2年次から4年次に当該科目が配置されています。
- (6) 初年次及び2年次に外国語科目等を取得することにより、留学を含めたキャリアを形成し、国の内外からの情報を入手し考察して、国際社会に対応する能力を修得します。

2. 教育方法

- (1) 多くの授業において、SGD (small group discussion)、小テスト、ワークショップ等を導入するアクティブラーニングの授業を実施します。
- (2) 問題解決スキル、グループ・スキル、学習スキル及び評価スキルの4スキルにわたった体系的なPBLの手法により、演習及び実習授業を実施します。
- (3) エンカレッジ・キャリア教育により、自らを励ましながら学習し社会と自己の関係を考察するキャリア・マインドにより、就職、資格取得、留学等を視野に入れた授業を実施します。
- (4) eラーニング、英語村 (English Village) 等による自己学習を通して、学習や生活に関する自己管理を習慣化します。
- (5) 多様なフィールドワークに参加する実習授業やインターンシップにより、社会性を育みながら、動物及び薬の専門職を理解します。
- (6) 筆記及び実技についての模擬試験等により、資格取得に必要な専門知識・技能・態度に関する能力を確認する授業を実施します。

3. 教育評価

- (1) 期末には、各科目の修得度を確認するために、シラバスに記載の評価方法に沿って可否を判定します。
- (2) 実験動物技術者認定試験の受験は2年次末の通年GPAが所定の値であること、並びに専門学科試験の合格を求めます。愛玩動物看護師資格の受験は所定の科目の合格、また学芸員資格は所定の科目の合格を求めます。
- (3) 4年間の学修成果は、必修科目である卒業研究及びGPAによって行います。卒業研究の評価は、卒業研究レポートによって行います。また、4年次修了時におけるGPAの最高点を取得した者には「薬学部奨励賞」を授与します。

III. 入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

本学科は、卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) 及び教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

1. 求める学生像

薬に興味をもつとともに、動物愛護や動物の福祉の理念に基づいた強い意志により、動物と接することができる人

2. 入学までに修得すべき学力・能力

- (1) 「英語」、「化学」、「生物」、「国語」、「地理歴史」、「公民」を幅広く修得している必要があります。特に、「生物」については基本的な知識修得とともに、生命現象を説明できる能力を身に付けてください。
- (2) 動物と薬に関する専門性の高い職業に就く意欲を持ってください。
- (3) グループ活動において、積極的に行動し、他者と協働できる能力を養ってください。
- (4) 標準的な日本語の文章を理解するとともに、自分の考えや主張を文章で表現する能力を身に付けてください。
- (5) 基本的な英語の4技能 (「聞く」・「話す」・「読む」・「書く」) を身に付けてください。

生命医科学部 生命医科学科 3つのポリシー

I. 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

生命医科学科では、本学の課程を修め、124単位の単位修得と必修等の条件を充たし、医療専門職たる臨床検査技師、細胞検査士、さらに生命医科学研究者としてグローバルな視野のもと活躍できうる実践力、専門的知識と技術、高度な倫理観、自己実現意欲と能力、リーダーシップ等、下記の力を身に付けた人に対して学位を授与します。

- (1) 自律的行動力
医療技術者として高度な倫理観と責任感をもち、臨床検査技師、細胞検査士、または生命医科学研究者の業務および法令を遵守し、医療の発展に貢献ができる。また、目標を明確に掲げ、医療・生命医科学における諸問題に対して主体的・自律的に行動することができる。さらに、最新の医療情報や医療技術に関心を持ち、常に高度な専門性と技術を追求することができる。
- (2) 問題発見・解決能力
医療技術者である臨床検査技師、細胞検査士、さらには生命医科学研究者の立場から、医療・生命医科学領域における諸課題について、様々な問題を発見できる。また、問題解決に必要な論理的・実践的知識を持ち合わせると共に、適切な研究・実践方法を用いて取り組むことができる。臨床検査の専門的知識と技術を総合的に活用し、諸課題を論理的かつ的確に解決できる。
- (3) 対象者を支援する汎用的能力
医療技術者である臨床検査技師、細胞検査士、さらに生命医科学研究者として、ジェネリックスキル（汎用的能力）を活用して、対象者（患者様や多職種者）がもつ背景や価値観を多面的に理解し、相手の立場を尊重できる。医療専門職として、他の専門職と連携・協働することにより、信頼感と高いレベルで対象者を支援できる。
- (4) 専門的知識・技能の活用力
高度な専門的知識をもとに、医療における臨床検査体制を構築し実践できる。医療技術者である臨床検査技師、細胞検査士、さらには生命医科学研究者に必要とされる科学的専門知識と技能・技術を活用できる。
- (5) コミュニケーション能力
医療技術者として他職種、患者様ならびにご家族に対して医療技術を提供・遂行する上で必要となるコミュニケーション能力を発揮することができる。さらに、円滑なコミュニケーション能力を用いて、相手の立場を尊重した人間関係を構築できる。社会的に課題を抱えた地域・人々、さらに協働する多機関や多職種等とスムーズにコミュニケーションを図り、適切な支援に結び付けることができる。
- (6) チームワークとリーダーシップ
医療技術者の一員として他職種（例えば、医療従事者全般）の考えを理解し、連携・協働ができる。チーム医療の一員として、対象者および他の職種と良好なチームワークを図りながら、職務を遂行できると共に、リーダーシップやフォロワーシップを発揮できる。
- (7) 人間力
医療技術者として豊かな人間性を持つと共に、公衆衛生、医療行政、社会の動向を理解し、医療・生命医科学に必要とされる高度な倫理観と人間理解力（人間力）を身につけ、社会や他者のために責任ある行動や努力する態度が取れる。
- (8) プレゼンテーション能力
医療技術者である臨床検査技師、細胞検査士、さらに生命医科学研究者として、諸課題の本質を的確にとらえ、情報を収集・分析・考察した上で、それらを効果的にプレゼンテーションできる。プレゼンテーションがコミュニケーションであることを理解することができる。自分の想いを相手に伝え、相手が理解していることを確認することができる。相手にとって興味・関心のある話題を投げかけることができ、プレゼンテーションのための具体的な準備を行うことができる。
- (9) 自己研鑽と自己実現意欲
臨床検査技師国家試験、細胞検査士認定試験を受験するに値する十分な学力と自己研鑽を持ち合せている。また、生命医科学研究者として必要とされる統合的な学習経験と高度な専門知識、さらには学修成果を状況に応じ総合的に活用できる。医学・医療の現状を認識し、生涯を通じて最新の医療情報や医療技術の進歩に関心を持続けると共に、自己実現意欲を常に向上させることができる。

II. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業判定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と教育方法を取り入れた授業を実施します。また、ディプロマ・ポリシーを基盤とした教育評価（アセスメント）を行います。

本学科では、卒業時に臨床検査技師の国家試験受験資格を得ることができ、さらに在学中に細胞検査士の資格認

定試験を受験するコースを配置しています。本学科独自のカリキュラムでそれぞれの専門知識・技術を持ち合せた医療技術者として、さらにチーム医療の一員として質の高い医療を提供するための実践的なスキルを身につけます。4年間の教育の中で各専門職の高度な知識・技術を学ぶだけでなく、それぞれの専門性の違いや連携について、また、それらを効果的に結びつけるスキルや手法を学ぶことで、より幅広い業務に対応できる医療技術者の育成を目指します。

1. 教育内容

(1) 基礎教養教育

入学前教育ならびに初年次教育を通して、医療技術者として必要となる基礎教養科目を中心に学びます。また、臨床検査技師のライセンス取得に向けた専門基礎科目の中から、基本的医学知識として、医学概論、解剖学、生理学、生化学、さらに基本的工学知識として医用工学概論を学びます。大学共通基礎教育ならびに学科基礎教育においては、総合教育、生命倫理学、情報教育、外国語（英語）を通して、生命医科学の基盤となる基本的思考力、創造的思考力、コミュニケーション能力の育成を図ります。自身の将来の進路についての目標を探る期間の位置づけとして、臨床検査技師の心構えや責任感、自己研鑽力を修得します。

(2) 専門基礎教育

医療分野で求められる知識・技能の修得のための専門基礎教育においては、病理学、臨床化学、臨床検査総論、生化学、生理学など医学を共通分野として、臨床検査技師教育を効率良く学習します。2年次から3年次は専門知識や思考力、医療技術の基礎を固めます。4年次は自身の将来進路について目標を定め、さらなる専門知識、思考力、医療技術を深化させ、連携医療や最先端医療における実践的な応用力を修得しながら将来の進路目標を確実に実現することを目指します。

臨床検査技師教育では、専門基礎科目に加えて癌の早期発見または早期診断を目的とした細胞検査士の資格取得のための臨床細胞学総論、細胞診断学特論、臨床細胞学演習を学びます。

(3) 専門教育

専門教育においては、特に臨床検査分野における検査や治療に必要な知識・技術として、臨床免疫学、薬理学、微生物学、臨床血液学、臨床生理学、医用工学等を学習します。さらに、各科目に関係する学内実習を通して、臨床検査の目的・方法・評価などが応用実践できる技能・技術を修得します。

臨床実習では実際の医療現場で臨床検査分野に関する臨床実習を行い、「より良い医療人」となる礎を築きます。臨床実習前に1～3年次に修得した基礎知識の整理や手技、臨床応用への実践的概念の確認を行います。また、令和4年度から追加される医療行為のタスク・シフト/シェアに対応するため豊富な講義・実習を実践していきます。さらに4年次で開講される医科学研究入門、臨床検査学演習では臨床検査技師の国家試験取得を前提とした総合的かつ専門的な学習を実践していきます。実習終了後の臨床実習報告会では、各学生の実習報告をもとにディベート形式のディスカッションを行います。また、4年次の卒業研究はゼミ単位で、卒業研究計画、卒業研究発表、卒業論文集の作成を行います。卒業研究に並行して国家試験と認定試験の受験に備えます。

(4) チーム医療教育と総合学習教育

1年次後期にEarly Exposure（早期体験臨床実習）を導入することで、学生自身の将来像を提示し、「より良い医療人」になるために高度な倫理観を持った医療技術者としての育成を目指します。また、チーム医療の一員として、積極的に様々なチームに参画すると共に、積極的に対象者（患者さんや病院のスタッフなど）に対してのコミュニケーション能力を図る総合的な学習や演習（臨床指導や総合演習）を展開していきます。さらに、卒業研究におけるプレゼンテーションでは自ら考え、実験し、考察できる能力を獲得し、卒業後は臨床検査技師、細胞検査士、さらには生命医科学研究者として、検査および研究における専門性を提言する能力を修得・獲得できることを目指します。

2. 教育方法

医療技術者に必要な医療知識・技術を修得するために、臨床検査技師教育における実践的カリキュラムを編成します。チーム医療を学ぶと共に、チームの中での的確で正確な情報を共有し、自らもチームで中心的役割を担えるリーダーシップやリーダーに対する上向きの影響力であるフォロワーシップ能力を修得するための客観的臨床能力試験（objective structured clinical examination: OSCE）を基盤とした学内実習および学外臨床実習を実施します。検査結果を解析・評価できる基礎的技術や能力を修得するために、各種疾患の病態を体系的に学ぶカリキュラムを

は 学
生
生
活
に
のに 授
つ 業
業 ・
い 学
て 修資

格就 学
職 生
生 活
活 動学 充
修 実
環 し
境 た関
係
諸
規
程校
舎
案
内
図学
歌
・
学
園
歌

実践します。本学科独自のカリキュラムシステムで学生一人ひとりに効果的・効率的な学習環境を提供します。

新入生のモチベーション向上のため、早期体験臨床学習（アーリー・エクスポージャー）を実施します。主体的な学びの力を向上させるために、アクティブラーニング（AL）を取り入れた教育方法をすべての科目で実施します。特に、実習および演習の科目においては、学生の主体的な学びの力を高めるために、連結可能な科目群においてはALを取り入れた教育を実施します。チーム医療として必要とされる「報告・連絡・相談」が適切かつ正確に行えるよう、Word、Excel、PowerPointが活用できる実践的情報処理教育を実施します。これらの情報処理教育は、臨床関連ビッグデータの解析や評価への導入としても応用します。専門教育科目においては、教育の質の確保および学習向上のためのPDCAサイクルの実践に取組みながら、専門性の高い知識や技術の伝達を徹底します。加えて、自ら学びたいという学生の意欲に応えるような学習環境を提供します。学生一人ひとりの学修習得度を評価するための評価試験、小テスト、レポート作成を積極的に実施し、それらを適正に評価した上で、学生一人ひとりにフィードバックします。

臨床検査技師国家試験、さらには細胞検査士に必要な専門的知識の能力確認のために、学内試験および学外模擬試験の受験を通して学生一人ひとりの修学状況のモニタリングを行い、資格取得に向けたアドバイスを行います。そのための教育を計画的に実施します。学生の授業評価の結果を真摯に受け止め、教育の質の確保およびその向上のためのPDCAサイクルの実践に積極的に取り組みます。多くの科目において臨床に則した実験実習を取り入れると共に、自学自習ができる環境を提供します。

3. 教育評価

生命医科学科が開講する諸科目においては、科目担当教員が学生一人ひとりの修学度を「九州医療科学大学GPA運用に関する要項」の規程に定める評価基準を参照しながら、また、学習ポートフォリオ（学修成果の把握である学士力）を用いて厳格に評価します。成果は科目試験で評価すると共に、各年度末には学習の習熟度を個別に把握し、習熟度が不十分と判断した場合には十分な理解が得られるよう、さらなる学習面談・指導を行います。臨床実習の成果は、実習試験、臨床実習先からのルーブリックに準じたスーパーバイザーの実習評価報告、臨床実習後報告会等で総合的に評価します。臨床検査技師の国家試験対策は、専門教育科目の到達確認として全国統一模擬試験の結果で判断します。卒業単位認定は、専門教育科目や臨床実習等の修得度を総合的に評価します。

III. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学科は、卒業認定・単位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

1. 求める学生像

- (1) 保健・医療・生命医科学の領域に強い関心がある人
- (2) 物事に対して主体的に行動し、どんなことにも果敢にチャレンジし、努力できる人
- (3) 他者と良好な人間関係とコミュニケーションを築ける人
- (4) 自分の意見や考えを理論的に表現し、相手に分かり易く伝えることができる人

2. 入学までに修得すべき学力・能力

- (1) 高等学校卒業単位の国語・数学・物理・生物・化学・英語など、幅広く修得していることが必要です。特に、生物・化学・数学・物理は基本的な知識を修得しておいて下さい。
- (2) 保健・医療・生命医科学の領域、さらに国際的な活動に強い関心があり、臨床検査技師、細胞検査士の資格取得に高い強固な学習意欲を持って下さい。
- (3) 基本的な日本語の文章を理解すると共に、語彙力、読解力、言語力、表記力、文法活用力を身に付けて下さい。
- (4) 学習や課外活動において良好で円滑なコミュニケーションを取ることができる能力を身に付けて下さい。
- (5) 様々な課題や問題について、知識と情報、さらに他者の意見を取り入れながら、筋道を立ててその結果を説明する能力を身に付けて下さい。

臨床心理学部 臨床心理学科 3つのポリシー

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

臨床心理学科（以下、「本学科」という）では、本学の課程を修め、124単位の修得と必修等の条件を充たし、保健・医療・福祉・教育・司法・産業領域の現場のニーズに対応ができる専門知識・技術を修得し、実践力を備えた人材として、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

- (1) 専門職としての基本的態度
専門職として、思考力、洞察力、判断力、豊かな人間性と倫理観を身につけ、社会や他者のために責任ある行動をとることができる。
- (2) コミュニケーション能力
課題を抱えた人々や、地域、協働する各機関や多職種等とコミュニケーションを図り、適切な支援や連携を取ることができる。
- (3) 実践力
支援が必要な対象者や地域社会に対し、専門的な知識や技術を駆使し、情報収集や検査等により、保健・医療・福祉・教育・司法・産業各領域の問題を分析・的確に把握し、解決法や支援プログラムを導き出していくことができる。
- (4) 社会貢献力
保健・医療・福祉・教育等に参画・連携し、社会的に課題を抱えた地域・人々に対して貢献することができる。
- (5) 自己研鑽力
保健・医療・福祉・教育・司法・産業領域の進歩と改善に対応するため、研究等を通じ、社会や各領域の現場の動向を把握し、生涯にわたり自己研鑽を続けることができる。
- (6) 問題発見・解決力
常に問題意識を持ち、問題意識を解決するための視点を、研究を通じて持つことができる。

II. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。各コースで、保健・医療・福祉・心理専門職・としての業務に必要な基礎的知識・技能・態度に加えて、保健・医療・福祉・教育・司法・産業領域の現場をイメージした業務内容に対応した知識・技術・態度を身につけることを目的に、カリキュラムを構成しています。各コースで、履修系統図およびモデルカリキュラムを示し、個々の学生が目的とする資格取得のための道筋をわかりやすく明示します。

1. 教育内容

- (1) 基礎共通科目を通して、幅広い教養および専門職としての思考力、洞察力、判断力、豊かな人間性と倫理観、コミュニケーション能力を養います。
- (2) 専門基礎科目を通して、専門職に必要な人の身体や心理にかかわる基礎知識と技能の獲得を図ります。
- (3) 公認心理師系科目を通して、公認心理師法に基づく公認心理師になるための心理学の高い専門的知識と技能の獲得を図ります。
- (4) 社会福祉系科目を通して、社会福祉法に基づく社会福祉士になるための社会福祉学の高い専門的知識と技能の獲得を図ります。
- (5) 言語聴覚療法専門科目を通して、言語聴覚士法に基づく言語聴覚士になるための言語聴覚療法の高い専門的知識と技能の獲得を図ります。
- (6) 専門分野関連科目を通して、アニマルセラピー、レクリエーションなど全ての人の健康にかかわる豊かな専門性を学びます。

- (7) 総合科目を通して、保健・医療・福祉・教育・司法・産業各領域に対して、常に問題意識を持ち、問題を解決するための視点の獲得を図ります。

2. 教育方法

- (1) 専門教育科目では、主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を実施します。
- (2) 専門教育科目では、形成的評価を実施し、適宜フィードバックを行います。
- (3) 公認心理師の資格取得のための「心理実習」では、保健、医療、福祉、教育の現場を通して、公認心理師としての基本的な知識、技術について学び、課題の発見から解決能力の育成をはかります。
- (4) 言語聴覚士の資格取得のための「学外評価臨床実習」「学外総合臨床実習」では、保健、医療、福祉の現場を通じ、言語聴覚療法に関わる支援について学び、かつ、生涯にわたる自己研鑽をするための姿勢を身に付けます。
- (5) チューターとの面接を各年次で実施し、自己学習や実習の「振り返り」を行います。

3. 教育評価

- (1) 公認心理師、言語聴覚士、社会福祉士に必要な演習・実習の履修に当たっては、所定の科目の合格を求めます。
- (2) 2年次のGPA及び2年次までの単位の取得状況を評価し、所定の条件を満たした学生には専門ゼミの履修および卒業研究の着手を認めます。
- (3) 心理・福祉コースの4年間の学修成果は、卒業研究（必修）によって行い、複数教員によって評価ルーブリックを活用し総括的評価を行います。
- (4) 言語聴覚コースの4年間の学修成果は、学外総合臨床実習、卒業研究（専門ゼミⅢ）と重点試験（専門ゼミⅣ）によって行い、複数の教員によって総合的な評価を行います。

Ⅲ. 入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）

本学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

1. 求める学生像

- (1) 医療・保健、福祉、教育領域等の専門性の高い仕事に就く意欲がある人
- (2) 他人と協働して活動や学習することに進んで参加できる人
- (3) 広い視野を持ち、専門性を活かして地域や個人に対し貢献することができる人

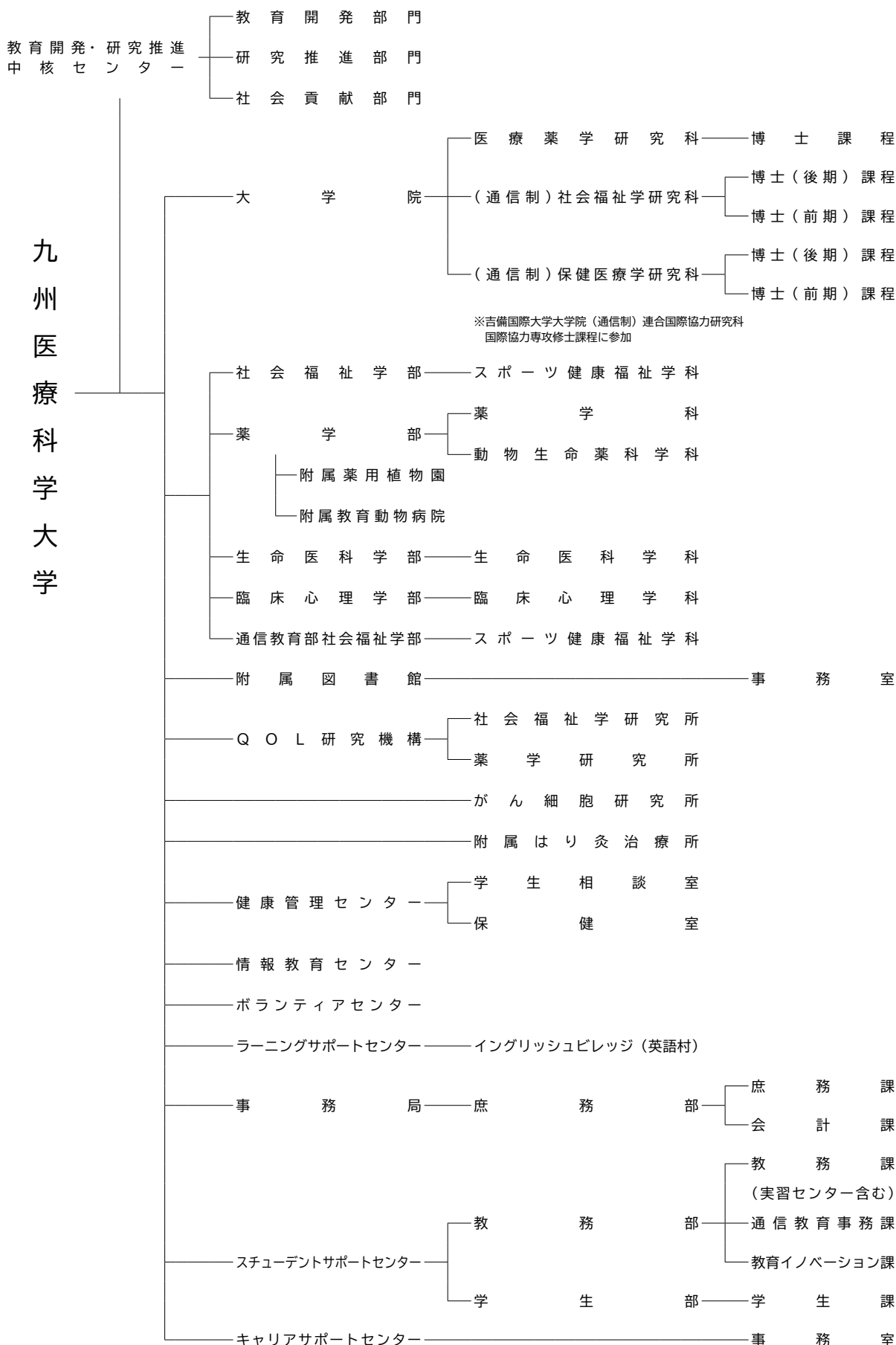
2. 入学までに修得すべき学力・能力

- (1) 高等学校の教育課程を幅広く修得している。
- (2) コミュニケーションの基礎となる、言語能力、表現力、共感性、協働する力などを身に付けている。
- (3) 視野を広げるための旺盛な好奇心、挑戦する意欲、積極的な実行力などを身に付けている。
- (4) 専門的な知識・技能を学習するための基盤となる、聴く力、読む力、書く力、表現する力を身に付けている。

順正学園・九州医療科学大学 沿革

昭和42年（1967）1月	学校法人高梁学園設置認可	は 学 生 生 活 に の
4月	順正短期大学を開設	
9月	順正高等看護専門学院を開設	
昭和51年（1976）4月	順正高等看護専門学院を順正高等看護専門学校に変更	に 授 つ 業 て い 学 修
平成 2年（1990）4月	吉備国際大学開学（社会学部国際社会学科、産業社会学科を開設）	
平成11年（1999）4月	九州保健福祉大学開学（社会福祉学部東洋介護福祉学科、社会福祉計画学科、臨床福祉学科、保健科学部作業療法学科、言語聴覚療法学科、視機能療法学科を開設）	
平成14年（2002）4月	九州保健福祉大学通信教育部社会福祉学部臨床福祉学科を開設 九州保健福祉大学大学院（通信制）社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程、保健科学研究科保健科学専攻修士課程を開設	資 格
平成15年（2003）4月	九州保健福祉大学薬学部薬学科開設 九州保健福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程開設 九州保健福祉大学社会福祉学部社会福祉計画学科、臨床福祉学科3年次編入学定員各5名開設、臨床福祉学科保育士養成課程（定員50名）開設	
平成16年（2004）4月	九州保健福祉大学大学院（通信制）社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（後期）課程（通信制）保健科学研究科保健科学専攻博士（後期）課程開設 九州保健福祉大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科、福祉環境マネジメント学科を開設	
平成17年（2005）4月	九州保健福祉大学総合医療専門学校開設	就 学 職 生 活 活 動 動
平成18年（2006）4月	九州保健福祉大学薬学部薬学科を6年制に移行、入学定員を200名に増員	
平成19年（2007）4月	九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科に臨床福祉専攻、臨床介護専攻、動物療法専攻を設置 九州保健福祉大学社会福祉学部子ども保育福祉学科を開設 九州保健福祉大学保健科学部臨床工学科を開設	
平成20年（2008）4月	九州保健福祉大学大学院（通信制）社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（後期）課程を（通信制）連合社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（後期）課程と名称変更し、吉備国際大学大学院との連合研究科を開設 九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科福祉ビジネス専攻を開設 九州保健福祉大学薬学部動物生命薬科学科を開設	学 充 修 実 環 し 境 た
平成21年（2009）4月	九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科臨床心理専攻を開設 吉備国際大学大学院（通信制）国際協力研究科国際協力専攻修士課程を（通信制）連合国際協力研究科国際協力専攻修士課程と名称変更し、九州保健福祉大学大学院との連合研究科を開設 九州保健福祉大学社会福祉学部介護福祉学科の募集を停止し、臨床福祉学科臨床福祉専攻に介護福祉コースを開設	
平成22年（2010）4月	学校法人高梁学園を学校法人順正学園に名称変更 九州保健福祉大学視機能療法学別科を開設 順正短期大学を吉備国際大学短期大学部に名称変更	
平成24年（2012）4月	九州保健福祉大学大学院医療薬学研究科博士課程を開設 九州保健福祉大学臨床工学別科を開設 順正高等看護専門学校を順正高等看護福祉専門学校に名称変更	関 係 諸 規 程
平成25年（2013）4月	九州保健福祉大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に鍼灸健康福祉コースを開設	
平成27年（2015）4月	九州保健福祉大学生命医科学部生命医科学科を開設	
平成28年（2016）3月	吉備国際大学短期大学部廃止	校 舎 案 内 図
令和 2年（2020）4月	九州保健福祉大学保健科学部作業療法学科、言語聴覚療法学科、臨床工学科の募集を停止し、臨床心理学部臨床心理学科を開設	
令和 4年（2022）4月	九州保健福祉大学大学院（通信制）連合社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（後期）課程を（通信制）社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（後期）課程に名称変更し、併せて（通信制）社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程を（通信制）社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（前期）課程に変更	
令和 5年（2023）3月	順正高等看護福祉専門学校廃止	学 歌・学 園 歌
令和 6年（2024）4月	九州保健福祉大学を九州医療科学大学に名称変更 九州保健福祉大学大学院（通信制）保健科学研究科を九州医療科学大学大学院（通信制）保健医療学研究科に名称変更 九州医療科学大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に救急救命コース、スポーツ科学コース、鍼灸健康コース、ソーシャルワークコースを開設 九州医療科学大学通信教育部社会福祉学部スポーツ健康福祉学科を開設し、併せてハイブリッドコースを開設 九州保健福祉大学総合医療専門学校を九州医療科学大学専門学校に名称変更	

九州医療科学大学 組織図



学生生活のはじめに

■ 学生心得	19
■ 窓口業務一覧	19
■ 諸手続・相談	20
■ 学生への連絡	21
■ 学生番号・学生証	22
■ 異動の届出	22
■ 学生納付金の納入	23
■ 休学・復学・退学・除籍	23
■ 証明書の発行	24
■ 個人情報の取り扱いについて	25

学生心得

本学の学生は「九州医療科学大学の建学の理念」を深く理解し、卒業までに人格の完成をめざし、自発的に学修に精励して教養を高め、多様化する保健・医療・福祉に対する社会的要請に応えられる資質と能力を身に付けなければなりません。本学では、全ての学生に良質の教育環境を提供し、教育と研究の自由を保障します。

また、学生諸君が九州医療科学大学の伝統と良さ校風を築き、健康的で有意義な学生生活を過ごすことができるよう、良識有る行動を心がけてください。

窓口業務一覧

区分	事項	窓口	備考	参照頁
各種証明書	学生証	学生課	入学時発行	P22
	通学証明書	//		P24
	学生生徒旅客運賃割引証	//		P24
	健康診断証明書	//		P24
	在学証明書	教務課		P24
	成績証明書	//		P24
	卒業見込証明書	//		P24
	卒業証明書	//		P24
	納付金額証明書等	会計課		P24
身上異動等	変更届	学生課	戸籍・住民票記載事項証明書	P22
	保証人変更届	//	保証人印	P22
	休学願・退学願	教務課	//	P23
授業・成績関係	履修登録	教務課		P30
	成績確認	//		—
	追再試験受験手続き	//		P32
課外活動	団体の結成	学生課	関係教員承認印	P105
	課外活動届・報告	//		P105
	掲示・印刷物	//		P105
	ボランティア	//		P121
学生生活	落とし物	学生課		P103
	四輪自動車通学許可願	//		P22
	事件・事故・けがなどの被害	//		—
奨学金	日本学生支援機構	学生課		P104
	その他奨学金	//		P104
就職	就職関係全般	キャリアサポートセンター	就職に関する諸手続・相談すべて	P106

諸手続・相談

事項	取扱窓口	摘要	参照頁
履修に関してよく分からない	教務課	不明な点があれば随時照会・相談してください。	P30
休講・補講について知りたい	教務課	事前に連絡するので Universal Passport で確認してください。 (電話での問い合わせには原則的に応じません。)	P29
講義を欠席する・した	教務課 学生課	欠席理由を証明する物(診断書等)を持参する等して、各科目担当教員に申し出てください。公欠は下を確認してください。	—
試験に遅刻、欠席する・したい	教務課 学生課	やむを得ない理由があると認められた場合にのみ追試験を願うことができます。	P32
休学したい	教務課	3ヶ月以上修学できない場合「休学願」を提出してください。(病気による休学の場合、診断書等が必要です。)休学期間中は休学料の納付が必要となります。	P23
学生証を汚損・紛失した	学生課	学生課に届け出てください。	P22
本人または保証人の住所・電話番号が変わった	学生課	Universal Passport で変更の手続きを行ってください。	P22
保証人が変更になった	学生課	Universal Passport で変更の手続きを行ってください。届けがないと大学からの連絡が届かないことがあります。	P22
団体旅行割引を利用したい	学生課	8名以上で必ず引率者が随行すること。駅で書類をもらい大学長名(印)による申請が必要です。	—
公欠を届け出たい	学生課	学生課に届け出てください。	P30・159
自分のパソコンを学校のネットワークに接続したい	学生課	1度目は指定用紙で、次回以降は Universal Passport から手続きを行ってください。	P114
色々な問題で悩んでいる	学生課	チューター・健康管理センター(学生相談室)へ相談してください。	P99
バイク通学をしたい	学生課	規制はしませんが、交通法規を守り交通事故を起こさないよう注意してください。	P103
自動車通学をしたい	学生課	駐車場の収容可能台数の関係で許可制となります。	P103
事故にあった・事故を起こした	学生課	速やかに学生課に届け出てください。	P103
学内での落し物・忘れ物	学生課	学生課に届け出てください。	P103
アルバイトの紹介を受けたい	学生課	掲示板を見て各自で直接応募してください。	P103
奨学金を受けたい	学生課	募集日程をその都度掲示します。家計急変のため貸与が必要となった場合等学生課へ相談してください。	P104
学内で盗難にあった	学生課	学生課に届け出てください。	—
新しいクラブを結成したい	学生課	まず学生課に相談をしてください。	P105
クラブで合宿・遠征をする	学生課	学生課へ課外活動届を1週間前までに提出してください。	P105
学内で掲示やビラ配布をしたい	学生課	窓口へ申し出て必要な手続きを行ってください。	P105
クラブの活動上の諸問題	学生課	クラブの顧問又は、学生課・学生会へ相談してください。	—
クラブで大学の設備・備品を使用したい	学生課	「施設・設備・物品使用等許可願」を提出してください。	—
個人情報の取り扱いを知りたい	学生課	学生課で相談してください。	P25
情報処理室・LL教室を使用したい	教務課 学生課	窓口へ申し出て必要な手続きを行ってください。	—
学費の分納・延納について	会計課	納付期限までに納入が困難な場合は、納付期限の1週間前までに会計課で手続きを行ってください。	P161

学生への連絡

Universal Passport

Universal Passportとは、個々の学籍・履修・成績等の情報を閲覧できるポータルサイトのことです。本学から学生への通知、連絡は、原則としてUniversal Passportにて行います。

別に配布するマニュアルを参照の上、活用してください。

【Universal Passportの利用内容】

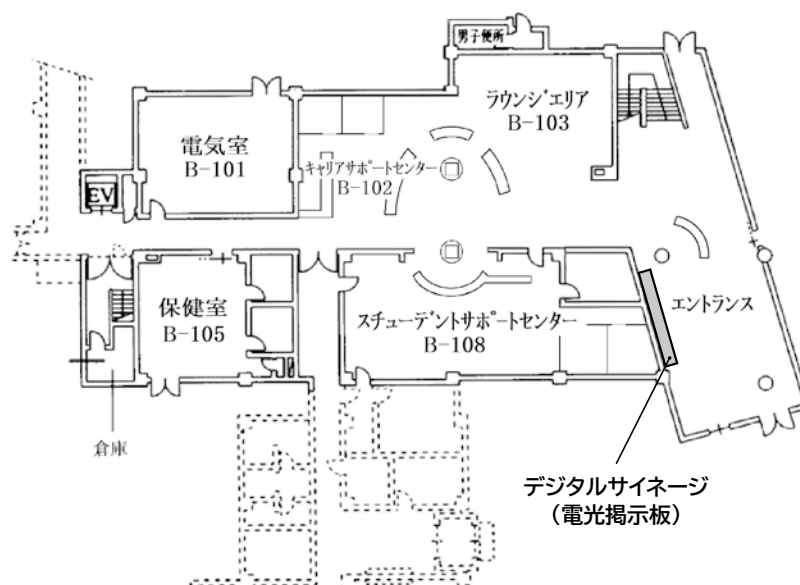
- (1) 履修登録・変更（利用期間内）
- (2) 時間割・シラバスの閲覧
- (3) 学籍情報の閲覧・変更
- (4) 成績・出席情報の閲覧
- (5) 大学からのお知らせの配信
- (6) 休講・補講情報の配信（自然災害等による緊急時を含む）等

なお、パソコンや携帯電話等のメールアドレスを登録すれば、掲示された情報がメールアドレスにも届きます。特に、台風や自然災害による緊急の休講などの情報はUniversal Passportにより配信しますので、必ずメールアドレスを登録してください。

また、一部のスマートフォンでは表示できない場合がありますので、定期的にパソコンで確認するよう心掛けてください。

掲 示 板

大学から学生への通知、連絡はUniversal Passportまたは掲示によって行います。なお、Universal Passportで通知または提示した事項は、周知したものと取り扱いますので、こまめにUniversal Passportを確認し、さらに掲示を見る習慣を身に付けてください。



学生納付金の納入

学生納付金は「九州医療科学大学納付金納入規程」に基づき次のとおり納入してください。

(1) 納付期限

- ・ 納付期限は、前期：4月27日、後期：10月27日で、金融機関休業日の場合は翌営業日となります。
(修学支援新制度対象者は、前期：5月27日、後期：11月27日)
- ・ 特別な事情により納付期限内に納入できない場合は、必ず会計課にご相談ください。
- ・ 理由もなく無届けで滞納し督促に応じない時は、学則により除籍、又は授業および試験に出席すること並びに附属図書館備え付けの図書の閲覧を禁止することがありますので、遅滞なく納入してください。

(2) 納入方法

- ・ 納付月の第1週目に保護者あてに圧着ハガキで振込依頼書を送付しますので、各金融機関窓口での振込みをお願いします。
- ・ 金融機関の出納印をもって領収とみなし、領収書の再発行はできませんのでご了承ください。

(3) 納付金額

- ・ 「九州医療科学大学納付金納入規程」で確認してください(学則・関係諸規程参照)。

※ 既納の納付金は原則として返還しません(学則参照)。

休学・復学・退学・除籍

早めの相談があなたの将来を変えることもあります！

疾病その他の事由で引続き3ヶ月以上修学できない場合は、「休学願」にその理由を詳記し、保証人連署で願い出て、学長の許可を得て、休学することができます。休学を希望するときは、チューターに相談した上で「休学願」を教務課に提出してください。なお、休学の事由が病氣療養の場合は、医師の診断書を添付してください。(学則第26条～29条参照)

また、休学期間中に休学の事由が消滅し復学を希望するときは、「復学願」を教務課に提出してください。(学則第30条参照) なお、提出した「休学願」に基づいて許可された休学期間が満了したら、自動的に復学となります。休学期間中は、休学料の納付が必要です。(学則第45条参照)

また、止むを得ない事由で退学を考えるようになったら、早々にチューターに相談するなど悩みの解決に努めることを優先し、安易に退学を選択しないようにしてください。チューター等との相談後も退学の意思が変わらない場合は、「退学願」にその理由を詳記し、保証人連署の上、教務課に提出してください。「退学願」が受理された後、学長の許可を得て、退学することができます(学則第31条参照)。なお、所定の学納金が未納の場合は「退学願」等は受理されません。

退学とは別に、在学期間修業してもなお卒業が認められない者、あるいは再三の督促にもかかわらず納付金を納入しない者等は、除籍処分となることがあります。(学則第41条参照)

※ 学期末での退学、新学期の休学を検討している場合は、各学期末(前期：9月30日、後期：3月31日)までに手続きを完了してください。

証明書の発行

本学では、各種証明書を24時間いつでもオンラインで申請でき、決済後、学内自動発行機（学内発行サービス）やコンビニのマルチコピー機（コンビニ発行サービス）、郵送（郵送サービス）、また就職先などに直接提出できる電子証明書（PDF 送付サービス）など、各種発行サービスを行っています。

詳しくは、右記QRコードから確認し、申請を行ってください。



証明書一覧表

◇発行方法：㊦担当課窓口または郵送、㊦学内自動発行機、㊦コンビニまたは電子証明発行

種別	担当課	発行方法	料金	備考
学 生 証	学生課	㊦	2,000円	再交付時のみ
仮 学 生 証	学生課	㊦	無料	学内試験用、年間3枚まで
通 学 証 明 書	学生課	㊦	無料	各社通学用定期券を購入する際の証明
学 校 学 生 生 徒 旅 客 運 賃 割 引 証	学生課	㊦	無料	帰省や学業・就職に関する用件で使用可
健 康 診 断 証 明 書	学生課	㊦、㊦、㊦	300円	
在 学 証 明 書	教務課	㊦、㊦、㊦	300円	英文対応可
在 学 期 間 証 明 書	教務課	㊦	300円	英文対応可
成 績 証 明 書	教務課	㊦、㊦、㊦	300円	英文対応可
卒 業 見 込 証 明 書	教務課	㊦、㊦、㊦	300円	英文対応可
卒 業 証 明 書	教務課	㊦、㊦、㊦	300円	英文対応可
推 薦 書	キャリア サポートセンター	㊦	300円	学長推薦のため、内定・合格の場合は辞退 できません。
納付金額証明書等	会計課	㊦	300円	
そ の 他 の 証 明 書		㊦	300円	担当窓口（教務課・学生課）へお問い合わせ ください

※ 英文証明書はすべて600円となります。

※ 学内自動発行機で発行した証明書を就職活動で使用する場合は、キャリアサポートセンターで厳封します。

※ 郵送発行の場合は、別途郵送料が必要となります。

※ ㊦学内自動発行機（1号棟エントランスホールに設置）は、月曜日から金曜日の8:45～18:15に利用可能。

土・日・祝祭日及び休業期間中は利用できません。

窓口での受け取り

オンライン申請後、学内発行機またはコンビニ発行出来ない書類は、窓口受け取りも可能です。
証明書の発行は、原則、申込日の翌日の14:00以降となります。但し、土、日、祝祭日は事務
を取り扱わないので注意してください。
教務課などでの受け取りは、9:00～17:00の時間内にお願いいたします。

*窓口での受け取りには学生証を持参ください。

個人情報の取り扱いについて

九州医療科学大学（以下、本学という。）では、2005年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」の施行にともない、順正学園個人情報保護規定を定め、個人情報の保護に関する法律を遵守し教育機関として個人情報を安全かつ適正に管理・運営することに努めております。

また、本学が委託や提供等を行う場合は、委託や提供先について、一定基準のもとに十分な指導・監督を行っております。

本学は、学生の皆様が充実した教育・研究および学生生活を行えるように、教育・研究支援、学生支援、さらには教育改善、入学者確保等、大学運営上必要と認められる個人情報に限り、入学願書出願時、入学時および在籍中に、学生・保護者（保証人を含む。）より収集し、以下の通り利用させていただいております。

1. 個人情報の利用目的（法第18条1項関係）と保有個人情報に関する事項（法第27条1項関係）

個人情報の利用目的	
・本学に関わる業務上の各種通知・連絡を行うため ・授業を滞りなく運営するため ・学生指導をするため ・学生等の学籍管理、履修・成績管理等を行うため ・各種証明書を発行するため ・各種統計調査を遂行するため ・学生等の各種福利厚生業務（奨学金交付、各種助成、アパート・貸室・アルバイト紹介、遺失物、学生生活支援）を行うため ・厚生施設利用管理のため ・学生団体及び個人の課外活動支援業務を行うため ・教育後援会運営のため ・健康管理を行うため ・就職支援及び就職活動支援を行うため	・各種講座・ガイダンス運営のため ・進学情報を提供するため ・入学試験及び入学者選考業務を行うため ・業務連絡を円滑に行うため ・受験料、入学手続き金及び学費等学納金の収納管理業務を行うため ・各種補助金関係調査票作成・申請業務を行うため ・教育研究に要する施設整備の各種募金活動を行うため ・同窓会の円滑な運営の支援及び各種通知・連絡のため ・図書館の貸出管理業務を行うため ・国際交流運営管理業務を行うため ・自己点検・評価、第三者評価に関わる業務を遂行するため 上記の他、本学の管理・運営に関わる業務において必要な事務を処理するため
保有個人情報に関する事項	
・授業その他の教育活動を行うため ・本学教員による学術研究活動を行うため ・本学の管理・運営に関する業務において必要な事務を処理するため ・学生の教務事務のため ・学生の生活支援活動のため ・学生の支援・助成活動のため	・学生の就職活動支援業務のため ・図書館及び附属研究所など、附置施設の業務運営を行うため ・学内ネットワークの管理運営を行うため ・入学試験業務を行うため ・教育後援会、同窓会に個人データを提供するため

2. 個人情報の外部委託（法第22条関係）について

本学の業務遂行（各種送付物やデータ入力等）のため、業務の一部または全部を外部委託することがあります。その際は、当該個人情報の漏洩や流失、不正利用等がないように委託先に対し必要かつ適切な管理を義務付けていきます。

3. 個人情報の第三者提供について

本学は、個人情報を本人の同意なしに第三者に提供することはいたしません。ただし、個人情報保護法第二十三条第1項第一から四号に規定される項目については、本人の同意なしに情報提供することがあります。

4. 個人情報の共有について

本学の学生、卒業生、保護者または教職員で構成された組織（教育後援会、同窓会、教職員組合）および本学子

会社（株式会社JEI）が、本学と協力し学生の教育や生活支援、学生募集、教育改善など、教育・研究の発展に取り組む場合には、情報共有することがあります。

5. 個人情報の開示・訂正について

収集した個人情報について、学生・保護者の皆様は、上記担当部署において個人情報の開示・訂正を請求することができます。開示・訂正についての問い合わせ、または利用および提供等の中止を求められる方は、上記の担当部署までお申し出ください。

なお、個人情報の利用・提供等を中止された場合は、本学生として学修や各種支援の利用等に支障をきたすことがありますので、履修登録までにご相談ください。

【相談窓口】 九州医療科学大学庶務部、または、スチューデントサポートセンター教務部教務課

電話番号：0982-23-5555 FAX：0982-23-5530

授業・学修について

■ 授業	29
■ 出席登録	29
■ 公欠	30
■ 単位	30
■ 履修登録	30
■ 試験・成績	32
■ 卒業	33
■ カリキュラム	34
■ 高等教育コンソーシアム宮崎 コーディネート科目の受講について	55
■ 放送大学の授業科目	55

授業

授業時間

本学では、2期（前期及び後期）を通じて月曜日から土曜日までの週6日にわたって、各時限90分単位で授業を行います。

	午 前		午 後		
時 限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
時 間	9:00～10:30	10:45～12:15	13:10～14:40	14:55～16:25	16:40～18:10

休講・補講

授業担当者の都合や自然災害等に伴い授業が行われないことを休講といいます。

授業が休講になった場合、授業回数の不足を補うために補講を行わなければなりません。

休講、補講の連絡はUniversal Passportにより通達します。

警報発令時の休講措置

宮崎県北部平野部に警報（暴風・大雨が二つ同時、又は大雪、暴風雪のいずれか一つ）・特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪のいずれか一つ）が発令された場合は、全ての授業（試験を含む）を休講にします。原則として、上記警報・特別警報の内いずれか一つでも解除された場合は、その時刻により下記の措置に従います。

警報解除時刻（宮崎県北部平野部）	授業開始時刻
午前7時までに解除	平常通り
午前11時までに解除	3時限（13時10分～）より開始
午前11時を過ぎて解除	全日休講

ただし、警報解除後でも協議の結果引き続き危険であると判断した場合及び授業・試験中に警報や避難勧告などが発令された場合は、本学のホームページ・Universal Passport等により指示します。なお、休講となった授業については後日原則として補講を行うので、Universal Passportに注意してください。

学外実習中の場合は、実習先の指示に従ってください。

公共交通機関等が不通になった場合の取扱い

公共交通機関（鉄道・バス）を使用して通学している学生は、自然災害或は事故等により通学区間が不通になった場合、運行再開を待って登校してください。

また、道路や橋などが通行不可能となり、他に通学の手段がなくなった場合も復旧を待って登校してください。

なお、いずれの場合も速やかに教務課にその旨を連絡し指示を受けてください。

出席登録

学生証による出席登録

本学では、講義室で行われる授業の出席登録に学生証を使用します。授業開始前に、講義室内に設置してあるICカードリーダーに学生証をかざすことで、出席登録ができます。学生証を紛失した場合や破損した場合は、出席登録ができませんので、速やかに学生課にて再発行の手続きを行ってください。学内では、学生証を常に携帯するようにしてください。

公 欠

本学では、公欠制度を設けています。「公欠制度」とは特別な事由により授業や単位認定試験を欠席する場合に、公欠願を提出し、かつ、レポート課題等を提出することにより、授業が出席扱いとなります。また、単位認定試験においては、追試験の対象（ただし、学友会所属団体（部）等大会参加は対象外）となる制度です。

公欠願の様式は、学生課にありますので、必要書類（写し可）を添付し、チューター及び関係教員等の承認印を得て、学生課に提出してください。（手続き不備の場合は、公欠が認められないことがあります。）

学内決裁終了後（約1週間）に学生課で公欠願申請書の写しを受け取り、担当教員に呈示してください。

なお、詳細については、「公欠に関する申し合わせ」のページ（P159）を参照してください。

※ 学生課に公欠願申請書を提出するだけでは公欠になりません。必ず受け取りに来てください。

公欠の範囲及び必要添付書類

- (1) 忌引き（一親等7日以内、二親等3日以内）
会葬礼状等の書類を添付し、事後速やかに提出してください。
- (2) 学校伝染病
医師の診断書を添付し、事後速やかに提出してください。
- (3) 学友会所属団体（部）等大会参加
大会要項等を添付し、必ず2週間前までに提出してください。ただし、緊急の場合は、事後速やかに提出してください。
- (4) その他
震災・天災等に遭遇した場合は罹災証明、また、公共交通機関が不通になった場合は遅延証明を添付し、事後速やかに提出してください。

単 位

大学における教育課程は、「大学設置基準」に定められた単位制に基づいて行われます。単位制とは、各年次に配当された授業科目全てに単位数が定められており、その授業科目を履修した者に対しては、試験又はその他の方法により、学則第36条に基づき学習の評価を行い、合格した者に当該科目の単位を認定します。それらの単位数の合計が一定要件と一定基準数を満たした場合のみ卒業が可能となる制度のことです。

また、単位の認定は、学期ごとに学生の学修到達度によって行われます。但し、通年開講の授業科目は学年末に認定を行います。

なお、本学ではCAP制を設け、年間に履修できる単位数の上限を49単位と定めています。CAP制とは、事前・事後の学修を含め、各授業科目を受講するために十分な学修時間を確保することを目的に、履修単位の上限を定めたものです。また、一定の条件を満たす優秀な方に対しては、制限を緩和し49単位以上の履修が出来る仕組みもあります。

履 修 登 録

履修にあたって

1. 大学4年間又は6年間を見通して履修計画をたてること

大学においては、学科ごとに卒業に必要な単位数が定められています。また、各種の資格取得のための要件、実習許可のための要件、進級の要件なども定められています。したがって、各学年に配当された科目を適切に履修し、毎年、計画的に必要な単位を修得していくことが大切です。

学期は前期・後期の2学期制となっており、各学期に、履修しなければならない科目（必修科目）や選択して履修すべき科目が配置されています。自分が所属する学科のカリキュラム（授業科目一覧表）をよく確認し、自分が履修する科目を選び履修登録をおこなってください。

なお、年間に履修できる単位数の上限（49単位）を設定していますので、計画的な履修をおこなってください。

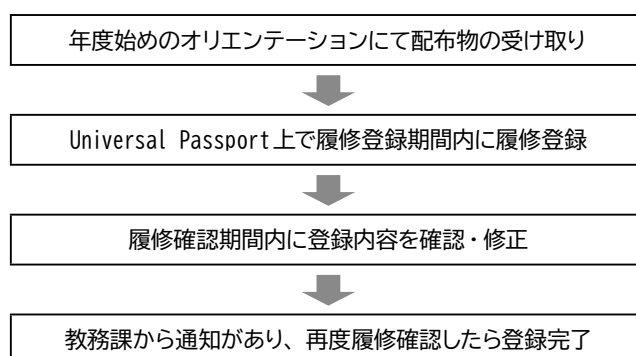
2. 目的に沿った履修計画をたてること

カリキュラム（授業科目一覧表）・シラバスを参考にしながら、学習目的（資格取得等）にしたがって系統的に履修するようにしてください。授業科目には、必修科目、選択科目、自由科目があります。必修科目は、1科目でも修得できないと卒業することができません。また、選択であっても分野ごとに定められた卒業要件を満たすために必要な科目もありますのでよく注意してください。

どの科目を履修登録すべきか（＝どの科目の単位が必要なのか）は、学科、取得希望資格、前年度までの単位修得状況など、人によってそれぞれ異なります。特に最終年次生は、その年度の卒業や資格取得ができなくなる場合もありますので、自分自身で慎重に確認する必要があります。

履修の手続き

- (1) 年度の始めに下記のフローチャートに従い、Universal Passportにて履修登録期間内に所定の履修手続きをおこなってください。
- (2) 履修登録した科目に限り受講・受験できます。履修登録ができていない科目は、授業に出席することも、単位認定試験を受験することも、単位を修得することもできません。登録時に十分確認してください。
- (3) 履修する科目は、時間割表に示す開講科目の中から選択してください。
- (4) 履修できる科目は、当該年次以下に配当されている科目に限られます。
- (5) 履修登録は、年度始に「前期科目」「後期科目」「通年科目」（集中講義、オンデマンド授業を含む）の全てを登録してください。
- (6) 前年度、不合格や放棄で単位未修得の科目を再履修する場合も、必ず履修登録は必要です。
- (7) クラスが指定されているものはその指定どおり受講してください。
- (8) 履修登録時に、卒業要件・必修科目・資格取得要件も確認してください。
- (9) 履修確認期間内に登録内容を確認・修正して下さい。
- (10) 履修確認期間を過ぎると登録した科目は抹消できません。また登録完了後は、原則として、新たに科目を追加することはできません。
- (11) 後期開始前の履修修正期間には、「後期科目」のみ修正・追加可能です。
- (12) 不明な点は、教務課窓口で問い合わせして下さい。（原則として、電話での問い合わせは受け付けません。）



シラバス

シラバスとは、講義目的・概要、評価方法、履修する上での必要な条件、講義計画を記載したものです。授業計画を立てる前によく読んでください。

Universal Passport上で確認することができます。

オフィスアワー

オフィスアワーとは、あらかじめ設定された時間帯に専任の教員が研究室で待機し、学生からの質問や相談を受け易くするための制度です。シラバスや研究室前に提示された時間帯において、学修・生活相談など有効に活用してください。非常勤講師の先生方には、原則、教務課横の非常勤講師控室や授業実施教室にて、授業開始の前後に相談が可能です。

時間割表

その年度に開講される授業を曜日・時限別に一覧にしたものです。

科目クラス

授業科目によっては、少人数によるクラス編成をするものがありますので、指定された科目クラスで履修してください。

試験・成績

1. 試験の種類

(1) 単位認定試験

授業科目の単位の認定に係る学習の評価（中間評価を含む。）を行うために実施する試験のことです。実施の有無及び実施方法は授業担当教員が定め、学生に通知します。

(2) 追試験

単位認定試験を受験できなかった場合、追試験を実施します。追試験を実施した場合の学習の評価は100点を最高点とします。（履修規程P157 第11条参照）

《追試験手続き》

追試験を希望する学生は「追試験受験願」にその事由を証明する書類を添えて、単位認定試験の翌日より1週間以内に教務課へ提出してください。

追試験は1回の単位認定試験に対して1回限りとし、単位認定試験の日より1ヶ月以内に実施します。1ヶ月以内に受験できなかった場合は「追試験受験願」は無効となります。また、追試験に対する追試験及び再試験は実施しません。

(3) 再試験

学習の評価が不合格（中間評価の場合は0点～59点）の場合、授業担当教員の判断により、再試験を実施することがあります。再試験を実施した場合の学習の評価は70点を最高点とします。（履修規程P156 第10条参照）

《再試験手続き》

再試験を受験する学生は、別途指示する期間に「再試験受験願」に受験料（1科目2,000円）分の証紙を貼付し、指定する期日までに教務課へ提出してください。再試験は1科目につき、各履修期に1回限りとし、再試験に対する追試験及び再試験は実施しません。

2. 単位認定の要件

- (1) 当該科目の履修登録をしていること。
- (2) 授業時間数の3分の2以上出席していること。
- (3) 定められた期日までに授業料及びその他の諸納付金を完納していること。

3. 成績の発表

年次ごとの成績は、本人に通知します。なお、3年次までの成績は、毎年度末までにUniversal Passportで保証人に開示します。なお、学年の学業成績及び人物についての外部からの問い合わせには、原則として対応しません。

4. 単位修得の認定・学習の評価の基準

以下の基準で単位修得の認定、学習、の評価を行います。(学則第36条)

評価	評点	GP (Grade Point)	判定	基準等
秀 (S)	100～95点	4.5	合格	到達目標を達成し、極めて優秀な成績をおさめている。
	94～90点	4.0		
優 (A)	89～85点	3.5	合格	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。
	84～80点	3.0		
良 (B)	79～75点	2.5	合格	到達目標を達成している。
	74～70点	2.0		
可 (C)	69～65点	1.5	合格	到達目標を最低限達成している。
	64～60点	1.0		
不可 (D)	59～0点	0	不合格	到達目標を達成していない
放棄 (E)	なし	0	不合格	定められた学修水準に達していない。 (試験未受験・授業出席回数不足等)
認定 (N)	—	—	合格	単位認定科目

5. GPA制度

本学では、成績評価にGPA制度を導入しており、GPAはUniversal Passportで確認できます。今後、成績優秀者の判定等に利用していきますので、算出方法を理解しておいてください。

《GPAの算出方法》

$$\text{年度 GPA} = \frac{(\text{当該年度中に履修登録した授業の単位数} \times \text{当該授業科目の GP}) \text{の総和}}{\text{当該年度中に履修登録した科目の総単位数 (不可・放棄を含む)}}$$

$$\text{累積 GPA} = \frac{(\text{在学中に履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目の GP}) \text{の総和}}{\text{在学中に履修登録した科目の総単位数 (不可・放棄を含む)}}$$

ただし、単位認定科目はGPAの算定除外科目であり、修得単位数からも履修登録単位数からも除きます。

卒業

卒業するためには、学則第37条に定められたとおり、本学に在学し、以下の単位を修得することが必要です。ただし、分野毎に必要な修得単位数が定められているので注意して履修して下さい。

学 部	学 科	修得すべき単位数
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	124単位以上
薬学部	薬学科	189単位以上
	動物生命薬科学科	124単位以上
生命医科学部	生命医科学科	124単位以上
臨床心理学部	臨床心理学科	124単位以上

カリキュラム

本学のカリキュラムは、カリキュラム・ポリシーの理念に沿って、「基礎科目」と「専門教育科目」に分けられ、それぞれの科目群の中には分野・学部等横断的視点から教育内容を構成した科目も配置されています。

「基礎科目」には、大学全体としての「大学共通基礎科目」を配置し、専門職人材を育成する上で必要となる基礎的な資質能力の涵養を目指しています。また、学部・学科毎にも教養基礎科目を配し、医療・福祉・薬学などの人材養成を行うために必要となる、専門基礎力の向上を目指したカリキュラム構成を行っています。

次に「専門教育科目」では、医療・福祉・薬学などの専門職種に直結した専門的かつ高度な授業科目を配することで、知識や技能の修得を行い、さらには卒業後には即戦力として活躍できる応用力を持った人材育成ができるよう、工夫を凝らした科目配置を行っています。

2025年度入学生用カリキュラム	
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科…………… P35参照
薬学部	薬学科…………… P42参照
	動物生命薬科学科…………… P45参照
生命医科学部	生命医科学科…………… P48参照
臨床心理学部	臨床心理学科…………… P51参照

所定の単位を修得し卒業するためには、入学年度・学科ごとのカリキュラム表に従って授業科目を履修しなければなりません。

ただし、「自由科目」、教育職員免許状取得に必要な「教職に関する科目」の単位は、卒業に必要な科目の単位数には含まれないので注意して下さい。

科目の開講期は変更になる場合がありますので、時間割で必ず確認してください。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

九州医療科学大学では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げる資質・能力を備えた人材を養成するため、以下の方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

【教育課程の編成】

- (1) 教養教育として、グローバルな視野と総合的な判断力を身に付け、豊かな人間性を涵養することを目指す大学共通基礎科目を置く。
- (2) 専門的な知識・方法論・技能を体系的に身に付けるとともに、国家資格等の取得に必要な到達目標を達成できるように専門教育科目を置く。
- (3) 多くの専門科目を学修するための基礎となる科目や個々の専攻分野を超えた学部横断的な科目を置く。
- (4) 修得した知識や技能を総合して、新たな課題の解決に応用できる資質・能力を育成するために卒業研究等の科目を置く。

【教育内容・方法】

- (1) 各授業科目について到達目標、授業計画、成績評価基準・評価方法、事前事後の学修を周知する。
- (2) アクティブ・ラーニングを取り入れた授業については明示し、学生の主体的な学びを実践できるようにする。
- (3) 専門科目では医療・福祉等の現場での実践的な課題を題材として取り上げ、それらの課題解決を実践できるようにする。

【点検・評価】

- (1) 学生一人ひとりが本学での自らの学びの成果を自覚できるように学修成果の可視化に取り組む。
- (2) アセスメント・ポリシーに基づいた厳格な成績評価の実施とともに、多様な評価方法を積極的に取り入れる。
- (3) GPA制度を実施し、教育の質保証に向けての点検・評価・改善を行う。

社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科

1. 基礎科目

分野別		科目	開講年	単 位 数			開講期	時間数	備考
				必修	選択	自由			
大学共通基礎科目	共通 英語	英語	1		2		前	30	各分野から最低1科目以上修得。 大学共通基礎科目の中から10単位以上修得。 鍼灸健康コースの学生は「コミュニケーション論」は必修。
		英語コミュニケーション	1		2		後	30	
	教育 情報	情報処理入門	1	1			前	30	
		データサイエンスⅠ	1		1		後	30	
		データサイエンスⅡ	1		1		後	30	
	総合教育	キャリア教育	1		2		前	30	
		コミュニケーション論	1		2		後	30	
		QOLと人間の尊厳	1	2			前	30	
		日向国地域論	1		2		前	30	
		日向国地域体験学習	1		1		通	30	
		医療・福祉連携講座	1		1		通	30	
		ボランティア活動	1		1		通	30	
		インターンシップ	1		1		通	30	
学科共通基礎科目	人間と社会・文化	日本語Ⅰ	1		2		前	30	各分野から最低1科目以上修得し、学部共通基礎科目の中から14単位以上修得すること。 鍼灸健康及び救急救命コースの学生は「生理学」は必修。
		日本語Ⅱ	1		2		後	30	
		日本語Ⅲ	2		2		前	30	
		日本語Ⅳ	2		2		後	30	
		日本語総合講座Ⅰa	1		2		前	30	
		日本語総合講座Ⅰb	1		2		後	30	
		日本語総合講座Ⅱa	1		2		前	30	
		日本語総合講座Ⅱb	1		2		後	30	
		哲学	1		2		後	30	
		倫理学	2		2		後	30	
		芸術	1		2		後	30	
		日本国憲法	2		2		前	30	
		経済学	2		2		前	30	
	科学 自然	生物学	1		2		前	30	
		生理学	1		2		後	30	
		教職コンピュータ基礎	2		2		前	30	
	教育 健康	生涯スポーツ実習Ⅰ	1		1		前	30	
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1		1		後	30	
		健康科学論	2		2		後	30	
	演習 基礎	基礎演習Ⅰ	1	1			前	30	
		基礎演習Ⅱ	1	1			後	30	

卒業要件として、大学共通基礎科目の中から10単位以上、学部共通基礎科目の中から14単位以上、合計24単位以上修得すること。

ただし、自由科目は卒業単位に含まない。

日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、日本語総合講座Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱbは外国人留学生対象科目となる。

2. 専門教育科目

分野別	科目	開講年	単 位 数			開講期	時間数	備考	
			必修	選択	自由				
学科共通専門科目	福祉・医療共通科目	社会学	1	2		前	30	すべてのコースで履修可能。 5科目10単位以上修得すること。	
		心理学概論	1	2		前	30		
		人体の構造と機能及び疾病	1	2		後	30		
		児童・家庭福祉	1	2		前	30		
		障害者福祉	1	2		後	30		
		高齢者福祉	1	2		前	30		
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	1	2		前	30		
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	1	2		後	30		
		社会福祉の原理と政策Ⅰ	1	2		前	30		
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	1	2		後	30		
		貧困に対する支援	2	2		前	30		
		社会保障Ⅰ	2	2		前	30		
		社会保障Ⅱ	2	2		後	30		
		社会福祉調査の基礎	3	2		前	30		
		介護概論	2	2		前	30		
		福祉・医療制度	3	2		前	30		
		依存症の理解と支援	1	2		後	30		
		精神保健福祉の原理Ⅰ	1	2		後	30		
		精神疾患とその治療Ⅰ	2	2		前	30		
		公衆衛生学	3	2		前	30		
	介護福祉科目	介護の基本Ⅰ	1	2		前	30	すべてのコースで履修可能。	
		介護の基本Ⅱ	1	2		後	30		
		こころとからだのしくみ	2	2		前	30		
		障害と老化の理解	2	2		後	30		
		生活支援技術演習Ⅰ	2	2		前	60		
		生活支援技術演習Ⅱ	2	1		後	30		
		認知症の理解	3	2		後	30		
		介護アセスメント	3	2		後	30		
	住環境科目	福祉住環境論Ⅰ	3	2		前	30		
		福祉住環境論Ⅱ	3	2		後	30		
		福祉住環境デザイン	3	2		後	30		
		福祉施設とまちづくり	3	2		後	30		
	レクリエーション・教育科目	教育原論	2	2		前	30		
		教育心理学	3	2		前	30		
		教育相談	3	2		後	30		
		芸術療法	2	2		後	30		
		レクリエーション論	2	2		前	30		
		レクリエーション実技	2	1		後	30		
		高齢者・障害者スポーツ実習	3	1		前	30		
		アダプテッドスポーツ論	4	2		前	30		
	キャリア教育科目	キャリアデザイン演習Ⅰ	2	1		前	30	(児童福祉Ⅰ)	すべてのコースで履修可能。
		キャリアデザイン演習Ⅱ	2	1		後	30	(児童福祉Ⅱ)	
		キャリアデザイン演習Ⅲ	2	1		後	30	(学校教育Ⅰ)	
		キャリアデザイン演習Ⅳ	3	1		前	30	(学校教育Ⅱ)	
		キャリアデザイン演習Ⅴ	2	1		前	30	(公務員Ⅰ)	
		キャリアデザイン演習Ⅵ	2	1		後	30	(公務員Ⅱ)	
		キャリアデザイン演習Ⅶ	3	1		前	30	(公務員Ⅲ)	
		キャリアデザイン演習Ⅷ	3	1		後	30	(公務員Ⅳ)	

分野別	科目	開講年	単 位 数			開講期	時間数	備考
			必修	選択	自由			
社会福祉専門科目	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2		2		前	30	ソーシャルワークコース、スポーツ科学コースのみ履修可能。
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2		2		後	30	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2		2		前	30	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		2		後	30	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	3		2		前	30	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	3		2		後	30	
	権利擁護を支える法制度	2		2		後	30	
	保健医療と福祉	3		2		前	30	
	福祉サービスの組織と経営	3		2		後	30	
	刑事司法と福祉	3		2		後	30	
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2		1		前	30	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2		1		後	30	
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	3		1		前	30	
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	3		1		後	30	
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	4		1		前	30	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2		1		後	30	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3		1		前	30	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3		1		後	30	
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2		2		後	60	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	3		4		前	180	
	時事福祉学Ⅰ	4		2		前	30	社会福祉士国家試験受験資格取得見込者のみ履修可能。
	時事福祉学Ⅱ	4		2		後	30	
	スクールソーシャルワーク論	3		2		前	30	
	スクールソーシャルワーク演習	3		1		後	30	
	スクールソーシャルワーク実習指導	4		1		前	30	
	スクールソーシャルワーク実習	4		1		前	80	
	医療ソーシャルワーク演習	3		1		後	30	
	医療ソーシャルワーク実習指導	4		1		前	30	
精神保健福祉専門科目	医療ソーシャルワーク実習	4		1		前	45	ソーシャルワークコースのみ履修可能。 スポーツ科学コースで「スクールソーシャルワーク教育課程履修希望届」提出者は、「精神保健の課題と支援Ⅰ」が履修可能。
	精神保健福祉の原理Ⅱ	2		2		前	30	
	精神疾患とその治療Ⅱ	2		2		後	30	
	精神障害リハビリテーション論	3		2		前	30	
	精神保健福祉制度論	2		2		後	30	
	精神保健の課題と支援Ⅰ	3		2		前	30	
	精神保健の課題と支援Ⅱ	3		2		後	30	
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	3		2		前	30	
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	3		2		後	30	
	精神保健福祉援助演習Ⅰ	3		1		後	30	
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	4		1		前	30	
	精神保健福祉援助演習Ⅲ	4		1		後	30	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	3		1		後	30	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	4		1		前	30	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	4		1		後	30	
	精神保健福祉援助実習Ⅰ	3		1		後	30	
	精神保健福祉援助実習Ⅱ	4		4		前	180	

分野別	科目	開講年	単位数			開講期	時間数	備考
			必修	選択	自由			
スポーツ科学専門科目	スポーツマネジメント	4		2		前	30	スポーツ科学コース、鍼灸健康コース、救急救命コースのみ履修可能。
	スポーツ心理学	2		2		後	30	
	スポーツ社会学	3		2		後	30	
	運動学	3		2		後	30	
	スポーツ・レクリエーション演習	3		1		後	30	
	運動生理学	2		2		前	30	
	スポーツ栄養学	2		2		後	30	
	バイオメカニクス	1		2		前	30	
	トレーニング論	4		2		前	30	
	体力学	2		2		後	30	
	スポーツ医学Ⅰ	3		2		前	30	
	スポーツ医学Ⅱ	3		2		後	30	
	救急対応Ⅰ	1		2		後	30	
	コーチング論	4		2		前	30	
	人体の解剖と機能Ⅰ	1		2		後	30	
	人体の解剖と機能Ⅱ	2		2		前	30	
	スポーツ科学	4		2		前	30	
	トレーニング科学	1		2		後	30	
	スポーツ原理	1		2		前	30	
	スポーツ健康福祉論	1		2		前	30	
	運動処方論	3		2		前	30	
	体力学演習	3		1		前	30	
	学校保健	3		2		前	30	
	生活習慣病予防学	4		2		前	30	
	健康スポーツ実習Ⅰ	1		2		後	60	
	健康スポーツ実習Ⅱ	2		2		前	60	
	健康スポーツ現場実習	3		2		通	60	
	スポーツ教育現場実習Ⅰ	1		1		通	30	
	スポーツ教育現場実習Ⅱ	2		2		通	60	
	スポーツ教育現場実習Ⅲ	3		2		通	60	
	健康運動指導論	3		2		後	30	
	スポーツ実習Ⅰ（器械体操）	1		1		後	30	
	スポーツ実習Ⅱ（屋外球技）	2		1		後	30	
	スポーツ実習Ⅲ（屋内球技）	1		1		後	30	
	スポーツ実習Ⅳ（陸上）	2		1		後	30	
	スポーツ実習Ⅴ（水泳）	2		1		前	30	
	スポーツ実習Ⅵ（ダンス）	2		1		前	30	
	スポーツ実習Ⅶ（柔道）	2		1		後	30	
	スポーツ実習Ⅷ（野外スポーツ実習）	1		1		前	30	

分野別	科目	開講年	単 位 数			開講期	時間数	備考
			必修	選択	自由			
鍼灸健康専門科目	医学概論	1		2		後	30	鍼灸健康コースの学生は必修。 鍼灸健康コース以外の学生は履修できません。
	社会保障制度および職業倫理	4		1		後	15	
	解剖学Ⅰ	1		2		後	30	
	解剖学Ⅱ	2		2		前	30	
	解剖学Ⅲ	2		2		後	30	
	運動学概論	2		1		前	30	
	身体の働きⅠ	2		2		前	30	
	身体の働きⅡ	2		2		後	30	
	リハビリテーション	3		2		前	30	
	病理学概論	2		2		後	30	
	衛生学Ⅰ	3		2		前	30	
	衛生学Ⅱ	3		2		後	30	
	臨床医学総論Ⅰ	2		1		前	30	
	臨床医学総論Ⅱ	2		1		後	30	
	臨床医学各論Ⅰ	2		1		後	30	
	臨床医学各論Ⅱ	3		1		前	30	
	臨床医学各論Ⅲ	3		1		後	30	
	臨床医学各論Ⅳ	4		1		前	30	
	病態生理学	3		1		後	30	
	鍼灸理論	3		2		前	30	
	東洋医学概論Ⅰ	1		2		前	30	
	東洋医学概論Ⅱ	1		2		後	30	
	経絡経穴学Ⅰ	1		1		前	30	
	経絡経穴学Ⅱ	1		1		後	30	
	経絡経穴学Ⅲ	2		1		前	30	
	東洋医学臨床論Ⅰ	2		2		後	30	
	東洋医学臨床論Ⅱ	3		2		前	30	
	東洋医学臨床論Ⅲ	3		2		後	30	
	東洋医学臨床論Ⅳ	4		2		前	30	
	東洋医学臨床論Ⅴ	4		1		後	15	
	物理療法学	3		2		前	30	
	鍼灸治療の安全と適応判断	4		1		前	30	
	鍼灸診断演習	3		1		後	30	
	社会鍼灸学	4		2		前	30	
	基礎鍼灸実習	1		1		後	30	
	臨床鍼灸実技Ⅰ	2		1		前	30	
	臨床鍼灸実技Ⅱ	2		1		後	30	
	臨床鍼灸実技Ⅲ	3		1		前	30	
	臨床鍼灸実技Ⅳ	3		1		後	30	
	臨床鍼灸実技Ⅴ	4		1		前	30	
	臨床鍼灸実技Ⅵ	4		1		後	30	
	臨床灸実技Ⅰ	2		1		前	30	
	臨床灸実技Ⅱ	2		1		後	30	
	臨床灸実技Ⅲ	3		1		前	30	
	臨床灸実技Ⅳ	3		1		後	30	
	臨床灸実技Ⅴ	4		1		前	30	
	臨床灸実技Ⅵ	4		1		後	30	
	臨床鍼灸評価実習Ⅰ	2		1		後	30	
	臨床鍼灸評価実習Ⅱ	3		1		後	30	
	臨床鍼灸実習Ⅰ（治療所）	3		2		通	90	
	臨床鍼灸実習Ⅱ（治療所）	4		2		通	90	
	スポーツ健康鍼灸学	3		2		後	30	

分野別	科目	開講年	単位数			開講期	時間数	備考
			必修	選択	自由			
救急救命専門科目	人体構造学	1		2		前	30	救急救命コースの学生は必修。 救急救命コース以外の学生は履修できません。
	人体機能学	1		2		前	30	
	薬物療法学	3		1		前	15	
	病理学	2		2		前	30	
	生化学	2		1		後	15	
	免疫・感染症学	2		1		後	15	
	疾病救急医学Ⅰ	2		2		前	30	
	疾病救急医学Ⅱ	2		2		後	30	
	疾病救急医学Ⅲ	3		1		前	15	
	疾病救急医学Ⅳ	3		2		前	30	
	疾病救急医学Ⅴ	4		2		前	30	
	疾病救急医学Ⅵ	4		2		前	30	
	外傷救急医学Ⅰ	2		2		前	30	
	外傷救急医学Ⅱ	2		2		後	30	
	急性中毒学・環境障害	3		1		前	15	
	救急病態生理学	2		2		前	30	
	救急症候学	2		2		後	30	
	救急医学概論	1		2		前	30	
	救急医学各論	1		2		後	30	
	救急処置概論	1		2		後	30	
	救急処置各論	2		2		前	30	
	災害救急医学	2		2		後	30	
	患者搬送技術論	1		2		後	30	
	ファーストレスポnder実習	1		2		前	90	
	救急処置実習A-I	1		4		通	180	
	救急処置実習A-II	2		4		通	180	
	救急処置実習A-III	3		4		通	180	
	救急処置実習A-IV	4		4		通	180	
	救急処置実習B-I	3		2		後	90	
	救急処置実習B-II	3		4		後	180	
	救急処置実習C	3		1		前	45	
	救急救命総合演習Ⅰ	3		2		後	30	
	救急救命総合演習Ⅱ	4		2		前	30	
	救急救命総合演習Ⅲ	4		2		後	30	
総合科目	スポーツ健康福祉学演習Ⅰ	3	1			前	30	
	スポーツ健康福祉学演習Ⅱ	3	1			後	30	
	スポーツ健康福祉学演習Ⅲ	4	1			前	30	
	スポーツ健康福祉学演習Ⅳ	4	1			後	30	
	卒業研究Ⅰ	4	2			前	30	
	卒業研究Ⅱ	4	2			後	30	

分野別	科目	開講年	単 位 数			開講期	時間数	備考
			必修	選択	自由			
アスレティックトレーナーに関する科目	アスレティックトレーナー概論	1			1	前	30	アスレティックトレーナーに関する科目は卒業要件の単位に含まれません。 ソーシャルワークコースは履修できません。
	スポーツ外傷・障害および疾病Ⅰ	2			1	前	30	
	スポーツ外傷・障害および疾病Ⅱ	2			1	後	30	
	検査・測定と評価	2			1	前	30	
	スポーツ外傷・障害および疾病の予防Ⅰ	2			1	前	30	
	スポーツ外傷・障害および疾病の予防Ⅱ	2			1	後	30	
	スポーツ外傷・障害および疾病の予防Ⅲ	3			1	前	30	
	救急対応Ⅱ	2			1	前	30	
	コンディショニングⅠ	2			1	後	30	
	コンディショニングⅡ	3			1	前	30	
	コンディショニングⅢ	3			1	後	30	
	リコンディショニングⅠ	2			1	後	30	
	リコンディショニングⅡ	3			1	前	30	
	リコンディショニングⅢ	3			1	後	30	
	アスレティックトレーナー実習Ⅰ	1			1	後	30	
	アスレティックトレーナー実習Ⅱ	2			1	前	30	
	アスレティックトレーナー実習Ⅲ	2			1	後	30	
	アスレティックトレーナー実習Ⅳ	3			1	前	30	
	アスレティックトレーナー実習Ⅴ	3			1	後	30	
	アスレティックトレーナー実習Ⅵ	3			1	後	30	

卒業要件として、専門教育科目の中から100単位以上修得すること。

ただし、自由科目は卒業単位に含まない。

また、基礎科目、専門教育科目を合わせて124単位以上修得すること。

3. 教職に関する科目

分野別	科目	開講年	単 位 数			開講期	時間数	備考
			必修	選択	自由			
教職に関する科目	教職論	1			2	後	30	教職に関する科目は卒業要件の単位に含まれません。 スポーツ科学コース、救急救命コースのみ履修可能。 ソーシャルワークコースで「スクールソーシャルワーク教育課程履修希望届」提出者は、「教職論」、「教育行政学」、「特別支援教育」を履修可能。
	教育行政学	2			2	後	30	
	特別支援教育	3			1	前	15	
	教育課程論	2			2	後	30	
	保健体育科教育法Ⅰ	3			4	前	60	
	保健体育科教育法Ⅱ	3			4	後	60	
	道德教育の指導法	2			2	後	30	
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			2	前	30	
	教育方法・情報通信技術活用論	3			2	後	30	
	生徒・進路指導論	2			2	前	30	
	教職実践演習（中・高）	4			2	後	30	
	教育実習指導	3			1	後	30	
	教育実習Ⅰ	4			2	通	60	
	教育実習Ⅱ	4			2	通	60	
	介護等体験	3			1	前	45	

教職に関する科目は卒業要件の単位に含まれない。

薬学部 薬学科

1. 基礎科目

分野別		新カリキュラム	開講年	単 位 数			開講期	時間数	備考
				必修	選択	自由			
大学共通基礎科目	共通英語	英語	1	2			前	30	必修9単位、選択3単位、小計12単位以上修得
		英語コミュニケーション	1		2		後	30	
	教育情報	情報処理入門	1	1			前	30	
		データサイエンスⅠ	1		1		後	30	
		データサイエンスⅡ	1		1		後	30	
	総合教育	キャリア教育	1	2			前	30	
		コミュニケーション論	1	2			前	30	
		QOLと人間の尊厳	1	2			前	30	
		日向国地域論	1		2		前	30	
		日向国地域体験学習	1		1		通	30	
		医療・福祉連携講座	1		1		通	30	
		ボランティア活動	1		1		通	30	
		インターンシップ	1		1		通	30	
学科基礎科目		外書講読	3	1			前	30	必修12単位、選択2単位、小計14単位以上修得
		理科系作文法入門	1			1	前	30	
		理科系作文法演習	1	1			後	30	
		生物学	1	1			前	30	
		基礎機能形態学	1	1			前	30	
		物理学	1	1			前	30	
		化学入門	1		1		前	30	
		化学	1	1			前	30	
		薬学数学	1	1			前	30	
		薬学数学演習	1			1	前	30	
		統合医療からみた身体	2		1		前	30	
		倫理学	2		1		前	30	
		哲学	2		1		前	30	
		薬学入門	1	1			前	30	
		プレゼンテーション概論	1	1			後	30	
		薬学と生命倫理入門	2	1			後	30	
		臨床漢方入門	1	1			後	30	
		総合学習Ⅰ	1	1			前	30	

卒業要件として、大学共通基礎科目の中から12単位以上、学科基礎科目の中から14単位以上、合計26単位以上修得すること。ただし、自由科目は卒業要件単位に含めない。

2. 専門教育科目

分野別	新カリキュラム	開講年	単 位 数			開講期	時間数	備考
			必修	選択	自由			
学科専門導入科目	無機化学	1	1			後	30	
	基礎有機化学	1	1			後	30	
	有機化学Ⅰ	2	1			前	30	
	分析化学Ⅰ	1	1			後	30	
	物理化学Ⅰ	2	1			前	30	
	基礎生化学	1	1			後	30	
	生化学Ⅰ	2	1			前	30	
	生物統計学入門	2	1			前	30	
	臨床生薬学入門	2	1			前	30	
	機能形態学演習Ⅰ	1	1			後	30	
	機能形態学演習Ⅱ	1	1			後	30	
	生理・薬理学Ⅰ	2	1			前	30	
	基礎衛生薬学	1	1			後	30	
	衛生薬学Ⅰ	2	1			前	30	
	総合学習Ⅱ	2	1			前	30	
	総合学習Ⅲ	3	1			前	30	
学科専門科目	医薬品情報学	4	2			後	30	
	薬学と生命倫理演習	3		1		前	30	
	コミュニケーション演習	4	1			後	30	
	薬学英语Ⅰ	2		1		前	30	
	薬学英语Ⅱ	4		1		後	30	
	有機化学Ⅱ	2	2			後	30	
	有機化学Ⅲ	3	2			後	30	
	医薬品化学	4	2			前	30	
	放射化学・薬品学	2	2			後	30	
	生物有機化学	3	2			前	30	
	分析化学Ⅱ	2	2			前	30	
	分析化学Ⅲ	2	2			前	30	
	分析化学Ⅳ	3	2			前	30	
	有機構造解析演習	3	1			後	30	
	物理化学Ⅱ	2	1			後	15	
	生化学Ⅱ	2	2			後	30	
	生化学Ⅲ	2	2			後	30	
	ウイルス学	2	2			後	30	
	細菌学	3	2			前	30	
	分子細胞生物学	3	2			前	30	
	腫瘍治療学	4	2			後	30	
	天然医薬品化学	3	2			後	30	
	臨床漢方生薬学	4	2			前	30	
	生理・薬理学Ⅱ	2	2			後	30	
	生理・薬理学Ⅲ	3	2			前	30	
	生理・薬理学Ⅳ	3	2			後	30	
	免疫学	3	2			前	30	
	臨床医学概論	4	2			後	30	
	衛生薬学Ⅱ	3	2			後	30	
	衛生薬学Ⅲ	3	2			後	30	
	衛生薬学Ⅳ	3		1		後	30	
	臨床検査学	3	2			前	30	
	栄養管理学	4	2			後	30	
	臨床製剤学	3	2			後	30	
	生物薬剤学	2	2			後	30	
	物理薬剤学	2	2			後	30	
	物理製剤学	3	2			前	30	
	調剤学	3	2			後	30	
	薬物動態学演習Ⅰ	3	1			前	30	
	薬物動態学演習Ⅱ	3	1			後	30	
	薬物治療学Ⅰ	3	2			後	30	

分野別	新カリキュラム	開講年	単 位 数			開講期	時間数	備考
			必修	選択	自由			
学科専門科目	薬物治療学Ⅱ	3	2			後	30	
	薬物治療学Ⅲ	4	2			前	30	
	薬物治療学Ⅳ	4	2			前	30	
	薬物治療学Ⅴ	4	2			前	30	
	一般用医薬品学	4	2			前	30	
	薬事関係法規Ⅰ	4	2			前	30	
	薬事関係法規Ⅱ	6	2			前	30	
	治験コーディネーター論	6	2			前	30	
	地域医療	4		1		前	30	
	薬学分野横断演習	4		1		前	30	
	基礎薬学総合演習	4	5			通	150	
	臨床推論	5	1			後	30	
	アドバンスト薬学演習	5	1			後	30	
	一般用医薬品学演習	5	1			後	30	
	漢方治療学演習	5		1		後	30	
	薬学総合演習Ⅰ	6	3			前	90	
	薬学総合演習Ⅱ	6	3			後	90	
	薬化学実習	2	1			後	45	
	分析学実習	2	1			後	45	
	生薬学実習	3	1			前	45	
	基礎生化学実習	2	1			後	45	
	生化学実習	3	1			前	45	
	基礎薬理学実習	3	1			前	45	
	薬理学実習	3	1			後	45	
	薬剤学実習	3	1			後	45	
	衛生薬学実習	3	1			後	45	
	実務実習事前学習Ⅰ	4	1			通	45	
	実務実習事前学習Ⅱ	4	1			通	45	
	実務実習事前学習Ⅲ	4	1			通	45	
	特別研究Ⅰ	5	4			通	180	
	特別研究Ⅱ	6	8			前	360	
	実務実習Ⅰ	5	10			通	450	
	実務実習Ⅱ	5	10			通	450	

卒業要件として、専門教育科目の中から163単位以上修得すること。
 また、基礎科目、専門教育科目を合わせて189単位以上修得すること。
 ただし、自由科目は卒業要件単位に含まない。

薬学部 動物生命薬科学科

1. 基礎科目

分野別		科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
				必修	選択			
大学共通基礎科目	共通英語	英語	1	2		前	30	大学共通基礎科目から、10単位以上修得すること。
		英語コミュニケーション	1		2	後	30	
	情報教育	情報処理入門	1	1		前	30	
		データサイエンスⅠ	1		1	後	30	
		データサイエンスⅡ	1		1	後	30	
	総合教育	キャリア教育	1	2		前	30	
		コミュニケーション論	1		2	後	30	
		QOLと人間の尊厳	1	2		前	30	
		日向国地域論	1		2	前	30	
		日向国地域体験学習	1		1	通	30	
		医療・福祉連携講座	1		1	通	30	
		ボランティア活動	1		1	通	30	
		インターンシップ	1		1	通	30	
学科基礎科目		大学英語Ⅰ	1		2	前	30	学科基礎科目から、14単位以上修得すること。
		大学英語Ⅱ	1		2	後	30	
		実用英語Ⅰ	2		2	前	30	
		実用英語Ⅱ	2		2	後	30	
		実用英語Ⅲ	2		2	前	30	
		実用英語Ⅳ	2		2	後	30	
		社会学	1		2	前	30	
		心理学	1		2	前	30	
		歴史と社会	2		2	前	30	
		アジアと世界	2		2	後	30	
		哲学	2		2	前	30	
		倫理学	1		2	前	30	
		数学Ⅰ	1		2	前	30	
		数学Ⅱ	1		2	後	30	
		化学Ⅰ	1		2	前	30	
		化学Ⅱ	1		2	後	30	
		生物学Ⅰ	1		2	前	30	
		生物学Ⅱ	1		2	後	30	

卒業要件として、大学共通基礎科目から10単位以上、学科基礎科目から14単位以上、合計24単位以上修得すること。

2. 専門教育科目

分野別	科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
			必修	選択			
専門基礎科目	生命倫理・動物福祉	1		2	後	30	専門基礎科目から、30単位以上修得すること。
	動物解剖学	1	2		前	30	
	動物生理学Ⅰ	1	2		前	30	
	動物生理学Ⅱ	1	2		後	30	
	動物繁殖学	3		2	前	30	
	動物行動学	4		2	後	30	
	動物栄養学	3		2	前	30	
	畜産学	3		2	後	30	
	実験動物学Ⅰ	2	2		前	30	
	実験動物学Ⅱ	2	2		後	30	
	野生動物学	4		2	前	30	
	動物看護関連法規	2		1	後	15	
	動物愛護・適正飼養関連法規	2		1	後	15	
	動物解剖学実習Ⅰ	1	1		前	45	
	動物解剖学実習Ⅱ	1	1		後	45	
	組織学	1	2		前	30	
	有機化学Ⅰ	1	2		後	30	
	有機化学Ⅱ	2		2	前	30	
	基礎生化学	1	2		前	30	
	生物統計学	2		2	前	30	
	飼料学	3		2	後	30	
	実験動物学演習	3		1	前	30	
	実験動物学実習	3		1	前	45	
専門科目	微生物学	2	2		前	30	専門科目から、70単位以上修得すること。
	微生物学実習	2	1		後	45	
	動物看護学概論	1		2	後	30	
	生物多様性	2		2	後	30	
	統合生理学	4		2	後	30	
	動物病理学Ⅰ	2	2		前	30	
	動物病理学Ⅱ	2		2	後	30	
	寄生虫学	2	2		後	30	
	動物薬理学Ⅰ	2	2		前	30	
	動物薬理学Ⅱ	2	2		後	30	
	臨床薬理学	4		2	前	30	
	動物感染症学Ⅰ	3		2	前	30	
	動物感染症学Ⅱ	3		2	後	30	
	公衆衛生学Ⅰ	2	2		前	30	
	公衆衛生学Ⅱ	2	2		後	30	
	動物内科看護学	2		2	前	30	
	動物外科看護学	3		2	前	30	
	動物臨床看護学総論	2		2	後	30	
	動物臨床看護学各論Ⅰ	3		2	前	30	
	動物臨床看護学各論Ⅱ	3		2	前	30	
	動物臨床看護学各論Ⅲ	3		2	後	30	
	動物臨床看護学演習Ⅰ	4		1	前	30	
	動物臨床看護学演習Ⅱ	4		1	後	30	
	動物臨床検査学	3		2	前	30	
	動物医療コミュニケーション	2		2	後	30	
	愛玩動物学	3		2	前	30	
	人と動物の関係学	3		2	前	30	
	適正飼養指導論	3		1	後	15	
	動物生活環境学	4		1	前	15	
	ペット関連産業概論	4		1	前	15	
	生涯学習概論	4		2	後	30	
	博物館概論	2		2	前	30	
	博物館経営論	4		2	後	30	
	博物館資料論Ⅰ	3		1	前	15	

分野別	科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
			必修	選択			
専門科目	博物館資料論Ⅱ	3		1	後	15	
	博物館資料保存論	3		2	後	30	
	博物館展示論Ⅰ	3		1	前	15	
	博物館展示論Ⅱ	3		1	後	15	
	博物館教育論	4		2	前	30	
	博物館情報・メディア論	4		2	後	30	
	博物館実習	4		3	前	90	
	動物実習基礎Ⅰ	1	1		前	45	
	動物実習基礎Ⅱ	1	1		後	45	
	動物実習基礎Ⅲ	2	1		前	45	
	動物実習基礎Ⅳ	2	1		後	45	
	動物内科看護学実習Ⅰ	2		1	前	45	
	動物内科看護学実習Ⅱ	2		1	後	45	
	動物臨床検査学実習	3		1	前	45	
	動物外科看護学実習	3		1	後	45	
	動物臨床看護学実習	3	1		前	45	
	動物愛護・適正飼養実習	3	1		後	45	
	動物看護総合実習	3		2	通	90	
	動物実習応用Ⅰ	4	1		前	45	
	動物実習応用Ⅱ	4	1		後	45	
	畜産学実習	4		1	前	45	
	卒業研究	4	2		後	30	

卒業要件として、専門基礎科目から30単位以上、専門科目から70単位以上修得すること。
また、基礎科目、専門教育科目を合わせて、124単位以上修得すること。

生命医科学部 生命医科学科

1. 基礎科目

分野別		科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
				必修	選択			
大学共通基礎科目	共通英語	英語	1	2		前	30	各分野から最低1科目以上修得 大学共通基礎科目の中から10単位以上修得すること。
		英語コミュニケーション	1		2	後	30	
	教育情報	情報処理入門	1	1		前	30	
		データサイエンスⅠ	1		1	後	30	
		データサイエンスⅡ	1		1	後	30	
	総合教育	キャリア教育	2		2	前	30	
		コミュニケーション論	1		2	前	30	
		QOLと人間の尊厳	1	2		前	30	
		日向国地域論	1		2	前	30	
		日向国地域体験学習	1		1	通	30	
		医療・福祉連携講座	1		1	通	30	
		ボランティア活動	1		1	通	30	
		インターンシップ	1		1	通	30	
	学科基礎科目	医療英語	2		2	前	30	学科基礎科目の中から14単位以上修得すること。
		生涯スポーツ実習	1		1	後	30	
		健康科学論	1		2	前	30	
		物理学	1		2	前	30	
		化学	1		2	前	30	
		生物学	1		2	前	30	
		分子生物学	1		2	後	30	
		医事法学	1	2		前	30	
		心理学	2		2	前	30	
		生命倫理学	2	2		後	30	
		医学概論	1	2		前	30	
		生命医科学概論	1	2		前	30	
		医療統計学	1		2	後	30	

卒業要件として、大学共通基礎科目から10単位以上、学科基礎科目から14単位以上、合計24単位以上修得すること。

2. 専門教育科目

分野別	科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
			必修	選択			
専門教育科目	公衆衛生学	1	2		後	30	
	解剖学Ⅰ	1	2		前	30	
	解剖学Ⅱ	1	2		後	30	
	解剖学実習	1	1		後	45	
	生理学Ⅰ	1	2		前	30	
	生理学Ⅱ	1	2		後	30	
	生理学実習	2	1		前	45	
	臨床薬理学	3	2		後	30	
	臨床病態学Ⅰ	3	2		前	30	
	臨床病態学Ⅱ	3	1		後	15	
	病理学Ⅰ	2	2		前	30	
	病理学Ⅱ	2	2		後	30	
	病理学実習	3	1		後	45	
	生化学Ⅰ	1	2		後	30	
	生化学Ⅱ	2	2		前	30	
	生化学実習	1	1		後	45	
	微生物学Ⅰ	1	2		後	30	
	微生物学Ⅱ	2	2		前	30	
	微生物学実習Ⅰ	2	1		後	45	
	微生物学実習Ⅱ	3	1		前	45	
	一般検査学	2	2		前	30	
	一般検査学実習	2	1		後	30	
	検査機器総論	1	2		前	30	
	医用工学概論	1	2		前	30	
	医用工学実習	1	1		後	45	
	臨床血液学Ⅰ	2	2		前	30	
	臨床血液学Ⅱ	2	2		後	30	
	臨床血液学実習Ⅰ	3	1		前	45	
	臨床血液学実習Ⅱ	3	1		前	45	
	免疫検査学	2	2		前	30	
	免疫検査学実習	3	1		前	45	
	臨床免疫学Ⅰ	2	2		後	30	
	臨床免疫学Ⅱ	3	1		前	15	
	臨床免疫学実習	3	1		後	45	
	臨床検査総合管理学Ⅰ	3	2		前	30	
	臨床検査総合管理学Ⅱ	3	2		後	30	
	臨床検査総論	3	2		前	30	
	臨床生理学Ⅰ	2	2		前	30	
	臨床生理学Ⅱ	2	2		後	30	
	臨床生理学Ⅲ	3	2		前	30	
	臨床生理学Ⅳ	3	2		後	30	
	臨床生理学実習Ⅰ	3	1		前	45	
	臨床生理学実習Ⅱ	3	1		後	45	
	臨床化学Ⅰ	2	2		前	30	
	臨床化学Ⅱ	2	2		後	30	
	臨床化学実習	3	1		後	45	
	医療安全管理学	3	1		前	15	
	医療安全管理学実習	3	1		後	30	
	遺伝子検査学	2	2		前	30	
	遺伝子検査学実習	2	1		後	45	
	臨床検査臨床実習Ⅰ	3		3	通	90	
	臨床検査臨床実習Ⅱ	3・4		9	通	270	
	臨床細胞学総論Ⅰ	1		2	後	30	
	臨床細胞学総論Ⅱ	2		2	前	30	
	臨床細胞学総論Ⅲ	2		2	後	30	
	臨床細胞学演習Ⅰ	3		1	前	30	
	臨床細胞学演習Ⅱ	3		1	後	30	

分野別	科目	開講年	単位数		開講期	時間数	備考
			必修	選択			
専門教育科目	細胞診断学特論Ⅰ	4		4	前	120	※ の2科目のうち、最低1科目は修得すること。
	細胞診断学特論Ⅱ	4		4	後	120	
	基礎免疫学	1	2		後	30	
	細胞生物学	3		2	前	30	
	臨床医学総論	2		2	前	30	
	生命医科学実習	2		1	後	30	
	生命医科学特論Ⅰ	4		2	前	30	
	生命医科学特論Ⅱ	4		2	前	30	
	生命医科学特論Ⅲ	4		2	後	30	
	臨床検査学演習Ⅰ	4		2	前	60	
	臨床検査学演習Ⅱ	4		2	後	60	
	※ 卒業研究Ⅰ	4		4	通	120	
	※ 卒業研究Ⅱ	4		4	通	120	

卒業要件として、専門教育科目の中から100単位以上修得すること。
また、基礎科目、専門教育科目を合わせて124単位以上修得すること。

臨床心理学部 臨床心理学科

1. 基礎科目

分野別		科目	開講年	単位数			開講期	時間数	備考
				必修	選択	自由			
大学共通基礎科目	共通 英語	英語	1		2		前	30	各分野から最低1科目以上修得
		英語コミュニケーション	1		2		後	30	
	教育 情報	情報処理入門	1	1			前	30	大学共通基礎科目の中から10単位以上修得
		データサイエンスⅠ	1		1		後	30	
		データサイエンスⅡ	1		1		後	30	
	総合教育	キャリア教育	2		2		前	30	
		コミュニケーション論	1		2		後	30	
		QOLと人間の尊厳	1	2			前	30	
		日向国地域論	1		2		前	30	
		日向国地域体験学習	1		1		通	30	
		医療・福祉連携講座	1		1		通	30	
		ボランティア活動	1		1		通	30	
		インターンシップ	1		1		通	30	
学部共通基礎科目	人間と社会・文化	日本語Ⅰ	1		2		前	30	学部共通基礎科目の中から14単位以上修得
		日本語Ⅱ	1		2		後	30	
		日本語Ⅲ	2		2		前	30	
		日本語Ⅳ	2		2		後	30	
		日本語総合講座Ⅰa	1		2		前	30	
		日本語総合講座Ⅰb	1		2		後	30	
		日本語総合講座Ⅱa	1		2		前	30	
		日本語総合講座Ⅱb	1		2		後	30	
		哲学	1		2		後	30	
		倫理学	2		2		後	30	
		社会学	1		2		前	30	
		心理学概論	1	2			前	30	
		日本国憲法	2		2		前	30	
		経済学	2		2		前	30	
		生物学	1		2		後	30	
	教育 健康	健康科学論	1		2		後	30	
		生涯スポーツ実習Ⅰ	1		1		前	30	
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1		1		後	30	
	演習 基礎	基礎演習Ⅰ	1	1			前	30	
		基礎演習Ⅱ	1	1			後	30	

卒業要件として、大学共通基礎科目から10単位以上、学部共通基礎科目から14単位以上、合計24単位以上修得すること。
日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、日本語総合講座Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱbは外国人留学生対象科目となる。

2. 専門教育科目

分野別	科目	開講年	単位数			開講期	時間数	備考
			必修	選択	自由			
専門基礎科目	臨床心理学概論	1		2		後	30	
	心理学研究法	1		2		後	30	
	心理学統計法	1		2		前	30	
	人体の構造と機能及び疾病	1		2		後	30	
	発達心理学	1		2		前	30	
	知覚・認知心理学	2		2		前	30	
	学習・言語心理学	2		2		前	30	
	心理測定法演習	3		1		前	30	
	基礎統計学演習	2		1		前	30	
	精神保健福祉の原理Ⅰ	1		2		後	30	
	精神保健福祉の原理Ⅱ	2		2		前	30	
	精神疾患とその治療	2		2		前	30	
	保健医療・公衆衛生	4		2		前	30	
	医学研究の基礎	2		2		後	30	
	レクリエーション論	2		2		前	30	
	レクリエーション実技	2		1		後	30	
公認心理師系科目	公認心理師の職責	3		2		前	30	
	感情・人格心理学	3		2		後	30	
	神経・生理心理学	2		2		後	30	
	社会・集団・家族心理学	1		2		後	30	
	障害者・障害児心理学	2		2		後	30	
	心理的アセスメント	2		2		後	30	
	心理学的支援法	3		2		前	30	
	健康・医療心理学	3		2		前	30	
	福祉心理学	3		2		後	30	
	教育・学校心理学	3		2		後	30	
	司法・犯罪心理学	3		2		後	30	
	産業・組織心理学	3		2		後	30	
	心理学実験	2		2		通	60	
	心理演習Ⅰ	3		1		前	30	
	心理演習Ⅱ	3		1		後	30	
	心理実習	4		2		通	90	
	関係行政論	4		2		前	30	
社会福祉系科目	児童・家庭福祉	1		2		前	30	
	障害者福祉	1		2		後	30	
	高齢者福祉	1		2		後	30	
	介護概論	2		2		前	30	
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	1		2		前	30	
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	1		2		後	30	
	社会福祉の原理と政策Ⅰ	1		2		前	30	
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	1		2		後	30	
	貧困に対する支援	2		2		前	30	
	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2		2		前	30	
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2		2		後	30	
	社会保障Ⅰ	2		2		前	30	
	社会保障Ⅱ	2		2		後	30	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2		2		前	30	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		2		後	30	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	3		2		前	30	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	3		2		後	30	
	権利擁護を支える法制度	2		2		後	30	
	社会福祉調査の基礎	3		2		前	30	
	保健医療と福祉	3		2		前	30	
	福祉サービスの組織と経営	3		2		後	30	
	刑事司法と福祉	3		2		後	30	

分野別	科目	開講年	単位数			開講期	時間数	備考
			必修	選択	自由			
社会福祉系科目	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2		1		前	30	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2		1		後	30	
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	3		1		前	30	
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	3		1		後	30	
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	4		1		前	30	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2		1		後	30	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3		1		前	30	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3		1		後	30	
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2		2		後	60	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	3		4		前	180	
	社会福祉学	1		2		前	30	
言語聴覚療法専門科目	基礎医学	1		2		前	30	言語聴覚コースの学生は「言語聴覚療法専門科目」はすべて必修 言語聴覚コースの学生のみ履修可能
	臨床医学Ⅰ	1		2		後	30	
	臨床医学Ⅱ	2		2		前	30	
	リハビリテーション医学	1		2		後	30	
	臨床歯科医学・口腔外科学	2		2		前	30	
	聴覚・神経系の構造、機能、病態	2		2		後	30	
	発声発語系の構造、機能、病態	2		2		前	30	
	言語学	1		2		後	30	
	音声学	2		2		前	30	
	音響学・聴覚心理学	3		2		後	30	
	言語発達学	1	2			後	30	
	言語コミュニケーション学	1		2		後	30	
	言語聴覚障害学総論	1		2		後	30	
	地域言語聴覚療法学	4		2		前	30	
	失語症学	2		2		前	30	
	失語症学演習	2		1		後	30	
	高次脳機能障害学	2		2		前	30	
	高次脳機能障害学演習	2		1		後	30	
	言語発達障害学Ⅰ	2		2		前	30	
	言語発達障害学Ⅱ	2		2		後	30	
	言語発達障害学演習Ⅰ	3		1		前	30	
	言語発達障害学演習Ⅱ	3		1		後	30	
	発声発語障害学Ⅰ	2		2		前	30	
	発声発語障害学Ⅱ	2		2		後	30	
	摂食嚥下障害学Ⅰ	2		2		前	30	
	摂食嚥下障害学Ⅱ	2		2		後	30	
	発声発語・摂食嚥下障害学演習	3		1		前	30	
	聴覚障害学Ⅰ	2		2		前	30	
	聴覚障害学Ⅱ	2		2		後	30	
	聴覚障害学演習	3		1		前	30	
	補聴器・人工内耳	3		2		前	30	
	言語聴覚療法管理学	3		2		後	30	
	言語聴覚障害学演習	2		1		後	30	
	臨床実習指導Ⅰ	3		1		前	30	
	臨床実習指導Ⅱ	3		1		後	30	
	学外評価臨床実習	3		4		後	180	
	学外総合臨床実習	4		8		前	360	

分野別	科目	開講年	単位数			開講期	時間数	備考
			必修	選択	自由			
専門分野関連科目	動物人間関係学	1	2			前	30	
	動物生態学	1		2		後	30	
	動物介在教育学	2		2		後	30	
	アニマルセラピー概論	2		2		前	30	
	アニマルセラピー演習Ⅰ	3		1		前	30	
	アニマルセラピー演習Ⅱ	3		1		後	30	
	動物適正飼養・トレーニング学	2		2		前	30	
	動物トレーニング実習	2		1		後	30	
	心理学英文講読Ⅰ	2		2		前	30	
	心理学英文講読Ⅱ	2		2		後	30	
	教育心理学	3		2		前	30	
	教育相談	3		2		後	30	
	心理尺度構成法実習	3		1		前	30	
	心理検査法実習	3		1		後	30	
	キャリアアカウンセリング	4		2		前	30	
	福祉住環境論	3		2		後	30	
	認知症の理解	3		2		後	30	
	時事福祉学Ⅰ	4		2		前	30	
	時事福祉学Ⅱ	4		2		後	30	
総合科目	キャリアデザイン演習Ⅰ	2		1		前	30	
	キャリアデザイン演習Ⅱ	2		1		後	30	
	キャリアデザイン演習Ⅲ	3		1		前	30	
	キャリアデザイン演習Ⅳ	3		1		後	30	
	専門ゼミⅠ	3	2			前	30	
	専門ゼミⅡ	3	2			後	30	
	専門ゼミⅢ	4	2			前	30	
	専門ゼミⅣ	4	2			後	30	

卒業要件として、専門教育科目から100単位以上修得すること。
また、基礎科目、専門教育科目を合わせて124単位以上修得すること。

高等教育コンソーシアム宮崎 コーディネート科目の受講について

宮崎県内の高等教育機関との単位互換協定に基づき、コーディネート科目「宮崎の郷土と文化」が開講され、本学の学生も履修することができます。履修し単位修得した場合は、卒業要件（基礎科目）単位として認定されます。（認定単位：2単位）

オンデマンド方式により開講され、オンラインでの受講が基本となり、高等教育コンソーシアム宮崎加盟大学等の学生、県内に住む高校生以上の方（全15回の講義（1回90分）を受講すること）が受講します。「講義日程」及び「講義概要」については別途ユニバーサルパスポートにて通知予定です。受講期間は例年11月からの約1か月間となります。

本事業に加え、高等教育コンソーシアム宮崎ではその他の各種事業も展開しています。詳しくは右記QRコードからご確認ください。



詳細はこちら▲

放送大学の授業科目

本学と放送大学との単位互換協定に基づき、本学学生は放送大学の特別聴講学生として放送大学の授業科目を履修することができます。今年度履修できる放送大学の科目および履修手続きは以下のとおりです。

科目名	単位数	開講期	受講方法
歴史のなかの人間（'22）	2	前期 又は 後期	テレビ
日本文学と和歌（'21）	2	前期 又は 後期	ラジオ
社会経済の基礎（'25）	2	前期 又は 後期	ラジオ
地域生活を支える社会福祉と法（'24）	2	前期 又は 後期	ラジオ
疾病の成立と回復促進（'21）	2	前期 又は 後期	テレビ
ダイナミックな地球（'21）	2	前期 又は 後期	テレビ
食と健康（'24）	2	前期 又は 後期	テレビ
睡眠と健康（'21）	2	前期 又は 後期	ラジオ
家族問題と家族支援（'20）	2	前期 又は 後期	ラジオ
多文化共生のコミュニケーション（'24）	2	前期 又は 後期	ラジオ
人文地理学からみる世界（'22）	2	前期 又は 後期	テレビ

学期

放送大学は第1学期（4月～7月）・第2学期（10月～1月）の2学期制でそれぞれ本学の前期・後期に相当します。また、上記の科目は学期ごとに完結し、1年に2回開講されます。

受講

授業は1科目につき15回、テレビ又はラジオで放送され、それを学習することになるため、CSデジタル放送（SKY Perfect TV）に加入する必要があります。ただし、延岡市近郊ではケーブルテレビに加入しても受信できます。

また、番組表に従って放送授業を受けることになるため、本学の授業と重複する場合や、復習のためにビデオテープ・オーディオテープを貸し出すこともできます。テキスト等の教材は、受講申し込み後に放送大学から自宅に送付されます。

通信指導

15回の授業のうち8回目を終えた時点で、通信指導としてレポートを提出することになります。この通信指導に合格しなければ、単位認定試験は受験できません。

単位認定試験

15回の授業が終了した後、全国一斉に単位認定試験が実施されます。本学の学生は、特に指定がない限り宮崎学習センター（日向市内）で受験することになります。

ただし、本学の単位認定試験と重複する場合があるので、申し込みの前に日程の確認が必要です。

受講申込

受講希望者は、教務課に申し出て所定の手続を行ってください。

- 申込期間 第1学期……前年度12月15日～1月末
 第2学期……当該年度6月15日～7月末
 （ただし、1年次生は第1学期、4年次生は第2学期を受講することはできません。）
- 受 講 料 1単位 6,000円
- 科目選択 予め、放送時間と単位認定試験の日程が発表されているので、本学の授業及び単位認定試験に支障のないように科目を選択して下さい。

資 格

■ 資格一覧	59
■ 教育職員免許状	60
■ 社会福祉士国家試験受験資格	64
■ 社会福祉士に係わるソーシャルワーク演習及び ソーシャルワーク実習科目に関する申し合わせ	66
■ 精神保健福祉士国家試験受験資格	68
■ 社会福祉学部精神保健福祉援助演習及び 援助実習関連科目に関する申し合わせ	70
■ スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了資格	72
■ 介護職員初任者研修	73
■ はり師・きゆう師国家試験受験資格	74
■ 救急救命士国家試験受験資格	77
■ 日本スポーツ協会公認 スポーツコーチングリーダー資格等	78
■ JPSU スポーツトレーナー資格	80
■ JATI 認定トレーニング指導者（JATI-ATI）資格	81
■ 健康運動実践指導者認定試験受験資格	83
■ 健康運動指導士認定試験受験資格	83
■ レクリエーション・インストラクター資格	84
■ スポーツ・レクリエーション指導者資格	84
■ 初級パラスポーツ指導員資格	84
■ 学芸員資格	85
■ 実験動物技術者認定試験受験資格	86
■ 愛玩動物看護師国家試験受験資格	87
■ 臨床検査技師国家試験受験資格	88
■ 細胞検査士認定試験受験資格	89
■ 言語聴覚士国家試験受験資格	90
■ 公認心理師国家試験受験資格	92
■ 准学校心理士	93
■ 認定心理士資格	94
■ 薬学部薬学科実務実習に関する申し合わせ	95
■ 薬学部薬学科の授業科目履修について	95

資格一覧

社会福祉学部

スポーツ健康福祉学科

取得資格	特記事項	対応コース			
		I	II	III	IV
中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状 (保健体育)	教育職員免許状欄を参照のこと		○		○
社会福祉士国家試験受験資格	社会福祉士国家試験欄を参照のこと	○	○		
社会福祉主事任用資格	要件：社会福祉に関する科目を3科目以上修め卒業	○	○	○	○
精神保健福祉士国家試験受験資格	精神保健福祉士国家試験欄を参照のこと	○			
スクールソーシャルワーク教育課程修了資格	スクールソーシャルワーク教育課程修了者資格を参照のこと	○	○		
介護職員初任者研修 (旧ホームヘルパー2級)	介護職員初任者研修欄を参照のこと	○	○	○	
はり師・きゅう師国家試験受験資格	はり師・きゅう師国家試験受験資格欄を参照のこと			○	
救急救命士国家試験受験資格	救急救命士国家試験欄を参照のこと				○
日本スポーツ協会 (JSP0) 公認スポーツコーチングリーダー資格等	日本スポーツ協会公認スポーツコーチングリーダー資格等欄を参照のこと		○	○	△
JPSU スポーツトレーナー資格	JPSU スポーツトレーナー資格欄を参照のこと		○	○	
JATI 認定トレーニング指導者 (JATI-ATI) 資格	JATI 認定トレーニング指導者 (JATI-ATI) 資格欄を参照のこと		○	○	
健康運動実践指導者認定試験受験資格	健康運動実践指導者認定試験受験資格欄を参照のこと		○	○	
健康運動指導士認定試験受験資格	健康運動指導士認定試験受験資格欄を参照のこと		○	○	
レクリエーション・インストラクター資格	レクリエーション・インストラクター資格欄を参照のこと	○	○	○	
スポーツ・レクリエーション指導者資格	スポーツ・レクリエーション指導者資格欄を参照のこと		○	○	
初級パラスポーツ指導員資格	初級パラスポーツ指導員資格欄を参照のこと	○	○	○	○

I：………ソーシャルワークコース

△………一部の資格を取得可能

II：………スポーツ科学コース

III：………鍼灸健康コース

IV：………救急救命コース

※ コース毎に全ての資格が取得できるわけではありません。希望する資格を明確に、計画的に履修する必要があります。

社会福祉士国家試験受験資格と JSP0 公認アスレティックトレーナーは同時取得できません。

薬学部

薬学科

取得資格	特記事項
薬剤師国家試験受験資格	卒業時に受験資格を取得できます。 内容等については、学科の指示を受けて下さい。

動物生命薬科学科

取得資格	特記事項
学芸員資格	学芸員資格の項目を参照
実験動物技術者認定試験受験資格	実験動物技術者認定試験受験資格の項目を参照
愛玩動物看護師国家試験受験資格	愛玩動物看護師国家試験受験資格の項目を参照

生命医科学部

生命医科学科

取得資格	特記事項
臨床検査技師国家試験受験資格	指定科目を修得すると、卒業と同時に受験資格を取得できます 臨床検査技師国家試験の項目を参照
細胞検査士認定試験受験資格	細胞検査士認定試験受験資格の項目を参照

臨床心理学部

臨床心理学科

取得資格	特記事項
言語聴覚士国家試験受験資格	指定科目を修得すると、卒業と同時に受験資格を取得できます 言語聴覚士国家試験の項目を参照
公認心理師国家試験受験資格	公認心理師国家試験受験資格の項目を参照
准学校心理士	准学校心理士の項目を参照
認定心理士	認定心理士資格の項目を参照
社会福祉士国家試験受験資格	社会福祉士国家試験の項目を参照
社会福祉主事任用資格	要件：社会福祉に関する科目を3科目以上修め卒業
レクリエーション・インストラクター資格	レクリエーション・インストラクター資格の項目を参照

教育職員免許状

本学では教育職員免許法にもとづいて教職課程が設けられており、この課程で所定の単位を取得すると、以下に示す教育職員免許状（以下「教員免許」という）を取得することができます。

I -1 免許状の種類及び教科

本学で取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりです。

学部	学科	免許状の種類	教科	備考
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	中学校教諭1種免許状	保健体育	
		高等学校教諭1種免許状	保健体育	

I -2 教職課程で修得すべき科目の種類及び最低単位数

教員免許を取得するには、大学卒業資格を取得するのに加えて、教職課程で、次の表に示す科目について指定された単位数以上の単位を修得しなければなりません。なお、大学卒業資格を取得するのに必要な単位数（「卒業単位」という）のうち、いくつかの科目の単位は教員免許取得のための単位としても利用できます。

免許状の種類	(A) 教科及び教科の指導法に関する科目	(B) 教育の基礎的理解に関する科目	(C) 道徳、総合的な学修の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	(D) 教育実践に関する科目	(E) 大学が独自に設定する科目	計
中学校教諭1種（保健体育）	28	10	10	7	4	59
高等学校教諭1種（保健体育）	24	10	8	5	12	59

（注1）数字は単位数を示す。

（注2）中学校1種（保健体育）と高校1種（保健体育）では、「教科及び教科の指導法に関する科目」は同じ内容であり、同じ単位をどちらの免許取得にも適用できる。

I -3 その他の要件

教員免許を取得するには、以上のほか「教育職員免許法施行規則第66条に定める科目」の単位を修得しなければなりません。（詳細については、Ⅱ-4、Ⅲ-4を参照）。さらに、中学校教員免許を取得するには、介護等体験の履修が必要です。また、本学では教育実習の履修に係り、以下の要件を定めています。計画的な履修に努めて下さい。

【2年次】

- ① 1年次後期終了の時点で、教職を除く卒業認定単位32単位以上を修得しておくこと。ただし、修得しておくべき科目は指定しない。なお、この条件を満たしていない場合も、教職履修を中止するものではない。また、条件を満たしていない学生に対しては、チューターおよび教員養成課程関連教員が、教職履修継続の意思確認と学修に対しての指導を行う。

【3年次】

- ① 2年次後期終了の時点で、教職を除く卒業認定単位64単位以上を修得しておくこと。ただし、修得しておくべき科目は指定しない。
- ② 原則として、GPAが2.0以上。
*上記の2条件を満たしていない場合、3年次以降で「保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱ」および「教育実習指導」を履修することができないものとする。

【4年次】

- ① 3年次後期終了の時点で、教職を除く卒業認定単位96単位以上を修得しておくこと。ただし、修得しておくべき科目は指定しない。
- ② 「保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱ」および「教育実習指導」を修得しておくこと。
- ③ 原則として、GPAが2.0以上。
*上記の3条件を満たしていない場合、4年次以降で「教育実習Ⅰ」・「教育実習Ⅱ」を履修することができないものとする。
各学年の修得単位数は、以下の計算式に基づく。
$$(124; \text{卒業認定単位}) \div (4; \text{学年}) + 1) \times (1 \sim 3; \text{学年})$$

Ⅱ -1 教科及び教科の指導法に関する科目

中学校教諭1種（保健体育）、高等学校教諭1種（保健体育）の免許取得を希望する者は、「教科及び教科の指導法に関する科目」として次の表に示す授業科目の単位を修得しなければなりません（授業科目、単位数とも、中・高共通）。

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開講科目			
科 目	単位数	授業科目	単位数		備 考
			必修	選択	
体育実技		健康スポーツ実習Ⅰ	2		
		スポーツ実習Ⅰ（器械体操）	1		
		スポーツ実習Ⅱ（屋外球技）	1		
		スポーツ実習Ⅲ（屋内球技）	1		
		スポーツ実習Ⅳ（陸上）	1		
		スポーツ実習Ⅴ（水泳）	1		
		スポーツ実習Ⅵ（ダンス）	1		
		スポーツ実習Ⅶ（柔道）	1		
		スポーツ実習Ⅷ（野外スポーツ実習）		1	
		レクリエーション実技		1	
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）			4科目のうち 1科目以上必修
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）		スポーツ原理		2	
		スポーツマネジメント		2	
		スポーツ心理学		2	
運動学		スポーツ社会学		2	
		運動学	2		
		アダプテッドスポーツ論		2	
生理学（運動生理学を含む。）		生理学	2		
		運動生理学	2		
		体力学		2	
衛生学・公衆衛生学		公衆衛生学	2		
		生活習慣病予防学		2	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		学校保健	2		
		救急対応Ⅰ	2		
		スポーツ医学Ⅰ		2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		保健体育科教育法Ⅰ	4		
		保健体育科教育法Ⅱ	4		
合 計	中学校28 高等学校24	本学で修得すべき必修単位数	29		
		本学で修得可能な選択単位数		18	

Ⅱ-2 教育の基礎的理解に関する科目等（中・高保健体育）

中学校教諭1種（保健体育）、高等学校教諭1種（保健体育）の免許取得を希望する者は、「教育の基礎的理解に関する科目等」として次の表に示す授業科目の単位を修得しなければなりません（授業科目と単位数は、中・高で若干異なる）。

免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開講科目			
科 目	単位数		授業科目	単位数（必修）		備 考
	中学校	高等学校		中学校	高等学校	
教育の基礎的理解に関する科目	10	10	教育原論	2	2	卒業単位に含む
			教職論	2	2	
			教育行政学	2	2	
			教育心理学	2	2	卒業単位に含む
			特別支援教育	1	1	
			教育課程論	2	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	8	道徳教育の指導法	2	—	
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2	
			教育方法・情報通信技術活用論	2	2	
			生徒・進路指導論	2	2	
			教育相談	2	2	卒業単位に含む
教育実践に関する科目	7	5	教育実習指導	1	1	
			教育実習Ⅰ	2	2	
			教育実習Ⅱ	2	—	
			教職実践演習（中・高）	2	2	
合 計	27	23	本学で修得すべき必修単位数	28	24	

（注1）「教育原論」「教育心理学」および「教育相談」の3科目は、卒業単位に含まれる。

（注2）中学1種免許の取得に要する教育実習の単位を修得するには、連続した3週間の実習として行われる「教育実習Ⅰ」および「教育実習Ⅱ」を履修しなければならない。高校1種免許の取得に要する教育実習の単位を修得するには、2週間の実習として行われる「教育実習Ⅰ」を履修しなければならない。

Ⅱ-3 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（中・高保健体育）

中学校教諭1種または高等学校教諭1種の免許を取得するには、以上に示した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」のほか、「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開講科目		
教職科目	単位数	授業科目	単位数	備 考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	教免必修
体育	2	生涯スポーツ実習Ⅰ	1	教免必修
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1	教免必修
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2	教免必修
情報機器の操作	2	教職コンピューター基礎	2	教免必修

Ⅱ-4 「教職実践演習」および「教職課程履修カルテ」（中・高保健体育）

「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、「教職実践演習（中・高）」は、教職課程での学びの仕上げとして、4年次後期に開講されます。この科目は、教育実習を含め、4年時前期までに修得しておくべき授業科目の単位を一定程度、納めておかないと、履修することができません。あわせて、「教職課程履修カルテ」を作成しておくことが条件として求められます。「教職課程履修カルテ」は、2年次に配布し、記入の仕方について説明します。

Ⅱ-5 介護等体験の義務（中学校 保健体育）

中学校（および小学校）の教員免許の取得を希望する者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」によって、社会福祉施設や特別支援学校などで、最低7日間、介護等の体験を行うことが義務づけられています。従って、3年次開講科目の「介護等体験・1単位」を必ず履修する必要があります。

介護等体験の詳細については、別途、説明します。

なお、介護等体験は3年次以後に履修できますが、1年次に開講される次の社会福祉関係科目の単位を修得しておかないと、履修することができません。

「QOLと人間の尊厳」「コミュニケーション論」の2科目に加え、「ボランティア活動」「社会福祉の原理と政策Ⅰ」「社会福祉の原理と政策Ⅱ」「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ」「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ」のうち2科目以上、合計4科目以上の単位を修得すること。

社会福祉士国家試験受験資格

1. 履修科目及び試験科目

社会福祉士国家試験の受験を希望する学生は、下記厚生省告示に指定されている科目を全て修得し、国家試験受験資格を取得しなければなりません。なお、国家試験の科目は下記省令によって定められており、別表のとおりです。

指 定 科 目：（告示）社会福祉士及び介護福祉士法第7条第一号の規定に基づき社会福祉に関する科目を指定する件（昭和62年厚生省告示第200号）

国家試験科目：（省令）社会福祉に関する科目を定める省令（令和2年文部科学省・厚生労働省令第1号）

2. 受験に必要な証明書

受験には必ず以下の2種類の証明書（指定様式、大学が作成）の提出が必要です。証明書発行手数料が必要です。

①「卒業見込証明書・指定科目履修見込証明書」

受験申込者全員分を作成し他の出願書類とともに、一括して大学から試験センターに提出します。

②「卒業証明書・指定科目履修証明書」

卒業が承認された後、当該対象者分を作成し、一括して大学から試験センターへ提出します。

3. 受験手数料及び「受験の手引」料の振込み

受験希望者は所定の受験手数料を「C コンビニエンスストア等専用払込票」により振り込みます。振込後「A 払込受領証」を受け取り、収納印（日付入）が押印されていることを確認してください。

4. 受験申込の取り止め

事情により受験申込または受験をしない場合は、遅滞なく教務課に連絡してください。

5. 受験申込書類の記載内容及び変更

受験申込書類を提出後、結婚・引越し等により、氏名・住所・本籍地等が変更になった場合、「受験申込書記載事項変更届」を提出するとともに、郵便局へ転居届等を提出する必要があります。早々に教務課に連絡してください。

6. 社会福祉士登録手続き及び国家試験の再受験について

社会福祉士国家試験の合格者は各自で社会福祉士の登録申請をする必要があります。指定登録機関に登録されないと社会福祉士の名称は使用できません。

また、卒業後、次年度以降に社会福祉士国家試験を再受験する場合、原則的に各自で全ての出願手続きを行います。

なお、国家試験の受験票を受け取り、かつ卒業証明書を提出済みの方は、受験の手引き（紙）を請求する必要は無く、また学校による（卒業）証明書も不要で、インターネットから出願できます。「公益社団法人 社会福祉振興・試験センター」のHPがポータルとなるので、必ず確認してください。

出願受付期間は、例年9月初旬から10月初旬なので、時間に余裕をもって試験センターのHPを閲覧してください。
可否に係らず受験の手引・受験票・A払込受領証のコピー・可否通知等の書類は、各自で保管してください。

7. その他

身体に障害等があるなど受験上の配慮を希望する場合は、配慮申請書及び添付書類の提出が必要になるので、早めに教務課に相談してください。

社会福祉士国家試験関連科目の一覧

社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科

ソーシャルワークコース・スポーツ科学コース

臨床心理学部 臨床心理学科

指定科目等の名称	本学における開講科目等		
	開講科目	単位数	年次
医学概論	人体の構造と機能及び疾病	2	1
心理学と心理的支援	心理学概論	2	1
社会学と社会システム	社会学	2	1
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2	1
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	2	1
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	2	3
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	2	1
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2	1
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	2
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	2
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2	3
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	2	3
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	2
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	2
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	2	3
社会保障	社会保障Ⅰ	2	2
	社会保障Ⅱ	2	2
高齢者福祉	高齢者福祉	2	1
障害者福祉	障害者福祉	2	1
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉	2	1
貧困に対する支援	貧困に対する支援	2	2
保健医療と福祉	保健医療と福祉	2	3
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	2	2
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2	3
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	1	2
ソーシャルワーク演習(専門)	ソーシャルワーク演習Ⅱ	1	2
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	1	3
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	1	3
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	1	4
	ソーシャルワーク演習Ⅵ	1	4
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	2
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	3
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	1	3
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2	2
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	4	3

社会福祉士に係わるソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク実習科目に関する申し合わせ

1. 社会福祉学部及び臨床心理学部における社会福祉士国家試験受験資格取得に係わるソーシャルワーク演習科目（以下演習科目という。）及びソーシャルワーク実習科目（以下実習科目という。）の単位及び時間数は、以下のとおりとする。

演習科目	科目名	学年	単位	時間数	実習科目	科目名	学年	単位	時間数
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	1	30		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	1	30
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	1	30		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3	1	30
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	3	1	30		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3	1	30
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	3	1	30		ソーシャルワーク実習Ⅰ	2	2	60
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	4	1	30		ソーシャルワーク実習Ⅱ	3	4	180

2. 演習科目については、以下の要件を満たした者に履修を許可する。
- 演習科目に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得した者、又は修得見込みの者
 - 演習科目に必要な基礎となる授業科目については、下記の条件を満たすこと
 - ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱを履修する者は、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱを修得済み、または履修していること
 - ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱを履修する者は、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱを履修していること
 - ソーシャルワーク演習Ⅲ・Ⅳを履修する者は、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱを修得済み、または履修していること
 - ソーシャルワーク演習Ⅲ・Ⅳを履修する者は、ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ・Ⅳを履修していること
 - ソーシャルワーク演習Ⅴを履修する者は、ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを修得済み、または履修していること
 - 演習科目は、上記（2）の科目に加え、ソーシャルワーク実習科目との関連から、以下の要件を満たすこと
 - ソーシャルワーク演習Ⅱの履修は、ソーシャルワーク実習指導Ⅰと実習Ⅰが履修中であること
 - ソーシャルワーク演習Ⅲ・Ⅳの履修は、ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・実習Ⅰが修得済み、または修得見込みであり、実習指導Ⅱ・Ⅲ並びにソーシャルワーク実習Ⅱを履修中であること
 - ソーシャルワーク演習Ⅴは、ソーシャルワーク実習科目5科目を修得済み、もしくは履修中であること
3. 実習科目については、以下の要件を満たした者に履修を許可する。
- 実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲおよび実習Ⅰ・Ⅱのすべてを履修する予定の者
 - 実習科目に必要な基礎となる授業科目すべてを修得または修得見込みの者
 - 実習科目ならびに実習科目に必要な基礎となる授業科目について、以下の要件を満たした者
 - 実習指導Ⅰの履修要件
 - 以下の1年次科目が8科目以上修得済みであり、かつ、修得できていない科目を履修していること
心理学概論 社会学 人体の構造と機能及び疾病 社会福祉の原理と政策Ⅰ・Ⅱ ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ 高齢者福祉 障害者福祉 児童・家庭福祉 ボランティア活動
 - 以下の2年次科目が修得済み、または履修中であること
地域福祉と包括的支援体制Ⅰ・Ⅱ 社会保障Ⅰ・Ⅱ 貧困に対する支援 権利擁護を支える法制度
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ 介護概論※
※ 介護概論に準じた科目が修得済みであるときは、学部で検討し当該科目の履修を免除する
 - 実習指導Ⅱの履修要件
 - 上記アの科目が、全て修得済みであること
 - 上記イの科目が8科目以上修得済みであり、かつ、修得できていない科目を履修していること
 - 以下の3年次科目が履修中であること
保健医療と福祉 刑事司法と福祉 ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ・Ⅳ ソーシャルワーク演習Ⅲ・Ⅳ 福祉サービスの組織と経営 社会福祉調査の基礎

- ③ 実習指導Ⅲの履修要件
 力. 実習Ⅰを修得し、かつ、実習Ⅱが修得見込みであること
- ④ 実習Ⅰの履修要件
 キ. 実習指導Ⅰが履修中または修得済みであること
- ⑤ 実習Ⅱの履修要件
 ク. 実習指導Ⅰが修得済みであり、かつ実習Ⅰが修得見込みであること
 ケ. 実習指導Ⅱが履修中であること
- (4) 上記①～⑤の各要件が満たせなくなった時点で、関係する実習科目の履修登録を取り消す
- (5) 実習科目は、原則として年度の間隔を開けず連続して履修すること
- (6) 2年次以降に転科・編入する者には以上の要件を適用せず別に定める
4. 実習Ⅰ・Ⅱは本学が指定した施設において行うものとする。必要時間数は、原則として、実習Ⅰは8日間かつ60時間以上、実習Ⅱは24日間かつ180時間以上とする。
5. 実習Ⅰ・Ⅱの最終的な実習許可は、所属の学部において協議し、次の要件を満たした者に許可する。
- (1) 心身ともに健康で実習に耐え得ると認められる者
 - (2) 学生としての品位を損するような行為のない者
 - (3) 実習生としての言動や規律が身についていると認められる者
6. 最終的な実習許可後に上記5の要件を喪失したものに対しては、実習Ⅰ・Ⅱの履修を取り消す場合がある。
- 附 則 この申し合わせは、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正申し合わせは、平成21年4月1日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。
- 附 則 この改正申し合わせは、平成23年4月1日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。
- 附 則 この改正申し合わせは、平成24年4月1日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。
- 附 則 この改正申し合わせは、九州保健福祉大学社会福祉援助技術演習及び現場実習科目に関する申し合わせから、九州保健福祉大学相談援助演習及び相談援助実習科目に関する申し合わせに名称を変更し、平成28年4月1日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。
- 附 則 この改正申し合わせは、九州保健福祉大学相談援助演習及び相談援助実習科目に関する申し合わせから、九州保健福祉大学社会福祉士に係わるソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク実習科目に関する申し合わせに名称を変更し、令和3年4月1日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。
- 附 則 この改正申し合わせは、九州保健福祉大学社会福祉士に係わるソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク実習科目に関する申し合わせから、九州医療科学大学社会福祉士に係わるソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク実習科目に関する申し合わせに名称を変更し、令和6年4月1日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。
- 附 則 この改正申し合わせは、令和7年4月1日から施行する。

精神保健福祉士国家試験受験資格

1. 履修科目及び試験科目

精神保健福祉士国家試験の受験を希望する学生は、下記厚生省告示に指定されている科目を全て修得し、国家試験受験資格を取得しなければなりません。なお、国家試験の科目は下記省令によって定められており、別表のとおりです。

指 定 科 目：(告示) 精神保健福祉士法第7条第1号に基づき、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を指定する件（平成10年1月厚生省告示第8号）

国家試験科目：(省令) 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(令和2年文部科学省・厚生労働省令第2号)

2. 受験に必要な証明書

受験には必ず以下の2種類の証明書（指定様式、大学が作成）の提出が必要です。証明書発行手数料が必要です。

①「卒業見込証明書・指定科目履修見込証明書」

受験申込者全員分を作成し他の出願書類とともに、一括して大学から試験センターに提出します。

②「卒業証明書・指定科目履修証明書」

卒業が承認された後、当該対象者分を作成し、一括して大学から試験センターへ提出します。

3. 受験手数料及び「受験の手引」料の振込み

受験希望者は所定の受験手数料を「C コンビニエンスストア等専用払込票」により振り込みます。振込後「A 払込受領証」を受け取り、収納印（日付入）が押印されていることを確認してください。

4. 受験申込の取り止め

事情により受験申込または受験をしない場合は、遅滞なく教務課に連絡してください。

5. 受験申込書類の記載内容及び変更

受験申込書類を提出後、結婚・引越し等により、氏名・住所・本籍地等が変更になった場合、「受験申込書記載事項変更届」を提出するとともに、郵便局へ転居届等を提出する必要があります。早々に教務課に連絡してください。

6. 精神保健福祉士登録手続き及び国家試験の再受験について

精神保健福祉士国家試験の合格者は各自で精神保健福祉士の登録申請手続きをする必要があります。指定登録機関に登録されないと精神保健福祉士の名称は使用できません。

また、卒業後、次年度以降に精神保健福祉士国家試験を再受験する場合、原則的に各自で全ての出願手続きを行います。

なお、国家試験の受験票を受け取り、かつ卒業証明書を提出済みの方は、受験の手引き（紙）を請求する必要は無く、また学校による（卒業）証明書も不要で、インターネットから出願できます。「公益社団法人 社会福祉振興・試験センター」のHPがポータルとなるので、必ず確認してください。

出願受付期間は、例年9月初旬から10月初旬なので、時間に余裕をもって試験センターのHPを閲覧してください。合否に係らず受験の手引・受験票・A 払込受領証のコピー・合否通知等の書類は、各自で保管してください。

7. その他

身体に障害等があるなど受験上の配慮を希望する場合は、配慮申請書及び添付書類の提出が必要になるので、早めに教務課に相談してください。

精神保健福祉士国家試験関連科目の一覧

ソーシャルワークコース（2024年度入学生）

指定科目等の名称	本学における開講科目等		
	開講科目	単位数	年次
医学概論	人体の構造と機能及び疾病	2	1
心理学と心理的支援	心理学概論	2	1
社会学と社会システム	社会学	2	1
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2	1
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	2	1
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	2
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	2
社会保障	社会保障Ⅰ	2	2
	社会保障Ⅱ	2	2
障害者福祉	障害者福祉	2	1
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	2	2
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2	3
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	2	3
精神医学と精神医療	精神疾患とその治療Ⅰ	2	2
	精神疾患とその治療Ⅱ	2	2
現代の精神保健の課題と支援	精神保健の課題と支援Ⅰ	2	3
	精神保健の課題と支援Ⅱ	2	3
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	2	1
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2	1
精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理Ⅰ	2	1
	精神保健福祉の原理Ⅱ	2	2
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	2
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	2
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	2	3
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	2	3
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	2	3
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	2	2
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	1	2
ソーシャルワーク演習（専門）	精神保健福祉援助演習Ⅰ	1	3
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	1	4
	精神保健福祉援助演習Ⅲ	1	4
ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	1	3
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	1	4
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	1	4
ソーシャルワーク実習	精神保健福祉援助実習Ⅰ	1	3
	精神保健福祉援助実習Ⅱ	4	4

社会福祉学部精神保健福祉援助演習及び援助実習関連科目に関する申し合わせ

1. 社会福祉学部における精神保健福祉援助演習科目（以下、精神演習科目という。）及び精神保健福祉援助実習科目（以下、精神実習科目という。）の単位及び時間数は、以下のとおりとする。

演習科目	科目名	学年	単位	時間数	実習科目	科目名	学年	単位	時間数
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	1	30		精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	3	1	30
	精神保健福祉援助演習Ⅰ	3	1	30		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	4	1	30
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	4	1	30		精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	4	1	30
	精神保健福祉援助演習Ⅲ	4	1	30		精神保健福祉援助実習Ⅰ	3	1	30
						精神保健福祉援助実習Ⅱ	4	4	180

2. 精神演習科目については、以下の要件を満たした者に履修を許可する。
- 精神演習科目に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得したもの、または修得見込みの者
 - 精神演習科目に必要な基礎となる授業科目については、下記の条件を満たすこと
 - ソーシャルワーク演習Ⅰを履修する者は、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱを修得済み、または履修していること
 - 精神保健福祉援助演習Ⅰを履修する者は、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱを修得済みであり、かつ、ソーシャルワーク演習Ⅰ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ・Ⅱを修得済み、または履修していること
 - 精神保健福祉援助演習Ⅱを履修する者は、
 - 精神保健福祉援助演習Ⅰ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱを修得済みであること
 - ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ・Ⅱを修得済み、または履修していること
 - 精神保健福祉援助演習Ⅲを履修する者は、
 - 精神保健福祉援助演習Ⅱを修得済みであること
3. 精神実習科目については、以下の要件を満たした者に履修を許可する。
- 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ・Ⅱの履修は精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱを履修する予定の者とし、精神保健福祉援助実習指導Ⅲは精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱを修得している者とする
 - 精神実習科目に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得したもの、または修得見込みの者
 - 精神実習科目に必要な基礎となる授業科目については、下記の条件を満たすこと
 - 精神保健福祉援助実習指導Ⅰを履修する者は、
 - ソーシャルワーク演習Ⅰ、人体の構造と機能及び疾病、心理学概論、社会学、社会福祉の原理と政策Ⅰ・Ⅱ、障害者福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉の原理Ⅰ、依存症の理解と支援を修得済みであること
 - 精神保健福祉援助演習Ⅰを履修していること
 - 地域福祉と包括的支援体制Ⅰ・Ⅱ、社会保障Ⅰ・Ⅱ、権利擁護を支える法制度、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ、精神疾患とその治療Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉の原理Ⅱ、精神保健福祉制度論のうち8科目以上修得済みであり、かつ、修得できていない科目を履修していること
 - 精神保健福祉援助実習指導Ⅱを履修する者は、
 - 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ、精神保健福祉援助実習Ⅰ及び精神保健福祉援助演習Ⅰを修得済みであること
 - 上記ウの科目は、全て修得済みであること
 - 刑事司法と福祉、社会福祉調査の基礎、精神保健の課題と支援Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ・Ⅱ、精神障害リハビリテーション論のうち5科目以上修得済みであり、かつ、修得できていない科目を履修していること
 - 精神保健福祉援助実習指導Ⅲを履修する者は、
 - 精神保健福祉援助実習指導Ⅱ、精神保健福祉援助実習Ⅱ及び精神保健福祉援助演習Ⅱを修得済みであること

- ④精神保健福祉援助実習Ⅰを履修する者は、ソーシャルワーク演習Ⅰを修得済みであり、かつ精神保健福祉援助実習指導Ⅰ、精神保健福祉援助演習Ⅰを履修していること
- ⑤精神保健福祉援助実習Ⅱを履修する者は、精神保健福祉援助実習Ⅰを修得済みであり、かつ精神保健福祉援助実習指導Ⅱ・Ⅲ、精神保健福祉援助演習Ⅱ・Ⅲを履修していること
4. 精神保健福祉援助実習について、精神保健福祉援助実習Ⅰは、本学が指定した障害福祉サービス事業を行う施設、またはその他の実習施設において30時間以上、かつ、5日間以上行うものとする。精神保健福祉援助実習Ⅱは、本学が指定した精神科病院等の医療機関において180時間以上、かつ、24日以上行うものとする。
5. 精神保健福祉援助実習の実習許可は、社会福祉学部で審議し、次の要件を満たした者に許可する。
- (1) 心身ともに実習に支障がない健康状態である者
 - (2) 学生としての品位を損するような行為のない者
 - (3) 実習に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得した者、又は修得見込みの者
6. 実習前あるいは期間中に上記の条件を喪失したものに対しては、精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱの履修を取り消す場合がある。
- 附 則 この申し合わせは、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正申し合わせは、平成24年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。
- 附 則 この改正申し合わせは、平成28年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。
- 附 則 この改正申し合わせは、平成30年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。
- 附 則 この改正申し合わせは、令和3年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。
- 附 則 この改正申し合わせは、九州保健福祉大学社会福祉学部精神保健福祉援助演習及び援助実習関連科目に関する申し合わせから、九州医療科学大学精神保健福祉援助演習及び援助実習関連科目に関する申し合わせに名称を変更し、令和6年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。

スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了資格

スクールソーシャルワーカーとは、学校及び日常で生活を営む上で課題の解決を要する児童生徒とその家族及びその児童を取り巻く環境・学校・社会・制度等を対象としたソーシャルワークの業務を、学校教育現場で行う専門家です。

本学は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が行っている「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」の認定校です。

社会福祉士国家試験受験資格取得を目指す学生が対象となります。社会福祉士受験資格取得に必要な単位履修とともに、次の科目を履修して、日本ソーシャルワーク教育学校連盟に申請すると、「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了者」として修了証が交付されます。

規定による指定科目	本学で開講する科目	開講年	単位
スクール（学校）ソーシャルワーク論	スクールソーシャルワーク論	3	2
スクール（学校）ソーシャルワーク演習	スクールソーシャルワーク演習	3	1
スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導	スクールソーシャルワーク実習指導	4	1
スクール（学校）ソーシャルワーク実習	スクールソーシャルワーク実習	4	1
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員 の役割・職務内容(チーム学校運 営への対応を含む)」及び「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学 校安全への対応を含む。)」を含む科目の教育内容(1科目以上)	教職論	1	2
	教育行政学	2	2
	教育心理学	3	2
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び 生徒に対する理解」を含む科目、及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談(カウセ リングに関する基礎的な知識を含 む。)の理論及び方法」「進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む)の理論及び方法」を含む科目の教育内容(1科目以上)	特別支援教育	3	1
精神保健の課題と支援	精神保健の課題と支援 I	3	2
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童・家庭福祉	1	2

※ スクールソーシャルワーク教育課程の履修を希望する者は、「スクールソーシャルワーク教育課程履修希望届」を提出し、事前に許可を得ることが必要となります。詳細については、オリエンテーション等にて確認してください。

介護職員初任者研修

介護職員初任者研修は、介護に従事する者が、介護を実施するうえで必要な知識・技術の基礎を理解し、基本的な介護を実践することができるようにすることを目的として行われるものです。

我が国は超高齢社会となり、要介護高齢者が増加しています。要介護高齢者が安心してその人らしく生活できることは、社会福祉の中心的な課題の1つだと言えます。近年の介護ニーズの多様化・複雑化に伴い、質の高い介護人材が求められています。介護人材養成の最初のステップとして介護職員初任者研修は位置づけられています。

介護を必要としている一人ひとりの個性を理解し、尊厳をもってその人らしく生活できるよう、介護を理論的・体系的に学びます。

1. 対象者：社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科
2. 定員：原則40名（定員を超える場合は、面接、レポート等により選考する）
3. 募集方法

年に2回（前期と後期のオリエンテーション）に説明後、本研修を希望する者は登録の手続きを行います。

4. 履修方法

次に示す授業科目の単位（全科目19単位）を修得しなければなりません。

（ ）内は単位数

開講年次	前期	後期
1年次	介護の基本Ⅰ（2）	介護の基本Ⅱ（2）
2年次	こころとからだのしくみ（2）	障害と老化の理解（2）
	生活支援技術演習Ⅰ（2）	生活支援技術演習Ⅱ（1）
3年次	福祉住環境Ⅰ（2）	介護アセスメント（2）
	福祉・医療制度（2）	認知症の理解（2）

- ・原則、1年次前期から履修し3年次後期で本研修を修了すること。
- ・1年次後期から履修を開始した場合は、過去分を履修すること。
- ・「生活支援技術演習Ⅱ」を履修する者は、「介護の基本Ⅰ・Ⅱ」「生活支援技術演習Ⅰ」を履修していること。
- ・3年次後期までに単位修得できなかった場合や評価が不可で再履修が必要な場合は4年次後期までに単位修得すること。
- ・*4年次後期までに全科目を単位修得できなかった場合は、「介護職員初任者研修」の資格は付与できないが、それぞれの科目の単位認定は可とする。
- ・本研修の受講費用負担はないが、別途テキスト代が必要。

5. 評価方法

- ・大学規定と同様、60点以上とする。具体的な評価方法はシラバスに記載している。
- ・出席が3分の2（10回）未満の場合は、放棄（定期試験受験不可）とする。
- ・*全出席を求める科目があるので、詳細はオリエンテーション時に説明する
- ・全科目受講後、修了評価試験（筆記試験）を実施する。

介護職員初任者研修とは、「介護保険法施行令」（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）、「介護保険法施行規則」（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）、「介護保険法施行規則第 22 条の 23 第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 71 号。以下「告示」という。）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成 24 年3月28日付け老振発第 0328 第9号厚生労働省老 健局振興課長通知。以下「通知」という。）に定めています。

はり師・きゆう師国家試験受験資格

本学は学校養成施設認定規則に基づく、はり師・きゆう師の養成学校です。医療系国家資格である「はり師・きゆう師」は、東洋医学に基づき、鍼や灸で体のツボを刺激することにより身体と心を整える、東洋療法のプロフェッショナルです。薬を用いず症状を緩和する方法のため、子供から高齢者、さらにはスポーツ傷害の治療やアスリートのコンディショニングなど、人々の健康に幅広く関わることができます。そのため4年間の学修において専門的な知識と技術の修得を計画的に行うことが必要となります。

スポーツ健康福祉学科鍼灸健康コースでは、下表に掲げる科目の単位を修得し、卒業することにより、はり師・きゆう師国家試験受験資格が取得できます。

教育内容		認定規則に定める 単位数	科目名	単位数		備考
				必修	選択	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	英語		2	22単位以上 選択必修
			英語コミュニケーション		2	
			情報処理入門	1		
			データサイエンスⅠ		1	
			データサイエンスⅡ		1	
			キャリア教育		2	
			コミュニケーション論	2		
			QOLと人間の尊厳	2		
			日向国地域論		2	
			日向国地域体験学習		1	
			医療・福祉連携講座		1	
			ボランティア活動		1	
			インターンシップ		1	
			哲学		2	
			倫理学		2	
			芸術		2	
			日本国憲法		2	
			経済学		2	
			生物学		2	
			教職コンピューター基礎		2	
			生涯スポーツ実習Ⅰ		1	
			生涯スポーツ実習Ⅱ		1	
			健康科学論		2	
			基礎演習Ⅰ	1		5科目10単位以上 選択必修
			基礎演習Ⅱ	1		
			社会学		2	
			心理学概論		2	
			人体の構造と機能及び疾病		2	
			児童・家庭福祉		2	
			障害者福祉		2	
			高齢者福祉		2	
			ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ		2	
			ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ		2	
			社会福祉の原理と政策Ⅰ		2	
			社会福祉の原理と政策Ⅱ		2	
			貧困に対する支援		2	
			社会保障Ⅰ		2	
			社会保障Ⅱ		2	
			社会福祉調査の基礎		2	
			介護概論		2	
			福祉・医療制度		2	
			依存症の理解と支援		2	
			精神保健福祉の原理Ⅰ		2	
			精神保健福祉の原理Ⅱ		2	
			公衆衛生学		2	

教育内容		認定規則に定める単位数	科目名	単位数		備考
				必修	選択	
専門基礎分野	人体の構造と機能	12	生理学	2		
			解剖学Ⅰ	2		
			解剖学Ⅱ	2		
			解剖学Ⅲ	2		
			運動学概論	1		
			身体の働きⅠ	2		
			身体の働きⅡ	2		
			リハビリテーション	2		
	疾病と障害の成り立ち、予防及び回復の促進	12	衛生学Ⅰ	2		
			衛生学Ⅱ	2		
			病理学概論	2		
			臨床医学総論Ⅰ	1		
			臨床医学総論Ⅱ	1		
			臨床医学各論Ⅰ	1		
			臨床医学各論Ⅱ	1		
			臨床医学各論Ⅲ	1		
			臨床医学各論Ⅳ	1		
	保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧、はり及びきゅうの理念	3	医学概論	2		
			社会保障制度および職業倫理	1		
専門分野	基礎はり学 基礎きゅう学	9	病態生理学	1		
			鍼灸理論	2		
			東洋医学概論Ⅰ	2		
			東洋医学概論Ⅱ	2		
			経絡経穴Ⅰ	1		
			経絡経穴Ⅱ	1		
			経絡経穴Ⅲ	1		
	臨床はり学 臨床きゅう学	13	東洋医学臨床論Ⅰ	2		
			東洋医学臨床論Ⅱ	2		
			東洋医学臨床論Ⅲ	2		
			東洋医学臨床論Ⅳ	2		
			東洋医学臨床論Ⅴ	1		
			物理療法学	2		
			鍼灸治療の安全と適応判断	1		
			鍼灸診察演習	1		
	社会はり学 社会きゅう学	2	社会鍼灸学	2		
	実 習	15	基礎鍼灸実習	1		
			臨床鍼灸技Ⅰ	1		
			臨床鍼灸技Ⅱ	1		
			臨床鍼灸技Ⅲ	1		
			臨床鍼灸技Ⅳ	1		
			臨床鍼灸技Ⅴ	1		
			臨床鍼灸技Ⅵ	1		
			臨床灸実技Ⅰ	1		
			臨床灸実技Ⅱ	1		
			臨床灸実技Ⅲ	1		
			臨床灸実技Ⅳ	1		
			臨床灸実技Ⅴ	1		
			臨床灸実技Ⅵ	1		
			臨床鍼灸評価実習Ⅰ	1		
			臨床鍼灸評価実習Ⅱ	1		
	臨床実習	4	臨床鍼灸実習Ⅰ（治療所）	2		
			臨床鍼灸実習Ⅱ（治療所）	2		

教育内容		認定規則に 定める 単位数	科目名	単位数		備考
				必修	選択	
専門 分野	総合領域	10	スポーツ健康鍼灸学	2		
			スポーツ健康福祉学演習Ⅰ	1		
			スポーツ健康福祉学演習Ⅱ	1		
			スポーツ健康福祉学演習Ⅲ	1		
			スポーツ健康福祉学演習Ⅳ	1		
			卒業研究Ⅰ	2		
			卒業研究Ⅱ	2		
	合 計	94	合 計	116		

※ なお、卒業するには、基礎科目、専門教育科目を合わせて124単位以上取得せねばならない。

【履修上の注意事項】

鍼灸健康コースでは鍼・灸の実技科目が設定されています。この科目は、鍼と灸の技術習得や講義で得た知識の実践なども含むため内容が豊富で多岐にわたります。したがって実習の欠席は学習の大きな遅れにつながりますので、体調管理に注意してください。単位認定に必要な出席回数等について別に定めのある場合は、担当教員が別途指示します。

【臨床実習の心得】

3年次と4年次に「大学附属はり灸治療所」において、地域の人々を対象に臨床実習が行われます。この実習では実患者さん協力のもと、臨床における接遇や医療人としての意識向上を目指します。臨床実習で経験する内容は治療所以外では学修できないことから、講義開始時刻や単位認定のための出席率なども厳しい基準が設けられています（詳細はシラバス等を確認してください）。人々の苦痛や苦悩に寄り添える鍼灸師をめざしましょう。

救急救命士国家試験受験資格

本学は救急救命士法第34条に基づく、救急救命士の養成学校です。医療系国家資格である「救急救命士」は、病院前救護活動のスペシャリストといわれ、様々な現場で発生する傷病者の病態を見極め、その生命が危険な状態にある傷病者の症状の悪化を防止し、または、生命の危険を回避するために「救急救命処置」を行います。そのため4年間の学修において専門的な知識と技術の修得を計画的に行うことが必要となります。

スポーツ健康福祉学科救急救命コースでは、下表に掲げる科目の単位を修得することによって、救急救命士国家試験受験資格の取得が可能です。

スポーツ健康福祉学科 救急救命コース

番号	厚生労働大臣の指定する科目	本学開講科目	単位数		時間数		備考
			講義	実習	講義	実習	
一	公衆衛生学	公衆衛生学	2		30		
二	解剖学	人体の構造と機能及び疾病	2		30		
		人体構造学	2		30		
三	生理学	生理学	2		30		
		人体機能学	2		30		
四	薬理学	薬物療法学	1		15		
五	病理学	病理学	2		30		
六	生化学	生化学	1		15		
七	微生物学	免疫・感染症学	1		15		
八	内科学	疾病救急医学Ⅰ	2		30		
		疾病救急医学Ⅱ	2		30		
九	外科学	外傷救急医学Ⅰ	2		30		
		外傷救急医学Ⅱ	2		30		
十	小児科学	疾病救急医学Ⅴ	2		15		※ 複合領域科目①
十一	産婦人科学	疾病救急医学Ⅴ	(2)		15		※ 複合領域科目①
十二	整形外科	疾病救急医学Ⅲ	1		15		
十三	脳外科学	疾病救急医学Ⅳ	2		10		
十四	精神医学	疾病救急医学Ⅵ	2		10		※ 複合領域科目②
十五	放射線医学	疾病救急医学Ⅵ	(2)		10		※ 複合領域科目②
		急性中毒学・環境障害	1		15		
八～十三	内科学 / 外科学 / 小児科学 / 産婦人科学 / 整形外科 / 脳外科学	疾病救急医学Ⅵ	(2)		10		※ 複合領域科目②
		救急病態生理学	2		30		
		救急症候学	2		30		
		救急医学概論	2		30		
		救急医学各論	2		30		
		救急処置概論	2		30		
		救急処置各論	2		30		
		災害救急医学	2		30		
		患者搬送技術論	2		30		

番号	厚生労働大臣の指定する科目	本学開講科目	単位数		時間数		備考
			講義	実習	講義	実習	
十六	臨床実習	ファーストレスポnder実習		2		90	
		救急処置実習 A-Ⅰ		4		180	
		救急処置実習 A-Ⅱ		4		180	
		救急処置実習 A-Ⅲ		4		180	
		救急処置実習 A-Ⅳ		4		180	
		救急処置実習 B-Ⅰ		2		90	
		救急処置実習 B-Ⅱ		4		180	
		救急処置実習 C		1		45	
	その他	救急救命総合演習Ⅰ	2		30		
		救急救命総合演習Ⅱ	2		30		
		救急救命総合演習Ⅲ	2		30		

注) () 内の単位数は重複を表す。

【履修上の注意事項】

救急救命コースでは、多くの実習科目が設定されています。この科目は、現場活動および救急救命処置等の技術修得や、講義で得た知識の定着と実践なども含むため、内容が豊富で多岐にわたります。したがって、実習の欠席は学習の大きな遅れにつながりますので、体調管理に注意してください。また、実習科目の単位未修得は進級や上位実習科目・臨地実習の選択に影響することがありますので注意してください。単位認定に必要な出席回数等について別に定めのある場合は、担当教員が別途指示します。

【臨床実習の心得】

3年次に消防機関と医療施設において、臨地実習が行われます。この実習では、現職の救急救命士や医師・看護師の指導の下、実患者さんの観察・処置をとおして、接遇や医療人としての意識向上を目指します。臨地実習で経験する内容は、学内では学修できないことから、講義開始時刻や単位認定のための出席率なども厳しい基準が設けられています（詳細はシラバス等を確認してください）。客観的な判断力を培い、主体的な行動力を備えた救急救命士を目指しましょう。

日本スポーツ協会公認スポーツコーチングリーダー資格等

スポーツ健康福祉学科は、(公財)日本スポーツ協会(JSP0)の免除適応コースの承認を受けています。共通科目Ⅰ～Ⅲは、下表に掲げる「科目の単位を修得」、JSP0のHPからの「指導者マイページでアカウントの作成」、「リファレンスブックの購入」、リファレンスブックに基づき出題される「共通科目検定試験(オンラインテスト)の合格」後に登録手続きを完了することによって、共通科目およびスポーツ指導者基礎資格であるスポーツコーチングリーダー資格が認定されます。共通科目の履修によって、卒業後に各種競技のコーチ資格を目指すこともできます。なお、科目の受講完了申請は、期間を指定して学生からの申し出によって大学側からJSP0に行いますが、それ以降の手続きは学生が直接JSP0と行う必要があるので注意してください。

総合型地域スポーツクラブのマネジメント指導者資格であるアシスタントマネジャー受験資格には、共通科目Ⅰおよびアシスタントマネジャー専門科目の履修が必要です。アスレティックトレーナー受験資格取得のためには、共通科目Ⅰ、共通科目Ⅱ、共通科目Ⅲおよびアスレティックトレーナー専門科目を履修することが必要です。なお、試験日程については別途案内します。

JSP0公認アスレティックトレーナーは、スポーツ活動中の外傷・障害予防、コンディショニングやリコンディショニング、プレーヤーの安全管理と健康管理、および医療資格者へ引き継ぐまでの救急対応という4つの役割に関する知識と実践する能力を活用し、スポーツをする人の安全と安心を確保したうえで、パフォーマンスの回復や向上を支援します。日本代表やプロ選手のみならずスポーツ活動をするあらゆる領域において活躍が期待されます。

日本スポーツ協会公認スポーツコーチングリーダー資格等関連科目一覧

指定科目		スポーツ健康福祉学科開講科目
共通科目Ⅰ（オンラインテストの合格が必要） ・スポーツコーチングリーダー ・アシスタントマネジャー受験資格に必須		スポーツ心理学 スポーツ社会学 コーチング論
共通科目Ⅱ（オンラインテストの合格が必要） *共通科目Ⅰに加えて右記の科目を履修		体力学 スポーツ栄養学 スポーツ医学Ⅰ スポーツマネジメント トレーニング論
共通科目Ⅲ（オンラインテストの合格が必要） *共通科目Ⅰ・Ⅱに加えて右記の科目を履修 ・アスレティックトレーナー受験資格に必須		スポーツ医学Ⅱ スポーツ科学
アシスタント マネジャー 専門科目	1. 地域スポーツクラブとは	スポーツ社会学
	2. 地域スポーツクラブの現状	
	3. クラブマネジャーの役割	スポーツマネジメント
	4. クラブのつくり方	スポーツマネジメント
	5. クラブの運営	スポーツ社会学
アスレティック トレーナー 専門科目	1. JSP0 公認アスレティックトレーナーの役割	アスレティックトレーナー概論
	2. 安全・健康管理とスポーツ外傷・障害の予防	スポーツ外傷・障害および疾病の予防Ⅰ スポーツ外傷・障害および疾病の予防Ⅱ スポーツ外傷・障害および疾病の予防Ⅲ
	3. コンディショニング	コンディショニングⅠ コンディショニングⅡ コンディショニングⅢ
	4. リコンディショニング	リコンディショニングⅠ リコンディショニングⅡ リコンディショニングⅢ
	5. 救急対応	救急対応Ⅰ 救急対応Ⅱ
	6. 検査・測定と評価	検査・測定と評価
	7. 人体の解剖と機能	人体の解剖と機能Ⅰ 人体の解剖と機能Ⅱ
	8. スポーツ科学概論	運動生理学 バイオメカニクス トレーニング科学
	9. スポーツ医学概論	スポーツ外傷・障害および疾病Ⅰ スポーツ外傷・障害および疾病Ⅱ
	現場実習	アスレティックトレーナー実習Ⅰ アスレティックトレーナー実習Ⅱ アスレティックトレーナー実習Ⅲ アスレティックトレーナー実習Ⅳ アスレティックトレーナー実習Ⅴ アスレティックトレーナー実習Ⅵ

JPSUスポーツトレーナー資格 ※JPSU：一般社団法人 全国体育スポーツ系大学協議会

JPSUスポーツトレーナーは、体育スポーツ系大学の特色を活かし、医療分野に特化した内容ではなく、スポーツ選手およびスポーツ実践者が安全にかつ効果的にスポーツが行えるよう、スポーツ医科学に基づいたスポーツ外傷・障害の予防や救急処置、コンディション調整、トレーニングの指導などの、身体づくり（コンディショニング）の専門的知識・技術を習得することができるプログラム内容となっています。この資格は、2017年度に始まったばかりの新しい資格であるが、将来トレーナーを目指す学生はもちろんのこと、保健体育教員、スポーツ系の就職を考えている学生にとっては重要な資格となります。4年次後期に行われる認定試験（集合講習会・論述試験）に合格することによって、卒業時に資格を取得できます。

JPSU スポーツトレーナー資格関連科目一覧

指定科目		スポーツ健康福祉学科開講科目	
スポーツトレーナーに必要な資質		アスレティックトレーナー概論	
体育スポーツに対する 運動実践 運動指導 予防対応 救急対応	1. 記録系競技実践・指導（実技）	スポーツ実習Ⅳ（陸上） スポーツ実習Ⅴ（水泳） ※ いずれか1つを選択	※ 1～4の領域の中から 3領域を選択
	2. 球技系競技実践・指導（実技）	スポーツ実習Ⅱ（屋外球技） スポーツ実習Ⅲ（屋内球技） ※ いずれか1つを選択	
	3. 武道格闘技系実践・指導（実技）	スポーツ実習Ⅶ（柔道）	
	4. 基礎運動実践・指導（実技）	スポーツ実習Ⅰ（器械体操） スポーツ実習Ⅵ（ダンス） ※ いずれか1つを選択	
	5. トレーニングおよび コンディショニング実践・指導（実技）	体力学演習 コンディショニングⅡ	
	6. 現場実習	教育実習Ⅰ・Ⅱ（教育実習Ⅰだけでも可） 健康スポーツ現場実習 アスレティックトレーナー実習Ⅰ～Ⅵ ※ いずれか1つを選択	
	7. 体力測定評価（実技）	検査・測定と評価	
	8. 救急処置法（講義・実技）	救急対応Ⅰ	
スポーツ科学に関する 知識	1. スポーツ生理学	運動生理学	
	2. スポーツ栄養学	スポーツ栄養学	
	3. スポーツ心理学	スポーツ心理学	
	4. トレーニング科学	トレーニング科学	
	5. バイオメカニクス	バイオメカニクス	
	6. 機能解剖学	人体の解剖と機能Ⅰ 人体の解剖と機能Ⅱ	
	7. コンディショニング	コンディショニングⅠ	
スポーツ医学に関する 知識	1. スポーツ医学（内科）	スポーツ外傷・障害および疫病Ⅱ	
	2. スポーツ医学（運動器）	スポーツ外傷・障害および疫病Ⅰ	

JATI 認定トレーニング指導者（JATI-ATI）資格

※ JATI：特定非営利活動法人
日本トレーニング指導者協会

JATI-ATI は、競技スポーツと健康・体力増進の両分野に対応した資格で、ジュニアから高齢者、アスリートなど幅広い対象と多様な目的に応じて、科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なトレーニング指導を行うことができる専門家として、対象者の目標達成に貢献します。教育カリキュラムは、日本人を対象とした科学的知見や日本の現場で蓄積されたノウハウをもとに構築されており、日本人の特性や日本の環境に適合した知識や技能を習得することができます。また、経験や実績に対応した3段階の資格認定制度を設けていることも特徴の一つです。協会としては、海外の学会との交流や、国内での学会開催など、より質の高い指導法を発展・追求するために、最先端の研究と現場をつなぐ活動も積極的に行っています。

本学はJATI養成校のため、決められた科目を履修・単位習得することで養成講習会への参加とワークノートの提出が免除となり、4年次後期に行われる認定試験の受験資格を取得できます。

	指定科目 一覧		スポーツ健康福祉学科 開講科目
	領域	科目名	
一般科目	A. 体力学総論	体力学総論	体力学
	B. 機能解剖	(1) 上肢	人体の解剖と機能 I
		(2) 脊柱と胸郭	人体の解剖と機能 I
		(3) 骨盤と下肢	人体の解剖と機能 I
	C. バイオメカニクス	(1) 基礎理論	バイオメカニクス
		(2) スポーツ及びトレーニング動作の バイオメカニクス	バイオメカニクス
	D. 運動生理学	(1) 呼吸循環器系・エネルギー代謝と運動	運動生理学
		(2) 骨格筋系・神経系・内分泌系と運動	運動生理学
	E. 運動と栄養	(1) 基礎理論	スポーツ栄養学
		(2) スポーツ選手の競技力向上と栄養	スポーツ栄養学
		(3) 一般人の健康増進と栄養	スポーツ栄養学
	F. 運動と心理	(1) 基礎理論	スポーツ心理学
		(2) スポーツ選手の競技力向上への活用	スポーツ心理学
		(3) 一般人の健康増進への活用	スポーツ心理学
	G. 運動と医学	(1) 救急処置法	救急対応 I
		(2) スポーツ選手の整形外科的傷害と予防	スポーツ医学 I
		(3) 生活習慣病とその予防	健康スポーツ実習 I
	H. 運動指導の科学	運動指導の科学	コーチング論

	指定科目 一覧		スポーツ健康福祉学科 開講科目
	領域	科目名	
専門科目	A. トレーニング指導者論	トレーニング指導者の役割	トレーニング論 健康スポーツ実習Ⅰ
	B. 各種トレーニング法の理論とプログラム	トレーニング計画の立案（総論）	コンディショニングⅠ コンディショニングⅡ トレーニング論
		筋力トレーニングのプログラム作成	健康スポーツ実習Ⅰ コンディショニングⅡ
		パワー向上トレーニングの理論とプログラム作成	コンディショニングⅡ
		有酸素性及び無酸素性持久力向上トレーニングの理論とプログラム作成	コンディショニングⅡ
		スピード向上トレーニングの理論とプログラム作成	コンディショニングⅡ
		ウォームアップとクールダウン・柔軟性向上トレーニングの理論とプログラム作成	健康スポーツ実習Ⅰ コンディショニングⅠ
		特別な対象のためのトレーニングとプログラム	健康スポーツ実習Ⅰ トレーニング論
		傷害の受傷から復帰までのトレーニングとプログラム	リコンディショニングⅠ
		筋力トレーニングの実際	コンディショニングⅡ
	C. 各種トレーニング法の実際	パワー向上トレーニングの実際	コンディショニングⅡ
		有酸素性及び無酸素性持久力向上トレーニングの実際	コンディショニングⅡ
		スピード向上トレーニングの実際	コンディショニングⅡ
		ウォームアップとクールダウン・柔軟性向上トレーニングの実際	健康スポーツ実習Ⅰ
		トレーニング効果の測定と評価	検査・測定と評価
	D. トレーニング効果の測定と評価	測定データの活用とフィードバックの実際	検査・測定と評価
		トレーニングの運営	トレーニング論
	E. トレーニングの運営と情報活用	運動指導のための情報収集と活用	スポーツ科学 コーチング論

※ スポーツ健康福祉学科開講科目における下線部の科目については、その科目全てを履修・単位修得する必要がある

健康運動実践指導者認定試験受験資格

健康運動実践指導者は、健康づくりのための運動指導者に与えられる称号の一つです。積極的な健康づくりを目的とした運動を安全かつ効果的に実践指導できる能力を有すると認められた者に与えられます。本学は健康運動実践指導者養成校であり、下表の科目を習得することによって受験資格を取得することができます。

この資格は、健康、運動・スポーツ、体力づくり、生活習慣病予防、介護予防などに興味があり、健康増進施設などへの就職を希望する学生には大切な資格です。3年次前期までに下表の科目を修得すれば、後期に認定試験（学科試験・実技試験）を受験することができます。

指定科目の一覧（養成講習会の科目名）			スポーツ健康福祉学科開講科目
1	健康づくり施策概論	講義	スポーツ健康福祉論
2	運動生理学	講義	運動生理学
3	機能的解剖とバイオメカニクス	講義	バイオメカニクス
4	栄養摂取と運動	講義	スポーツ栄養学
5	体力測定と評価	講義	体力学
		実習	体力学演習
6	健康づくりと運動プログラム	講義	運動処方論
7	運動指導の心理学的基礎	講義	スポーツ心理学
8	健康づくり運動の実際	実習	健康スポーツ実習Ⅰ、健康スポーツ実習Ⅱ スポーツ実習Ⅴ（水泳）、高齢者・障害者スポーツ実習
9	運動障害と予防・救急処置	講義	スポーツ医学Ⅰ
		実習	救急対応Ⅰ

健康運動指導士認定試験受験資格

健康運動指導士は、保健医療関係者と連携しつつ安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成および実践指導計画の調整等を行う役割を担います。生活習慣病予防・改善において、ハイリスク者も対象にした安全で効果的な運動指導を行うことのできる専門家を目指す上で、まず取得すべき標準的な資格であると位置付けられています。本学は健康運動指導士養成校であり、下表の科目を修得することによって受験資格を取得することができます。

この資格は、健康、運動・スポーツ、体力づくり、特に生活習慣病予防・改善や介護予防などに興味があり、健康増進施設や医療機関などへの就職を希望する学生には大切な資格です。4年次前期までに下表の科目を修得すれば、後期に認定試験（学科試験）を受験することができます。

指定科目の一覧（養成講習会の科目名）			スポーツ健康福祉学科開講科目
1	健康管理概論	講義	スポーツ健康福祉論
2	健康づくり施策概論	講義	スポーツ健康福祉論
3	生活習慣病（成人病）	講義	生活習慣病予防学
4	運動生理学	講義	運動生理学
5	機能解剖とバイオメカニクス（運動・動作の力源）	講義	バイオメカニクス
6	健康づくり運動の理論	講義	トレーニング論
7	運動障害と予防	講義	スポーツ医学Ⅰ
8	体力測定と評価	講義	体力学
		実習	体力学演習
9	健康づくり運動の実際	実習	健康スポーツ実習Ⅰ、健康スポーツ実習Ⅱ スポーツ実習Ⅴ（水泳）、健康スポーツ現場実習 高齢者・障害者スポーツ実習
10	救急処置	講義／実習	救急対応Ⅰ
11	運動プログラムの実際	講義	運動処方論
		実習	スポーツ医学Ⅰ
12	運動負荷試験	講義／実習	スポーツ医学Ⅰ
13	運動行動変容の理論と実際	講義／実習	スポーツ心理学
14	運動とこころの健康増進	講義／実習	スポーツ心理学
15	栄養摂取と運動	講義	スポーツ栄養学

レクリエーション・インストラクター資格

レクリエーション・インストラクター資格は、(公財)日本レクリエーション協会「公認指導者資格」の一種であり、指定科目を履修、単位習得し、必要な資格申請（3年次後期に資格申請手続きを学内で行う必要があります）を行えば4年次前期で取得することが可能です。資格必修科目は下記の表の通りです。

学部・学科	理論科目	実技科目	現場実習科目
社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科 ソーシャルワークコース スポーツ科学コース 鍼灸健康コース	レクリエーション論	レクリエーション実技 生涯スポーツ実習Ⅰ	健康スポーツ現場実習 または教育実習Ⅰ または教育実習Ⅱ またはソーシャルワーク実習Ⅰ 事業参加（注）
臨床心理学部 臨床心理学科	レクリエーション論	レクリエーション実技 生涯スポーツ実習Ⅰ	ソーシャルワーク実習Ⅰ 事業参加（注）

（注）「事業参加」は授業科目ではありませんが資格取得に義務づけられている「レクリエーション現場実習」です。日本レクリエーション協会、都道府県レクリエーション協会および市区町村レクリエーション協会に關係する（主催、後援、協賛、協力、主管等）事業に3年次の11月末までに4回以上参加する必要があります。なお事業参加の詳細につきましてはレクリエーション専門科目（理論または実技）の授業時に担当教員より説明がありますので確認してください。

スポーツ・レクリエーション指導者資格

スポーツ・レクリエーション指導者資格は、(公財)日本レクリエーション協会「公認指導者資格」の一種であり、上記のレクリエーション・インストラクター資格申請に加えて、下記の指定科目を履修、単位習得し、必要な資格申請（3年次後期に資格申請手続きを学内で行う必要があります）を行えば4年次前期で取得することが可能です。資格必修科目は下記の表の通りです。

学部・学科	理論科目	実技科目	現場実習科目
社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科 スポーツ科学コース	スポーツ・ レクリエーション演習 レクリエーション論	レクリエーション実技 生涯スポーツ実習Ⅰ	健康スポーツ現場実習 または教育実習Ⅰ または教育実習Ⅱ またはソーシャルワーク実習Ⅰ 事業参加（注）

（注）「事業参加」は授業科目ではありませんが資格取得に義務づけられている「レクリエーション現場実習」です。日本レクリエーション協会、都道府県レクリエーション協会および市区町村レクリエーション協会に關係する（主催、後援、協賛、協力、主管等）事業に3年次の11月末までに4回以上参加する必要があります。なお事業参加の詳細につきましてはレクリエーション専門科目（理論または実技）の授業時に担当教員より説明がありますので確認してください。

初級パラスポーツ指導員資格

スポーツ健康福祉学科では、(公財)日本パラスポーツ協会公認指導員養成の認定校に指定されているため、4年次に協会に申請（学内で申請手続き）することにより、初級パラスポーツ指導員の資格を取得できます。資格を取得するために必要な科目は下表のとおりです。

学部・学科	理論科目	実技科目
社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科	アダプテッドスポーツ論 障害者福祉	高齢者・障害者スポーツ実習

学芸員資格

薬学部動物生命薬科学科では、学芸員資格（任用資格）を取得することができます。

1. 学芸員資格とは

専門的な研究活動を行う一方で、その成果を広く一般に還元する役割を持つ施設は、動物園や水族館、あるいは広く博物館や美術館といったものです。これらの施設は、我が国では「博物館」として分類・総称されています。博物館は、貴重な動植物や地域の歴史・文化資源、優れた芸術品などを収集・保存・展示し、幅広い年齢層を対象とした学習活動を行う場であり、図書館や公民館とともに公共サービスを推進する施設です。さらに近年では社会の多様性や持続可能性、人口減少社会といった今日的課題に対しても博物館の関与が求められています。

博物館で働く専門職である学芸員やそれに相当する職種（構成する団体・組織によって名称が変わることがある。）は、研究分野に関する高度な知識が要求され、さらに資料の収集・保存・展示・教育普及等に関する極めて広範囲な作業に対応できる技能が必要となり、デジタルアーカイブなどICTや、信頼性・コミュニケーション能力も要求されます。本学の卒業生もこうした能力を身に付け、現場で活躍しています。

この職種に就く前提として、任用資格である学芸員資格を取得しなければなりません。これは「博物館法」（昭和26年法律第285号）第4及び第5条に定められた専門職員の資格であり、学士の資格を持ち大学における博物館に関する科目を取得することが、取得の方法として主たるものです。

本学では、薬学部動物生命薬科学科に学芸員養成課程を設けており、「博物館概論」をはじめとする博物館に関する科目を履修することができます。

2. 館園実習への参加について

博物館に関する科目「博物館実習」の中には、学外の施設において行う館園実習があり、学生諸君の資質を現場の専門家に問われるケースもしばしば発生します。この実習では、参加のために一定水準の知識が求められ、さらに多くの博物館が「博物館概論」の単位取得を実習参加への前提としていることから、本学の学芸員養成課程においても、「博物館概論」の単位取得を「博物館実習」履修の条件とします。

3. 博物館に関する科目について

博物館に関する科目は、「博物館法施行規則」（昭和30年文部省令第24号）において定められており、本学では、下記のとおりとなっています。

学芸員資格取得に係る履修要件（2022年度以降入学生）

博物館法施行規則に定める科目		動物生命薬科学科開講科目				
科目名	単位数	科目名	単位数		年次	備考
			必修	選択		
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2		4	卒業要件に対しては、 選択科目となる。
博物館概論	2	博物館概論	2		2	
博物館経営論	2	博物館経営論	2		4	
博物館資料論	2	博物館資料論Ⅰ	1		3	
		博物館資料論Ⅱ	1		3	
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2		3	
博物館展示論	2	博物館展示論Ⅰ	1		3	
		博物館展示論Ⅱ	1		3	
博物館教育論	2	博物館教育論	2		4	
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2		4	
博物館実習	3	博物館実習	3		4	
その他の関連科目		生物多様性	2		2	「博物館実習」の履修は、 「博物館概論」の単位を 修得した者に限る。
		飼料学	2		3	
		動物繁殖学	2		3	

※ 本学科の学芸員養成の理念及び専門的教育内容の教授に沿って、博物館法施行規則に定める科目以外に「その他の関連科目」を設け、本学独自の履修要件を定める。

実験動物技術者認定試験受験資格

薬学部動物生命薬科学科では、実験動物1級技術者認定試験及び実験動物2級技術者認定試験の受験資格を取得することができます。

1. 実験動物技術者認定制度

- ・目的：実験動物技術者は、優良な実験動物の生産、供給、適正な飼育等を通じライフサイエンスの発展に寄与する重要な役割を担っています。その資質を向上させ実験動物技術の進展に貢献することにより、実験動物産業の一層の発展を図ることが目的です。
- ・認定機関：公益社団法人日本実験動物協会
- ・認定種別：実験動物1級技術者及び実験動物2級技術者

2. 実験動物1級技術者認定試験受験資格

次のいずれかであり、本学科は、②（必須科目を履修しない者）又は③（必須科目を履修した者）に該当します。

- ①2級の認定を受けた後、4年以上の実務経験を有する者。
- ②2年以上の大学生物系課程を修めて卒業した者又はこれに相当する学校を卒業した者で、いずれもその後1年以上の実務経験を有する者。
- ③特例認定大学（実験動物技術者受験資格認定校）の在学学生（本学科は3、4年次）又は卒業生のうち、当該校における必須科目を履修した者。③については、2級受験資格でもあります。

3. 実験動物1級技術者認定試験

- ・学科試験とその合格者のみが受験することができる実技試験があります。
- ・学科試験における動物

(1) 総論

(2) 動物種別各論

①必須：マウス

②選択：次の動物種群のうちから2種選択します。

ラット・ハムスター類・スナネズミ、モルモット、ウサギ、イヌ、ネコ、サル類、ブタ、トリ類、魚類・両生類・その他

・実技試験

①必須：マウス

②選択：学科試験各論で選択した2種のうちの1種を選択します。

4. 実験動物2級技術者認定試験

- ・学科試験と実技試験があります。両試験の総合評価により、合否が発表されます。
- ・学科試験

(1) 総論

(2) 動物種別各論：次の動物種群のうちから1種選択します。

マウス・ラット・その他のげっ歯類（ハムスター類、スナネズミ）、モルモット、ウサギ、イヌ、ネコ、サル類、ブタ、トリ類、魚類・両生類・その他

・実技試験

学科試験各論で選択した1種を選択します。

5. 本学科における必須科目

開講年次	科 目
1	動物解剖学、動物生理学Ⅰ、動物生理学Ⅱ、動物解剖学実習Ⅰ、動物解剖学実習Ⅱ
2	実験動物学Ⅰ、実験動物学Ⅱ、微生物学、寄生虫学、微生物学実習
3	実験動物学演習、実験動物学実習

下線は、卒業必修科目

愛玩動物看護師国家試験受験資格

薬学部動物生命薬科学科では、「愛玩動物看護師」になるための「愛玩動物看護師国家試験」を受験することができます。
「愛玩動物看護師国家試験」は、下表の科目の単位を修めた者（その年度末までに修める見込みの学生を含みます）
に受験資格が与えられます。

なお、下表の科目について、履修、受験および資格取得に際し次の条件があります。

1. 下表の科目の単位を全て修得しないと、愛玩動物看護師国家試験は受験できません。
2. 同国家試験に合格しても、下表の科目を全て修得し、かつ、卒業しないと、「愛玩動物看護師」の資格を与えられません。

愛玩動物看護師国家試験受験に必要な科目

開講年次	科 目
1	生命倫理・動物福祉、動物解剖学、動物生理学Ⅰ、動物生理学Ⅱ、動物解剖学実習Ⅰ、動物解剖学実習Ⅱ、動物看護学概論
2	実験動物学Ⅰ、動物看護関連法規、動物愛護・適正飼養関連法規、動物病理学Ⅰ、動物薬理学Ⅰ、動物薬理学Ⅱ、公衆衛生学Ⅰ、公衆衛生学Ⅱ、動物内科看護学、動物臨床看護学総論、動物医療コミュニケーション、動物内科看護学実習Ⅰ、動物内科看護学実習Ⅱ
3	動物栄養学、動物繁殖学、畜産学、動物感染症学Ⅰ、動物感染症学Ⅱ、動物外科看護学、動物臨床看護学各論Ⅰ、動物臨床看護学各論Ⅱ、動物臨床看護学各論Ⅲ、動物臨床検査学、愛玩動物学、人と動物の関係学、適正飼養指導論、動物臨床検査学実習、動物外科看護学実習、動物臨床看護学実習、動物愛護・適正飼養実習、動物看護総合実習
4	動物行動学、野生動物学、動物臨床看護学演習Ⅰ、動物臨床看護学演習Ⅱ、動物生活環境学、ペット関連産業概論

下線は、卒業必修科目

臨床検査技師国家試験受験資格

臨床検査技師国家試験関連科目の一覧

生命医科学部 生命医科学科

指定科目		本学における開講科目等			備考
		開講科目	単位数	年次	
病態学（20単位以上）※ うち、8単位は人体の構造と機能に関する科目とし、5単位は臨床検査の基礎とその疾病との関連に関する科目とする。		臨床病態学Ⅰ	2	3	・※の科目については臨地実習での修得内容が含まれる。 ≪臨地実習について≫ ・12単位のうち、1単位は臨地実習前の技能習得到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験及び指導等）を行う。 ・実習時間の3分の2以上は、病院又は診療所において行い、うち3単位以上は生理学的検査に関する実習とする。 臨床検査臨地実習Ⅰ（3単位）：生理学的検査を主とする。 臨床検査臨地実習Ⅱ（9単位）：1単位分を臨地実習前の臨地実習前の技能習得到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験及び指導等）とし、8単位分は生医学的検査以外の実習内容とする。 臨地実習を含み実習科目の単位認定には、原則として当該科目の全実習時間の出席を必要とする。
		臨床病態学Ⅱ	1	3	
		臨床薬理学	2	3	
		解剖学Ⅰ	2	1	
		解剖学Ⅱ	2	1	
		解剖学実習	1	1	
		生理学Ⅰ	2	1	
		生理学Ⅱ	2	1	
		生理学実習	1	2	
		生化学Ⅰ	2	1	
		生化学Ⅱ	2	2	
		生化学実習	1	1	
公衆衛生学（4単位以上）※		公衆衛生学	2	1	
		医学概論	2	1	
医用工学概論（4単位以上）		医用工学概論	2	1	
		医用工学実習	1	1	
		検査機器総論	2	1	
血液検査学（4単位以上）※		臨床血液学Ⅰ	2	2	
		臨床血液学Ⅱ	2	2	
		臨床血液学実習Ⅰ	1	3	
		臨床血液学実習Ⅱ	1	3	
病理検査学（5単位以上）※		病理学Ⅰ	2	2	
		病理学Ⅱ	2	2	
		病理学実習	1	3	
尿・糞便等一般検査学（3単位以上）※		一般検査学	2	2	
		一般検査学実習	1	2	
生化学検査学※	（両分野合せて6単位以上）	臨床化学Ⅰ	2	2	
		臨床化学Ⅱ	2	2	
臨床化学実習		1	3		
免疫検査学		2	2		
免疫検査学実習		1	3		
遺伝子関連・染色体検査学（2単位以上）※		遺伝子検査学	2	2	
		遺伝子検査学実習	1	2	
輸血・移植検査学（4単位以上）※		臨床免疫学Ⅰ	2	2	
		臨床免疫学Ⅱ	1	3	
		臨床免疫学実習	1	3	
微生物検査学（6単位以上）※		微生物学Ⅰ	2	1	
		微生物学Ⅱ	2	2	
		微生物学実習Ⅰ	1	2	
		微生物学実習Ⅱ	1	3	
生理検査学（10単位以上）※		臨床生理学Ⅰ	2	2	
		臨床生理学Ⅱ	2	2	
		臨床生理学Ⅲ	2	3	
		臨床生理学Ⅳ	2	3	
		臨床生理学実習Ⅰ	1	3	
		臨床生理学実習Ⅱ	1	3	
臨床検査総合検査学（6単位以上）※		臨床検査総合管理学Ⅰ	2	3	
		臨床検査総合管理学Ⅱ	2	3	
		臨床検査総論	2	3	
医療安全管理学（2単位以上）※		医療安全管理学	1	3	
		医療安全管理学実習	1	3	
臨地実習（12単位以上）		臨床検査臨地実習Ⅰ	3	3	
		臨床検査臨地実習Ⅱ	9	3・4	

細胞検査士認定試験受験資格

生命医科学部生命医科学科では、「細胞検査士」になるための「細胞検査士認定試験」を受験することができます。日本臨床細胞学会がこの認定試験を主催し、「細胞検査士」を認定します。

細胞検査士の受験資格を得るためには、臨床検査技師受験資格取得科目の単位を取得し、下表の科目の単位を取得する必要があります。

細胞検査士試験受験に必要な科目【卒業要件充足科目】

開講年次	科目（時間数）
1	臨床細胞学総論Ⅰ（30）
2	臨床細胞学総論Ⅱ（30）、臨床細胞学総論Ⅲ（30）
3	臨床細胞学演習Ⅰ（30）、臨床細胞学演習Ⅱ（30）
4	細胞診断学特論Ⅰ（120）、細胞診断学特論Ⅱ（120）※

※ その他、卒業研究科目については、「卒業研究Ⅱ（120）」を履修すること。

なお、同資格の取得希望者は、申請に基づき、3年次までの成績（1～3年次に開講される上表の科目）並びに面接試験により選考を行い、下表の履修証明プログラム科目を履修することで、受験資格を得ることができます。下表の科目履修者には別途費用が必要となります。教員に照会のうえ指示に従って下さい。

細胞検査士試験受験に必要な科目（4年次開講）【受験資格認定・履修証明科目】

種別	科目（時間数）
講義科目	甲状腺細胞診断学（30）、リンパ節細胞診断学（15）、骨・軟部・造血器等細胞診断学（15）
実習科目	総論1 実習（45）、総論2 実習（45）
	婦人科1 実習（45）、婦人科2 実習（45）
	呼吸器1 実習（45）、呼吸器2 実習（45）
	体腔液 実習（45）
	消化器 実習（45）
	乳腺 実習（45）
実習科目	泌尿器 実習（45）
	甲状腺 実習（45）
	リンパ節 実習（45）
実習科目	骨・軟部 実習（30）
	造血器等 実習（30）

※ 細胞診断学特論Ⅰ・Ⅱ（240）に加え、上表の講義科目（60）と実習科目（600）、合計900時間の履修により、受験資格を得る。

希望者の選考時期：3年次後期の2月中旬を予定（詳細については別途指示、希望者は申請書を提出）

履 修 費 用：上表科目の履修を許可された者は、受講料として200,000円を徴収する。（納入方法等は別途指示）

《申請書様式》

細胞検査士試験受験資格に係る履修希望申請書	
九州医療科学大学 学長 殿	
氏名	
学生番号	
西暦	年 月 日生
細胞検査士試験に係る受験資格を得たいので、履修証明科目の履修を願い出ます。また、選考の上、履修が許可された場合は、所定の受講料を納入し、諸規則を守り、本分を全うすることを誓約いたします。	

言語聴覚士国家試験受験資格

本学は言語聴覚士学校養成所指定規則に基づき、言語聴覚士養成学校です。国家資格となる言語聴覚士は「話す、聞く、食べる、のスペシャリスト」として、ことばによるコミュニケーションに問題がある方に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職です。また、摂食・嚥下の問題にも専門的に対応します。

4年間の学修において、計画的に専門的な知識と技術の修得に努力が必要となります。

言語聴覚士国家試験関連科目の一覧

臨床心理学部 臨床心理学科（言語聴覚コース）

教育内容		認定規則に定める 単位数	科目名	単位数		備考
				必修	選択	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解 言語聴覚療法の基盤	20	英語		2	必修3単位 を含み 10単位以上 修得
			英語コミュニケーション		2	
			情報処理入門	1		
			データサイエンスⅠ		1	
			データサイエンスⅡ		1	
			キャリア教育		2	
			コミュニケーション論		2	
			QOLと人間の尊厳	2		
			日向国地域論		2	
			日向国地域体験学習		1	
			医療・福祉連携講座		1	必修4単位 を含み 14単位以上 修得
			ボランティア活動		1	
			インターンシップ		1	
			哲学		2	
			倫理学		2	
			社会学		2	
			心理学概論	2		
			日本国憲法		2	
			経済学		2	
			生物学		2	
専門基礎分野	人体のしくみ・ 疫病と治療	15	健康科学論		2	
			生涯スポーツ実習Ⅰ		1	
			生涯スポーツ実習Ⅱ		1	
			基礎演習Ⅰ	1		
			基礎演習Ⅱ	1		
			人体の構造と機能及び疾病	2		
			基礎医学	2		
			臨床医学Ⅰ	2		
	心の働き	7	臨床医学Ⅱ	2		
			リハビリテーション医学	2		
			臨床歯科医学・口腔外科学	2		
			聴覚・神経系の構造、機能、病態	2		
			発声発語系の構造、機能、病態	2		
			臨床心理学概論	2		
	言語とコミュニケーション	9	発達心理学	2		
			学習・言語心理学	2		
			心理測定法演習	1		
			基礎統計学演習	1		
			言語学	2		
	社会保障・教育と リハビリテーション	1	音声学	2		
			音響学・聴覚心理学	2		
			言語発達学	2		
			言語コミュニケーション学	2		
			社会福祉学	2		

教育内容		認定規則に 定める 単位数	科目名	単位数		備考
				必修	選択	
専門分野	言語聴覚障害学総論	2	言語聴覚障害学総論	2		
	言語聴覚療法管理学	2	言語聴覚療法管理学	2		
	失語・高次脳機能障害学	6	失語症学	2		
			失語症学演習	1		
			高次脳機能障害学	2		
			高次脳機能障害学演習	1		
	言語発達障害学	6	言語発達障害学Ⅰ	2		
			言語発達障害学Ⅱ	2		
			言語発達障害学演習Ⅰ	1		
			言語発達障害学演習Ⅱ	1		
	発声発語・摂食嚥下障害学	9	発声発語障害学Ⅰ	2		
			発声発語障害学Ⅱ	2		
			摂食嚥下障害学Ⅰ	2		
			摂食嚥下障害学Ⅱ	2		
			発声発語・摂食嚥下障害学演習	1		
	聴覚障害学	7	聴覚障害学Ⅰ	2		
			聴覚障害学Ⅱ	2		
			聴覚障害学演習	1		
			補聴器・人工内耳	2		
	地域言語聴覚療法学	2	地域言語聴覚療法学	2		
	臨床実習	15	言語聴覚障害学演習	1		
			臨床実習指導Ⅰ	1		
			臨床実習指導Ⅱ	1		
			学外評価臨床実習	4		
			学外総合臨床実習	8		
合計		101	合計	109		

なお卒業するには、基礎科目、専門教育科目の必修科目単位を含め、合計で124単位以上修得しなければならない。

【履修上の注意事項】

- ・基礎科目・専門教育科目について、各学年で定められた規定に基づき単位を修得しなければならない。
- ・4年次は学外総合臨床実習、卒業研究、国試対策への重点的な学習が必要となるため、3年次までに定められた単位については修得を目指すなければならない。

【臨床実習の心得】

学外評価・総合臨床実習に臨むためには、各分野の科目の履修のみならず、臨床家として役割を果たすべく様々な条件が要求される。言語聴覚士を目指す上で、実習開始前に身につけておくべき事項には、①文章読解・作成能力（聴く・書く能力）、②適切なコミュニケーション能力、③専門分野や関連職種についての知識、④専門家としての適切な態度や行動、などがある。よって、各学年における心得について下記に記す。

- ・1年次では、大学共通基礎科目、学部共通基礎科目、心理学を中心とした専門教育科目など幅広い学習内容を通し、言語聴覚障害総論の基礎となる知識の構築を目指す。
- ・2年次では、専門（言語聴覚）コースに分かれ、言語聴覚障害各論に関する知識を整理し、評価演習や検査演習を通して、障害をトータル的にとらえる視点を持ち、検査技能および態度の基礎を身につける。
- ・3年次には、同学年や教員に対し評価・検査演習を行うことで、検査技能および態度の基礎を身につけ、言語聴覚士としての役割を学ぶ。学外評価臨床実習として、グループで評価、分析、訓練プログラム立案の流れを経験し、事前・事後学修や計画書・報告書の作成を通して、主体的な行動力を養い、社会人としての知識やマナー、子どもの言語発達に関する知識を深める。
- ・4年次では、学外総合臨床実習として、評価、分析、訓練プログラム立案、訓練実施、カンファレンス等、臨床場面での一連の流れを経験し、仮説検証の態度をもって、総合的な臨床活動を実践し、評価結果や今後の訓練方針について根拠に基づいた説明ができ、地域社会に根差した生涯にわたる支援を目指す視点を持つ。

公認心理師国家試験受験資格

1. 受験資格について

公認心理師の国家試験受験資格については、公認心理師法第7条で以下のように決まっています。大学における必要な科目の修得及び卒業だけではなく、卒業後の要件もありますので注意してください。

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることはできない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの
- 三 文部科学大臣及び厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

2. 大学における履修科目

公認心理師の国家試験受験を希望する学生は、下記文科省・厚生省令に指定されている科目を修めて、卒業しなければ国家試験受験資格が得られないので注意して下さい。なお国家試験の科目は下記省令によって定められており、別表のとおりです。

履 修 科 目：(省令) 公認心理師法施行規則（大学における公認心理師となるために必要な科目）
（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）

国家試験科目：(公認心理師法) 第5条 試験は公認心理師として必要な知識及び技能について行う。
（平成27年法律第68号）

3. 試験日程等

日程や出題基準・合格基準など詳細については、指定試験機関である一般財団法人日本心理研修センターより発表されます。

公認心理師法第7条第1号及び第2号に該当する学生が受験できる最初の年（第7回試験（令和6年））以降は2月に試験を実施し、3月の合格発表を経た上で、4月より勤務できる予定です。

公認心理師国家試験関連科目の一覧

臨床心理学部臨床心理学科（心理・福祉コース）

指定科目等の名称	本学における開講科目等		
	開講科目	単位数	年次
1 公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	4
2 心理学概論	心理学概論	2	1
3 臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	1
4 心理学研究法	心理学研究法	2	1
5 心理学統計法	心理学統計法	2	1
6 心理学実験	心理学実験	2	2
7 知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	2
8 学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	2
9 感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	3
10 神経・生理心理学	神経・生理心理学	2	2
11 社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	2	1
12 発達心理学	発達心理学	2	1
13 障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	2
14 心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	2
15 心理学的支援法	心理学的支援法	2	3
16 健康・医療心理学	健康・医療心理学	2	3
17 福祉心理学	福祉心理学	2	3
18 教育・学校心理学	教育・学校心理学	2	3
19 司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	3
20 産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	3
21 人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	1
22 精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	2	2
23 関係行政論	関係行政論	2	4
24 心理演習	心理演習Ⅰ	1	3
	心理演習Ⅱ	1	3
25 心理実習	心理実習	2	4

「心理演習Ⅰ・Ⅱ」「心理実習」に関する要件（2022年度入学生以降）は以下のとおりとする。

1. 「心理演習Ⅰ」（3年前期）・「心理演習Ⅱ」（3年後期）の履修は、公認心理師を目指す者のみとする。
2. 「心理演習Ⅰ」（3年前期）・「心理演習Ⅱ」（3年後期）の履修は、原則2年次後期までのGPAが2.5以上のものとする。
3. 「心理実習」（4年通年）の履修は、履修前までに公認心理師に必要な大学における履修科目のうち、原則として1,2年次で開講される14科目28単位を履修済みの者とする。

<1年次> 心理学概論／臨床心理学概論／心理学研究法／心理学統計法

社会・集団・家族心理学／発達心理学／人体の構造と機能及び疾病

<2年次> 心理学実験／知覚・認知心理学／学習・言語心理学／神経・生理心理学
障害者・障害児心理学／心理的アセスメント／精神疾患とその治療

准学校心理士

1. 准学校心理士とは

「准学校心理士」は、学校心理士に準ずる資格です。学校心理士用の研修を受講し、通常より短い実務経験期間（3年間）で、「学校心理士」を受験することができます。

2. 資格申請の要件

文部科学省及び厚生労働省が確認する公認心理師資格カリキュラム対応大学学部を卒業する（卒業見込みを含む）もので、「教育・学校心理学」「発達心理学」「障害者・障害児心理学」「福祉心理学」「心理的アセスメント」「心理学的支援法」の6科目12単位を取得し、一般社団法人学校心理士認定運営機構の書類審査に合格したものに准学校心理士の資格が認定されます。

認定心理士資格

認定心理士資格は、公益財団法人日本心理学会が認定する資格の1つで、心理学専攻者としてのアイデンティティを持ち、専門性の向上に資するために設けられた資格です。本学において指定科目を履修、単位認定後、必要な資格申請を行えば取得することが可能です。資格必修科目は下記の表の通りです。

※「基礎科目」、「選択科目」で36単位以上になる場合は「その他の科目」は修得する必要はありません。

臨床心理学部 臨床心理学科

認定心理士の資格を取得するのに必要な単位数及び本学開講科目（計36単位以上）						
	区分		本学開講科目	単位	申請 できる 単位	備考
基礎科目 (12単位以上)	a 心理学概論	基本主題	心理学概論	2	2	a、b、cの各領域4単位以上を修得し、基礎科目計で12単位以上修得すること。
			教育心理学★	2	2	
		副次主題	社会・集団・家族心理学★	2	1	
			学習・言語心理学★	2	1	
			感情・人格心理学★	2	1	
			発達心理学★	2	1	
	臨床心理学概論★	2	1			
		b 心理学研究法	基本主題	心理学研究法	2	
	心理学統計法			2	2	
	c 心理学実験・実習	基本主題	心理学実験	2	2	
心理尺度構成法実習			1	1		
心理検査法実習			1	1		
副次主題		心理演習Ⅰ	1	0.5		
	心理演習Ⅱ	1	0.5			
	心理実習	2	1			
選択科目 (16単位以上)	d 知覚心理学 学習心理学	基本主題	知覚・認知心理学	2	2	d、f、g、hの4領域のうち、3領域以上で、それぞれ4単位以上を修得し、選択科目合計で16単位以上修得すること。また各領域には必ず基本主題を含むこと。
			学習・言語心理学★	2	2	
			感情・人格心理学★	2	2	
		副次主題				
	e 生理心理学 比較心理学	基本主題	神経・生理心理学	2	2	
		副次主題				
	f 教育心理学 発達心理学	基本主題	発達心理学★	2	2	
			教育・学校心理学★	2	2	
			教育心理学★	2	2	
		副次主題				
	g 臨床心理学 人格心理学	基本主題	感情・人格心理学★	2	2	
			社会・集団・家族心理学★	2	2	
			臨床心理学概論★	2	2	
			障害者・障害児心理学	2	2	
			心理的アセスメント	2	2	
			心理学的支援法	2	2	
			健康・医療心理学	2	2	
			福祉心理学	2	2	
			司法・犯罪心理学★※	2	2	
			教育相談	2	2	
副次主題	精神疾患とその治療	2	1			
h 社会心理学 産業心理学	基本主題	社会・集団・家族心理学★	2	2		
		司法・犯罪心理学★※	2	2		
		産業・組織心理学	2	2		
	副次主題					
合 計	「基礎科目」「選択科目」「その他の科目」を合わせて、総計36単位以上修得すること。					

注1) ★印のついた同一名称科目は、「基本主題」、または「副次主題」のいずれか一方でのみ申請可能です。両方にカウントすることはできませんので注意して下さい。

注2) ※ のついた科目は、g領域もしくはh領域のいずれか一方のみの「基本主題」で申請可能です。

注3) 要件となる単位は、「申請できる単位」で充足して下さい。副次主題は1/2単位の申請になります。

注4) 詳細については、必ず担当教員に確認して下さい。

薬学部薬学科実務実習に関する申し合わせ

1. 薬学部薬学科において定める実務実習Ⅰ、Ⅱを履修することができる学生の選考は次による。
2. 次の全ての要件を満たした5年次学生に対して学部長が許可する。
 - (1) 心身ともに健康で実習に耐え得る者
 - (2) 学生としての品位を損するような行為のない者
 - (3) 実務実習施設から求められた条件を満たし得る者
3. 実務実習前あるいは期間中に、上記の条件を喪失した者に対しては、実務実習の履修を取り消す場合がある。
附 則 この申し合わせは、平成22年4月1日から施行する。

薬学部薬学科の授業科目履修について

単位と認定

薬学科において当該科目の単位は、授業時間数の3分2以上出席し、かつ単位認定試験に合格したときに認定されます。各学年に課せられた実習科目の単位は、該当する学年で修得すること。また、実習科目の単位認定には、原則的に全授業時間の出席を必須とします。専門教育必修科目の単位を修得できないまま進級した者については、規定時間数以上の補講を受講しなければ当該科目の単位認定試験を受けることはできません。（補講は授業および実習の空き時間に行います。）

進級と留年

薬学科の学生については、配当年次およびそれより低学年に開講されている必修科目を原則として5科目以上未修得の場合進級できません（留年）。また、実習科目の未修得単位があるときは、進級できません。在学中の留年は6回まで、同一年次での留年は2回までとします。ただし、休学等の場合はこの限りではありません。

本学では、基礎薬学総合演習の単位を修得し、共用試験（CBT：Computer-Based Testing及びOSCE：Objective Structured Clinical Examination）に合格しなければ、5年次に進級できません。

5年次及び6年次への進級は、配当年次およびそれ以前の学年に開講されている必修科目の未修得が3科目未満である場合に限り進級できます。

また、1年次から3年次までに開講されている必修科目は、4年次終了までにすべて修得しなければなりません。

学内実習における注意事項

薬学科の学生においては、廃棄物並びに排水処理について特に留意し、排水基準等を遵守しなければなりません。本学科では、地域の環境保全並びに排水基準を維持するために実習室、実験室等での実験廃棄物および廃液の原点回収を徹底しなければなりません。

学生生活・就職活動

■ 学生相談	99
■ ルールとマナー	100
■ 通学方法について	103
■ 遺失物・拾得物について	103
■ アルバイトについて	103
■ 奨学金制度	104
■ 教育・学費ローン	104
■ 課外活動（サークル活動）	105
■ 学研災・付帯賠償保険について	106
■ 就職活動	106

学生相談

学生相談

大学生活は新しい経験や挑戦を伴います。大学生活を送る中で皆さんは、時に課題に直面し、悩みや不安にかられることがあるかもしれません。皆さんの学業や心身の健康に関する様々な悩みに対して、本学では次のような相談窓口を設けています。皆さんのプライバシーには十分配慮していますので、安心して気軽に利用してください。

チューター制度

本学はチューター制度を採用しています。チューター制度とは、一人の教員が少人数の学生グループの「チューター」（担任）となる制度です。学生一人ひとりに合わせた学修面、生活面全般についてきめ細やかな対応ができます。皆さんが悩みや問題を抱えた際には、まずチューターに相談し、指導・助言を受けてください。

健康管理センター

1号棟（講義）にある健康管理センターでは、学内で生じた病気やケガに対する応急処置が受けられるほか、皆さんの健康に関する相談を受け付けています。年度初めに大学で受診する健康診断の結果に関する質問・相談のほか、「最近食欲がない」「よく眠れない」というような普段の生活の中で身体の不調を感じた時にも、健康管理センターを訪ねて相談してみてください。

学生相談室

毎日の講義や課題、試験、進級や卒業という学業に関する事柄だけでなく、経済的な事情や新しい環境への適応、友人関係の構築、人間関係の変化、ソーシャルメディアなど、様々な要因がプレッシャーやストレスとなって、皆さんの心身の健康に影響を及ぼすことがあります。健康管理センターの中には、皆さんのストレスや心の健康に関する悩みに対応できるよう専門のカウンセラーによる学生相談室を設けています。どのような相談であっても、内容が相談者の許可なく大学に伝わることはありません。誰にも言えない悩みを一人で抱え込まず、カウンセラーに相談してください。

合理的配慮について

本学に在籍する障がいのある学生が、障がいのない学生と等しい条件のもとで、豊かな学びと充実した大学生活を送ることができるよう、「九州医療科学大学障がい学生支援に関する基本方針」に基づいて、所属学科やチューター、関係部署と連携して支援します。合理的配慮に関する相談窓口は、学生課または教務課、健康管理センターとなっています。お気軽にご相談ください。

■ 合理的配慮の提供に関するフロー →



意見箱

1号棟（講義）1階の学生課窓口と4号棟（薬学）1階に『意見箱』を設置しています。大学に対する意見・要望・提案に限らず、困っていることなどがあれば備え付けの所定の用紙に記入して、投かんしてください。

ルールとマナー

学内・学外のルール

■ 交通マナー

○ 学外

大学の門の外はすべて「公道」です。定められた交通ルールを守り、自家用車、自転車、バイクを運転する際は、周囲の状況をよく確認して運転してください。

他の自動車・バイク・自転車や歩行者と事故を起こさないように安全運転に努めてください。

○ 学内

大学の駐車場および駐輪場を利用する時は、常に安全走行をしてください。また、駐車（駐輪）の際はあとから来た人が停めやすいように駐車（駐輪）してください。迷惑駐車が発覚した場合は、駐車許可を取り消すことがあります。

■ アパート・共有エリアでのルール

○ 学外

複数の人たちが居住するアパートなどでは些細なことでトラブルになることがあります。友人と夜遅くまで大声で話したり、大音量でテレビや音楽を流すことなどはマナー違反です。入居の際の契約ルールに従い、他の入居者や近隣に迷惑をかけないようにしてください。

○ 学内

講義時間中における私語や飲食、共有スペースで大声での会話や通話は慎みましょう。また、図書館や講義室、学生食堂のテーブルなどで個人の所有物を広げて、必要以上に場所を確保する（共有スペースの占拠）ことはやめましょう。

■ ごみ出しのルール

○ 学外

ごみの処分は、住んでいる地域で決められたルール（収集日、場所、分別方法など）を守りましょう。ごみの不法投棄は【廃棄物処理法違反】という重大な犯罪です。違反すると5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられるとともに、学内でも懲戒処分（退学や停学など）の対象になります。不法投棄は絶対にしないでください。

○ 学内

ごみの処分は、構内に設置されたごみ箱に分別して処分してください。ただし、構内で発生したごみが大量であった場合の処分については、業者に確認をするので学生課に相談してください。

なお、自宅や学外などで発生したごみを学内で処分することは固く禁止するとともに不法投棄とみなし、懲戒処分の対象となります。絶対に学外からごみを持ち込まないでください。

■ 飲酒について

大学生になると、サークルやゼミなどの懇親会でアルコールを飲む機会も増えていきます。成年年齢は18歳に引き下げられましたが飲酒は20歳からです。コンパなどでのイッキ飲みなどの過度な飲酒は健康に悪影響を与え、判断力が低下してしまう恐れがあります。

安全に楽しむためには、自分の体質を把握して節度を持って飲酒し、友達や周囲の人々とのコミュニケーションを大切にしましょう。

なお、本学ではハラスメント防止の観点から、性別を問わず、学生と教職員が2人きりで食事や飲酒をすることを禁止しています。

■ 喫煙について

成年年齢は18歳に引き下げられましたが喫煙は20歳からです。

キャンパス内では指定された喫煙所（1か所のみ）以外での喫煙は、紙たばこも加熱式たばこも厳禁です。また、学内・学外を問わず、たばこのポイ捨てや歩きタバコは絶対にしないでください。

喫煙は健康に悪影響を及ぼす可能性があります。健康なキャンパスライフを送るために、禁煙を心がけて健康管理

に努めましょう。

■ 薬物について

薬物使用のもっとも怖いところは、興味本位で『1回だけ』と手を出したら最後、自分がコントロールできなくなるところです。その結果、薬物依存のスパイラルに陥り、後戻りができなくなります。危険ドラッグ、大麻、覚醒剤、コカイン、MDMAなどの使用は、一時の幻想に溺れ、現実との接点を失うことにつながります。これは妄想と危険を招く行為であり、その影響は計り知れません。友人や先輩など、どのような誰からの誘いであっても、冷静に断り、絶対に手を出さないでください。

ハラスメント防止ガイドライン

ハラスメントは、人間としての尊厳を傷つけ、修学、教育、研究に関する権利利益を不当に侵害する行為であり、決して許されるものではありません。九州医療科学大学は、ハラスメントのない環境づくりに取り組んでいます。

■ ハラスメントとは何か？

ハラスメントとは、人間の尊厳を否定し、人格、教育を受ける権利等さまざまな人権を侵害するものです。内容によって、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、就活・ハラスメント、アルコールハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントなどがあります。

本ガイドラインでは、学生生活の様々な場面でおこる可能性がある、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等について簡単に説明しますが、実際にはこれに該当しないもの、あるいは複合型のハラスメントもあります。本学では幅広くハラスメントに対応していきます。

① セクシュアル・ハラスメント

学内外を問わず、性的な言動または固定的な性別役割の押し付けなどによって、他の者に肉体的、精神的な苦痛や困惑、不快感を与えることです。性別を問わず他の者の性的指向、性自認に対する曝露等によるハラスメントも該当します。これらは行為者の「そんなつもりではなかった」といった認識によるものではありません。

また、グルーミング行為というものがあるということを知っておいてください。「いい人」と見せかけて自分の支配下におく一種の対人操作です。「君だけだ」と特別扱いしたり、まわりの人の悪口を吹き込み他の人と心理的な距離を取らせるなどして、「この人は正しい」と信じ込ませ、セクハラに気づきにくくさせる、または気づいても恩義を感じて指摘しにくくさせます。

② アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の地位や権限、または優位性を利用して、不適切な言動、指導を行うことで、相手の学習意欲を減少させ、教育研究環境を悪化させることです。例えば、正当な理由もなく、文献・図書や機器類を使わせない、単位を与えない、ゼミを開かない、論文指導をしない等が該当する可能性があります。

③ パワー・ハラスメント

学生生活や職務ににおいて、教員と学生、部下や同僚、後輩や同級生など、不利な立場の者に対して不適切な言動、指導、処遇を行い、就学・就労意欲の低下や環境の悪化をもたらすことです。ただし、厳しい指導が全てパワーハラに該当するわけではありません。必要かつ相当な範囲で行われる適正な指導については、パワー・ハラスメントには該当せず、こうした指導や指示を真摯に受け止め、学修・研究を遂行する意識を持つことも重要です。

④ 就活・ハラスメント

就職活動中やインターンシップの学生等に対するセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント」のことです。就活中やインターンシップ中、実習中にハラスメントにあったと感じたら、すぐ訪問先もしくは、本学のハラスメント相談窓口に連絡をしてください。なお、会社によっては会社を通さない0G・0B訪問、0G・0Bとの食事や飲酒、密室での面談を禁止しているところがありますので、0G・0Bの方を困らせないためにも連絡方法等には十分気を付けてください。

⑤ その他のハラスメント

アルコール・ハラスメント（クラブ・ゼミ等の上下関係等を利用した飲酒の強要等）、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント（就学の場合においても、妊娠・出産・育児・介護のための休み等に関わる否定的な言動）、リモート・ハラスメント（オンライン授業等で正当な理由もなくカメラ接続を常に求めたり、必要以上に2人のチャット

トを求める等)、モラル・ハラスメント(精神的に追い詰められ、いつの間にか加害者にコントロールされているのが特徴。「自分の方が悪い」と思うようになるものモラハラの特徴)等、色々なハラスメントがあります。

■ ハラスメントを受けたと感じた場合

- ① 相手に対し、言葉と態度で自分の気持ちを伝える
「やめて下さい」

- ② 被害を記録する

日時、場所、言動の内容(メールやSNSの画面)、居合わせた人や目撃者 等

- ③ ハラスメント相談窓口へ連絡

ハラスメントを受けたと感じたら、一人で悩まずに相談できる人に相談しましょう。九州医療科学大学では、健康管理センター内に専門カウンセラーによる学生相談室を準備しています。また、各学科・事務局にハラスメント相談員を選任しています。相談員は、学内掲示板やホームページに示されています。相談者のプライバシー及び相談内容の秘密は守られますので、学生相談室や相談しやすい相談員を訪ねてください。電子メールを使っての相談も可能です。

■ ハラスメントを目撃した場合

- ① 他人事として放置しない

- ② 目撃した内容を記録する

日時、場所、言動の内容をできるだけ詳しく記録する

- ③ 相談にのる

相談窓口へ行くよう勧めたり、同行するなど、見過ごさないで助けてあげましょう。

■ ハラスメントのない環境をつくっていくために

ハラスメントは、気づかないうちに行っている場合があります。日頃から自身の言動に気を付けることが大切です。また、ハラスメントと思われる言動を見聞きしたときには、そのことを相手に知らせることで、被害が大きくなるのを防ぐことができます。日常的に良好な関係(節度を持って気持ちを伝えあえる)づくりや、相手への心遣いや同情、配慮や共感を大切にコミュニケーションを心掛けましょう。

ハラスメント被害者の中には、「ハラスメントに当てはまるかどうかわからない」、「自分にも落ち度があった」、「自分が悪いのだ」、「ちょっと神経質になり過ぎているかも」等と感じる方も多いです。もし、不安や違和感を感じたら、学生相談室等の相談員と一緒に状況を整理しましょう。

なお、本学ではハラスメント防止の観点から、性別を問わず、学生と教職員が2人きりで食事や飲酒をすることを禁止しています。

■ ハラスメント相談窓口

- ・各学科相談員の連絡先は、学内掲示もしくは、ホームページをご参照ください。

<https://www.phoenix.ac.jp/campuslife/campus-harassment>

- ・メール相談

kums-harassment@office.jei.ac.jp

通学方法について

学生の通学については公共交通機関、自家用車・オートバイ・自転車・徒歩とします。自家用車での通学は、駐車場の収容台数の関係上、許可制となります。

■ 交通安全講習

毎年、全ての学生を対象に行っています。内容は交通事故に関するもので、講習を通じて少しでも交通事故防止に役立つことを目的としています。

■ 任意保険の加入について

任意保険は、自賠責保険では足りない分をカバーするものです。自動車の通学許可を申請する際にも、任意保険証券のコピーが必要です。自賠責保険が一定の賠償額までしか補償されないため、上乗せ保険として加入してください。

■ 交通事故の防止について

自動車やバイクで通学する学生が多く、本学の学生による交通事故や交通違反が多発しています。過去には、学生自身が死亡したり重傷を負ったり、歩行者や対向車の同乗者を死亡させるなどの重大な事故も発生しており、被害者とその家族はもとより学生の未来を悲慘なものに変えてしまいます。交通違反や不注意が自身の将来や家族に大きなダメージを与えてしまうことを忘れず、バイクや車に乗る際は細心の注意を払って、安全運転を徹底してください。なお、学生に事故や病気で緊急入院等の事態が発生した場合、大学から家族への連絡を行います。家族の連絡先に変更が生じた場合は、早急に学生課に届け出てください。万一の際に家族への連絡が取れないことになります。

遺失物・拾得物について

学内において、学生が金品等を遺失または拾得した場合は、学生課に届け出てください。拾得物については、落とし物用ロッカー等に保管していますので、心当たりのある学生は学生証を呈示のうえ学生課へ申し出てください。なお、拾得物は3ヶ月経過したら処分します。

アルバイトについて

大学生になり自分が社会の一員であることを自覚し、社会勉強をすることは大学生活において大変有意義なことです。しかし、学業を犠牲にしたアルバイトは賛成できません。まずは学生の本文である学業に専念し、休みなどを利用してアルバイトをするようにしましょう。労働条件（賃金、勤務シフトなど）については、雇用先と十分な確認と話し合いを行い、トラブルにならないよう注意してください。

■ アルバイトの案内

学生課の掲示板に求人票を掲示していますので、希望する学生は各自直接問い合わせてください。

奨学金制度

文部科学省・日本学生支援機構の奨学制度

- 修学支援新制度
 - ・ 授業料減免制度：入学金26万円・授業料70万円を上限として減免
 - ・ 給付奨学金：給付月額 自宅通学生38,300円／自宅外通学生75,800円が上限
(減免額や給付月額は、経済状況によって判定される支援区分によって異なります)
- 第一種奨学金（無利子貸与）
 - ・ 自宅通学 20,000 / 30,000 / 40,000 / 54,000円
 - ・ 自宅外通学 20,000 / 30,000 / 40,000 / 50,000 / 64,000円
- 第二種奨学金（有利子貸与）
 - ・ 月額20,000円から120,000円まで1万円単位で選択可能（薬学科のみ140,000円まで増額可）

*これら奨学金を併用して貸与や給付を受けることもできますが、条件や制限が付される場合もあります。詳細は学生課で確認してください。

その他の奨学金

自治体や財団による奨学金があります。大学に届いた募集案内は学生課掲示板にて案内しますので、貸与金額や応募資格などを確認してください。

- 自治体による奨学金制度
宮崎県育英会／宮崎県奨学会／延岡市育英会／都城市育英会 など
(実家のある県・市にも問い合わせてみてください)
- 財団による奨学金制度
河内奨学財団奨学金／壽崎育英財団奨学金 など

教育・学費ローン

本学では、奨学金の他に教育資金のための各種教育・学費ローンの紹介をしております。

国の教育ローン

日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）は、学生の保護者を対象として融資を行っており、在学するために必要な資金に利用できます。融資額は350万円以内ですが、申請条件として世帯の年間収入（世帯主、配偶者等含む）の条件があります。また、利用できるものは次のとおりです。

※ 一定の要件に該当する場合、上限450万円までご利用可能です。

- ・ 学校納付金（入学金・授業料等）
- ・ 受験にかかった費用（受験料・交通費・宿泊費等）
- ・ アパート等の敷金、家賃など
- ・ 教科書代、学習用品費、パソコン購入費、通学費用など

詳細についての問い合わせ先：教育ローンコールセンター TEL0570-008-656 または TEL03-5321-8656

順正学園提携による教育ローン

＊宮崎太陽銀行は、本学にもATMを設置しており、学生も多数利用している地元の銀行です。

宮崎太陽銀行の教育ローンは、教育に関する費用であれば、最高500万円まで利用できます。申込の相談は、近くの宮崎太陽銀行の本店並びに各支店まで問い合わせてください。

また、同行の営業エリア以外に住んでいる場合は、同行延岡支店に問い合わせてください。

詳細についての問い合わせ先：宮崎太陽銀行 延岡支店 Tel0982-33-5251

＊学費ローン

このローンは本学提携の学費ローンで、入学金、授業料等の学校納付金について利用できますが、信販会社の承認が必要です。

詳細についての問い合わせ先

- ・株式会社ジャックス『ジャックスの教育ローン』 コンシューマデスク Tel0120-338-817
- ・株式会社オリエントコーポレーション『学費サポートプラン』 学費サポートデスク Tel0120-517-325
- ・三井住友カード株式会社『c-web学費ローン』 カスタマーセンター Tel050-3827-0375

なお、教育・学費ローンの利用にあたっては、各機関の問い合わせ先に直接連絡してください。

課外活動（サークル活動）

団体の結成

学生が新たにクラブ等を結成しようとする場合は、まず、学生課窓口へ相談に来てください。その後、[団体結成願]に必要な事項を記入し、[部員名簿]を添付して学生課へ提出し、学長の許可を得なければなりません。

役員、部員等に変更があるときは、「部員名簿」を再提出してください。また、解散する場合は学生課へ[団体解散願]を提出し、学長の承認を受けなければなりません。

課外活動届

学生が、合宿・遠征などに参加する場合は、必ず活動日の1週間前までに[課外活動届]を学生課に提出するとともに、終了後は速やかに[結果報告書]を提出しなければなりません。

掲示物・印刷物

掲示板以外の場所にポスター等を貼る事はもちろん、学内の掲示板に無許可でポスター等を貼る行為は禁止されています。また、学内で営利を目的としたビラやチラシ等の配布・掲示は禁止です。

■ 掲示物を貼りたいとき

学生委員会に所属する団体が、勧誘ポスターや企画ポスターを貼る場合は、学生課で許可印をもらい、決められた場所へ貼ってください。その他、一般学生が企画等で掲示物を貼りたい場合も同様に学生課で許可を受けてください。無断で貼っている掲示物を発見した場合、処分する場合がありますのでご注意ください。

学研災・付帯賠償保険について

「学生教育研究災害保険」(学研災)・「学研災付帯賠償責任保険」(付帯賠償)は教育活動中の不慮の災害事故補償と学生が被る種々の賠償責任事故補償のために、教育実習、施設・病院等の実習、課外活動など、大学の教育研究活動の場は学内外を問わず学生生活におけるほぼすべての活動が補償される保険です。2018年4月以降の入学者は、全員加入となっています。

学生教育研究災害保険

本学の教育活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を負った場合等に保険金が支払われます。ただし「病気」はこの保険の対象にはなりません。

【保険金が支払われない場合】

通学外事故、故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、放射線による障害、無資格運転・酒酔い運転、施設外での危険なスポーツを行っている間等

学研災付帯賠償責任保険

正課、学校行事および往復途中で、他人にケガを負わせたり、他人の財物を破壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

【保険金が支払われない場合】

故意による事故、闘争等による事故、車両もしくは動物の所有・使用・管理に起因する事故、地震等による事故、受託物の破損、紛失、盗難等。

※ 事故が発生した場合は速やかに学生課に届け出てください。

届出が遅くなった場合は保険が下りない場合がありますので注意してください。また、医療機関等の領収書は保険金請求時に必要になりますので必ず保管しておいてください。

就職活動

キャリアサポートセンターは主に学生の就職活動を支援するところですが、単に就職指導をするだけではなく、学生が自らのキャリアをデザインしていくための支援、就職・進学に関する相談、アドバイスなど様々な形でスタッフが全力でサポートしています。学年を問わず利用することができますので、低学年の学生も気軽に来室してください。

〈就職活動について〉

「就職なんて遠い話」そう思っていないですか?「最終学年になってから考えよう」そう思っていないですか?いざ最終学年になってみると、実習や卒業論文作成、そして国家試験対策などがあり就職活動との両立が困難になってくる学生が多いというのが現実です。特に一般企業への就職を希望する学生は、自己分析、企業研究などを1年次から始めても一向にかまいません。医療・福祉分野の採用活動は一般企業と比較すると遅い傾向にありますが、それは「採用試験」がやや遅い時期に実施されることが多いだけであり、「就職活動」が遅くなってもよいという訳ではありません。納得した進路選択のためには「早めの準備」が最も大切です。

就職活動では自分を知り(自己分析)、相手を知り(業界研究・企業研究)、自身のPRや思いを文字(履歴書・エントリーシート)や口頭(面接・グループディスカッション)で伝える必要があります。また、その内容が相手(採用側)にとって魅力を感じるものであることも重要です。学生生活はそのための“ネタ”づくりの場でもあり、各学科での学びは勿論のこと様々な経験をすることで、その実績を“人に伝える(伝える)”ことを意識して学生生活を送ってください。日頃からの「挨拶やマナー」「身だしなみ」「丁寧な文字」なども就職活動の一部と言えます。

充実した実りある学生生活を展開するために

2022年度入学生より、ユニバーサルパスポートのマイステップ「私の活動記録」を活用し、大学時代の自分の行動を記録することを推奨しています。利点として以下が挙げられます。

- ① 成長を可視化することができる：自分が大学時代にどのような成長を遂げたのかわかることは、将来的な自己成長につながるかもしれません。自分の行動や思考の変化を記録し、それを振り返ることで、自分自身の成長を可視化することができます。
- ② 将来の目標達成に役立つことができる：大学時代に自分が達成した目標や、達成できなかった目標を記録することは、将来の目標達成に役立ちます。自分が過去にどのように挑戦し、どのようなアプローチを取ったかを振り返り、将来の目標に向けた戦略を立てることができます。
- ③ 反省することができる：大学時代に自分が行ったことの中には、反省すべきことがあるかもしれません。記録を振り返ることで、過去の行動や選択を反省し、将来の自分のために学びを得ることができます。

キャリアサポートセンター利用案内

気軽にキャリアサポートセンターを活用しましょう。《1号棟 教務・学生課窓口前》キャリアサポートセンターでは、学生の皆さんが将来希望する分野へ進めるよう、次の支援を行っています。

- 就職・進学相談
- エントリーシート・履歴書の添削
- 面接指導
- 求人情報の提供（求人検索NAVI）
- 受験報告書の閲覧
- 就職関連書籍の貸し出し
- 就職ガイダンス・業界研究会・企業説明会の開催
- キャリア支援セミナー（マナー・メイクアップ・SPI〔総合適正検査〕・公務員対策等）
- ハローワーク出張窓口設置

履歴書添削・面接指導等については、緊急時を除き予約制にしています。予約制により学生は就職活動を計画的に進めることができ、キャリアサポートセンタースタッフも各学生に応じた準備をすることで、効率的なサポートが可能になります。また、キャリアサポートセンターへ直接来室できない場合、「オンライン就職相談窓口」を利用してください。「LINE」を活用してキャリア支援を行います。

リアルタイムで対応できない場合があるため、早めに「学生番号」「氏名」を「LINE」に入力のうえ相談してください。相談内容を受信し、原則翌日9:00～17:00に返信します。（土・日・祝祭日・長期休暇は対象外）

◎ 利用方法

LINE（ID）：631nlpik

LINE（URL）：<https://lin.ee/iFuwiAC>



ユニバーサルパスポートでも求人情報や各種就職関連情報を送信していますので、キャリアサポートセンターからのお知らせには必ず目を通してください。

キャリアサポートセンターの利用時間

- ◎ 9:00～17:00（土曜・日曜・祝日は利用できません）
TEL 0982-23-5525（キャリアサポートセンター直通）
※ GW・お盆・年末年始の閉室期間は掲示等でお知らせします。

充実した学修環境

■ 図書館	111
■ 情報処理室とLL（Learning Laboratory）教室	114
■ 個人アカウント	114
■ 学内ネットワークへの接続	114
■ 国際交流	116
■ ラーニングサポートセンター（英語村）	120
■ ボランティアセンター	121
■ フィットネスルームの利用について	122

図書館

本学の図書館は、保健、医療、福祉系および一般教養の図書、雑誌を中心に所蔵し、閲覧、貸出しサービスをはじめ、国内外の文献の情報検索、学外資料の収集サービス、複写サービスなどを行っています。

下記の利用案内に示すルールに従って充分に活用してください。

利用案内

1. 開館時間

平 日	9:00～20:00（学生休業期間中 9:00～17:00）
土日祝日	9:00～18:00

※ その他開館時間の変更については、図書館ホームページ
(<http://lib.jei.ac.jp/phoenix/>)、館内掲示にてお知らせします。

2. 貸出冊数と期間

学 生	10日間	5冊以内
教職員	60日間	冊数制限なし

- ※ 1. 休暇中および実習期間中は長期貸出を行います。
2. 延滞者には、一時的に貸出を制限します。

3. 本の借り方、返し方

(1) 本の借り方

- ア. 借りたい本と学生証をカウンターに持って来てください。
イ. 館員が本と学生証を確認して、返却予定日を知らせます。
ウ. 同じ本を続けて借りる時（継続貸出）は、貸出期限内に本と学生証を持って来てください。ただし、延滞者には、継続貸出はできません。また、その本が予約されている場合も継続貸出はできません。なお、継続貸出は、2回までです。

(2) 本の返し方

借りている本をカウンターへ持って来てください。図書館閉館時は、ブックリターンポストを利用してください。

(3) 返却が遅れた場合

- ア. 遅れた日数だけ貸出停止の処置をします。
イ. 返却期間を1ヵ月以上経過した場合は、督促の連絡をします。
ウ. 貸出停止日数が30日を越える場合は、貸出停止期間を30日とします。

4. 図書館施設の利用について

(1) 閲覧室（サイレントエリア・グループワークエリア・アクティブエリア・プレゼンエリア）

館内では、図書や雑誌は手続きなしで利用できます。

サイレントエリアは静かに読書・学習するスペースです。

アクティブエリアは話し合いをしながら学習することのできるスペースです。人数に応じて机と椅子を組みかえて利用できます。

グループワークエリアは少人数で机を囲んで学習するスペースです。

プレゼンエリアはプロジェクタ・スクリーンを利用して発表練習などすることのできるスペースです。

グループワークエリア・アクティブエリア・プレゼンエリアはそれぞれ予約をすることができます。

(2) レファレンスコーナー

事典、辞書、白書類などの利用の高い図書が配架してあります。

(3) 新聞コーナー

新聞架に当日の全国紙、地方紙をはじめ専門紙、外国紙などがあります。当日以前の新聞も保管してあります

ので、館員に尋ねてください。

(4) AVコーナー

視聴覚資料は、館内での利用のみです（禁帯出）。利用の際は、「利用申込票」に必要事項を記入し、「学生証」を添えてカウンターへ申し出てください。利用時間は、平日の9：00～17：00（受付は16：00まで）です。

5. 図書館資料の利用について

(1) 図書の探し方

図書館の図書は全て、内容を表す番号（日本十進分類法NDC）の順に配列してあります。同じ内容の本を一カ所に集め、また似た内容の本を近くに置いて探し易くするためです。番号は、本の背ラベルに表示してあります。効率的に図書を探す方法として、蔵書検索端末機による検索があります。

探していた図書の情報が見つかったら、内容を表す番号を確認し、書架から本を探してください。

(2) 雑誌の探し方

図書館では、学術雑誌を展示しています。（禁帯出）

新着雑誌が並べられた展示書架の後ろは収納式になっています。雑誌ののっている棚を上を持ちあげると、その年のバックナンバー（既刊の号）が収めてあります。バックナンバーは原則的に製本し、図書資料として書庫に配架します。また、探している雑誌が本学にない時は、他大学などからコピーを取り寄せることもできます。

6. 図書の予約

必要としている本が貸出中の時は予約ができ、返却された時優先的に借りることができます。貸出中かどうかの確認は蔵書検索端末機でできますが、わからなければ、館員に尋ねて下さい。

7. 文献複写サービス

図書館資料の複写を必要とする利用者にコピーサービスを行っています。ただし、複写は著作権法に抵触しない範囲で、「文献に関する自動複製機器（コピー機）利用願い」に必要事項を記入し、利用して下さい。

複写はコイン式でセルフサービスです。

8. 利用相談

図書館の利用、資料の探し方などわからないことがあれば、館員に尋ねて下さい。例えば、以下のような時です。

- (1) 探している本が見つからない。
- (2) 本を借りたい。
- (3) どんな資料を探したらよいかわからない。
- (4) 本学にない資料のコピーが欲しい。
- (5) よその図書館へ行きたい。

9. 貸出用パソコンの利用について

図書館内での利用に限り、タブレットパソコンの貸し出しをします。利用したい場合は図書館員に申し出て下さい。

10. 他大学等図書館の利用について

- (1) 教職員及び学生は、図書館を通じて他大学及び他の機関の図書館等を利用することができます。
- (2) 図書館利用の範囲、方法は、閲覧、複写物の取り寄せ、借用等で、相手館の指示に従うものとします。
- (3) 利用の申込みは所定の用紙に必要事項を記入の上、提出してください。
- (4) 複写物の取り寄せ、郵便による資料の借用などの料金は申込者の負担となります。

11. 図書館利用上の注意事項

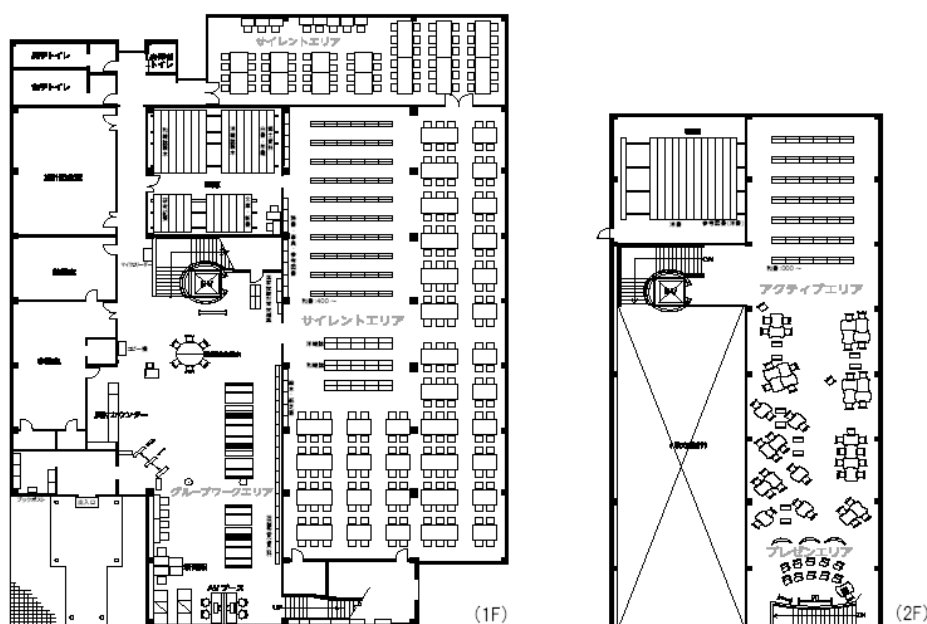
- (1) 図書館内では携帯電話の通話は禁止です。携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定して入館してください。
- (2) 傘及び手持品は各自の責任において保管して下さい。
- (3) 図書のまた貸し、また借りをしないで下さい。他の人の学生証を使って図書を借りないでください。理由の如何を問わず、貸出名義人が全責任を追うことになりますので、安易に学生証の貸し借りをするのは絶対にやめましょう。

- (4) 図書を紛失または破損した場合は原則として現物をもって弁償することになっていますが、先ず速やかに館員に届け、その指示を受けてください。
- (5) 図書館内での飲食は禁止です。密閉できる容器に入った飲み物等を持ち込む場合も机の上に置かず、バッグ等の中に入れてください。
- (6) その他館内での行動については館員の指示に従ってください。
- (7) 他の利用者に迷惑となる行為が著しい場合は退館してもらうこともあります。
- (8) ダイヤル施錠式のロッカーを利用することができます。利用は当日限りとなっていますが日にちをまたいで利用したい場合は申し込みをしてください。

日本十進分類表（8版）

000 総記	250 北アメリカ史	500 技術、工学、工業	750 工芸
010 図書館	260 南アメリカ史	510 建設工学、土木工学	760 音楽、舞踊
020 図書、書誌学	270 オセアニア史	520 建築学	770 演劇、映画
030 百科事典	280 伝記	530 機械工学、原子力工学	780 スポーツ、体育
040 一般論文、講演集	290 地理、地誌、紀行	540 電気工学、電子工学	790 諸芸、娯楽
050 逐次刊行物、年鑑	300 社会科学	550 海洋工学、船舶工学、兵器	800 言語
060 学会、団体、研究調査機関	310 政治	560 金属工学、鉱山工学	810 日本語
070 ジャーナリズム、新聞叢書、全集	320 法律	570 化学工業	820 中国語、東洋の諸言語
080	330 経済	580 製造工業	830 英語
090	340 財政	590 家政学、生活科学	840 ドイツ語
100 哲学	350 統計	600 産業	850 フランス語
110 哲学各論	360 社会	610 農業	860 スペイン語
120 東洋思想	370 教育	620 園芸、造園	870 イタリア語
130 西洋哲学	380 風俗習慣、民俗学	630 蚕糸業	880 ロシア語
140 心理学	390 国防、軍事	640 畜産業、獣医学	890 その他諸言語
150 倫理学	400 自然科学	650 林業	900 文学
160 宗教	410 数学	660 水産業	910 日本文学
170 神道	420 物理学	670 商業	920 中国文学、東洋文学
180 仏教	430 化学	680 運輸、交通	930 英米文学
190 キリスト教	440 天文学、宇宙科学	690 通信事業	940 ドイツ文学
200 歴史	450 地球科学、地学、地質学	700 芸術	950 フランス文学
210 日本史	460 生物科学、一般生物学	710 彫刻	960 スペイン文学
220 アジア史、東洋史	470 植物学	720 絵画、書道	970 イタリア文学
230 ヨーロッパ史、西洋史	480 動物学	730 版画	980 ロシア文学
240 アフリカ史	490 医学、薬学	740 写真、印刷	990 その他諸文学

館内案内図



情報処理室とLL（Learning Laboratory）教室

情報処理室およびLL教室は、本学の情報・データサイエンス教育や各専門分野の教育・研究を、高度な情報処理システムで支援することを目的に設置されています。講義が行われていない時間帯には、自習やレポート作成、就職活動など自由に利用することができます。



個人アカウント

本学に入学した学生には、個人アカウントを設定しています。

認証アカウント、メールアカウント（Gmail）、Microsoft365アカウントの情報は、Universal Passport トップページ左下の「お気に入り」欄にある「アカウント情報」にて確認することができます。

※ 本学を卒業後（卒業・退学等）は全アカウント及び機器の登録を削除します。

学内ネットワークへの接続

認証について

個人のノートパソコンやタブレットを、九州医療科学大学の学内ネットワークへ接続するには、原則として「機器の認証」と「個人の認証」の2つの認証が必要です。

「機器の認証」を受けるためには、各自でネットワーク機器接続申請を行う必要があります。

Universal Passport トップページ左下の「お気に入り」欄を開き、その中にある「ネットワーク機器接続申請」から申請を行ってください（接続可能になるまで数日かかります）。一度「機器の認証」を行ったノートパソコンやタブレットは、卒業するまで使用することが可能です。

「個人の認証」は、学内ネットワークへ接続するたびに必要となります。学内ネットワークへ接続すると自動的にブラウザ（インターネット）が起動するので、個人アカウントのうちの「認証アカウント」で認証を行ってください。



※ Universal Passport内で申請を行ってください



※ 認証アカウントの情報を入力後、「ログイン」をクリックして下さい。

無線 LAN

校内では「kums-air」の無線LANを利用できます。

「kums-air」は学内全域で利用可能な無線LANで、「機器の登録」を行ったノートパソコンやタブレットから、いつでもインターネットを利用できます。

接続情報は以下の表を参考にして下さい。

無線 LAN 名称	接続パスワード	「機器の認証」申請	利用可能な場所
kums-air	kuhw1999	必要	大学全域

ウイルス対策

本学在学中はウイルス対策ソフト（ESET）を無料でインストール・利用することができます。

インストール方法は下記手順のとおりです。

分からない場合は学部・学科担当教員にご相談ください。

- (1) 学内ネットワーク（kums-air）に接続する。
- (2) <http://www.kiui.ac.jp>にアクセスする。
- (3) 学内専用のページをクリック。
- (4) OSに応じたインストーラーをダウンロードする。
- (5) インストーラーを実行（完了まで20分程度かかります）。
- (6) 完了するとタスクバーにESETの  アイコンが表示されます。

KIUINetへようこそ。

KIUINet (Kimi International University information Network) は
学校法人鳳正学園 情報システム課が運営する教育・研究のための情報ネットワークです。

お知らせ

Office365のアカウント申請に申請書が必要になりました。
詳細はこちらをご覧ください。

学校のネットワークへ接続申請を行い、学校より提供されているウイルス対策ソフトは、毎年更新の必要があります。
更新が適用されない場合は、次年度4月以降はウイルス対策ソフトのアップデートが出来なくなり、ウイルスに感染しやすくなります。

詳細は学内専用のページをご覧ください。



E-Mail

電子メールで教員や友人とのコミュニケーションを図ることができます。もちろんレポート提出でも電子メールが盛んに利用されています。コンピュータ初心者でも、興味や好奇心をかきたてられながら日常生活のなかで楽しく学べる環境が整っています。

Gmailへは、<http://gmail.edu.phoenix.ac.jp>よりログインしてください。

Microsoft365

本学の学生は、Word、Excel、PowerPoint、Teamsなど「Microsoft365」のアプリを、在学期間中に限り、自分のPC・スマートフォン等にインストールし無償で利用することができます。

Microsoft365インストール方法

- (1) Microsoft365のサインインページ (<https://login.microsoftonline.com>) にアクセスする。
- (2) Universal Passport トップページ左下の「お気に入り」欄の中にある、Microsoft365のログイン情報を入力しサインイン後、「Officeのインストール」を行う。

※ iOSはAppStore、AndroidはGooglePlayからインストールしてください。

※ Office365 の利用にはインターネット接続が必要です。（約30日に1回、自動でライセンス認証が行われます）

※ サービスを利用できる期間は、本学の在籍期間中に限ります。



禁止事項

学内ネットワークへ接続するパソコンに、Winny、share、Cabos等のファイル交換ソフトをインストールしている場合は、学内ネットワークへの接続を禁止します。

国際交流

本学園はアメリカ合衆国オハイオ州立ライト大学を始め、29カ国（地域）95の教育機関ならびに2施設と教育交流協定を結び、積極的に交流を行っています。

教育交流協定校紹介

※ アイウエオ順／（ ）は協定年月日

■ アイルランド Ireland

メアリー・イマキュレート大学 Mary Immaculate College (2016年8月3日)

■ アメリカ United States of America

オハイオ州立ライト大学 Wright State University (1981年8月22日)

ケープコッド・コミュニティー・カレッジ Cape Cod Community College (1990年5月3日)

ハワイ大学 University of Hawaii (2000年9月30日)

※ ハワイ大学は下記の3大学とコミュニティーカレッジ（短大）7校から構成されている。

- ・ ハワイ大学ヒロ校 University of Hawaii at Hilo
- ・ ハワイ大学マノア校 University of Hawaii at Manoa
- ・ ハワイ大学ウエストオアフ校 University of Hawaii at West Oahu
- ・ ハワイ・コミュニティーカレッジ Hawaii Community College
- ・ ホノルル・コミュニティーカレッジ Honolulu Community College
- ・ カピオラニ・コミュニティーカレッジ Kapiolani Community College
- ・ カウアイ・コミュニティーカレッジ Kauai Community College
- ・ リーワード・コミュニティーカレッジ Leeward Community College
- ・ マウイ・コミュニティーカレッジ Maui Community College
- ・ ウィンワード・コミュニティーカレッジ Windward Community College

フィンドリー大学 University of Findlay (1992年9月27日)

シェネンドーア大学 Shenandoah University (1995年11月20日)

ボストン美術館 Museum of Fine Arts, Boston (2006年10月13日)

グアム大学 University of Guam (2006年4月16日)

ニュージャージーシティ大学 New Jersey City University (2015年9月24日)

フィラデルフィア・コミュニティ・カレッジ Community College of Philadelphia (2018年5月11日)

■ イギリス United Kingdom

ダービー大学 University of Derby (1996年7月13日)

サンダーランド大学 University of Sunderland (1996年7月13日)

■ イタリア共和国 Italian Republic

ボローニャ大学 University of Bologna (2017年5月25日)

■ インド India

カルベ社会サービス大学院 Karve Institute of Social Services (2004年6月10日)

■ インドネシア Indonesia

ディアン ヌスワントロ大学 Dian Nuswantoro University (2016年4月12日)

ブアナ・パルジュワンガン・カラワン大学 Universitas Buana Perjuangan Karawang (2017年12月18日)

■ エクアドル Republic of Ecuador

国際大学エクアドル Universidad Internacional del Ecuador (2016年6月14日)

■ オーストリア Austria

リンツ工科造形芸術大学 University of Art and Industrial Design (1996年4月23日)

ヨハネス・ケプラー大学 Johannes Kepler University (1996年4月23日)

■ オランダ Netherlands

ハンザ応用科学大学 Hanze University of Applied Sciences (2016年6月27日)

ハーグ応用科学大学 The Hague University of Applied Sciences (2016年8月10日)

■ カナダ Canada

モホークカレッジ Mohawk College (1989年12月1日)

ニューカレドニア大学 College of New Caledonia (2016年4月13日)

オカナガン・カレッジ Okanagan College (2019年3月13日)

■ カンボジア Kingdom of Cambodia

サマレアブ高等学校 Samar Leav High School (2019年1月19日)

ヘンサムリン・ブレイロベア高等学校 Heng Samrin Prey Lvea High School (2019年1月19日)

■ ジョージア Georgia

コーカサス大学 Caucasus University (2014年1月30日)

ジョージア演劇・映像大学 Shota Rustaveli Theater and Film Georgia State University (2014年1月30日)

トビリシ国立芸術大学 Tbilisi State Academy of Arts (2014年1月31日)

ジョージア行政大学 Georgian Institute of Public Affairs (2014年2月7日)

■ シンガポール Republic of Singapore

ニー・アン・ポリテクニク Ngee Ann Polytechnic (1993年11月30日)

■ スペイン Spain

サン・ホルヘ大学 Universidad San Jorge (2016年11月1日)

バレアレス諸島大学 University of the Balearic Islands (2017年7月20日)

■ タイ Thailand

チュラロンコン大学 Chulalongkorn University (2001年2月20日)

ラチャスダ大学 Ratchasuda College (2002年2月9日)

タマサート大学 Thammasat University (2015年8月3日)

モンクット王工科大学北バンコク校 King Mongkut's University of Technology North Bangkok (2015年8月24日)

タイ商工会議所大学 University of the Thai Chamber of Commerce (2017年5月19日)

サイアム大学 Siam University (2017年12月1日)

■ ドイツ Germany

SRHハイデルベルグ専門大学 SRH University Heidelberg (2010年5月11日)

F+U Group of Companies (2023年12月20日)

概 九州医療科学大の要	■ フィリピン Republic of the Philippines フィリピン国立大学ロスバニョス校 University of the Philippines Los Baños (2009年1月30日) ラサール大学 De La Salle University (2011年1月21日) アンヘレス大学財団 Angeles University Foundation (2012年1月13日) サンラザロ病院 San Lazaro Hospital (2017年7月4日)
は 学 生 生 活 に の	■ ブラジル Brazil パラナ・カトリカ大学 Pontificia Universidade Catlica do Parana (1989年5月23日) パラナ連邦大学 Universidade Federal do Parana (1989年6月5日)
に 授 っ 業 ・ 学 て 修	■ フランス French Republic EACグループ EAC Group-Business school of Arts, Culture and Luxury (2014年5月20日) EMBA <u>Ecole de Management Bretagne Atlantique (2021年6月25日)</u>
資 格	■ ベトナム Socialist Republic of Vietnam ハノイ貿易大学 Foreign Trade University (2014年7月14日) ダナン外国語大学 Danang University of Foreign Language Studies (2017年1月12日) ドンア大学 Dong A University (2018年7月17日)
就 学 職 生 活 活 動 ・	■ ベルギー Belgium ゲント王立美術アカデミー Ghent Royal Academy of Arts (2004年3月12日) ■ ポーランド Republic of Poland ニコラウス・コペルニクス大学 Nicolaus Copernicus University (2007年5月18日)
学 充 修 実 環 し 境 た	■ マレーシア Malaysia ニライ大学 Nilai University (2019年10月24日) ■ メキシコ Mexico 国際大学メキシコ Universidad Internacional (2016年6月9日) ロンドレス大学 Universidad de Londres (2023年6月22日)
関 係 諸 規 程	■ リトアニア共和国 Republic of Lithuania ヴィリニウス大学 (シャウレイ・アカデミー) Vilnius University (Siauliai Academy) (2015年5月13日)
校 舎 案 内 図	■ ロシア Russian Federation ロシア国立アカデミー人文大学 State Academic University for Humanities (2016年1月19日)
学 歌 ・ 学 園 歌	■ 中国 People's Republic of China 雲南大学 Yunnan University (1990年6月7日) 中山大学 Zhongshan University (1993年4月22日) 河南科技大学 Henan University of Science & Technology (2002年11月26日) 黄冈師範学院 Huanggang Normal University (2012年7月20日) 湖南大学外国語国際教育学院 College of Foreign Language & International Studies, Hunan University (2014年5月21日) 四川師範大学成都学院 Sichuan Normal University Chengdu College (2014年7月11日) 北京培黎職業学院 Beijing Bailie University (2019年11月28日) 蘇州絲綢中等專業学校 (2023年4月19日) 寧波建設工程学校 (2023年4月24日) 昆山第一中等專業学校 (2023年5月23日)

常熟高新團中等專業学校（2023年6月14日）
蘇州高等職業技術学校（2023年6月15日）
湖北工業大学（2024年3月21日）
射陽県第二中学教育集团（2024年12月13日）

■ 台湾 Taiwan

南台科技大学 Southern Taiwan University of Science and Technology（1994年5月28日）
稻江高級商業職業学校 Daojiang High School of Commerce（2003年3月22日）
育達科技大学 Yu Da University of Science and Technology（2005年7月22日）
国立台湾芸術大学 National Taiwan University of Arts（2011年7月22日）
致理技術学院 Chihlee Institute of Technology（2015年6月10日）
実践大学 Shih Chien University（2016年11月1日）
龍華科技大学 Lunghwa University of Science and Technology（2022年3月30日）

■ 韓国 Republic of Korea

慶一学園 Kyung il Educational Institution（1997年5月20日）
仁済大学 Inje University（2002年1月24日）
金龍学園 Kum Yong Educational Institution（2002年7月26日）
鶴山学園 Hack San Educational Foundation（2002年7月26日）
清錫学園 Cheongseok Academic Foundation（2004年12月4日）
市立仁川専門大学 Incheon City College（2004年12月17日）
純心教育財団 Sunshim Education Foundation（2005年1月25日）
済州観光大学 Cheju Tourism College（2005年6月18日）
驪州大学 Yeojoo Institute Of Technology（2005年7月12日）
湖西大学 Hoseo University（2005年10月17日）
釜山科学技術大学 Busan Institute of Science and Technology（2006年4月24日）
瑞逸大学 Seoil College（2006年11月28日）
国立江原大学校 Kangwon National University（2007年1月17日）
翰林聖心大学 Hallym College（2009年12月18日）
烏山大学 Osan College（2010年10月26日）
慶南アニメーション高等学校 Gyeongnam Arts High School（2010年10月26日）
釜山外国語大学校 Busan University of Foreign Studies（2014年5月26日）

各学校のプログラム紹介

1. 海外研修プログラム
長期休暇を利用して、協定校を訪問するプログラムです（研修先の大学やプログラムの内容は調整の上決定されますので、必ず実施されるものではありません。学生課からの案内に注意してください）
2. フィンドリー大学奨学留学プログラム
フィンドリー大学からの奨学金を受け、フィンドリー大学と本学との親善大使として、フィンドリー大学へ1年間留学することができるというプログラムです。この奨学金は、フィンドリー大学の授業料に充当されます。
3. ハワイ大学ヒロ校留学プログラム
ハワイ大学ヒロ校へ留学して英語を集中的に4か月間学ぶプログラムです。

ラーニングサポートセンター（英語村）

昨今の情勢からみて、社会に有為な人財であるために、国際コミュニケーション能力は不可欠な要素の一つとなっています。

ラーニングサポートセンター（英語村）は、九州医療科学大学の学生が国際人として、更に力強く、建学の理念に基づいた教育を進めるために英語のコミュニケーション能力を習得するための英語学習センターとして機能しています。

国際コミュニケーション能力を身につけることを目的とする英語村では外国人講師と日本人スタッフが中心となり、留学に必要なTOEFLや大学院進学、就職のためのTOEIC等、学生の目標に応じた英語コミュニケーション能力をそれぞれのプログラムで学ぶことができます（スケジュール調整やレッスンにかかわる費用は発生しません）。

また、英語のレッスンだけでなく、英語を身近なものとして体験できるよう年間を通してハロウィンやクリスマスパーティなどのイベントの開催を企画・参加することもできます。毎日の映画上映や英語のボードゲームなどもあり、気軽に英語に触れていただけます。英語のレッスンだけでなく講義の空き時間などに立ち寄って、『英語』に触れる機会を増やしてみたいはいかがでしょうか？

【利用学生の声】

- ・「会話の練習にとってもよいです。レッスンはアウトプットする良い機会です。」
- ・「自分の目的やレベルに合わせてレッスンを受けることができます。」
- ・「ドイツのイベントに参加しました。ドイツ出身の国際交流員さんから直接聞くドイツの文化がとても新鮮に感じました。」
- ・「英語以外でも自習やおしゃべりにも利用が出来てたのしいです。」
- ・「他学科、他学年と交流できるので、何か問題があるときはここに来るとだいたい解決できます。」
- ・「強制感、威圧感なくゲームのみ、イベントのみの参加も可。楽しく英語に親しめます。」

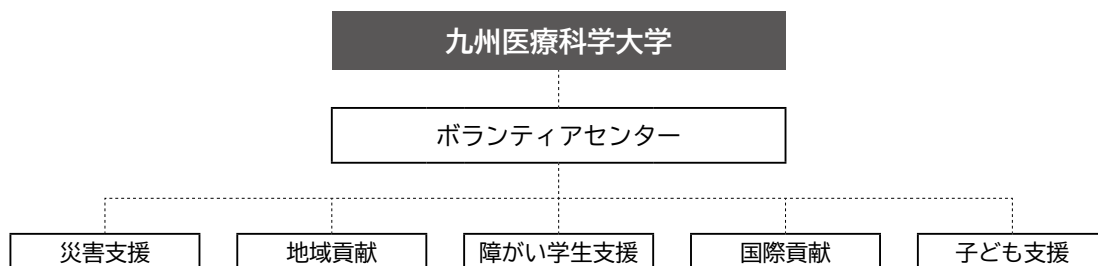


ボランティアセンター

ボランティアセンターとは

2001年9月、順正学園ボランティアセンターとして設立以降、ボランティアに対する関心の高まりのなかで、ボランティア活動への思いのある人や、活動に参加したい人々のために、適切なボランティア活動の機会や、情報を提供するなどの役割を担っています。

本センターの組織形態は、次のとおりです。5つのセクションから形成されています。



センターには専任スタッフが配置され、主に4つのサポートを行っています。

- (1) ボランティア活動に関する相談
「ボランティアに参加したい!」「どのように申し込んだら良いかわからない」などボランティアに関する相談に応じています。また、地理情報に不安がある場合などは丁寧にサポートしています。
- (2) ボランティア活動に関する情報提供
主に延岡市社会福祉協議会や行政、福祉施設やNPO団体などと連携し、ボランティア活動に関する情報を集めています。
ボランティア要請情報については、ユニバーサルパスポートを使い、随時、案内しています。ほか、センター内にボランティア要請情報を掲示しています。
- (3) ボランティア活動受付
大学ボランティアセンター窓口で参加申し込みの受付を行い、一括して要請先にボランティア参加人数などを報告しています。学生のみなさんと要請先のみなさんとの架け橋になります。
- (4) ボランティア活動の企画・運営
通学路や校内などの清掃活動、学内募金活動などを企画・運営しています。

ボランティア活動の心がまえ

ボランティア活動の際には、次の7つを心がけて活動しましょう。

- ① 相手の立場に立つことができる
活動には相手があります。相手が何を求めているのかを理解するために当事者や関係者（要請先も含む）の声にじっくり耳を傾けましょう。身勝手な行動は慎みましょう。
- ② 明るいあいさつができる
あいさつはコミュニケーションの基本です。きちんと相手に伝わるように、気持ちのよいあいさつをしましょう。好印象を与えるだけでなく、信頼感も上がります。
- ③ 主体的な活動ができる
誰かに指示されて行うのではなく、自発的な意思のもとに主体的に活動しましょう。
- ④ 自分を成長させることができる
実践は最大の学習です。ボランティア活動を通して、社会性を身につけ、地域社会に貢献する心を育みましょう。また、身近な生活課題や地域社会の問題が理解できるよう自己研鑽しましょう。
- ⑤ 相談できる
わからないことがあるのは当たり前です。わからないことや困ったことは、自ら積極的に質問しましょう。勝手

に行動すると相手に迷惑をかけてしまいます。また、活動を実践する中で問題や課題にぶつかることもあります。そういう時は、その問題や課題を持ち帰り、みんなで検討したり、教職員の助言を受けたりする等、絶えず学習することによって、一人よがりの活動にならないことが大切です。

⑥ 約束やルールを守ることができる

ボランティアは相手との信頼関係で成り立っています。ルール・約束・時間を守る等常識的なマナーを心がけましょう。もしも何かの事情で時間に遅れる場合や欠席する場合は、必ず連絡を入れましょう。

⑦ プライバシーを守ることができる

活動中に知り得た個人情報を漏らさないようにしましょう。個人情報を漏らさないとは、SNS等に活動内容や写真・動画をアップしないことや家族や友人に個人情報に関する話をしないことです。

ボランティア活動保険について

ボランティア活動中の万が一に備え、ボランティア保険に加入しましょう。保険は、次のような場合に適用されます。

① ボランティア活動中の事故によりケガをした場合（損害保険）

② ボランティア活動中の事故により他人をケガさせた、他人の物を壊した場合（賠償事故）

ボランティア活動保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と契約している保険です。申込は、最寄りの市町村社会福祉協議会が窓口となっています。ボランティア活動前に必ず加入するようにしましょう。

なお、ボランティア活動保険の加入手続きは、毎年1回（4月中旬から下旬頃）、延岡市社会福祉協議会の職員が来学し、キャンパス内で手続きすることができます。日程などは、ユニバーサルパスポートで案内します。

フィットネスルームの利用について

各種のフィットネスマシンを揃えています。学生はトレーニングや健康運動に使用することができます。使用にあたっては事前に講習を受講する必要があります。希望者は学生課まで申し出てください。



関係諸規程

■ 九州医療科学大学 学則	125
■ 九州医療科学大学 学位規程	149
■ 九州医療科学大学 履修規程	156
■ 九州医療科学大学 公欠に関する申し合わせ	159
■ 九州医療科学大学 納付金納入規程	161
■ 九州医療科学大学 社会福祉学部進級に関する規程	165
■ 九州医療科学大学 鍼灸健康コースに関する規程	165
■ 社会福祉学部スポーツ健康福祉学科における 救急救命士養成課程の履修に関する規程	168
■ 九州医療科学大学 薬学部薬学科進級に関する規程	170
■ 九州医療科学大学 薬学部動物生命薬科学科進級に 関する規程	170
■ 九州医療科学大学 生命医科学部生命医科学科進級に 関する規程	171
■ 九州医療科学大学 臨床心理学部臨床心理学科進級に 関する規程	171
■ 九州医療科学大学 臨床心理学部臨床心理学科 言語聴覚コースの履修に関する規程	172
■ 九州医療科学大学 細胞検査士養成課程の履修規程	174
■ 九州医療科学大学 学生賞罰規程	176
■ 九州医療科学大学 学友会会則	178
■ キャンパス・ハラスメント防止対策規程	181

九州医療科学大学 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、国際化社会に向けて、介護・福祉・医療・薬学に関する理論及び社会の問題を教育研究し、応用能力を持つ人格を陶冶することを目的とする。

2 本学は、学部又は学科等ごとに、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を定め、公表する。

学 部	学 科	目 的
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	社会福祉、健康、医療に関する専門知識及び技術を教授すると共に、豊かな人間性を涵養し、福祉、スポーツ・健康運動及び医療の分野で即戦力として活躍しつつ福祉社会の創造的担い手となる専門職業人の養成を目的とする。
薬学部		高度な専門知識・技術とコミュニケーション能力の修得を通して、高い倫理観とともに科学的考察力と実践的な問題解決能力を備え、生涯にわたって最先端医療に貢献できる薬剤師、また、動物看護学、動物学並びに薬学の知識・技能の修得を通して、科学的考察力と問題解決能力を備えた動物の専門家の養成を目的とする。
	薬学科	「患者中心の医療」を実践できるようになるために、薬学および医療に関する高度な専門知識と技能および研究方法を教授し、臨床に係る実践的な能力と問題解決能力、倫理観、使命感、実行力を養い、社会で即戦力となる質の高い薬剤師の養成を目的とする。
	動物生命薬科学科	動物看護学、動物学並びに薬学の知識を基盤とし、獣医療、医薬品及び食品のさまざまな分野において、常に問題解決を念頭において活躍することができる動物の専門家の養成を目的とする。
生命医科学部	生命医科学科	生命に対する深い関心と高度な倫理観を基盤として、豊かな人間性を有し、臨床検査学のみならず基礎医学や先進医療への探求心をもつ臨床検査技師の養成を目的とする。
臨床心理学部	臨床心理学科	心理・福祉職あるいは言語聴覚士として福祉、保健、医療、教育に参画・連携し、地域に根差した、生涯にわたる支援をおこなうことができる福祉・医療の担い手として活躍できる人材を養成する。

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関することは、別に定める。

3 本学は、第1項の措置に加え、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた者による第三者評価を受け、教育研究活動等について不断の見直しを行い、その水準の向上を図る。

（学部、学科及び収容定員）

第3条 本学に次の学部及び学科を置き、収容定員は次のとおりとする。

		入学定員	編入学定員			収容定員
			2年次	3年次	4年次	
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	80名		4名		328名
	臨床福祉学科	—		—		—
薬 学 部	薬学科	100名	3名		3名	624名
	動物生命薬科学科	40名				160名
生命医科学部	生命医科学科	40名				160名
臨床心理学部	臨床心理学科	40名				160名

2 社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に鍼灸健康コースを設け、鍼灸健康コースに関する規程は、別に定める。

3 臨床心理学部臨床心理学科に言語聴覚コースを設け、言語聴覚コースに関する規程は、別に定める。

（修業年限）

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、薬学部薬学科においては、6年とする。

2 他の大学等から本学に編入学又は転入学した学生の修業年限は、入学前の大学等における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間とする。

（在学期間）

第5条 前条各項の年限は、疾病その他の事由により延長することはできるが、在学期間は修業年限の2倍の年数をこえることはできない。

第2章 学年・学期及び休業日

（学 年）

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学 期）

第7条 1学年の授業期間は、35週にわたることを原則とし、1学年を分けて次の2期とする。。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の学期の開始日及び終了日については、学長は臨時に変更することができる。

（休業日）

第8条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する祝日（祝日が前号と重複する場合はその翌日）のうち学長が定める日

三 創立者の日 4月30日

四 創立記念日 5月4日

五 夏期休業

六 冬期休業

七 学年末休業

2 前項五から七までの休業日については、学年のはじめまでに学長が定める。

3 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

第3章 授業科目及び単位数

（授業科目の区分）

第9条 各学部において開設する授業科目は、次のとおりとし、これを4年間に配当して教授する。ただし、薬学部薬学科においては、6年間に配当して教授する。

学 部	学 科	授業科目
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	基礎科目・専門教育科目・教職に関する科目
薬学部	薬学科	基礎科目・専門教育科目
	動物生命薬科学科	基礎科目・専門教育科目
生命医科学部	生命医科学科	基礎科目・専門教育科目
臨床心理学部	臨床心理学科	基礎科目・専門教育科目

2 教育課程の編成にあたっては、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により本学が定める方針に基づき、必要な授業科目を体系的に編成するものとする。

（基礎科目）

第10条 社会福祉学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－(1)のとおりとする。

- 2 薬学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－(2)のとおりとする。
- 3 生命医科学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－(3)のとおりとする。
- 4 臨床心理学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－(4)のとおりとする。

（専門教育科目）

第11条 社会福祉学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－(1)のとおりとする。

- 2 薬学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－(2)のとおりとする。
- 3 生命医科学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－(3)のとおりとする。
- 4 臨床心理学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－(4)のとおりとする。

（教職に関する科目）

第12条 社会福祉学部の教職に関する科目の単位数は別表Ⅱ－(1)のとおりとする。

（授業科目の単位の基準）

第13条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 三 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

（授業の方法）

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前2項に関する規程は別に定める。

第4章 入学・休学・転学・留学及び退学

（入学の時期）

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規程にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、再入学及び転入学並びに外国人留学生及び帰国子女については、第7条に定める後期の始めとすることができる。

（入学の資格）

第15条 本学の第1年次に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む）

七 本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの（入学の出願）

第16条 本学に入学を希望する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて、本学に願出しなければならない。

2 入学願書の受付期間は、別に定める。

3 第2項の規定は、第20条、第23条及び第24条の規定により入学を志願する場合にも、これを準用する。

（入学者の選考）

第17条 入学者の選考は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号の規定により本学が定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

第18条 入学試験合格者は、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。

（入学手続）

第19条 入学試験合格者は、指定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及びその他の諸納付金を納入し、かつ所定の宣誓をしなければならない。

2 入学試験合格者が、故なくして前項の手続きを怠るときは、合格の許可を取り消すことがある。

3 第1項の手続きを完了した者に対して、学長は入学を許可する。

4 編入学、転入学及び再入学の場合も同様とする。

（編入学）

第20条 本学の3年次編入学定員のある学科に編入学を希望する者は、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、編入学を許可する。ただし、2年次以降で、当該学科の収容定員に欠員のある場合も同様とする。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

2 編入学による学生の在学期間は、入学を許可された年次に応じた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることはできない。

3 編入学に関する規程は、別に定める。

（転学部・転学科・転専攻）

第21条 学生が、所属学部から他の学部へ転学部、所属学部内において他の学科へ転学科、所属学科内において他の専攻へ転専攻をしようとするときは、収容定員に欠員のある場合に限り、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、許可する。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

（転入学）

第22条 学生が他の大学へ転学又は入学を志願しようとするときは、学長へ願出でて許可を受けなければならない。

第23条 他の大学から転入学を志願する者については、収容定員に欠員のある場合に限り、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、許可する。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

（再入学）

第24条 次の各号の一に該当する者が所定の手続きを経て入学を願出たときは、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、入学を許可する。

一 本学を第31条により退学し、同一学科に再入学を願出た者

二 第41条の二により除籍された者で、別に定める規定により再入学を願出た者

2 前項による入学者のすでに修得した単位及び在学した期間の認定は、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。

（留学）

第25条 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき学生が当該大学に留学することを認めることができる。

2 前項の留学した期間は、第4条に規定する修業年限に算入するものとする。

3 第33条第1項及び第2項の規定は学生が留学する場合について準用する。

（休学）

第26条 学生は、疾病その他の事由により、引続き3月以上修学困難な場合は、医師の診断書または詳細な事由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願出でて、許可を受け休学することができる。

2 疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長が当該教授会の意見を聴き、期間を定め、休学を命ずる。

第27条 休学期間は、引続き1年をこえることはできない。ただし、特別の事由があるときは、さらに1年以上の休学を許可することがある。

第28条 休学期間は、通算して修業年限をこえることはできない。

第29条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第30条 休学期間中に、その事由が消滅した場合は、復学願いを提出して学長の許可を受けて復学することができる。

(退学)

第31条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書または詳細な事由書を添え、保証人連署をもって学長に願い出て許可を受けなければならない。

第5章 授業科目の履修単位修得の認定及び卒業及び学位

(授業科目の履修及び単位の認定)

第32条 学生は、授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目を履修した者に対しては、試験又はその他の方法により、第36条に基づき学習の評価を行い、合格した者に当該科目の単位を認定する。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により履修したものとみなす単位数は、学長が当該教授会の意見を聴き、60単位を限度として卒業の要件となる単位として認める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数の認定)

第35条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において、履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外については、第33条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(学習の評価)

第36条 成績は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。これを公表する場合は、秀(S)・優(A)・良(B)・可(C)・不可(D)の評価をもってし、不可(D)は不合格とする。

(卒業)

第37条 本学に、第4条に定める年限以上在学し、次の各号に定める授業科目を履修し、単位を修得することによって、次表の単位数を満たした者に対して、学長が教授会の意見を聴き、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

学 部	学 科	修得すべき単位数
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	124単位以上
薬 学 部	薬学科	189単位以上
	動物生命薬科学科	124単位以上
生命医科学部	生命医科学科	124単位以上
臨床心理学部	臨床心理学科	124単位以上

一 基礎科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修得すべき単位数
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	24単位以上
薬 学 部	薬学科	26単位以上
	動物生命薬科学科	24単位以上
生命医科学部	生命医科学科	24単位以上
臨床心理学部	臨床心理学科	24単位以上

二 専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修得すべき単位数
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	100単位以上
薬 学 部	薬学科	163単位以上
	動物生命薬科学科	100単位以上
生命医科学部	生命医科学科	100単位以上
臨床心理学部	臨床心理学科	100単位以上

2 教育職員免許状を受けようする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。所定の単位を修得して卒業する者には、次の免許状を取得する資格が与えられる。

学 部	学 科	免許状の種類	教 科
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	保健体育

3 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。所定の単位を修得して卒業する者には、博物館学芸員資格を取得する資格が与えられる。

(学位)

第38条 学士の学位は、次のとおりとする。

社会福祉学部		学士（社会福祉学）
薬学部	薬学科	学士（薬学）
	動物生命薬科学科	学士（動物生命薬科学）
生命医科学部		学士（生命医科学）
臨床心理学部		学士（臨床心理学）

2 学位の授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。

第 6 章 表彰・懲戒及び除籍

(表彰)

第39条 学生が、他の模範となる行為をしたときは、学長が表彰する。

(懲戒)

第40条 学生が、本学の諸規則に違反し、学内外の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は次のとおりとする。

訓 告
停 学
退 学

3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、卒業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく出席常でない者
- 四 学内外の秩序を乱し学生の本分に反した者

4 停学が引続き3月以上にわたるときは、その期間は修業年限に算入しない。

(除籍)

第41条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長が当該教授会の意見を聴き、除籍する。

- 一 第5条の在学期間修業してなお卒業の認められない者
 - 二 正当な理由なく授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り、再三の督促を受けてもなお納入しない者
 - 三 第27条に定める休学期間をこえてなお修学できない者
 - 四 長期間にわたり行方不明の者
 - 五 死亡した者
- 2 前項第五号については、当該学生の死亡した日をもって除籍とする。

第7章 入学検定料・入学金及び授業料その他

(納付金の額)

第42条 本学の入学検定料、入学金及び授業料、その他諸納付金は別表Ⅲのとおりとする。

(演習、実習費用)

第43条 演習及び実習などに要する費用は、特に必要があれば別に徴収する。

(納付規程)

第44条 第42条及び第43条の諸納付金は、別に定める規定により納付しなければならない。

2 所定の期日までに納付金の納入を怠っている者は、それを納入するまで、授業及び試験に出席すること、並びに附属図書館備えつけの図書を読覧することを禁止することがある。

(休学中の納付金)

第45条 休学中の休学料は月額25,000円とする。

(転学、退学及び停学者の納付金)

第46条 転学、退学及び停学者は、その期の諸納付金は納入しなければならない。

(諸納付金の変更)

第47条 削除

第48条 既納の納付金は原則として返還しない。

第8章 保健及び厚生施設

(保健及び厚生施設)

第49条 本学に保健施設並びに厚生に関する諸施設を設ける。

(健康診断)

第50条 教職員及び学生の健康管理のため健康診断を行う。

第9章 科目等履修生・委託生・特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第51条 本学学生以外の者で本学の特定の科目について履修を願い出た者があるときは、授業に支障をきたさない限り選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第52条 公共団体又はその他の機関から本学の特定の授業科目について、修学を委託される者があるときは、授業に支

障をきたさない限り選考の上、委託生としてこれを許可することがある。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第53条 他の大学(外国の大学を含む)の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第54条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に留学を志願する者があるときは選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 10 章 公開講座

(公開講座)

第55条 地域の教育、文化の向上に資するため本学に公開講座を設けることがある。

第 11 章 特待生

(特待生)

第56条 学生として学力優秀、品行方正かつ身体強健なる者を、特待生とすることがある。

2 特待生に関する規程は、別に定める。

第 12 章 教職員組織

(教職員組織)

第57条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な教職員を置く。

第 13 章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第58条 本学に、大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第59条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、全学教授会、学部教授会、代議員教授会をもって組織する。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 その他教授会に関する規程は、別に定める。

第 14 章 通信教育部

(通信教育部)

第60条 本学に通信教育部を置く。

2 通信教育部に関する事項については、別に定める。

第 15 章 大学院

(大学院)

第61条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則については、別に定める。

第16章 附属施設

(附属図書館)

第62条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

(附属薬用植物園)

第63条 本学薬学部附属薬用植物園を置く。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

附 則 この学則は平成11年4月1日から施行する。

附 則 この学則は平成12年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第11条については従前の規定による。

附 則 この学則は平成12年7月1日から施行する。

附 則 この学則は平成13年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第12条、第37条については従前の規定による。

附 則 この学則は平成14年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第10条第2項並びに第11条第2項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成15年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第10条、第11条、第12条並びに第37条第1項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成16年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第9条、第10条第1項、第11条第1項並びに第37条第1項及び第2項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成17年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第9条、第12条、第37条第2項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成18年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第4条、第5条、第9条、第10条第3項、第11条第3項、第28条、第37条第1項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成19年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第9条、第10条第1項及び第2項、第11条第1項及び第2項、第12条、第20条第4項、第32条第3項、第37条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成20年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第9条、第10条第1項、第11条第1項、第12条、第37条第1項及び第2項については従前の規定による。

なお、平成19年度に臨床福祉学科臨床福祉専攻及び動物療法専攻に入学した学生は、第11条第1項の別表Ⅱ-(1)については改正学則を適用する。

附 則 この改正学則は平成21年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第10条、第11条及び第37条については従前の規定による。

なお、平成20年度に動物生命薬科学科に入学した学生は、第10条第3項、第11条第3項及び第37条第4項については改正学則を適用する。

また、平成18年度、19年度、20年度に薬学科に入学した学生は、第10条第3項、第11条第3項及び第37条第1項については改正学則を適用する。

附 則 この改正学則は平成22年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第11条第1項及び第12条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成23年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第11条第1項並びに3項、第36条、第42条、第45条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成24年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第10条、第11条、第12条、第37条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成25年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第11条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成27年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第3条、第9条、第10条、第11条、第37条、第38条、第59条については従前の規定による。

なお、第3条の規定にかかわらず、臨床福祉学科の編入学定員は平成29年度から適用し、平成27年度から平成29年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
社会福祉学部 臨床福祉学科	512名	432名	351名
保健科学部 臨床工学科	170名	180名	190名
薬学部 動物生命薬科学科	130名	140名	150名
生命医科学部 生命医科学科	60名	120名	180名

附 則 この改正学則は平成28年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第3条、第9条、第10条、第11条、第33条、第34条、第35条、第37条については従前の規定による。

なお、第3条の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
社会福祉学部 子ども保育福祉学科	150名	100名	50名

附 則 この改正学則は平成29年4月1日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、第12条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成30年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第11条、第12条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成31年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第3条、第9条、第10条、第11条、第12条、第37条、第42条については従前の規定による。

学部・学科等	収容定員		
	2019年度	2020年度	2021年度
社会福祉学部 臨床福祉学科	235名	214名	189名
保健科学部 視機能療法学科	120名	80名	40名
保健科学部 臨床工学科	190名	180名	170名

学部・学科等	収容定員				
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
薬学部 薬学科	824名	784名	744名	704名	664名

附 則 この改正学則は令和2年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第3条、第9条、第10条、第11条、第12条、第37条、第38条、第42条については従前の規定による。

なお、第3条の規定にかかわらず、平成31年度の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員		
	2020年度	2021年度	2022年度
社会福祉学部 臨床福祉学科	214名	189名	164名
保健科学部 作業療法学科	120名	80名	40名
保健科学部 言語聴覚療法学科	120名	80名	40名
保健科学部 臨床工学科	140名	90名	40名
生命医科学部 生命医科学科	260名	280名	300名
視機能療法学別科	40名		

附 則 この改正学則は令和3年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第10条、第11条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は令和4年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第10条、第11条、第12条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は令和5年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第11条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は令和6年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第3条、第9条、第10条、第11条、第12条、第37条、第42条、第45条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は令和7年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第3条、第9条、第10条、第11条については従前の規定による。
なお、第3条の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学部・学科等	収容定員		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
生命医科学部 生命医科学科	280名	240名	200名

別表Ⅰ－(1) 社会福祉学部

(基礎科目)

社会福祉学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

区分		科 目 名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	共通英語	英語	1		2
		英語コミュニケーション	1		2
	情報教育	情報処理入門	1	1	
		データサイエンスⅠ	1		1
		データサイエンスⅡ	1		1
	総合教育	キャリア教育	1		2
		コミュニケーション論	1		2
		QOLと人間の尊厳	1	2	
		日向国地域論	1		2
		日向国地域体験学習	1		1
		医療・福祉連携講座	1		1
		ボランティア活動	1		1
		インターンシップ	1		1
	人間と社会・文化	日本語Ⅰ	1		2
		日本語Ⅱ	1		2
		日本語Ⅲ	2		2
		日本語Ⅳ	2		2
		日本語総合講座Ⅰa	1		2
		日本語総合講座Ⅰb	1		2
		日本語総合講座Ⅱa	1		2
		日本語総合講座Ⅱb	1		2
		哲学	1		2
		倫理学	2		2
		芸術	1		2
		日本国憲法	2		2
		経済学	2		2
	科学自然	生物学	1		2
		生理学	1		2
		教職コンピュータ基礎	2		2
	教育健康	生涯スポーツ実習Ⅰ	1		1
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1		1
		健康科学論	2		2
	演習基礎	基礎演習Ⅰ	1	1	
		基礎演習Ⅱ	1	1	

日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、日本語総合講座Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱbは外国人留学生対象科目。

別表Ⅰ－(2) 薬学部

(基礎科目)

薬学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

薬学科

区分		科 目 名	年次	必修	選択	自由
大学共通基礎科目	共通 英語	英語	1	2		
		英語コミュニケーション	1		2	
	情報教育	情報処理入門	1	1		
		データサイエンスⅠ	1		1	
		データサイエンスⅡ	1		1	
	総合教育	キャリア教育	1	2		
		コミュニケーション論	1	2		
		QOLと人間の尊厳	1	2		
		日向国地域論	1		2	
		日向国地域体験学習	1		1	
		医療・福祉連携講座	1		1	
		ボランティア活動	1		1	
		インターンシップ	1		1	
学科基礎科目		外書講読	3	1		
		理科系作文法入門	1			1
		理科系作文法演習	1	1		
		生物学	1	1		
		基礎機能形態学	1	1		
		物理学	1	1		
		化学入門	1		1	
		化学	1	1		
		薬学数学	1	1		
		薬学数学演習	1			1
		統合医療からみた身体	2		1	
		倫理学	2		1	
		哲学	2		1	
		薬学入門	1	1		
		プレゼンテーション概論	1	1		
		薬学と生命倫理入門	2	1		
		臨床漢方入門	1	1		
		総合学習Ⅰ	1	1		

動物生命薬科学科

区分		科 目 名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	共通英語	英語	1	2	
		英語コミュニケーション	1		2
	情報教育	情報処理入門	1	1	
		データサイエンスⅠ	1		1
		データサイエンスⅡ	1		1
	総合教育	キャリア教育	1	2	
		コミュニケーション論	1		2
		QOLと人間の尊厳	1	2	
		日向国地域論	1		2
		日向国地域体験学習	1		1
		医療・福祉連携講座	1		1
		ボランティア活動	1		1
		インターンシップ	1		1
	学科基礎科目	大学英語Ⅰ	1		2
		大学英語Ⅱ	1		2
		実用英語Ⅰ	2		2
		実用英語Ⅱ	2		2
		実用英語Ⅲ	2		2
		実用英語Ⅳ	2		2
		社会学	1		2
		心理学	1		2
		歴史と社会	2		2
		アジアと世界	2		2
		哲学	2		2
		倫理学	1		2
		数学Ⅰ	1		2
		数学Ⅱ	1		2
		化学Ⅰ	1		2
		化学Ⅱ	1		2
		生物学Ⅰ	1		2
		生物学Ⅱ	1		2

別表Ⅰ－(3) 生命医科学部

(基礎科目)

生命医科学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

生命医科学科

区分		科 目 名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	共通英語	英語	1	2	
		英語コミュニケーション	1		2
	情報教育	情報処理入門	1	1	
		データサイエンスⅠ	1		1
		データサイエンスⅡ	1		1
	総合教育	キャリア教育	2		2
		コミュニケーション論	1		2
		QOLと人間の尊厳	1	2	
		日向国地域論	1		2
		日向国地域体験学習	1		1
		医療・福祉連携講座	1		1
		ボランティア活動	1		1
		インターンシップ	1		1
	学科基礎科目	医療英語	2		2
		生涯スポーツ実習	1		1
		健康科学論	1		2
		物理学	1		2
		化学	1		2
		生物学	1		2
		分子生物学	1		2
		医事法学	1	2	
		心理学	2		2
		生命倫理学	2	2	
		医学概論	1	2	
		生命医科学概論	1	2	
		医療統計学	1		2

別表Ⅰ－(4) 臨床心理学部

(基礎科目)

臨床心理学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

臨床心理学科

区分		科 目 名	年次	必修	選択
大学共通基礎科目	共通英語	英語	1		2
		英語コミュニケーション	1		2
	情報教育	情報処理入門	1	1	
		データサイエンスⅠ	1		1
		データサイエンスⅡ	1		1
	総合教育	キャリア教育	2		2
		コミュニケーション論	1		2
		QOLと人間の尊厳	1	2	
		日向国地域論	1		2
		日向国地域体験学習	1		1
		医療・福祉連携講座	1		1
		ボランティア活動	1		1
		インターンシップ	1		1
学部共通基礎科目	社会と文化	日本語Ⅰ	1		2
		日本語Ⅱ	1		2
		日本語Ⅲ	2		2
		日本語Ⅳ	2		2
		日本語総合講座Ⅰa	1		2
		日本語総合講座Ⅰb	1		2
		日本語総合講座Ⅱa	1		2
		日本語総合講座Ⅱb	1		2
		哲学	1		2
		倫理学	2		2
		社会学	1		2
		心理学概論	1	2	
		日本国憲法	2		2
		経済学	2		2
		生物学	1		2
	健康教育	健康科学論	1		2
		生涯スポーツ実習Ⅰ	1		1
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1		1
	演習基礎	基礎演習Ⅰ	1	1	
		基礎演習Ⅱ	1	1	

日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、日本語総合講座Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱbは外国人留学生対象科目。

別表Ⅱ－(1) 社会福祉学部

(専門教育科目)

社会福祉学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

スポーツ健康福祉学科

授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	自由	授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	自由
社会学	1		2		スポーツ教育現場実習Ⅲ	3		2	
心理学概論	1		2		健康運動指導論	3		2	
人体の構造と機能及び疾病	1		2		スポーツ実習Ⅰ(器械体操)	1		1	
児童・家庭福祉	1		2		スポーツ実習Ⅱ(屋外球技)	2		1	
障害者福祉	1		2		スポーツ実習Ⅲ(屋内球技)	1		1	
高齢者福祉	1		2		スポーツ実習Ⅳ(陸上)	2		1	
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	1		2		スポーツ実習Ⅴ(水泳)	2		1	
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	1		2		スポーツ実習Ⅵ(ダンス)	2		1	
社会福祉の原理と政策Ⅰ	1		2		スポーツ実習Ⅶ(柔道)	2		1	
社会福祉の原理と政策Ⅱ	1		2		スポーツ実習Ⅷ(野外スポーツ実習)	1		1	
貧困に対する支援	2		2		医学概論	1		2	
社会保障Ⅰ	2		2		社会保障制度および職業倫理	4		1	
社会保障Ⅱ	2		2		解剖学Ⅰ	1		2	
社会福祉調査の基礎	3		2		解剖学Ⅱ	2		2	
介護概論	2		2		解剖学Ⅲ	2		2	
福祉・医療制度	3		2		運動学概論	2		1	
依存症の理解と支援	1		2		身体の働きⅠ	2		2	
精神保健福祉の原理Ⅰ	1		2		身体の働きⅡ	2		2	
精神疾患とその治療Ⅰ	2		2		リハビリテーション	3		2	
公衆衛生学	3		2		病理学概論	2		2	
介護の基本Ⅰ	1		2		衛生学Ⅰ	3		2	
介護の基本Ⅱ	1		2		衛生学Ⅱ	3		2	
こころとからだのしくみ	2		2		臨床医学総論Ⅰ	2		1	
障害と老化の理解	2		2		臨床医学総論Ⅱ	2		1	
生活支援技術演習Ⅰ	2		2		臨床医学各論Ⅰ	2		1	
生活支援技術演習Ⅱ	2		1		臨床医学各論Ⅱ	3		1	
認知症の理解	3		2		臨床医学各論Ⅲ	3		1	
介護アセスメント	3		2		臨床医学各論Ⅳ	4		1	
福祉住環境論Ⅰ	3		2		病態生理学	3		1	
福祉住環境論Ⅱ	3		2		鍼灸理論	3		2	
福祉住環境デザイン	3		2		東洋医学概論Ⅰ	1		2	
福祉施設とまちづくり	3		2		東洋医学概論Ⅱ	1		2	
教育原論	2		2		経絡経穴学Ⅰ	1		1	
教育心理学	3		2		経絡経穴学Ⅱ	1		1	
教育相談	3		2		経絡経穴学Ⅲ	2		1	
芸術療法	2		2		東洋医学臨床論Ⅰ	2		2	
レクリエーション論	2		2		東洋医学臨床論Ⅱ	3		2	
レクリエーション実技	2		1		東洋医学臨床論Ⅲ	3		2	
高齢者・障害者スポーツ実習	3		1		東洋医学臨床論Ⅳ	4		2	
アダプテッドスポーツ論	4		2		東洋医学臨床論Ⅴ	4		1	
キャリアデザイン演習Ⅰ	2		1		物理療法学	3		2	
キャリアデザイン演習Ⅱ	2		1		鍼灸治療の安全と適応判断	4		1	
キャリアデザイン演習Ⅲ	2		1		鍼灸診察演習	3		1	
キャリアデザイン演習Ⅳ	3		1		社会鍼灸学	4		2	
キャリアデザイン演習Ⅴ	2		1		基礎鍼灸実習	1		1	
キャリアデザイン演習Ⅵ	2		1		臨床鍼灸Ⅰ	2		1	
キャリアデザイン演習Ⅶ	3		1		臨床鍼灸Ⅱ	2		1	
キャリアデザイン演習Ⅷ	3		1		臨床鍼灸Ⅲ	3		1	
地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2		2		臨床鍼灸Ⅳ	3		1	
地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2		2		臨床鍼灸Ⅴ	4		1	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2		2		臨床鍼灸Ⅵ	4		1	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		2		臨床鍼灸評価実習Ⅰ	2		1	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	3		2		臨床鍼灸評価実習Ⅱ	3		1	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	3		2		臨床灸実技Ⅰ	2		1	
権利擁護を支える法制度	2		2		臨床灸実技Ⅱ	2		1	
保健医療と福祉	3		2		臨床灸実技Ⅲ	3		1	
福祉サービスの組織と経営	3		2		臨床灸実技Ⅳ	3		1	

授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	自由	授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	自由
刑事司法と福祉	3		2		臨床灸実技Ⅴ	4		1	
ソーシャルワーク演習Ⅰ	2		1		臨床灸実技Ⅵ	4		1	
ソーシャルワーク演習Ⅱ	2		1		臨床鍼灸実習Ⅰ（治療所）	3		2	
ソーシャルワーク演習Ⅲ	3		1		臨床鍼灸実習Ⅱ（治療所）	4		2	
ソーシャルワーク演習Ⅳ	3		1		スポーツ健康鍼灸学	3		2	
ソーシャルワーク演習Ⅴ	4		1		人体構造学	1		2	
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2		1		人体機能学	1		2	
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3		1		薬物療法学	3		1	
ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3		1		病理学	2		2	
ソーシャルワーク実習Ⅰ	2		2		生化学	2		1	
ソーシャルワーク実習Ⅱ	3		4		免疫・感染症学	2		1	
時事福祉学Ⅰ	4		2		疾病救急医学Ⅰ	2		2	
時事福祉学Ⅱ	4		2		疾病救急医学Ⅱ	2		2	
スクールソーシャルワーク論	3		2		疾病救急医学Ⅲ	3		1	
スクールソーシャルワーク演習	3		1		疾病救急医学Ⅳ	3		2	
スクールソーシャルワーク実習指導	4		1		疾病救急医学Ⅴ	4		2	
スクールソーシャルワーク実習	4		1		疾病救急医学Ⅵ	4		2	
医療ソーシャルワーク演習	3		1		外傷救急医学Ⅰ	2		2	
医療ソーシャルワーク実習指導	4		1		外傷救急医学Ⅱ	2		2	
医療ソーシャルワーク実習	4		1		急性中毒学・環境障害	3		1	
精神保健福祉の原理Ⅱ	2		2		救急病態生理学	2		2	
精神疾患とその治療Ⅱ	2		2		救急症候学	2		2	
精神障害リハビリテーション論	3		2		救急医学概論	1		2	
精神保健福祉制度論	2		2		救急医学各論	1		2	
精神保健の課題と支援Ⅰ	3		2		救急処置概論	1		2	
精神保健の課題と支援Ⅱ	3		2		救急処置各論	2		2	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	3		2		災害救急医学	2		2	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	3		2		患者搬送技術論	1		2	
精神保健福祉援助演習Ⅰ	3		1		ファーストレスポンス実習	1		2	
精神保健福祉援助演習Ⅱ	4		1		救急処置実習A-Ⅰ	1		4	
精神保健福祉援助演習Ⅲ	4		1		救急処置実習A-Ⅱ	2		4	
精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	3		1		救急処置実習A-Ⅲ	3		4	
精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	4		1		救急処置実習A-Ⅳ	4		4	
精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	4		1		救急処置実習B-Ⅰ	3		2	
精神保健福祉援助実習Ⅰ	3		1		救急処置実習B-Ⅱ	3		4	
精神保健福祉援助実習Ⅱ	4		4		救急処置実習C	3		1	
スポーツマネジメント	4		2		救急救命総合演習Ⅰ	3		2	
スポーツ心理学	2		2		救急救命総合演習Ⅱ	4		2	
スポーツ社会学	3		2		救急救命総合演習Ⅲ	4		2	
運動学	3		2		スポーツ健康福祉学演習Ⅰ	3	1		
スポーツ・レクリエーション演習	3		1		スポーツ健康福祉学演習Ⅱ	3	1		
運動生理学	2		2		スポーツ健康福祉学演習Ⅲ	4	1		
スポーツ栄養学	2		2		スポーツ健康福祉学演習Ⅳ	4	1		
バイオメカニクス	1		2		卒業研究Ⅰ	4	2		
トレーニング論	4		2		卒業研究Ⅱ	4	2		
体力学	2		2		アスレティックトレーナー概論	1			1
スポーツ医学Ⅰ	3		2		スポーツ外傷・障害および疾病Ⅰ	2			1
スポーツ医学Ⅱ	3		2		スポーツ外傷・障害および疾病Ⅱ	2			1
救急対応Ⅰ	1		2		検査・測定と評価	2			1
コーチング論	4		2		スポーツ外傷・障害および疫病の予防Ⅰ	2			1
人体の解剖と機能Ⅰ	1		2		スポーツ外傷・障害および疫病の予防Ⅱ	2			1
人体の解剖と機能Ⅱ	2		2		スポーツ外傷・障害および疫病の予防Ⅲ	3			1
スポーツ科学	4		2		救急対応Ⅱ	2			1
トレーニング科学	1		2		コンディショニングⅠ	2			1
スポーツ原理	1		2		コンディショニングⅡ	3			1
スポーツ健康福祉論	1		2		コンディショニングⅢ	3			1
運動処方論	3		2		リコンディショニングⅠ	2			1

授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	自由	授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	自由
体力学演習	3		1		リコンディショニングⅡ	3			1
学校保健	3		2		リコンディショニングⅢ	3			1
生活習慣病予防学	4		2		アスレティックトレーナー実習Ⅰ	1			1
健康スポーツ実習Ⅰ	1		2		アスレティックトレーナー実習Ⅱ	2			1
健康スポーツ実習Ⅱ	2		2		アスレティックトレーナー実習Ⅲ	2			1
健康スポーツ現場実習	3		2		アスレティックトレーナー実習Ⅳ	3			1
スポーツ教育現場実習Ⅰ	1		1		アスレティックトレーナー実習Ⅴ	3			1
スポーツ教育現場実習Ⅱ	2		2		アスレティックトレーナー実習Ⅵ	3			1

(教職に関する科目)

教職免許状を得ようとする者の科目の単位数は次のとおりである。

免許状の種類	授業科目の名称	年次	単位数	授業科目の名称	年次	単位数
中学校教諭 一種免許状 (保健体育)	教職論	1	2	教育実習指導	3	1
	教育行政学	2	2	教育実習Ⅰ	4	2
	特別支援教育	3	1	教育実習Ⅱ	4	2
	教育課程論	2	2	教職実践演習(中・高)	4	2
	道德教育の指導法	2	2	保健体育科教育法Ⅰ	3	4
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2	保健体育科教育法Ⅱ	3	4
	教育方法・情報通信技術活用論	3	2	介護等体験	3	1
	生徒・進路指導論	2	2			

別表Ⅱ－(2) 薬学部

(専門教育科目)

薬学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

薬学科

授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	自由	授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	自由
無機化学	1	1			衛生薬学Ⅲ	3	2		
基礎有機化学	1	1			衛生薬学Ⅳ	3		1	
有機化学Ⅰ	2	1			臨床検査学	3	2		
分析化学Ⅰ	1	1			栄養管理学	4	2		
物理化学Ⅰ	2	1			臨床製剤学	3	2		
基礎生化学	1	1			生物薬剤学	2	2		
生化学Ⅰ	2	1			物理薬剤学	2	2		
生物統計学入門	2	1			物理製剤学	3	2		
臨床生薬学入門	2	1			調剤学	3	2		
機能形態学演習Ⅰ	1	1			薬物動態学演習Ⅰ	3	1		
機能形態学演習Ⅱ	1	1			薬物動態学演習Ⅱ	3	1		
生理・薬理学Ⅰ	2	1			薬物治療学Ⅰ	3	2		
基礎衛生薬学	1	1			薬物治療学Ⅱ	3	2		
衛生薬学Ⅰ	2	1			薬物治療学Ⅲ	4	2		
総合学習Ⅱ	2	1			薬物治療学Ⅳ	4	2		
総合学習Ⅲ	3	1			薬物治療学Ⅴ	4	2		
医薬品情報学	4	2			一般用医薬品学	4	2		
薬学と生命倫理演習	3		1		薬事関係法規Ⅰ	4	2		
コミュニケーション演習	4	1			薬事関係法規Ⅱ	6	2		
薬学英語Ⅰ	2		1		治験コーディネーター論	6	2		
薬学英語Ⅱ	4		1		地域医療	4		1	
有機化学Ⅱ	2	2			薬学分野横断演習	4		1	
有機化学Ⅲ	3	2			基礎薬学総合演習	4	5		
医薬品化学	4	2			臨床推論	5	1		
放射化学・薬品学	2	2			アドバンスト薬学演習	5	1		
生物有機化学	3	2			一般用医薬品学演習	5	1		
分析化学Ⅱ	2	2			漢方治療学演習	5		1	
分析化学Ⅲ	2	2			薬学総合演習Ⅰ	6	3		
分析化学Ⅳ	3	2			薬学総合演習Ⅱ	6	3		
有機構造解析演習	3	1			薬化学実習	2	1		
物理化学Ⅱ	2	1			分析学実習	2	1		
生化学Ⅱ	2	2			生薬学実習	3	1		
生化学Ⅲ	2	2			基礎生化学実習	2	1		
ウイルス学	2	2			生化学実習	3	1		
細菌学	3	2			基礎薬理学実習	3	1		
分子細胞生物学	3	2			薬理学実習	3	1		
腫瘍治療学	4	2			薬剤学実習	3	1		
天然医薬品化学	3	2			衛生薬学実習	3	1		
臨床漢方生薬学	4	2			実務実習事前学習Ⅰ	4	1		
生理・薬理学Ⅱ	2	2			実務実習事前学習Ⅱ	4	1		
生理・薬理学Ⅲ	3	2			実務実習事前学習Ⅲ	4	1		
生理・薬理学Ⅳ	3	2			特別研究Ⅰ	5	4		
免疫学	3	2			特別研究Ⅱ	6	8		
臨床医学概論	4	2			実務実習Ⅰ	5	10		
衛生薬学Ⅱ	3	2			実務実習Ⅱ	5	10		

動物生命薬科学科

授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択
生命倫理・動物福祉	1		2	動物臨床看護学総論	2		2
動物解剖学	1	2		動物臨床看護学各論Ⅰ	3		2
動物生理学Ⅰ	1	2		動物臨床看護学各論Ⅱ	3		2
動物生理学Ⅱ	1	2		動物臨床看護学各論Ⅲ	3		2
動物繁殖学	3		2	動物臨床看護学演習Ⅰ	4		1
動物行動学	4		2	動物臨床看護学演習Ⅱ	4		1
動物栄養学	3		2	動物臨床検査学	3		2
畜産学	3		2	動物医療コミュニケーション	2		2
実験動物学Ⅰ	2	2		愛玩動物学	3		2
実験動物学Ⅱ	2	2		人と動物の関係学	3		2
野生動物学	4		2	適正飼養指導論	3		1
動物看護関連法規	2		1	動物生活環境学	4		1
動物愛護・適正飼養関連法規	2		1	ペット関連産業概論	4		1
動物解剖学実習Ⅰ	1	1		生涯学習概論	4		2
動物解剖学実習Ⅱ	1	1		博物館概論	2		2
組織学	1	2		博物館経営論	4		2
有機化学Ⅰ	1	2		博物館資料論Ⅰ	3		1
有機化学Ⅱ	2		2	博物館資料論Ⅱ	3		1
基礎生化学	1	2		博物館資料保存論	3		2
生物統計学	2		2	博物館展示論Ⅰ	3		1
飼料学	2		2	博物館展示論Ⅱ	3		1
実験動物学演習	3		1	博物館教育論	4		2
実験動物学実習	3		1	博物館情報・メディア論	4		2
微生物学	2	2		博物館実習	4		3
微生物学実習	2	1		動物実習基礎Ⅰ	1	1	
動物看護学概論	1		2	動物実習基礎Ⅱ	1	1	
生物多様性	2		2	動物実習基礎Ⅲ	2	1	
統合生理学	4		2	動物実習基礎Ⅳ	2	1	
動物病理学Ⅰ	2	2		動物内科看護学実習Ⅰ	2		1
動物病理学Ⅱ	2		2	動物内科看護学実習Ⅱ	3		1
寄生虫学	2	2		動物臨床検査学実習	4		1
動物薬理学Ⅰ	2	2		動物外科看護学実習	3		1
動物薬理学Ⅱ	2	2		動物臨床看護学実習	3	1	
臨床薬理学	4		2	動物愛護・適正飼養実習	3	1	
動物感染症学Ⅰ	3		2	動物看護総合実習	3		2
動物感染症学Ⅱ	3		2	動物実習応用Ⅰ	4	2	
公衆衛生学Ⅰ	2	2		動物実習応用Ⅱ	4	2	
公衆衛生学Ⅱ	2	2		畜産学実習	4		1
動物内科看護学	2		2	卒業研究	4	2	
動物外科看護学	3		2				

別表Ⅱ－(3) 生命医科学部

(専門教育科目)

生命医科学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

生命医科学科

授業科目の名称	年次	必修	選択	授業科目の名称	年次	必修	選択
公衆衛生学	1	2		臨床検査総合管理学Ⅱ	3	2	
解剖学Ⅰ	1	2		臨床検査総論	3	2	
解剖学Ⅱ	2	2		臨床生理学Ⅰ	2	2	
解剖学実習	2	1		臨床生理学Ⅱ	2	2	
生理学Ⅰ	1	2		臨床生理学Ⅲ	3	2	
生理学Ⅱ	1	2		臨床生理学Ⅳ	3	2	
生理学実習	2	1		臨床生理学実習Ⅰ	3	1	
臨床薬理学	3	2		臨床生理学実習Ⅱ	3	1	
臨床病態学Ⅰ	3	2		臨床化学Ⅰ	2	2	
臨床病態学Ⅱ	3	1		臨床化学Ⅱ	2	2	
病理学Ⅰ	2	2		臨床化学実習	3	1	
病理学Ⅱ	2	2		医療安全管理学	3	1	
病理学実習	3	1		医療安全管理学実習	3	1	
生化学Ⅰ	1	2		遺伝子検査学	2	2	
生化学Ⅱ	2	2		遺伝子検査学実習	2	1	
生化学実習	1	1		臨床検査臨地実習Ⅰ	3		3
微生物学Ⅰ	1	2		臨床検査臨地実習Ⅱ	3・4		9
微生物学Ⅱ	2	2		臨床細胞学総論Ⅰ	1		2
微生物学実習Ⅰ	2	1		臨床細胞学総論Ⅱ	2		2
微生物学実習Ⅱ	3	1		臨床細胞学総論Ⅲ	2		2
一般検査学	2	2		臨床細胞学演習Ⅰ	3		1
一般検査学実習	2	1		臨床細胞学演習Ⅱ	3		1
検査機器総論	1	2		細胞診断学特論Ⅰ	4		4
医用工学概論	1	2		細胞診断学特論Ⅱ	4		4
医用工学実習	1	1		基礎免疫学	1	2	
臨床血液学Ⅰ	2	2		細胞生物学	3		2
臨床血液学Ⅱ	2	2		臨床医学総論	2		2
臨床血液学実習Ⅰ	3	1		生命医科学実習	2		1
臨床血液学実習Ⅱ	3	1		生命医科学特論Ⅰ	4		2
免疫検査学	2	2		生命医科学特論Ⅱ	4		2
免疫検査学実習	3	1		生命医科学特論Ⅲ	4		2
臨床免疫学Ⅰ	2	2		臨床検査学演習Ⅰ	4		2
臨床免疫学Ⅱ	3	1		臨床検査学演習Ⅱ	4		2
臨床免疫学実習	3	1		卒業研究Ⅰ	4		4
臨床検査総合管理学Ⅰ	3	2		卒業研究Ⅱ	4		4

別表Ⅱ－(4) 臨床心理学部

(専門教育科目)

臨床心理学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

臨床心理学科

授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択
臨床心理学概論	1		2	社会福祉学	1		2
心理学研究法	1		2	基礎医学	1		2
心理学統計法	1		2	臨床医学Ⅰ	1		2
人体の構造と機能及び疾病	1		2	臨床医学Ⅱ	2		2
発達心理学	1		2	リハビリテーション医学	1		2
知覚・認知心理学	2		2	臨床歯科医学・口腔外科学	2		2
学習・言語心理学	2		2	聴覚・神経系の構造、機能、病態	2		2
心理測定法演習	3		1	発声発語系の構造、機能、病態	2		2
基礎統計学演習	2		1	言語学	1		2
精神保健福祉の原理Ⅰ	1		2	音声学	2		2
精神保健福祉の原理Ⅱ	2		2	音響学・聴覚心理学	3		2
精神疾患とその治療	2		2	言語発達学	1	2	
保健医療・公衆衛生	4		2	言語コミュニケーション学	1		2
医学研究の基礎	2		2	言語聴覚障害学総論	1		2
レクリエーション論	2		2	地域言語聴覚療法学	4		2
レクリエーション実技	2		1	失語症学	2		2
公認心理師の職責	3		2	失語症学演習	2		1
感情・人格心理学	3		2	高次脳機能障害学	2		2
神経・生理心理学	2		2	高次脳機能障害学演習	2		1
社会・集団・家族心理学	1		2	言語発達障害学Ⅰ	2		2
障害者・障害児心理学	2		2	言語発達障害学Ⅱ	2		2
心理的アセスメント	2		2	言語発達障害学演習Ⅰ	3		1
心理学的支援法	3		2	言語発達障害学演習Ⅱ	3		1
健康・医療心理学	3		2	発声発語障害学Ⅰ	2		2
福祉心理学	3		2	発声発語障害学Ⅱ	2		2
教育・学校心理学	3		2	摂食嚥下障害学Ⅰ	2		2
司法・犯罪心理学	3		2	摂食嚥下障害学Ⅱ	2		2
産業・組織心理学	3		2	発声発語・摂食嚥下障害学演習	3		1
心理学実験	2		2	聴覚障害学Ⅰ	2		2
心理演習Ⅰ	3		1	聴覚障害学Ⅱ	2		2
心理演習Ⅱ	3		1	聴覚障害学演習	3		1
心理実習	4		2	補聴器・人工内耳	3		2
関係行政論	4		2	言語聴覚療法管理学	3		2
児童・家庭福祉	1		2	言語聴覚障害学演習	2		1
障害者福祉	1		2	臨床実習指導Ⅰ	3		1
高齢者福祉	1		2	臨床実習指導Ⅱ	3		1
介護概論	2		2	学外評価臨床実習	3		4
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	1		2	学外総合臨床実習	4		8
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	1		2	動物人間関係学	1	2	
社会福祉の原理と政策Ⅰ	1		2	動物生態学	1		2
社会福祉の原理と政策Ⅱ	1		2	動物介在教育学	2		2
貧困に対する支援	2		2	アニマルセラピー概論	2		2
地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2		2	アニマルセラピー演習Ⅰ	3		1
地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2		2	アニマルセラピー演習Ⅱ	3		1
社会保障Ⅰ	2		2	動物適正飼養・トレーニング学	2		2
社会保障Ⅱ	2		2	動物トレーニング実習	2		1
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2		2	心理学英文講読Ⅰ	2		2
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		2	心理学英文講読Ⅱ	2		2
ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	3		2	教育心理学	3		2
ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	3		2	教育相談	3		2
権利擁護を支える法制度	2		2	心理尺度構成法実習	3		1
社会福祉調査の基礎	3		2	心理検査法実習	3		1
保健医療と福祉	3		2	キャリアカウンセリング	4		2
福祉サービスの組織と経営	3		2	福祉住環境論	3		2
刑事司法と福祉	3		2	認知症の理解	3		2
ソーシャルワーク演習Ⅰ	2		1	時事福祉学Ⅰ	4		2
ソーシャルワーク演習Ⅱ	2		1	時事福祉学Ⅱ	4		2

は 学
生
生
活
に
のに 授
つ 業
い 学
て 修資

格就 学
職 生
活 活
動 動・学 充
修 実
環 し
境 た関 係
諸 規
程校 舎
案 内
図学 歌・学
園 歌

授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択	授 業 科 目 の 名 称	年次	必修	選択
ソーシャルワーク演習Ⅲ	3		1	キャリアデザイン演習Ⅰ	2		1
ソーシャルワーク演習Ⅳ	3		1	キャリアデザイン演習Ⅱ	2		1
ソーシャルワーク演習Ⅴ	4		1	キャリアデザイン演習Ⅲ	3		1
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2		1	キャリアデザイン演習Ⅳ	3		1
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3		1	専門ゼミⅠ	3	2	
ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3		1	専門ゼミⅡ	3	2	
ソーシャルワーク実習Ⅰ	2		2	専門ゼミⅢ	4	2	
ソーシャルワーク実習Ⅱ	3		4	専門ゼミⅣ	4	2	

別表Ⅲ

(納付金)

- 一 入学検定料 20,000円
- 二 入 学 金 300,000円
- 三 授業料, その他納付金

社会福祉学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
スポーツ健康福祉学科	900,000円	350,000円	1,250,000円

※救急救命コース履修者は、3年次に実験実習費 200,000円を別途徴収する。

薬学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
薬学科	1,150,000円	350,000円	1,500,000円
動物生命薬科学科	900,000円	350,000円	1,250,000円

※薬学科5年次に実験実習費 300,000円を別途徴収する。

生命医科学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
生命医科学科	900,000円	350,000円	1,250,000円

※3年次に実験実習費 150,000円を別途徴収する。

臨床心理学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
臨床心理学科	900,000円	350,000円	1,250,000円

※言語聴覚コース履修者は、3年次 75,000円、4年次 75,000円の実験実習費を別途徴収する。

九州医療科学大学 学位規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 学校教育法第104条第1項から第4項並びに学位規則(昭和28年文部省令第9号)に基づき、本学において授与する学位については、九州医療科学大学学則、同大学院学則並びに同大学院(通信制) 規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は次の通りとする。

社会福祉学部	学士（社会福祉学）
薬学部	学士（薬学）
動物生命薬科学科	学士（動物生命薬科学）
生命医科学部	学士（生命医科学）
臨床心理学部	学士（臨床心理学）
通信教育部 社会福祉学部	学士（社会福祉学）
大学院	
医療薬学研究科	博士課程 博士（医療薬学）
（通信制）社会福祉学研究科	博士（前期）課程 修士（社会福祉学）
（通信制）保健医療学研究科	博士（前期）課程 修士（保健科学）
（通信制）社会福祉学研究科	博士（後期）課程 博士（社会福祉学）
（通信制）保健医療学研究科	博士（後期）課程 博士（保健科学）

(学位授与の基準)

- 第3条 学士の学位は、大学に4年以上(ただし、薬学部薬学科においては6年以上)在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者に授与するものとする。
- 2 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与するものとする。
- 3 博士の学位は、専門分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする。

(学位授与の要件)

- 第4条 学士の学位は、学部を卒業した者に授与する。
- 2 修士の学位は、大学院の博士（前期）課程を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、次の者に授与する。
- 一（課程修了による学位）医療薬学研究科博士課程（以下「当該博士課程」という）、（通信制）社会福祉学研究科の博士（後期）課程並びに（通信制）保健医療学研究科の博士（後期）課程（以下「当該博士（後期）課程」という）を修了した者。
- 二（論文提出による学位）本学大学院博士（後期）課程特別研究生として必要な指導を受け、博士論文の審査に合格し、かつ、本学博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを諮問により確認された者。

第2章 学士の学位

(学位記の様式)

第5条 学士の学位記は、別表Ⅰによる。

第3章 修士の学位

(論文の提出条件)

第6条 修士の学位論文(以下「修士論文」という。)は、博士(前期) 課程に2年以上在学し、所定の単位を修得(見込み)した者でなければ、これを提出することはできない。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(修士論文の作成)

第7条 修士論文は、指導教授の指導と承認の下に作成するものとする。

概 要九州医療科学大	(修士論文の提出方法) 第8条 修士論文は、指定された部数を指定された日時までに当該研究科長に提出するものとする。 (審査の委嘱) 第9条 修士論文の審査は、当該研究科教授会で承認された審査委員によってこれを行う。 2 修士論文審査委員は、指導教授を主査とし、副査の当該専攻所属の教員1名以上をあてるものとする。 3 前項に加えて必要のあるときは、当該研究科教授会の審議を経て、副査として当該専攻以外の教員等をあてること ができる。 (最終試験) 第10条 最終試験は、前条の審査委員が中心となってこれを行う。 (審査の時期) 第11条 修士論文の審査は、当該論文の提出期限後、おおむね1ヶ月以内に終了するものとする。 (審査結果の報告、承認) 第12条 審査委員は、修士論文の審査結果を当該研究科教授会に報告し、承認をされなければならない。 (学位記の様式) 第13条 修士の学位記は、別表Ⅱによる。
は 学 生 生 活 に の	
に 授 っ 業 ・ い 学 て 修	
資 格	第4章 博士の学位 第1節 課程修了による学位 (博士論文の提出条件) 第14条 博士の学位論文(以下「博士論文」という。)は、当該博士課程においては4年、当該博士(後期)課程において は3年以上在学して、所定の単位を修得(見込みを含む)し、かつ、必要な研究指導を受けた者が研究指導教員 の承認を得て論文を作成し、提出するものとする。 ただし、優れた研究業績をあげた者については、大学院学則第12条及び大学院(通信制)規程第10条第2項各号 に基づく年数以上在学すれば博士論文を提出することができる。
就 学 生 活 動 ・	(学位授与の申請) 第15条 博士論文は、別記学位授与申請書に論文内容の要旨を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。 2 博士論文は、指定された部数を指定された日時までに提出するものとする。 (審査の委嘱) 第16条 学長は、学位授与申請書を受理したときは、当該研究科教授会にその審査を付託するものとする。 2 審査については、予備審査、最終試験および本審査とする。予備審査は当該研究科教授会が選出した予備審査委員 が審査するものとする。最終試験については、当該研究科が定める方法で実施するものとする。本審査については、 当該研究科教授会が審議するものとする。なお、予備審査委員については、別に定める。
学 充 修 実 環 し 境 た	(予備審査) 第17条 前条第2項に基づく予備審査は、予備審査会を開催し審査するものとする。 2 予備審査委員は予備審査の結果を当該研究科教授会に報告し、本審査に付すか否かの承認を得なければならない。 3 当該研究科長は前項の結果を当該学生に通知しなければならない。 (博士研究成果発表会) 第18条 当該研究科長は第16条第2項に基づき、前条第2項の合格者に対し博士研究成果発表会を開催するものとする。 (本審査及び最終試験) 第19条 博士研究成果発表会終了後、当該研究科長は研究科教授会を招集し、本審査を行うものとする。 2 本審査合格の議決は、当該研究科教授会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。 3 最終試験は、本審査の前までに合格しなければならない。 4 当該研究科長は前1項の結果を当該学生に通知しなければならない。
関 係 諸 規 程	(学長への報告) 第20条 前条における研究科教授会が議決をしたときは、その議長は論文内容の要旨、論文の審査結果の要旨に、当該 研究科教授会の意見書を添えて学長に報告しなければならない。 (学位の授与) 第21条 学長は前条の報告に基づき学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその 旨を通知する。
校 舎 案 内 図	
学 歌 ・ 学 園 歌	

(学位記の様式)

第22条 課程修了による博士の学位記は、別表Ⅲ－1及びⅢ－2による。

第2節 論文提出による学位

(審査の要求)

第23条 本学大学院の当該博士課程及び当該博士(後期)課程を経ずして、博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出して審査を要求することができる。

(学位授与の申請)

第24条 前条の規定により学位を請求する者は、別記学位授与申請書に博士論文、履歴書、論文内容の要旨および審査手数料(別に定める)を添え、当該研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 博士論文は、指定された部数を指定された日時までに提出するものとする。

(退学者の学位授与の申請)

第25条 本学大学院の当該博士課程及び当該博士(後期)課程に所定の年限以上在学した者が、学位の授与を申請するときは、前条の規定による。

(博士論文および審査手数料の返付)

第26条 受理した博士論文及び納付した審査手数料は、返還しない。

(試験の方法)

第27条 第24条または第25条の申請があるときは、当該申請者について、その専攻分野並びに外国語に関する学力の認定を行った上で審査に付する。

2 専攻分野に関する学力の確認は、当該博士課程及び当該博士(後期)課程に所定の年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者と同等以上の学力の有無を試問によって行う。

3 外国語に関する学力認定は、試問によって行う。

4 前2項の試問は、口頭又は筆答による。

5 本条に規定する学力の認定は、他の方法によることができる。

(試問の免除)

第28条 第25条に該当する者が、博士論文を提出して、審査を請求するときは、前条の試問を免除することができる。

(審査試問判定結果)

第29条 学位申請者の博士論文の審査試問並びに判定等については、第16条、第17条、第18条第2項、第19条、第20条の規定を準用する。ただし、第16条、第17条及び第19条に最終試験とあるのは、試験と読み替えるものとする。

(審査の期間)

第30条 学位申請者の博士論文の審査は、博士論文を受理して、おおむね1年以内に終了するものとする。

(学位の授与)

第31条 学位申請者の学位記の授与については、第21条を準用する。

(学位記の様式)

第32条 学位申請者の博士の学位記は、別表Ⅳによる。

第3節 審査要旨の公表等

(学位授与の報告)

第33条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3ヶ月以内に、別表様式による学位報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨等の公表)

第34条 本学において博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その論文の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 前2項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。

概 要	九州医療科学大の
は 学 生 生 活 に の	第5章 学位の取り消し (学位授与の取り消し) 第35条 本学において、学士、修士又は博士の学位を授与された者で、次の事実があったときは、学長は、学士について当該教授会、修士又は博士については当該研究科教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付せしめ、かつ、その旨を公表する。 (1) 不正の方法によって学位を授与された事実が判明したとき (2) 栄誉を汚辱する行為があったとき 2 前項は、学士について当該教授会、修士又は博士については、当該研究科教授会の構成員の3分の2以上が出席し、かつ、3分の2以上の同意を要する。
に 授 付 業 ・ 学 修 て 修	第6章 その他 (学位の名称) 第36条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本学名を付記するものとする。 (記録の保存) 第37条 学位を授与したときは、必要事項を記録した学位授与記録簿を作成し、これを担当部署において保存する。 第38条 削除 (学位論文の保存) 第39条 審査を終了した修士学位論文及び博士学位論文は、本学附属図書館に保存するものとする。
資 格	(雑 則) 第40条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。 附 則 この規程は平成11年4月1日から施行する。 附 則 この改正規程は平成14年4月1日から施行する。 附 則 この改正規程は平成15年4月1日から施行する。 附 則 この改正規程は平成16年4月1日から施行する。 附 則 この改正規程は平成18年4月1日から施行する。
就 学 職 生 活 動 ・	ただし、この改正前に入学した学生は、第3条第1項については従前の規定による。 附 則 この改正規程は平成19年4月1日から施行する。 附 則 この改正規程は平成20年4月1日から施行する。
学 充 修 実 環 し 境 た	ただし、この改正前に入学した学生は、第2条については従前の規定による。 附 則 この改正規程は平成22年4月1日から施行する。 ただし、この改正前に入学した学生は、第4条については従前の規定による。 附 則 この改正規程は平成24年4月1日から施行する。 ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第14条第3項の2、第14条、第22条については従前の規定による。 附 則 この改正規程は平成26年4月1日から施行する。 附 則 この改正規程は平成27年4月1日から施行する。 附 則 この改正規程は平成29年4月1日から施行する。
関 係 諸 規 程	ただし、この改正前に入学した学生は、第2条、第4条第2項、第6条及び第13条については従前の規定による。 附 則 この改正規程は令和2年4月1日から施行する。 ただし、この改正前に入学した学生は、第2条については従前の規定による。 附 則 この改正規程は令和4年4月1日から施行する。 附 則 この改正規程は令和6年4月1日から施行する。
校 舎 案 内 図	
学 歌 ・ 学 園 歌	

学位規程 別表Ⅰ（A4判）

学第	号					
学 位 記						
氏 名 生 年 月 日						
本大学〇〇学部〇〇〇〇学科所定の 課程を修め本学を卒業したので 学士（〇〇〇）の学位を授与する						
<table><tr><td>之 科 九</td></tr><tr><td>学 州</td></tr><tr><td>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日</td></tr><tr><td>大 医</td></tr><tr><td>印 学 療</td></tr></table>		之 科 九	学 州	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	大 医	印 学 療
之 科 九						
学 州						
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日						
大 医						
印 学 療						
学校法人順正学園 総長 印 九州医療科学大学 学長 印						

学位規程 別表Ⅱ（A3判）

修第	号				
学 位 記					
本籍（都道府県） 氏 名 生 年 月 日					
<table><tr><td>之 科 九</td></tr><tr><td>学 州</td></tr><tr><td>大 医</td></tr><tr><td>印 学 療</td></tr></table>		之 科 九	学 州	大 医	印 学 療
之 科 九					
学 州					
大 医					
印 学 療					
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日					
本大学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻の博士（前期）課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので修士（〇〇学）の学位を授与する					
学校法人順正学園 総長 印 九州医療科学大学 学長 印					

学位規程 別表Ⅲ－1（A3判）

博甲第	号
学位記	
本籍（都道府県） 氏 名 生 年 月 日	
本大学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻の博士（後期）課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士（〇〇学）の学位を授与する	
之科九 学州 大医 印学療	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
学校法人順正学園 総長 印 九州医療科学大学 学長 印	

学位規程 別表Ⅲ－2（A3判）

博甲第	号
学位記	
本籍（都道府県） 氏 名 生 年 月 日	
本大学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士（〇〇学）の学位を授与する	
之科九 学州 大医 印学療	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
学校法人順正学園 総長 印 九州医療科学大学 学長 印	

学位規程 別表IV (A3判)

博乙第 号

学 位 記

本籍（都道府県）
氏 名
生 年 月 日本大学に学位論文を提出し所定の審査及び
試験に合格したので博士（〇〇学）の学位
を授与する之 科 九
学 州
大 医
学 療
印

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

学校法人順正学園 総長 印

九州医療科学大学 学長 印

九州医療科学大学 履修規程

(目 的)

第1条 九州医療科学大学(以下「本学」という)の授業科目の履修に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(授業科目)

第2条 授業科目は、基礎科目と専門教育科目に区分し、必修科目、選択科目、自由科目に分ける。

第3条 基礎科目は、大学共通基礎科目、学科基礎科目に分類する。

(教育職員免許状の取得に関する授業科目)

第4条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

(卒業の要件)

第5条 本学を卒業するには、学則第4条に定める年限以上在学し、次に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

社会福祉学部

学科	卒業単位	基礎科目		専門教育科目
		大学共通基礎科目	学科基礎科目	
スポーツ健康福祉学科	124単位以上	各分野から最低1科目、合計10単位以上修得	各分野から最低1科目、合計14単位以上修得	福祉・医療共通科目から5科目10単位以上、合計100単位以上修得

・鍼灸健康専門科目は鍼灸健康コース履修登録者の対象科目とし、全科目の修得を要する。

薬学部

学科	卒業単位	基礎科目		専門教育科目
		大学共通基礎科目	学科基礎科目	
薬学科	189単位以上	12単位以上修得	14単位以上修得	163単位以上修得
動物生命薬科学科	124単位以上	10単位以上修得	14単位以上修得	専門基礎科目から30単位以上、専門科目から70単位以上、合計100単位以上修得

生命医科学部

学科	卒業単位	基礎科目		専門教育科目
		大学共通基礎科目	学科基礎科目	
生命医科学科	124単位以上	各分野から最低1科目、合計10単位以上修得	14単位以上修得	100単位以上修得

臨床心理学部

学科	卒業単位	基礎科目		専門教育科目
		大学共通基礎科目	学科基礎科目	
臨床心理学科	124単位以上	各分野から最低1科目、合計10単位以上修得	14単位以上修得	100単位以上修得

・言語聴覚療法専門科目は言語聴覚コース履修登録者の対象科目とし、全科目の修得を要する。

(自由科目の修得単位)

第6条 第2条に定める自由科目の修得単位は、卒業に必要な単位数のうちに算入しない。

(科目の履修・単位の認定)

第7条 学生は授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

第8条 授業科目を履修登録した者に対して、科目単位試験又はその他の方法により、第18条に基づき学習の評価を行い、合格した者に当該科目の単位を認定する。

第9条 単位の認定は次の各号の全てに該当していなければならない。

- (1) 当該科目の履修登録をしているもの
- (2) 当該科目の授業時間数の3分の2以上出席しているもの
- (3) 授業料その他の諸納付金を納入しているもの
- (4) 実習に関して別に定めのある場合は、その時間数以上出席しているもの

(再試験)

第10条 単位認定試験で、学習の評価が不合格となった科目については、再試験を実施することがある。

- 2 再試験は1科目につき、各履修期に1回限りとする。
- 3 再試験の学習の評価は、70点を最高点とする。
- 4 再試験実施に対する追試験及び再試験は実施しない。
- 5 再試験を受験するものは、本学納付金納入規程に定める金額の証紙を再試験申込書に貼付し、指定した期日までに教務部教務課で手続きを行わなければならない。

(追試験)

第11条 単位認定試験が下記の理由により受験できなかった場合、1科目につき1回限り実施する。

- (1) 学校保健安全法施行規則第18条及び19条に規定する感染症による出席停止
- (2) 受験が不可能な病気及び負傷等
- (3) 不慮の事故及び災害
- (4) 配偶者及び二親等までの死亡
- (5) 公共交通機関の不通・遅延
- (6) 就職試験
- (7) その他、本学がやむをえざる理由と認めた場合

- 2 追試験の評価は、100点を最高点とする。
- 3 追試験はその科目の試験日より一ヶ月以内に実施するものとする。
- 4 追試験を受験するものは、追試験受験願に証明書等を添えて、単位認定試験の翌日より1週間以内に教務部教務課に提出しなければならない。
- 5 追試験に対する追試験及び再試験は実施しない。

(履修登録の期間)

第12条 履修登録は、本学の定める期間中にその年度分の履修を行わなければならない。ただし、病気、休学などやむを得ない理由により所定の期間中に履修登録ができない場合は、直ちにその旨を教務部教務課に届け出て指示を受けなければならない。届け出ることなく履修登録を行わなかった場合は、履修登録を認めない。

(履修登録の変更)

第13条 履修登録後、所定の期間中に限り、履修登録変更を認める。それ以外の期間には、履修登録変更は認めない。

第14条 後期の履修登録の変更期間中に変更できるのは、後期科目のみとする。

(履修の取消)

第15条 履修登録後に休学をした場合は、休学期間中の履修登録したすべての授業科目を取消すものとする。ただし、履修期間が終了し、成績が確定している科目は除く。

(履修登録単位数の上限)

第16条 年間の履修登録単位の上限を定め、その上限を49単位とする。なお、年間の履修登録単位の上限に含まれるのは、卒業に必要な単位のみとする。

- 2 前年度のGrade Point Average (以下「GPA」という。)が3.0以上であるものは、49単位を超えて履修することができる。ただし、その場合には、別に教務部教務課に届け出を行わなければならない。
- 3 前年度のGPAにより、自由科目の履修を制限する。

(合格科目の再履修)

第17条 学生が、合格科目の再履修を希望する場合、成績評価が「秀」「優」「良」「可」の科目に限り申請を行うことができる。申請に基づき、適当と判断された場合は再履修を認める。ただし再履修を認められた科目の従前の成績評価は無効とし、新たに評価された判定結果とする。

（学習の評価の基準）

第18条 授業科目の成績は、次の基準によるものとする。

評価	評点	GP (Grade Point)	判定	基準等
秀 (S)	100～95点	4.5	合格	到達目標を達成し、極めて優秀な成績をおさめている
	94～90点	4.0		
優 (A)	89～85点	3.5	合格	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。
	84～80点	3.0		
良 (B)	79～75点	2.5	合格	到達目標を達成している。
	74～70点	2.0		
可 (C)	69～65点	1.5	合格	到達目標を最低限達成している。
	64～60点	1.0		
不可 (D)	59～0点	0	不合格	到達目標を達成していない
放棄 (E)	なし	0	不合格	定められた学修水準に達していない（試験未受験・授業出席回数不足等）
認定 (N)	－	－	合格	単位認定科目

（学習成果の指標）

第19条 学習成果を測る指標として、GPAを用いる。

2 GPAの計算方法は次の通りとする。

$$\text{年度 GPA} = \frac{\text{（当該年度中に履修登録した授業の単位数} \times \text{当該授業科目の GP）の総和}}{\text{当該年度中に履修登録した科目の総単位数（不可・放棄を含む）}}$$

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{（在学中に履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目の GP）の総和}}{\text{在学中に履修登録した科目の総単位数（不可・放棄を含む）}}$$

3 認定科目は、GPA計算に含まない。

（成績評価への疑義）

第20条 成績評価の疑義申し立てについては、指定された期間に「成績質問票」を教務部教務課に提出し、確認を行うことができる。

（規程の改廃）

第21条 この規程の改廃は、大学教授会の意見を聴き、学長が決定する。

- 附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし第5条、第16条については、平成29年4月以降の1年次入学生より適用する。
- 附 則 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第5条については従前の規定による。
- 附 則 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第5条、第18条、第19条については従前の規定による。
- 附 則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第5条については従前の規定による。

九州医療科学大学 公欠に関する申し合わせ

(総 則)

第1条 九州医療科学大学の学生の公欠については、この申し合わせにより定める。

(公欠の扱い)

第2条 学生が第3条に定める範囲事項で欠席する場合、所定の別途様式により手続きの上は、公欠と認める。

2 公欠と認められた授業は、課題・レポートの提出など、担当教員による教育的配慮に基づき出席とする。

(公欠の範囲)

第3条 次の各号に定めるものを公欠とする。

(1) 忌引き

当該学生の、父母・配偶者・子の忌引き（7日）、兄弟・姉妹、祖父母の忌引（3日）

(2) 学校伝染病

学校保健法の指定する伝染病による出校禁止

※ ノロウイルスや感染性胃腸炎は、学校伝染病に含まれない。

ただし、感染拡大の状況によっては大学で協議したうえで改めて通知する。

(3) 学友会所属団体（部）等大会参加

大学の認める部で、公式の学生連盟及び協会等団体が主催する大会（練習試合や合宿などは除く）へ出場する場合。

ただし、単位認定試験においては対象とはならない。

(4) その他

特に学長が認めたもの（公共交通機関の不通・遅延、地域社会などの行事参加、震災・天災等への遭遇等）

(公欠願の提出)

第4条 第3条に定める範囲の公欠を希望する学生は、別紙公欠願の様式により次のとおり必要書類（写し可）を必ず添付し、チューター及び事由により顧問、関係教員等の承認印後、スチューデントサポートセンター学生部学生課に提出すること。

(1) 忌引きは、確認が取れるものを添付し、事後速やかに提出すること。

(2) 学校伝染病は、医師の診断書を添付し、事後速やかに提出すること。

(3) 学友会所属団体等の大会参加については、大会要項等を添付し、必ず2週間前までに提出すること。

(4) その他

・ 事前の場合は、参加依頼証明等関係書類を添付し、2週間前までに提出すること。

・ 緊急の場合は、参加証明等関係書類を添付し、事後速やかに提出すること。

・ 公共交通機関の不通・遅延証明並びに震災・天災等の罹災証明を添付し、事後速やかに提出すること。

(公欠願の扱い)

第5条 提出された公欠願は学生課で受付を行い、稟議・決済の後学生本人に返却し、本人が授業担当者に直接申し出るものとする。

(雑 則)

第6条 この申し合わせに定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 この申し合わせに関する事務は、スチューデントサポートセンター学生部学生課が担当する。

附 則 この申し合わせは、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、平成23年9月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、令和7年4月1日から施行する。

公 欠 願 申 請 書

届出年月日 年 月 日

授業担当者 殿

1. 公欠者名

1. 九州医療科学大学 学部 学科 専攻・コース

学生番号 氏名 印

2. 公欠理由（該当するものに○印）

1. 忌引 2. 特定伝染病等 3. 大会参加 4. その他（ ）

学生記入欄 (公欠理由 具体的内容)	
--------------------------	--

3. 教職員記入欄（チューター、顧問、ゼミ）

(申請理由 具体的内容) *特に大会参加 の場合は詳細 記入	公欠に該当する科目は、下記のとおりであり、関係書類も整っておりますので、公欠としてご承認をお願いいたします。 チューター ・ 顧問 ・ 担当教員（該当するものに○印） 所属 氏名 印 ＜補足事項等がある場合はご記入下さい＞
--	--

4. 公欠科目（上段に科目名、下段に教員名を記入のこと）

月日（曜日）	1限	2限	3限	4限	5限

受付印欄	九州医療科学大学 スチューデントサポートセンター

*大会参加による場合は、必ず所属学科長に2週間前までに提出し、承諾を得て学生課に提出のこと。
*忌引き・伝染病等については、事後速やかに、所属学科長の承諾を得て、学生課に提出のこと。

九州医療科学大学 納付金納入規程

(趣 旨)

第1条 入学検定料のほか、学生より徴収する授業料及びその他の納付金はこの規程による。

(入学検定料)

第2条 入学検定料は20,000円とする。ただし、専願入試及び大学入学共通テスト利用入試の入学検定料は10,000円とする。

なお、外国人留学生については、国情により入学検定料を減額することがある。

(授業料及びその他の納付金)

第3条 授業料及びその他の納付金(以下「納付金」と言う。)の期別及び金額は別表1のとおりとする。

2 前項の納付金の納付期限は次の2期とする。

前期納付金 4月27日

後期納付金 10月27日

ただし、納付期限が金融機関休業日にあたる場合は翌営業日を納付期限とする。

3 第1項のうち、入学手続時の納付金は募集要項に指定する日までに納入しなければならない。

4 納付金の減免については、別に定める。

(納入方法)

第4条 入学年次の後期以降の納付金の納入は、原則として本学所定の用紙による口座振込により納入する。

(分納・延納)

第5条 学生又は保護者が、次の各号の一に該当する事由により、第3条第2項に定める納付期限までに一括で納入することが困難であると認められ、納付金の分納又は延納を希望する場合、納付期限の1週間前までに所定の様式により学長に願い出て、許可を得なければならない。

① 学生又は保護者が、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかり著しく資力を喪失したとき。

② 学生若しくは保護者、又はこれらの者と生計を一にする親族が、病気、又は負傷等により高額な医療費を要し、一時に納付することが困難なとき。

③ 保護者が事業を廃止し、若しくは休業し、又は著しい損失を受け、一時に納付することが困難なとき。

④ 前各号の一に該当する事実と類する事由で、学長がやむを得ないと認めたとき。

2 分納及び延納の期日は、別表2のとおりとする。

ただし、別表2の期日に依り難い場合、その事由を添えて学長に願い出ること、期日の変更を認められることがある。

3 分納及び延納の許可は、届け出た金額を確実に納付できると判断できるものに限る。万一、許可した期限を遅延したときは、以後の分納及び延納は認めないものとする。

(滞納処分)

第6条 所定の期日までに納付金の納入を怠っている者は、学則により処分を受けることがある。

(除籍処分)

第7条 納付金を、正当な理由なく滞納し、再三の督促に応じないときは、学則により処分を受ける。

(再入学)

第8条 再入学を許可された者は、その入学許可を受けた年度の入学金、授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

ただし、入学金及び授業料等について、別に定めた規則(再入学に関する内規)により免除することができる。

(納付金の不返還)

第9条 既納の納付金は原則として返還しない。

(納付金の改定)

第10条 納付金は、経済情勢、その他の事情により、在学中でもその額を改めることがある。

(特待生)

第11条 特待生の期間は1年間、スポーツ特待生の期間は2年間とし、納付金の額は別表1のとおりとする。

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生規程のうち、登録料と履修料は履修手続き時に納入しなければならない。

(各種手数料)

第13条 再試験を受験する者は、1科目1回につき2,000円をその都度納入すること。

第14条 各種証明書の交付手数料は別表3のとおりとする。

附 則 この規程は、平成11年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成15年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成21年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成23年4月1日より施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第13条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成29年4月1日より施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第13条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、平成30年4月1日より施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第13条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、平成31年4月1日より施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条第1項、第11条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、令和2年4月1日より施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条第1項、第4条、第11条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、令和6年4月1日より施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条第1項、第11条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、令和6年9月1日より施行する。

別表1

入学金 300,000円

社会福祉学部

スポーツ健康福祉学科

単位：円

費目	一般			スポーツ特待生50			特待生30・スポーツ特待生30			特待生15		
	前期 納付金額	後期 納付金額	合計	前期 納付金額	後期 納付金額	合計	前期 納付金額	後期 納付金額	合計	前期納付 金額	後期 納付金額	合計
授業料	450,000	450,000	900,000	200,000	200,000	400,000	300,000	300,000	600,000	375,000	375,000	750,000
施設 設備費	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000
合計	625,000	625,000	1,250,000	375,000	375,000	750,000	475,000	475,000	950,000	550,000	550,000	110,000

※ 特待生30、スポーツ特待生50・30は継続審査を行うこととする。

※ 救急救命コース履修者は、実習費3年次前・後期各100,000円、計200,000円を別途徴収する。

薬学部

薬学科

費目	一般			特待生50			特待生15		
	前期納付 金額	後期納付 金額	合計	前期納付 金額	後期納付 金額	合計	前期納付 金額	後期納付 金額	合計
授業料	575,000	575,000	1,150,000	325,000	325,000	650,000	500,000	500,000	1,000,000
施設 設備費	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000
合計	750,000	750,000	1,500,000	500,000	500,000	1,000,000	675,000	675,000	1,350,000

※ 特待生50は継続審査を行うこととする。

※ 実習費5年次前・後期各150,000円、計300,000円を別途徴収する。

動物生命薬科学科

費目	一般			特待生30			特待生15		
	前期納付 金額	後期納付 金額	合計	前期納付 金額	後期納付 金額	合計	前期納付 金額	後期納付 金額	合計
授業料	450,000	450,000	900,000	300,000	300,000	600,000	375,000	375,000	750,000
施設 設備費	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000
合計	625,000	625,000	1,250,000	475,000	475,000	950,000	550,000	550,000	1,100,000

※ 特待生30は継続審査を行うこととする。

生命医科学部

生命医科学科

費目	一般			特待生30			特待生15		
	前期納付 金額	後期納付 金額	合計	前期納付 金額	後期納付 金額	合計	前期納付 金額	後期納付 金額	合計
授業料	450,000	450,000	900,000	300,000	300,000	600,000	375,000	375,000	750,000
施設 設備費	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000
合計	625,000	625,000	1,250,000	475,000	475,000	950,000	550,000	550,000	1,100,000

※ 特待生30は継続審査を行うこととする。

※ 実習費3年次前・後期各75,000円、計150,000円を別途徴収する。

臨床心理学部

臨床心理学科

費目	一般			特待生30			特待生15		
	前期納付 金額	後期納付 金額	合計	前期納付 金額	後期納付 金額	合計	前期納付 金額	後期納付 金額	合計
授業料	450,000	450,000	900,000	300,000	300,000	600,000	375,000	375,000	750,000
施設 設備費	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000	175,000	175,000	350,000
合計	625,000	625,000	1,250,000	475,000	475,000	950,000	550,000	550,000	1,100,000

※ 特待生30は継続審査を行うこととする。

※ 言語聴覚コース履修者は、実習費3年次後期・4年次前期各75,000円、計150,000円を別途徴収する。

別表2

納付区分	納付費目	納付期限
分納（春入学手続金）	入学金	募集要項に指定する日
	前期納付金	4月27日
分納（秋入学手続金）	入学金	募集要項に指定する日
	前期納付金	10月27日
分納※	前期納付金1回目	5月27日
	前期納付金2回目	7月27日
	後期納付金1回目	11月27日
	後期納付金2回目	1月27日
延納※	前期納付金	7月27日
	後期納付金	1月27日

※ 分納の納付金額は、前期・後期ともに原則等分とする。また、分納・延納の納付方法は、原則送付する振込用紙による振込のみとする。

別表3

証明書交付手数料

種 別	担当課	料 金	備 考
学生証	学生課	2,000 円	再交付のみ
通学区間証明願	学生課	無料	
通学証明書	学生課	無料	
学校学生生徒旅客運賃割引証	学生課	無料	
在学証明書	教務課	300 円	
在学期間証明書	教務課	300 円	
成績・単位修得証明書	教務課	300 円	就職活動で必要な場合は キャリアサポートセンター
卒業見込証明書	教務課	300 円	〃
卒業証明書	教務課	300 円	〃
資格取得見込証明書	教務課	300 円	〃
資格取得証明書	教務課	300 円	〃
教職単位修得証明書	教務課	300 円	教免申請用
卒業（見込）証明書・指定科目履修（見込）証明書	教務課	300 円	社会福祉士・精神保健福祉士国家試験用
健康診断証明書	学生課	300 円	就職活動で必要な場合は キャリアサポートセンター
人物考査書	キャリアサポートセンター	300 円	
推薦書	キャリアサポートセンター	300 円	
英文による証明書	教務課	600 円	
その他証明書		300 円	

その他証明書
「納付金額証明書」・「納付金納入済証明書」等

九州医療科学大学 社会福祉学部進級に関する規程

(目 的)

第1条 社会福祉学部の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。

(進級の認定)

第2条 各学年における判定基準を設け、学長が当該教授会の意見を聴き、進級を認定する。

(進級の要件)

第3条 進級にかかる要件は次の通りとする。

一 3年次への進級は、2年次での通算GPAが1.00以上あり、総修得単位数26単位以上であって、必修科目をすべて修得していること。

二 4年次への進級は、3年次での通算GPAが1.00以上あり、総修得単位数75単位以上であること。

三 各年次において休学または、3カ月以上の停学処分を受けていないこと。

2 前項各号に規定する基準をもとに、当該教授会において進級を審査する。

(改訂)

第4条 本規程の改訂は、当該教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附則 この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

九州医療科学大学 鍼灸健康コースに関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、九州医療科学大学学則に基づき、鍼灸健康コース(以下「本コース」という。)に関し必要な事項を定める。本コースは、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項に規定する学校として、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者(この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)に、はり師、きゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得させることを目的とする。

(定 員)

第2条 本コースの入学定員は30名(1学級)とし、収容定員は120名とする。

2 本コースの編入学については、これを認めない。

(認定規則に定める各科目の単位数)

第3条 あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則別表第1に定める教育内容に対比する学則別表第Ⅰ-(1)、Ⅱ-(1)の授業科目、単位数は、別表のとおりとする。

(授 業)

第4条 前条に規定する別表の教育内容「専門基礎分野」及び「専門分野」の授業は、本コース単独で行う。

(授業科目の履修及び単位の認定)

第5条 授業科目の履修及び単位の認定は、学則に基づき行う。

2 試験を所定の理由で受験できなかった場合、授業担当教員の判断により、追試験を実施することがある。なお、追試験の評価は100点を最高点とする。

3 学習の評価が不合格(中間評価の場合は0～59点)の場合、授業担当教員の判断により、再試験を実施することがある。ただし、再試験の評価は70点を最高点とする。

(卒 業)

第6条 本コースに4年以上在学し、次表の単位数を満たした者に対して学長が教授会の意見を聴き、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

基礎科目	24単位
専門教育科目	100単位
合 計	124単位

（規程の改正）

- 第7条 本規程を改正する場合は、学長が教授会の意見を聴き、決定するものとする。
- 附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。
- 附 則 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。
- 附 則 この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。
- 附 則 この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。
- 附 則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。

別表

教育内容		認定規則に定める単位数	科目名		単位数		備考
					必修	選択	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	英語	英語		2	各分野から最低1科目、合計10単位以上修得
				英語コミュニケーション		2	
			情報教育	情報処理入門	1		
				データサイエンスⅠ		1	
				データサイエンスⅡ		1	
			総合教育	キャリア教育		2	
				コミュニケーション論	2		
				QOLと人間の尊厳	2		
				日向国地域論		2	
				日向国地域体験学習		1	
				医療・福祉連携講座		1	
				ボランティア活動		2	
				インターンシップ		1	
			人間と社会・文化	哲学		2	各分野から最低1科目、合計14単位以上修得
				倫理学		2	
				芸術		2	
				日本国憲法		2	
				経済学		2	
			自然科学	生物学		2	
				教職コンピューター基礎		2	
			健康教育	生涯スポーツ実習Ⅰ		1	
				生涯スポーツ実習Ⅱ		1	
				健康科学論		2	
			基礎演習	基礎演習Ⅰ	1		5科目10単位以上修得
				基礎演習Ⅱ	1		
			社会学			2	
			心理学概論			2	
			人体の構造と機能及び疾病			2	
			児童・家庭福祉			2	
			障害者福祉			2	
			高齢者福祉			2	
			ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ			2	
			ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ			2	
			社会福祉の原理と政策Ⅰ			2	
			社会福祉の原理と政策Ⅱ			2	
			貧困に対する支援			2	
			社会保障Ⅰ			2	
			社会保障Ⅱ			2	
			社会福祉調査の基礎			2	
			介護概論			2	
			福祉・医療制度			2	
			依存症の理解と支援			2	
			精神保健福祉の原理Ⅰ			2	
			精神疾患とその治療Ⅰ			2	
			公衆衛生学			2	

教育内容		認定規則に 定める単位数	科目名	単位数		備考
				必修	選択	
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能	12	生理学	2		
			解剖学Ⅰ	2		
			解剖学Ⅱ	2		
			解剖学Ⅲ	2		
			運動学概論	1		
			身体の働きⅠ	2		
			身体の働きⅡ	2		
			リハビリテーション	2		
	疾病と障害の成り立ち、 予防及び回復の促進	12	病理学概論	2		
			衛生学Ⅰ	2		
			衛生学Ⅱ	2		
			臨床医学総論Ⅰ	1		
			臨床医学総論Ⅱ	1		
			臨床医学各論Ⅰ	1		
			臨床医学各論Ⅱ	1		
			臨床医学各論Ⅲ	1		
	保健医療福祉とあん摩マツサー ジ指圧、はり及びきゆうの理念	3	医学概論	2		
			社会保障制度および職業倫理	1		
	専 門 分 野	基礎はり学 基礎きゆう学	9	鍼灸理論	2	
東洋医学概論Ⅰ				2		
東洋医学概論Ⅱ				2		
経絡経穴学Ⅰ				1		
経絡経穴学Ⅱ				1		
経絡経穴学Ⅲ				1		
病態生理学				1		
臨床はり学 臨床きゆう学		13	東洋医学臨床論Ⅰ	2		
			東洋医学臨床論Ⅱ	2		
			東洋医学臨床論Ⅲ	2		
			東洋医学臨床論Ⅳ	2		
			東洋医学臨床論Ⅴ	1		
			物理療法学	2		
			鍼灸治療の安全と適応判断	1		
			鍼灸診察演習	1		
社会はり学 社会きゆう学		2	社会鍼灸学	2		
実 習		15	基礎鍼灸実習	1		
			臨床鍼実技Ⅰ	1		
			臨床鍼実技Ⅱ	1		
			臨床鍼実技Ⅲ	1		
			臨床鍼実技Ⅳ	1		
			臨床鍼実技Ⅴ	1		
			臨床鍼実技Ⅵ	1		
			臨床灸実技Ⅰ	1		
			臨床灸実技Ⅱ	1		
			臨床灸実技Ⅲ	1		
			臨床灸実技Ⅳ	1		
			臨床灸実技Ⅴ	1		
			臨床灸実技Ⅵ	1		
			臨床鍼灸評価実習Ⅰ	1		
			臨床鍼灸評価実習Ⅱ	1		
臨床実習		4	臨床鍼灸実習Ⅰ（治療所）	2		
			臨床鍼灸実習Ⅱ（治療所）	2		
総合領域		10	スポーツ健康鍼灸学	2		
			スポーツ健康福祉学演習Ⅰ	1		
			スポーツ健康福祉学演習Ⅱ	1		
			スポーツ健康福祉学演習Ⅲ	1		
	スポーツ健康福祉学演習Ⅳ		1			
	卒業研究Ⅰ		2			
	卒業研究Ⅱ		2			
	合 計		94	合 計		

社会福祉学部スポーツ健康福祉学科における救急救命士養成課程の履修に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、救急救命士法第三十四条の第三号の規定に基づく厚生労働省の指定する科目(以下、指定科目という。)との読替に基づき、九州医療科学大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科における救急救命士養成課程(以下、救急救命コースという。)の履修に関し、必要な事項を定める。

(救急救命コースの養成および選抜方法)

第2条 救急救命コースの養成は、1学年概ね20名を基本として、希望学生の申請に基づき養成を行う。

2 1年次において、本コース希望者が前項に定める定員を超えるときは、申請に基づき選抜を行う場合がある。

(受験資格)

第3条 救急救命コースにおいて救急救命士の国家資格の取得を希望する者は、本学学則に定める卒業要件(見込みを含む)を満たした上で、指定科目として認定を得た所定の科目(別表Ⅰ)を修得した者に、受験資格が与えられる。

(進級の認定)

第4条 各学年における判定基準を設け、学長が教授会の意見を聴き、進級を認定する。

(進級の要件)

第5条 進級にかかる要件は次の通りとする。

- 一 2年次への進級は、1年次での通算GPAが1.20以上あり、必修科目をすべて修得し、1年次の指定科目の未修得が2科目以下であること。なお、ファーストレスポnder実習、救急処置実習A-Ⅰを修得していること。
 - 二 3年次への進級は、2年次での通算GPAが1.20以上あり、2年次までの指定科目の未修得が2科目以下であること。なお、救急処置実習A-Ⅱを修得していること。
 - 三 4年次への進級は、3年次での通算GPAが1.20以上あり、救急処置実習A-Ⅲ、救急処置実習B-Ⅰ、B-Ⅱ、Cを修得していること。
 - 四 各年次において休学または、三ヵ月以上の停学処分を受けていないこと。
- 2 前項各号に規定する基準をもとに、当該教授会において進級を審査する。

(学外臨床実習)

第6条 学外臨床実習(救急処置実習B・C)の実施要件として、1年次から3年次に開講する指定科目を修得(修得見込みを含む)した者に実習を許可する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、履修に必要な事項及び改廃については、学長が教授会の意見を聴いたのち決定する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 I

番号	厚生労働大臣の指定する科目	本学開講科目	単位数		時間数		備 考
			講義	実習	講義	実習	
一	公衆衛生学	公衆衛生学	2		30		
二	解剖学	人体の構造と機能及び疾病	2		30		
		人体構造学	2		30		
三	生理学	生理学	2		30		
		人体機能学	2		30		
四	薬理学	薬物療法学	1		15		
五	病理学	病理学	2		30		
六	生化学	生化学	1		15		
七	微生物学	免疫・感染症学	1		15		
八	内科学	疾病救急医学Ⅰ	2		30		
		疾病救急医学Ⅱ	2		30		
九	外科学	外傷救急医学Ⅰ	2		30		
		外傷救急医学Ⅱ	2		30		
十	小児科学	疾病救急医学Ⅴ	2		15		※ 複合 領域科目①
十一	産婦人科学	疾病救急医学Ⅴ	(2)		15		※ 複合 領域科目①
十二	整形外科学	疾病救急医学Ⅲ	1		15		
十三	脳外科学	疾病救急医学Ⅳ	2		10		
十四	精神医学	疾病救急医学Ⅵ	2		10		※ 複合 領域科目②
十五	放射線医学	疾病救急医学Ⅵ	(2)		10		※ 複合 領域科目②
		急性中毒学・環境障害	1		15		
八～ 十三	内科学 / 外科学 / 小児科学 / 産婦人科学 / 整形外科学 / 脳外科学	疾病救急医学Ⅵ	(2)		10		※ 複合 領域科目②
		救急病態生理学	2		30		
		救急症候学	2		30		
		救急医学概論	2		30		
		救急医学各論	2		30		
		救急処置概論	2		30		
		救急処置各論	2		30		
		災害救急医学	2		30		
		患者搬送技術論	2		30		
十六	臨床実習	ファーストレスポnder実習		2		90	
		救急処置実習 A-Ⅰ		4		180	
		救急処置実習 A-Ⅱ		4		180	
		救急処置実習 A-Ⅲ		4		180	
		救急処置実習 A-Ⅳ		4		180	
		救急処置実習 B-Ⅰ		2		90	
		救急処置実習 B-Ⅱ		4		180	
		救急処置実習 C		1		45	
	その他	救急救命総合演習Ⅰ	2		30		
		救急救命総合演習Ⅱ	2		30		
		救急救命総合演習Ⅲ	2		30		

注) () 内の単位数は重複を表す。

九州医療科学大学 薬学部薬学科進級に関する規程

(目 的)

第1条 薬学部薬学科の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。

(進級の認定)

第2条 各学年における判定基準を設け、学長が教授会の意見を聴き、進級を認定する。

(進級要件)

第3条 進級にかかる要件は次の通りとする。

- 一 2年次、3年次及び4年次への進級は、配当年次及びそれより低学年に開講されている必修科目の未修得が5科目未満であること。5年次及び6年次への進級は、配当年次及びそれより低学年に開講されている必修科目の未修得が3科目未満であること。また、1年次、2年次及び3年次に開講されている必修科目の未修得は、4年次終了までにすべて修得していること。
 - 二 年度GPA値が1.20以上であること。
 - 三 実習科目を修得していること。なお、原則として、実習は全実習時間の出席が必要である。
 - 四 5年次への進級は、4年次における共用試験（CBT：Computer-Based Testing及びOSCE：Objective Structured Clinical Examinationの両方）及び基礎薬学総合演習に合格していること。
 - 五 在学中における留年は6回を超えることはできない。また、同一年次における留年は、2回を超えることはできない。ただし、休学による場合を除く。
- 2 前項各号に規定する基準をもとに、当該教授会において進級を審査する。

(改 訂)

第4条 本規程の改訂は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則 本規程は、平成25年10月1日より施行する。

附 則 本改正規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 本改正規程は、平成29年4月1日より施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附 則 この改正規程は、令和2年4月1日より施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附 則 この改正規程は、令和6年4月1日より施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、第3条については、従前の規定による。

九州医療科学大学 薬学部動物生命薬科学科進級に関する規程

(目 的)

第1条 薬学部動物生命薬科学科の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。

(進級の認定)

第2条 各学年における判定基準を設け、学長が教授会の意見を聴き、進級を認定する。

(進級要件)

第3条 進級にかかる要件は次の通りとする。

- 一 3年次への進級は、2年次での通算GPAが1.00以上あり、必修単位数20単位を含む、総修得単位数26単位以上であること。
 - 二 4年次への進級は、3年次での通算GPAが1.00以上あり、必修単位数40単位を含む、総修得単位数75単位以上であること。
 - 三 各年次において休学または、3カ月以上の停学処分を受けていないこと。
- 2 前項各号に規定する基準をもとに、当該教授会において進級を審査する。

(改 訂)

第4条 本規程の改訂は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

九州医療科学大学 生命医科学部生命医科学科進級に関する規程

(目 的)

第1条 生命医科学部の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。

(進級の認定)

第2条 各学年における判定基準を設け、学長が当該教授会の意見を聴き、進級を認定する。

(進級の要件)

第3条 進級にかかる判定要件は次の通りとする。

- 一 4年次への進級は、3年次までに開講されている臨地実習を除く全ての必修科目の未修得科目が4科目以下であること。また、3年次での年度GPAが1.20以上であること。
 - 二 3年次への進級は、2年次までに開講されている全ての必修科目の未修得科目が4科目以下であること。また、2年次での年度GPAが1.20以上であること。
 - 三 2年次への進級は、1年次に開講されている全ての必修科目の未修得科目が4科目以下であること。また、1年次での年度GPAが1.20以上であること。
 - 四 各学年において3ヵ月以上の停学処分を受けた場合は、進級を認めない。
- 2 前項各号に規定する基準をもとに、当該教授会において進級を審査する。

(改 訂)

第4条 本規程の改訂は、当該教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附 則 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附 則 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附 則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

九州医療科学大学 臨床心理学部臨床心理学科進級に関する規程

(目 的)

第1条 臨床心理学部臨床心理学科の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。

2 臨床心理学部臨床心理学科言語聴覚コースの進級に関する規程は、別に定める。

(進級の認定)

第2条 各学年における判定基準を設け、学長が当該教授会の意見を聞き、進級を認定する。

(進級の要件)

第3条 進級にかかる要件は次の通りとする。

- 一 3年次への進級は、2年次での通算 GPAが1.00以上あり、総修得単位数26単位以上であること。
 - 二 4年次への進級は、3年次での年度 GPAが1.00以上あり、総修得単位数75単位以上であること。
 - 三 各年次において休学または、三ヵ月以上の停学処分を受けていないこと。
- 2 前項各号に規定する基準をもとに、当該教授会において進級を審査する。

(改 訂)

第4条 本規程の改訂は、当該教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

九州医療科学大学 臨床心理学部臨床心理学科言語聴覚コースの履修に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、九州医療科学大学臨床心理学部臨床心理学科言語聴覚コース(以下、言語聴覚コースという。)の履修に関し、必要な事項を定める。

(言語聴覚コースの定員および選抜方法)

第2条 言語聴覚コースは、入学定員を20名とし、収容定員は80名とする。

2 本コース希望者が前項に定める定員を超えるときは、2年次進級時に学部長および学科長は面接審査および成績評価(GPA)の上位者より選抜する。

(資格取得)

第3条 言語聴覚コースにおいて言語聴覚士の資格の取得を希望する者は、本学学則並びに言語聴覚士学校養成所指定規則に従い、所定の科目を履修しなければならない。なお、言語聴覚士学校養成所指定規則別表第一(第4条)に定める教育内容に対比する学則別表第Ⅰ-(4)、Ⅱ-(4)の授業科目並びに単位数は、別表のとおりとする。

(進級の認定)

第4条 各学年における判定基準を設け、学長が当該教授会の意見を聴き、進級を認定する。

(進級の要件)

第5条 進級にかかる要件は次の通りとする。

- 一 3年次への進級は、2年次での通算 GPAが1.20以上あり、総修得単位数26単位以上であること。
 - 二 4年次への進級は、3年次での通算 GPAが1.20以上あり、総修得単位数75単位以上であること。
 - 三 本コースの学生は、本条第1号及び第2号に加え「言語聴覚士学校養成所指定規則別表第一」で定められている教育内容について、本学科開講科目の配当年次及びそれより低学年に開講されている科目の未修得が3科目以下であること。ただし、4年次への進級は、すべての低学年時開講科目を修得する必要がある。
- 2 前項各号に規定する基準をもとに、当該教授会において進級を審査する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、履修に必要な事項及び改廃については、学長が教授会の意見を聴いたのち決定する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

別表

指定規則の授業内容		本学における開講科目等		
		開講科目	単位数	年次
基礎分野	科学的思考の基盤	英語	2	1
		英語コミュニケーション	2	1
		情報処理入門	2	1
		データサイエンスⅠ	2	1
		データサイエンスⅡ	2	1
		キャリア教育	2	1
		コミュニケーション論	2	1
		QOLと人間の尊厳	2	1
		日向国地域論	2	1
		日向国地域体験学習	2	1
	人間と生活	医療・福祉連携講座	2	1
		ボランティア活動	2	1
		インターンシップ	2	1
	社会の理解	哲学	2	1
		倫理学	2	2
	言語聴覚療法の基盤	社会学	2	1
		心理学概論	2	1
		日本国憲法	2	2
		経済学	2	2
		生物学	2	1
		健康科学論	2	1
		生涯スポーツ実習Ⅰ	1	1
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1	1
		基礎演習Ⅰ	1	1
		基礎演習Ⅱ	1	1
専門基礎分野	人体のしくみ・疫病と治療	人体の構造と機能及び疾病	2	1
		基礎医学	2	1
		臨床医学Ⅰ	2	1
		臨床医学Ⅱ	2	2
		リハビリテーション医学	2	1
		臨床歯科医学・口腔外科学	2	2
		聴覚・神経系の構造、機能、病態	2	2
		発声発語系の構造、機能、病態	2	2
	心の働き	臨床心理学概論	2	1
		発達心理学	2	1
		学習・言語心理学	2	2
		心理測定法演習	1	3
		基礎統計学演習	1	2
	言語とコミュニケーション	言語学	2	1
		音声学	2	2
		音響学・聴覚心理学	2	3
		言語発達学	2	1
		言語コミュニケーション学	2	1
	社会保障・教育とリハビリテーション	社会福祉学	2	1

指定規則の授業内容		本学における開講科目等		
		開講科目	単位数	年次
専門分野	言語聴覚障害学総論	言語聴覚障害学総論	2	1
	言語聴覚療法管理学	言語聴覚療法管理学	2	3
	失語・高次脳機能障害学	失語症学	2	2
		失語症学演習	1	2
		高次脳機能障害学	2	2
		高次脳機能障害学演習	1	2
	言語発達障害学	言語発達障害学Ⅰ	2	2
		言語発達障害学Ⅱ	2	2
		言語発達障害学演習Ⅰ	1	3
		言語発達障害学演習Ⅱ	1	3
	発声発語・摂食嚥下障害学	発声発語障害学Ⅰ	2	2
		発声発語障害学Ⅱ	2	2
		摂食嚥下障害学Ⅰ	2	2
		摂食嚥下障害学Ⅱ	2	2
		発声発語・摂食嚥下障害学演習	1	3
	聴覚障害学	聴覚障害学Ⅰ	2	2
		聴覚障害学Ⅱ	2	2
		聴覚障害学演習	1	3
		補聴器・人工内耳	2	3
	地域言語聴覚療法学	地域言語聴覚療法学	2	4
	臨床実習	言語聴覚障害学演習	1	2
		臨床実習指導Ⅰ	1	3
		臨床実習指導Ⅱ	1	3
		学外評価臨床実習	4	3
		学外総合臨床実習	8	4

九州医療科学大学 細胞検査士養成課程の履修規程

(目的)

第1条 この規程は、九州医療科学大学生命医科学部生命医科学科(以下、「学科」という。)において、公益社団法人日本臨床細胞学会が認定する細胞検査士の受験資格の取得に必要な科目の修得(以下、「細胞検査士養成課程」という。)に関し、必要な事項を定める。

(科目及び開講期間)

第2条 細胞検査士養成課程では、公益社団法人日本臨床細胞学会が認定する細胞検査士の受験資格取得に必要な科目の単位として別表1および別表2のとおり定める。別表1の科目の開講期間は、4月から12月までとする。

(履修条件及び選考方法)

第3条 細胞検査士養成課程を履修できる者は、臨床検査技師の取得者または取得見込者とし、その他、以下のとおりとする。

2 本学在学中で本課程を履修できる者は、次のとおりとする。

一 別表2の科目を履修し、単位を修得または修得見込の者

二 本課程の履修者は、募集期間中に別表3の申請書により履修申請を行った者の中から、専門教育科目の成績と面接試験を総合評価し、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。

3 本学の卒業生の者で本課程を履修できる者は、次のとおりとする。

一 臨床検査技師の資格を有する者

二 本課程の履修者は、募集期間中に別表3の申請書及び別に定める履修書類等により履修申請を行った者の中から、筆記試験及び面接試験を総合評価し、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。

4 その他の者で本課程を履修できる者は、次のとおりとする。

一 臨床検査技師の資格を有する者

二 本課程の履修者は、募集期間中に別表3の申請書及び別に定める履修書類等、並びに第5条に定める選考料を納付し履修申請を行った者の中から、筆記試験及び面接試験を総合評価し、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。

5 本課程の募集期間及び募集人員は、別に定める

(履修証明)

第4条 細胞検査士養成課程は、別表1に定める科目の単位を修得した者、または、修得見込みの者に証明書を発行し、証明書を発行された者は、公益社団法人日本臨床細胞学会が認定する細胞検査士の受験資格が得られる。

(納付金)

第5条 細胞検査士養成課程の履修を希望するものは、別表4に定める選考料と納付金を納入しなければならない。ただし、在学生および本学卒業生は選考料を免除する。

(雑 則)

第6条 細胞検査士養成課程に関して、この規程に定めるもののほかに、特に必要な事項は、当該教授会の意見を聴いたのち学長が決定する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成27年度入学生より適用する。

附 則 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 細胞検査士試験受験に必要な科目（在学生は、4年次開講）

種別	科目（時間数）	
講義科目	甲状腺細胞診断学（30）、リンパ節細胞診断学（15）、骨・軟部・造血器等細胞診断学（15）	
演習科目	細胞診断学特論Ⅰ（120）、細胞診断学特論Ⅱ（120）	
実習科目	総論1 実習（45）、総論2 実習（45）	婦人科1 実習（45）、婦人科2 実習（45）
	呼吸器1 実習（45）、呼吸器2 実習（45）	体腔液 実習（45）
	消化器 実習（45）	乳腺 実習（45）
	泌尿器 実習（45）	甲状腺 実習（45）
	リンパ節 実習（45）	骨・軟部 実習（30）
	造血器等 実習（30）	

別表2 履修者選定科目（在学生は、必修科目）

開講年次	科目（時間数）
1	臨床細胞学総論Ⅰ（30）
2	臨床細胞学総論Ⅱ（30）、臨床細胞学総論Ⅲ（30）
3	臨床細胞学演習Ⅰ（30）、臨床細胞学演習Ⅱ（30）

別表3 申請書

細胞検査士養成課程に係る履修希望申請書

九州医療科学大学

学長 殿

氏 名

学生番号

西 暦

年

月

日生

細胞検査士試験に係る受資格を得たいので、細胞検査士養成課程の履修を願い出ます。また、選考の上、履修が許可された場合は、所定の受講料を納入し、諸規則を守り、本分を全うすることを誓約いたします。

別表4 納付金

単位：円

履修者の身分	選考料	前期受講料	後期受講料
在学中に履修を認められた者 ※ 大学院も含む。	—	100,000	100,000
本学卒業生	—	420,000	420,000
その他	20,000	750,000	750,000

注）選考料は、申請期間中に申請と同時に納付すること。ただし、本学在学生および卒業生は、免除とする。

注）受講料については、受講期間内に前期受講料は4月27日、後期受講料は10月27日に納付することとする。

九州医療科学大学 学生賞罰規程

第1章 組 織

(目 的)

第1条 この規程は、学生に対して行う表彰又は懲戒に関して、適正かつ公正な運用を図るため、その種類、内容その他の必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、表彰又は懲戒の対象となりうる学生とは、学部学生(通信教育部を含む。)、大学院生(通信制を含む。)及び別科学生(以下「当該学生」という。)をいう。

(学生賞罰委員会)

第3条 学生賞罰委員会(以下「委員会」という。)に、委員長、副委員長、委員及び書記を置く。

2 委員長は教育担当副学長、副委員長は学生部長、委員は各学部長、関係研究科長、関係別科主任(以下「学部長等」という。)及び大学事務局長とし、書記は学生課職員をもって充てる。

3 委員会は、学長の諮問に基づき学生の表彰及び懲戒について審議し、学長に報告する。

第2章 表 彰

(表彰の種類)

第4条 表彰は、次の場合に授与する。

- 一 学究又は善行等により、大学の名誉を高めかつ多大な功労があり、他の模範となる行為をしたと認められるとき。
- 二 各種競技会等において優秀な成績を収めたとき。
- 三 その他特に表彰に値する事柄があると認められるとき。

(表彰の手続)

第5条 学部長等の推薦により、学長は委員会に諮問し、その審議結果を踏まえ、協議の結果を大学教授会に報告する。

2 学長は、大学教授会の意見を聞き、学則第39条(表彰)に基づき、当該学生を表彰する。

第3章 懲 戒

(懲戒の手続き)

第6条 当該学生によって行われた非違事案又は非違容疑事案(以下「当該事案」という。)を知りえた学部長等及び学生部長は、遅滞なく学長に報告しなければならない。

- 2 学生部長は、学長の承認を得て当該事案に関する事実確認、当該学生の事情聴取等を行い、その結果を学長に報告するものとする。
- 3 当該学生に関係する立場にある者は、当該事案を明らかにするため、委員会の行う調査等に協力しなければならない。
- 4 学長は、学生部長の報告に基づき委員会を招集し、当該事案の審議を付議する。
- 5 委員会は、学生部長による調査報告に基づき、当該事案に係る学生への懲戒の要否、懲戒の種類、内容等について審議し、協議の結果を大学教授会に報告する。
- 6 学長は、大学教授会の意見を聞き、学則第40条(懲戒)に基づき、当該学生を懲戒する。

(懲戒の種類)

第7条 懲戒処分の種類は、退学、無期又は有期の停学及び訓告とする。

- 一 事件事故の原因行為(非違行為)が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- 二 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
- 三 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合
訓告
- 四 前三号のいずれにも該当しない場合
学部長厳重注意、学部の指導等

(処 分)

第8条 懲戒は、文書により学長が行う。

- 2 懲戒処分の対象は、別表「懲戒処分の対象」のとおりとする。
- 3 過去に懲戒処分を受けている場合には、より悪質性が高いものとみなし、基準を超える重い処分を科すことができる。
- 4 懲戒は、実際に刑事訴追がなされるかどうかを、処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

(通告等)

第9条 学生への通告及び保証人への通知は、次のとおりとする。

- 一 学長は、学生に対し、懲戒の内容を文書により通告する。
- 二 学長は、学生の保証人に対し、懲戒の内容を文書により通知する。

(公 示)

第10条 学長は、学内掲示により、遅滞なく公示を行うものとする。

- 2 公示事項は、学部、学科、懲戒の種類及び懲戒理由とする。
- 3 公示期間は、1箇月とする。
- 4 特段の事情があるときには、委員会で調整のうえ、一部または全部を公示しないことができる。

(無期停学)

第11条 無期停学は、原則として懲戒の発効日から3箇月を経過したあとでなければ、解除できない。

- 2 無期停学の解除は、反省度等を考慮し、解除が適当であると認めたときは、その解除を所属学部長等が発議する。
- 3 無期停学の解除は、委員会において調整のうえ、学長が文書で行う。
- 4 無期停学解除の学生への通告、保証人への通知は、文書で行う。

第4章 その他

(記 録)

第12条 学長は、表彰及び懲戒の事実を学籍簿に記録するものとする。

(停学期間中の指導)

第13条 停学期間中は、教育的指導を行う。

- 2 所属学部長等は、教育的指導に必要な場合は、施設利用及び授業への参加を認めることができる。

(補 足)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

懲戒処分の対象	
区 分	懲戒の対象となる非違行為の種類
不法行為	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為（未遂含む。）若しくは無免許運転、飲酒運転、暴走運転、薬物運転等により、死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起した場合
	傷害、窃盗、詐欺、恐喝等の悪質な犯罪行為
	薬物に関する犯罪行為
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転、薬物運転等の悪質な交通法規違反
	ストーカー行為又は痴漢行為（盗撮、のぞき等を含む。）
	セクシャル・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント行為
	コンピュータ又はネットワークの不正使用行為
そ の 他	本学が実施する試験における不正行為
	本学の知的財産を故意に喪失させる行為
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠する行為
	本学が管理する建造物又は器物の損壊、汚損、失火等の行為
	その他、学生の本分に反し、本学の信用を著しく失墜させる行為

各懲戒対象の行為に対し、退学、停学、訓告の各処分を科す。

九州医療科学大学 学友会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、九州医療科学大学学友会と称し、本部を同学内に置く。

第2条 本会は、学生の自主活動を通じ、自律と協力により学生・教職員相互の人間関係を深めつつ、学術・文化の向上、教育・スポーツ活動の発展に努めることを目的とする。

第3条 本会は、九州医療科学大学の全学生を正会員とし、本学の常勤の教職員を賛助会員とする。

第4条 本会の会員は、次の権利を有し、義務を負う。

- (1) 本会役員の選挙権及び被選挙権。但し、賛助会員はこれを除く
- (2) 本会の諸活動に参加する権利
- (3) 会費を納入する義務
- (4) 総会に出席する義務
- (5) 本会の決議機関の決定事項を守り、それに協力する義務

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために必要な活動を行う。

第2章 組織・役員及び機関

第1節 役員・組織

第6条 本会の名誉会長は、総長とする。会長は学長とし、副会長は学生部長とする。

第7条 会長は、本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある場合にこれを代行する。

第8条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 連絡協議会
- (3) 学生委員会
- (4) 学祭実行委員会
- (5) 四部会
- (6) 監査委員会

第9条 学生委員長は、その他必要な機関を学生委員会に諮り設けることができる。

第2節 総会

第10条 総会は、本会の最高決議機関であり全会員で構成する。

第11条 総会は、定期総会と臨時総会に分け、いずれも連絡協議会に諮り学生委員長がこれを召集する。

第12条 定期総会は、毎年1回とし次の事項を審議する。

- (1) 予算、決算の承認
- (2) 会則の改廃
- (3) その他必要な事項

第13条 臨時総会は、下記の場合、学生委員長が召集する。

- (1) 学生委員長が必要と認めたとき
- (2) 連絡協議会からの要請があったとき
- (3) 会員の5分1以上の要請があったとき

第14条 総会は正会員の5分1以上の出席をもって成立し、総会の議事表決は出席者の過半数の賛否をもって決する。

第15条 総会の議長は総会において選出し、書記は学生委員会において選出した者をこれに充てる。

第16条 流会によって再召集してもなお総会が成立しない場合には連絡協議会の承認をもって学生委員会の決定を決議に変えることができる。

第3節 連絡協議会

第17条 学生・教職員の連絡、協議機関として連絡協議会を置く。

第18条 連絡協議会の構成員は会長、副会長、学生課員、学生委員長以下学生委員会の役員とする。

第19条 連絡協議会は、次の事項に関し協議する。

- (1) 総会において委嘱された事項
- (2) 総会に提出する議題に関する事項
- (3) 予算・決算に関する事項

(4) その他

第20条 連絡協議会は、次の場合、会長が開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 連絡協議会の構成員の2分1以上の要請があったとき

第21条 連絡協議会の庶務は学生委員会の企画部がこれに当たる。

第4節 学生委員会

第22条 学生委員会は、学生委員長1名、同副委員長2名、及び企画部長、財務部長、広報部長各1名をもって構成され、学生委員長及び同副委員長は正会員の中から公選する。他の役員については、学生委員長が任命する。

第23条 学生委員長は、学生委員会を代表する。同副委員長は学生委員長を補佐し、委員長に支障のある場合は、これを代行する。

第24条 学生委員長以下各役員の任期は、毎年5月から翌年4月までとする。ただし再任は妨げない。

第25条 学生委員会は、本会の執行機関であって下記事項について適正かつ円滑な執行業務に携わる。

(1) 総会で審議決定された事項

(2) 連絡協議会で協議された事項

(3) 予算・決算に関する事項

(4) 総会及び連絡協議会に提出する事項

(5) 各部会、委員会に提出する事項

(6) 本会の諸行事に関する事項

(7) 会議録、諸記録の作成・管理に関する事項

(8) 部・同好会の新設、廃止に関する事項

(9) 資産の管理に関する事項

(10) その他、本会の運営に関する事項

第26条 学生委員会に次の専門部を置く。

(1) 企画部

(2) 財務部

(3) 広報部

第27条 企画部は本会の企画運営及び事務を行う。

第28条 財務部は本会の会計事務及び執行本部の備品管理を行う。

第29条 広報部は本会の広報活動を行う。

第30条 企画部、財務部、広報部にそれぞれ1名の部長補佐を置き、学生委員長が任命する。

第31条 学生委員会に次の下部組織を置く。

(1) 文化部会

(2) 体育部会

第32条 文化部会の構成は、各部・同好会から選出された各1名からなる。

第33条 文化部会の任務は次の通りとする。

(1) 文化部会の企画・運営に関する事項

(2) 各部・同好会の連絡調整に関する事項

(3) 学生委員会に提出する文化部に関する事項

(4) その他学生委員会からの要請事項

第34条 体育部会の構成は、各部・同好会から選出された各1名からなる。

第35条 体育部会の任務は次の通りとする。

(1) 体育部会の企画・運営に関する事項

(2) 各部・同好会の連絡調整に関する事項

(3) 学生委員会に提出する体育部に関する事項

(4) その他学生委員会からの要請事項

第36条 目的を同じくする正会員は、部・同好会などを組織して活動することができ、その目的に応じて文化部会、体育部会及び任意団体に分かれて組織される。

第37条 各部会に所属する団体の新設・廃止・昇格等は団体の活動状況等に基づき、四部会の協議を経て学生委員会が決定する。

179

第38条 各部に所属する団体は、規約並びに構成員名簿を学生委員長に提出しなければならない。

第39条 すべての団体に顧問を置く。顧問は、大学教職員の中から学生の推挙に基づき会長が委嘱する。

第4節 学祭実行委員会

第40条 学祭実行委員会は、学祭に関与する団体から選出された代表者各1名をもって構成する。

第41条 学祭実行委員長1名、同副委員長2名、財務部長1名、書記1名は学祭実行委員の互選による。

第42条 学祭実行委員会は、下記の事項について適正かつ円滑な執行業務に携わる。

(1) 学祭の企画・運営に関する事項

(2) 学祭の予算・決算に関する事項

(3) 学祭に参加・協賛・依頼する企業団体との連絡調整に関する事項

(4) 学生委員会に提出する学祭実行に関する事項

(5) その他、学生委員会からの要請事項

第5節 四部会

第43条 四部会は、学生委員会、学祭実行委員会、文化部会・体育部会の委員長、部会長各1名からなる。

第44条 学生委員長は、必要に応じて四部会を招集する。

第45条 四部会の任務は次の通りとする。

(1) 部活動等の設備、運営に関する事項

(2) 本会の諸行事に関する事項

(3) 予算・決算に関する事項

(4) 各委員会、部会に関する事項

(5) 体育部会及び文化部会に属する部・同好会全体に関わる企画運営に関する事項

(6) 学祭運営に関する事項

(7) その他、学生委員会からの要請事項

第6節 監査委員会

第46条 監査委員会は、正会員の中から選出された3人の委員をもって構成する。

第47条 監査委員は、本会のいかなる機関の役員も兼任できない。

第48条 監査委員会は、本会の経理について監査し、その結果を総会において報告しなければならない

第49条 監査委員会は、学友会費を使用する機関に対し、必要があると認めた場合、その経理について臨時監査をすることができる。

第3章 会 計

第50条 本会の経費は入会金、会費及びその他の収入をもって充てる。

第51条 入会金及び会費の金額並びに納期は次の通りとする。

(1) 入会金 2,000円
但し、再入会員については免除される。

(2) 会費 年間7,000円
但し、修業年限分を一括して前納する。

(3) 納期 入学宣誓式の前日まで

(4) 賛助会員の会費は、別に定める。

第52条 一度納入した入会金及び会費は返却しない。

第53条 会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第54条 予算は、毎会計年度始めに学生員会において原案を作成し、総会において決定する。

第55条 決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に学生委員会で行い、総会において承認を得なければならない。

第56条 予算の支出は、支出金額に応じて定められた区分によって決済を必要とし、配分された予算を超えて支出することはできない。

第57条 当該会計年度の余剰金は、次年度に繰り入れるものとする。

第58条 本会の会計事務の一部または全部を本学の事務職員に委嘱することができる。

第4章 改 正

第59条 本会の会則の改廃は連絡協議会に諮り、総会の承認を得て決定するものとする。

第5章 雑 則

第60条 本会の各種会議は、所属する役員の3分2以上の出席がなければ議事を開き決議することができない。

2 前項の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

附 則 この会則は、平成11年5月12日から施行する。

附 則 この改正会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この改正会則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 この改正会則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

キャンパス・ハラスメント防止対策規程

(目 的)

第1条 この規程は、「学校法人順正学園ハラスメント防止に関する規程」(以下、「学園ハラスメント防止規程」という。)に準拠して、九州医療科学大学におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメント(以下、「キャンパス・ハラスメント」という。)の防止及び排除を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 セクシュアル・ハラスメントとは、学園ハラスメント防止規程第2条において定義されているとおり、職員が他の職員、学生及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに学生及び関係者が職員を不快にさせる性的な言動により、職員の就労上又は学生の修学上、環境に変化を生じさせたり、職員及び学生が不利益な処置を受けることをいう。

2 パワー・ハラスメントとは、学園ハラスメント防止規程第2条第2項において定義されているとおり、職員間又は職員が関係者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

3 妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントとは、学園ハラスメント防止規程第2条第3項において定義されているとおり、妊娠・出産、育児休業又は介護休業等を理由として、解雇・雇止め、降格、または、除籍・退学、休学等を求めるなど、職員の就労上又は学生の修学上、不利益な処置及び環境に変化を生じさせる行為をいう。

4 アカデミック・ハラスメントとは、学園ハラスメント防止規程第2条第4項において定義されているとおり、教育・研究の場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、学修・研究意欲を低下させ、又は学修・研究環境において不利益を与える行為を言う。

5 その他のハラスメントとは、学園ハラスメント防止規程第2条第5項において定義されているとおり、前各項以外の不適切な言動を行うことによって、職員、学生及び関係者に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

6 職員とは、学園ハラスメント防止規程第2条第6項において定義されているとおり、教育職員、事務職員、技術職員、非常勤職員、嘱託契約職員をいう。

7 学生とは、学園ハラスメント防止規程第2条第7項において定義されているとおり、学生、科目等履修生、研究生等本学園において修学する者をいう。

8 関係者とは、学園ハラスメント防止規程第2条第8項において定義されているとおり、学生等の保護者、学園に物品販売等をするために出入りする業者等職務上の関係を有するものをいう。

(防止義務)

第3条 本学の構成員は、この規程の定めに従い、前条に定めるキャンパス・ハラスメントの防止に努めなければならない。

(委員会の設置)

第4条 本学は、本規程に定める目的達成のために、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会(以下「防止対策委員会」という。)を設置する。

2 防止対策委員会は、学長直属の組織とする。

（防止対策委員会の構成）

第5条 防止対策委員会の構成は、次に掲げるとおりとし、学長が委嘱する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学事務局長
- (4) スチューデントサポートセンター長
- (5) 健康管理センター長
- (6) キャンパス・ハラスメント相談員
- (7) 法人事務局長
- (8) 総務部長
- (9) 専門委員 若干名

なお、専門委員は学内外の専門家（弁護士、カウンセラーなど）に委嘱する。

- 2 学長を委員長とし、委員長は委員会を招集し、委員会の会務を統括する。
- 3 委員会には委員長代理を置き、委員長不在時に委員長の職務を代行する。
- 4 委員の構成にあたっては、男女のバランスに配慮するものとする。
- 5 担当事務局は、庶務部庶務課とする。

（防止対策委員の任期）

第6条 前条第1項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

（防止対策委員会の職務）

第7条 防止対策委員会の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学においてキャンパス・ハラスメントが発生する可能性を認識し、その発生を防止するための施策を検討し、実施すること。
- (2) キャンパス・ハラスメントに関する本学内の認識を高め、防止に資する啓発、研修活動を行なうこと。
- (3) キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）の職務に関して適切な指示を与えるとともに、その職務を監督すること。
- (4) キャンパス・ハラスメントの防止及び解決に係るガイドラインを作成・改訂して、防止のためのシステムを監督し、必要な改善を図ること。
- (5) 相談員から防止対策委員会委員長にキャンパス・ハラスメントの報告を受けた場合には、速やかに調査委員会を組織すること。
- (6) 前号の調査委員会から調査結果及び解決回答に関する上申書を受けた場合は、速やかに防止対策委員会を開催し検討すること。なお、検討結果は理事長に報告すること。
- (7) 第16条に定める不服申立てに対応すること。なお防止対策委員会は、不服申立てがあった場合には、30日以内に申立人に対して回答を行なうものとする。
- (8) キャンパス・ハラスメントの事実が認められた場合、必要な改善をはかり、再発防止のための適切な措置をとること。
- (9) その他キャンパス・ハラスメントの防止に必要と認められる事項について、適切な措置を講ずること。

（委員会の運営）

第8条 防止対策委員会及び調査委員会（以下「委員会」という。）は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

- 2 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を要する。

（相談員）

第9条 第2条に該当する行為による被害を救済する為に、相談員を置く。

- 2 相談員は、次の各号に掲げる者について、学長が委嘱する。
 - (1) 各学部 に所属する教育職員のうち、各学部長が指名した者 4名
 - (2) 事務職員のうち、事務局長が指名した者 1名
 - (3) スチューデントサポートセンター学生担当部長 1名
 - (4) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 3 相談員の中から総括相談員を置く。
- 4 相談員の委嘱に当たっては、男女のバランスに配慮するものとする。
- 5 相談員以外が苦情・相談を受けた場合は、直ちに相談員に連絡をとることとする。

（相談または苦情の受付）

第10条 キャンパス・ハラスメントなどの人権侵害を受けた者は、相談員に相談又は苦情を申し出ることができる。

- 2 相談又は苦情を申し出るときには、相談員に直接出向くか、又は電話、電子メール、手紙等で連絡をとるものとする。
- 3 相談又は苦情を申し出る者は、直接被害を受けている者だけでなく、代理の者が被害を受けている者に代わって申し出ることができる（以下「申立人」という。）。
- 4 相談又は苦情の受付は、相談員のほか、九州医療科学大学健康管理センター内規により、健康管理センターでも受け付けるものとする。

（相談員の役割）

第11条 相談員は、申立人と面談して、所定の申立書を本人に作成させる。

- 2 面談による苦情・相談を受けるときには、原則として複数の相談員で対応し、共同で意見書を作成する。
- 3 申立人と面談した相談員は、申立人本人による申立書と相談員の意見書を防止対策委員会委員長に提出し報告する。
- 4 キャンパス・ハラスメントに関する苦情・相談を受けるときには、同性の相談員の同席が望ましい。

（調査委員会）

第12条 相談員から防止対策委員会委員長に報告があった場合は、事実関係調査のため、速やかに調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員は、一つの事案につき5名以内とし、構成員は、総括相談員、相談員及び専門委員（若干名）とし、学長が委嘱する。専門委員としては、苦情内容に応じて、学内外から専門家（弁護士、カウンセラーなど）を委嘱する。
- 3 委員の選任にあたっては、委員会の客観性、中立性及び公平性を確保するため、次の事項に留意すること。
 - (1) 当事者所属部署の関係者をできるだけ除外すること。
 - (2) 男女のバランスを配慮すること。
- 4 調査委員会の委員長は、防止対策委員会委員の中から学長が委嘱する。

（調査委員会の職務）

第13条 調査委員会の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事実関係を明らかにするために、調査を行い、調査委員会が必要と認めたときは、申立人及び加害者（以下「被申立人」という。）から事情聴取を行なうことができる。必要に応じて第三者からも事情を聴取し、事情聴取報告書を作成する。
- (2) 調査委員会は、申立人と被申立人との間で話し合いによって解決できると結論したときには、当事者双方に対して調停を行なうことができる。
- (3) 調査委員会は、調査終了後に調査報告書及び解決回答に関する上申書を作成し、防止対策委員会に報告する。

（措 置）

第14条 理事長は、第7条6項に定める報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずる。

- 2 前項のうち、教職員の処分については、学校法人順正学園就業規則に基づき理事長が行なう。また学生の処分については、九州医療科学大学学則に基づき学長が行なう。

（申立人に対する報告）

第15条 防止対策委員会委員長または防止対策委員会委員長が指示したものは、ハラスメントに関する苦情・相談に関し具体的にとられた対応について、申立人に説明する。必要があると認められた場合には、当該学部長（研究科長）も同席する。

（不服申立）

第16条 申立人又は被申立人は、相談処理において不服がある場合、その旨を防止対策委員会委員長に申し出ることができる。

（守秘義務）

第17条 防止対策委員会委員、調査委員会委員、相談員、その他手続きに関わったすべての者は、職務上知り得た事項に関する秘密を厳守し、申立人と被申立人双方のプライバシー及び人権を尊重しなければならない。

（不利益取り扱いの禁止）

第18条 相談をしたこと又は、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

（虚偽の申立・証言の禁止）

第19条 苦情申立・相談・事情聴取・調停等に際して、虚偽の申立や証言をした場合、九州医療科学大学学則及び学校法人順正学園就業規則等による処分の対象とする。

（虚偽の申立による名誉回復措置）

第20条 防止対策委員会委員長は、虚偽の申立によって訴えられた者の名誉が傷つけられないように配慮するとともに、事情聴取における証言が虚偽であることが判明した場合、被申立人の名誉回復の措置をとらなければならない。

（再発防止）

第21条 キャンパス・ハラスメント事案が生じたときは、周知の徹底、事案発生の原因の分析等、適切な再発防止策を講じなければならない。

附 則 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

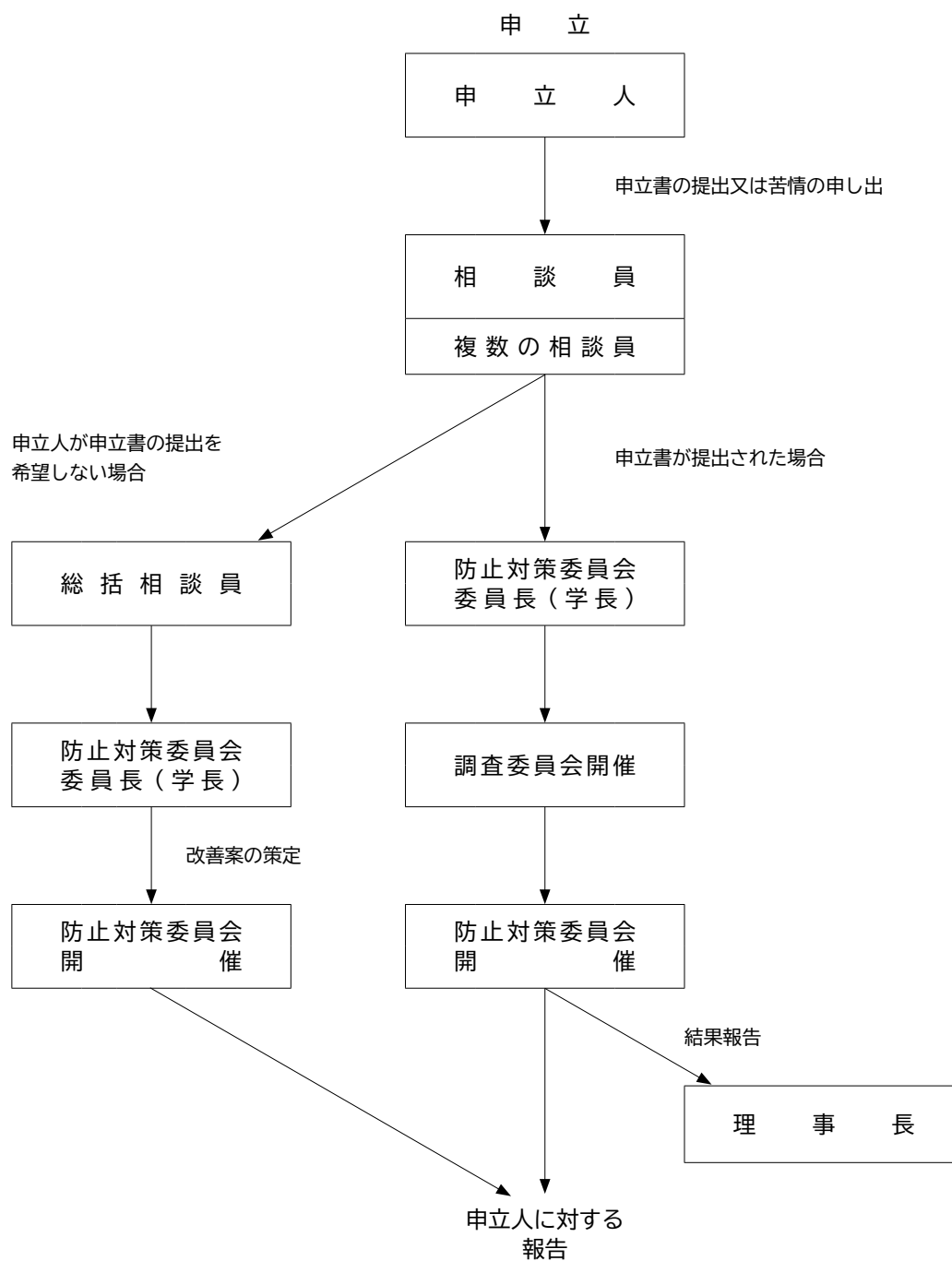
附 則 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

キャンパスハラスメントフロー



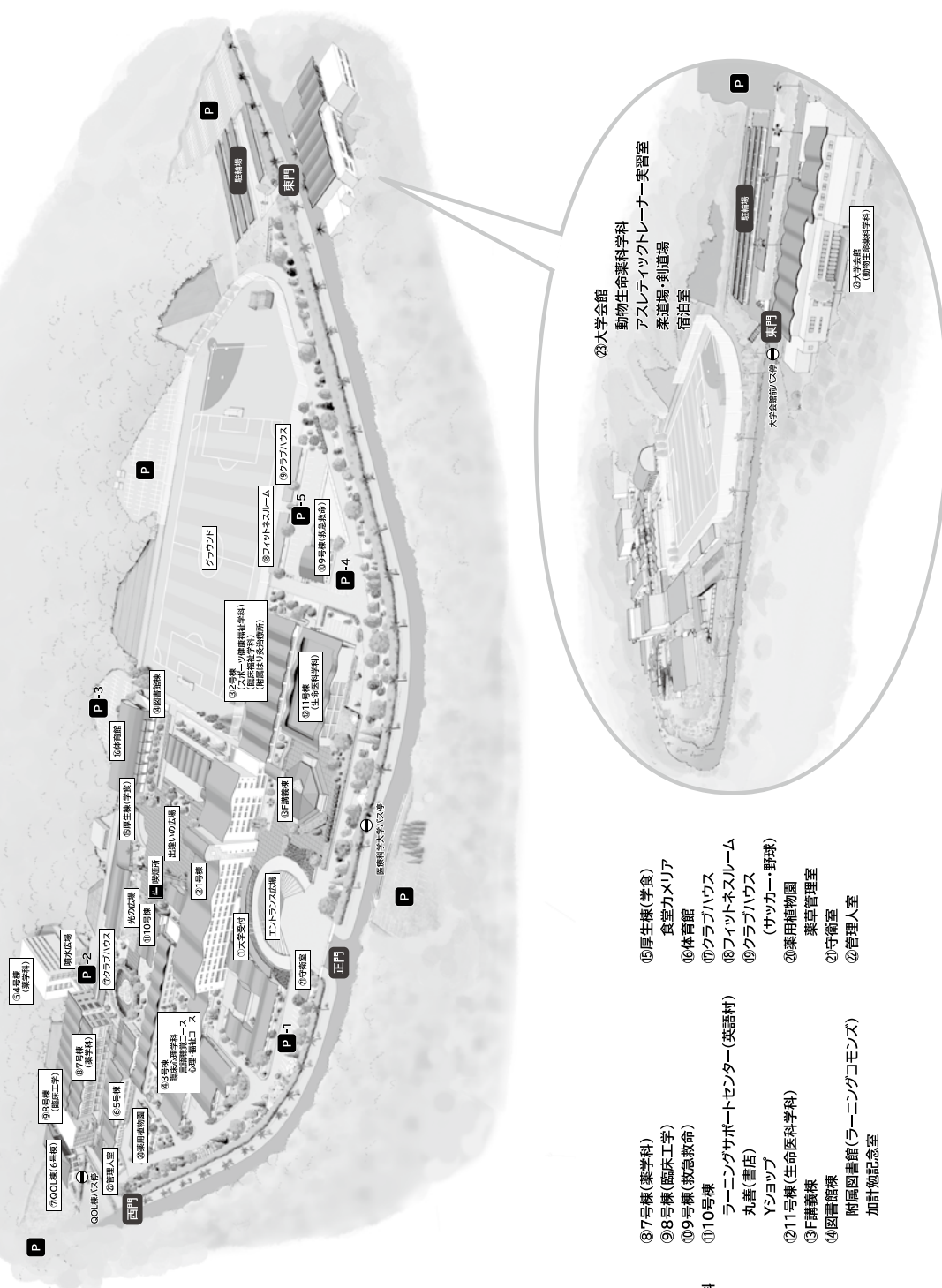
申立手続きの詳細については、大学庶務課にお問合せ下さい。

校舎案内図

■ 大学校舎・敷地配置図	189
■ 講義室・実習室・研究室等配置表	190
■ 講義室・研究室等配置図	191
■ AED（緊急用除細動器）	210

大学校舎・敷地配置図

CAMPUS MAP



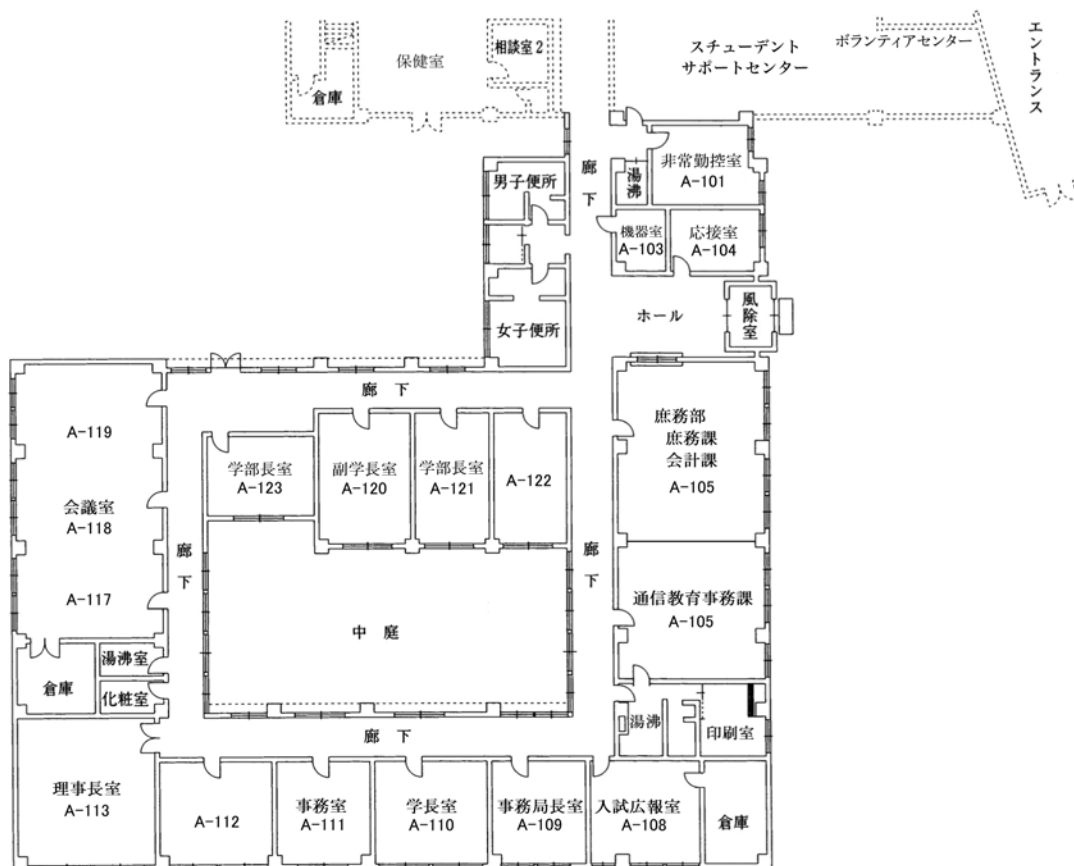
講義室・実習室・研究室等配置表

1号棟（管理）		理事長室、学長室、社会福祉学部長室、薬学部長室、事務局長室、事務局庶務部（庶務課・会計課）、通信教育事務課、非常勤講師室、会議室1～3、応接室、入試広報室
1号棟（講義）	1F	スチューデントサポートセンター（教務課・学生課・教育イノベーション課）、ボランティアセンター、実習センター、保健室、講義室1～8、キャリアサポートセンター
	2F	情報処理室、LL教室、講義室9～22
	3F	研究室、会議室、共同研究室
	4F	教職センター、自習室、演習室、研究室、共同研究室
	5F	演習室、研究室
2号棟		プレイルーム、介護実習室、入浴実習室、家政実習室、はり灸治療所、鍼灸実習室、実習準備室
3号棟	（言語）	集団訓練室、観察室、プレイルーム、実習指導準備室、家庭生活コミュニケーション室、コミュニケーション機器適合実習室、検査実習室、言語聴覚実習室
	（心理）	臨床検査実習室1～2
	（その他）	ハイブリッドコース演習室、解剖学実習室、基礎実習室
4号棟（薬学）	1F	模擬保険薬局、模擬病院薬局、ベッドサイド実習室、ロッカー室、飼育室、NMR室
	2F	第1会議室、第3会議室、中央機器室、細胞培養室、演習室、研究室
	3F	機器分析室、第2会議室、演習室、大学院室
	4F～6F	研究室
5号棟（講義）	1F	講義室23～27
	2F	講義室28～29、美術室（講義室30）
6号棟（QOL研究機構、がん細胞研究所）	1F	QOL研究機構長室、生命医科学部長室、資料室、実験室、データ解析室、カンファレンス室、会議室1～2
	2F	実験室2、培養室、社会福祉学研究所、薬学研究所
7号棟（薬学）	1F	第1実習室、講義室31～32、ロッカー室
	2F	第2実習室、講義室33～34
	3F	第3実習室
8号棟（臨床工学）	1F	臨床工学実習室
	2F	電気・電子実習室、演習室1～2
	3F	保守管理実習室、工作室、準備室
9号棟（救急救命）		救急救命実習室、講義室、倉庫
10号棟		ラーニングサポートセンター、英語村、丸善（書店）、Yショップ
11号棟（生命医科学）	1F	鏡検室、実習室1～2、培養室、ロッカールーム
	2F	細胞診講義実習室、臨床生理実習室、演習室1～2、実習室3、自習室
厚生棟		学生食堂、学生ラウンジ
大学会館	1F	剣道場、柔道場、A T演習室、解剖病理室、総合診察室、実習室
	2F	研修室、臨床検査実習室、衛生学実習室
	3F	宿泊室、浴室
動物舎		入院室、飼育・実験室、洗浄・消毒室

講義室・研究室等配置図

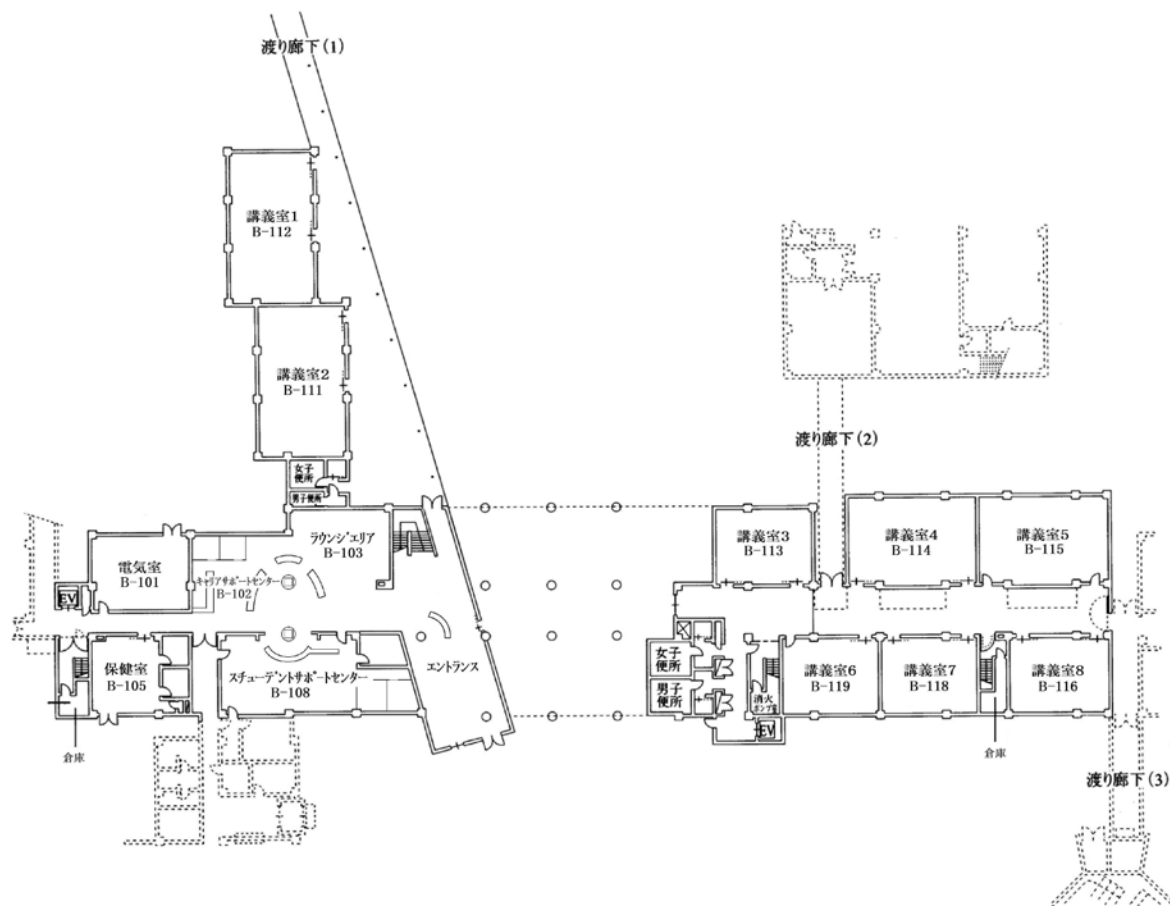
A -1 号棟 (管理)

1 階

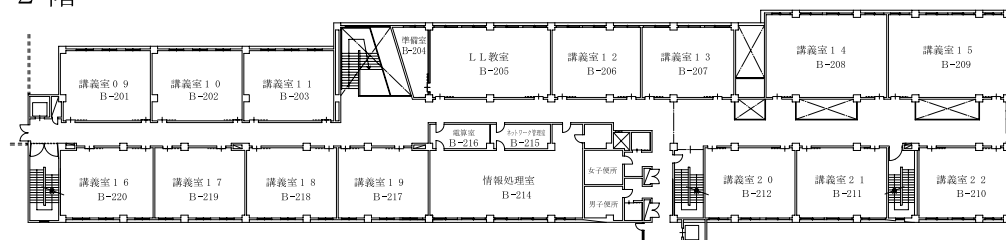


B -1 号棟（講義）

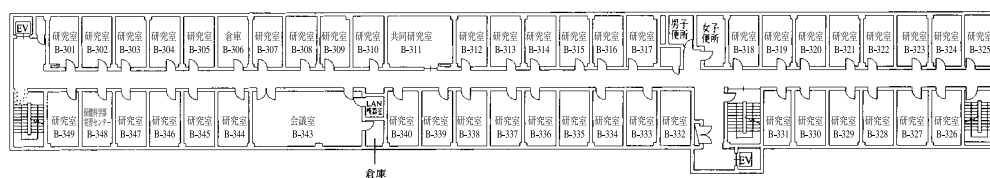
1 階



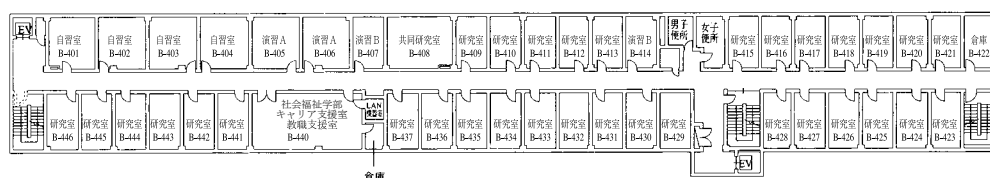
2 階



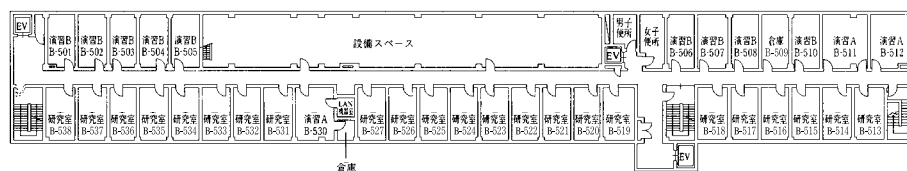
3 階



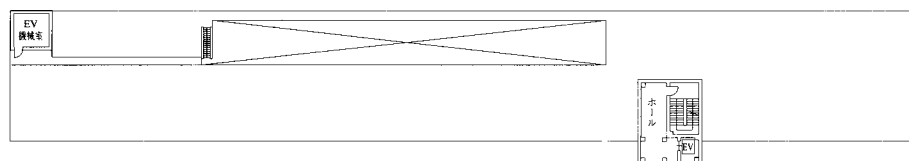
4 階



5 階



塔屋 1 階



塔屋 2 階

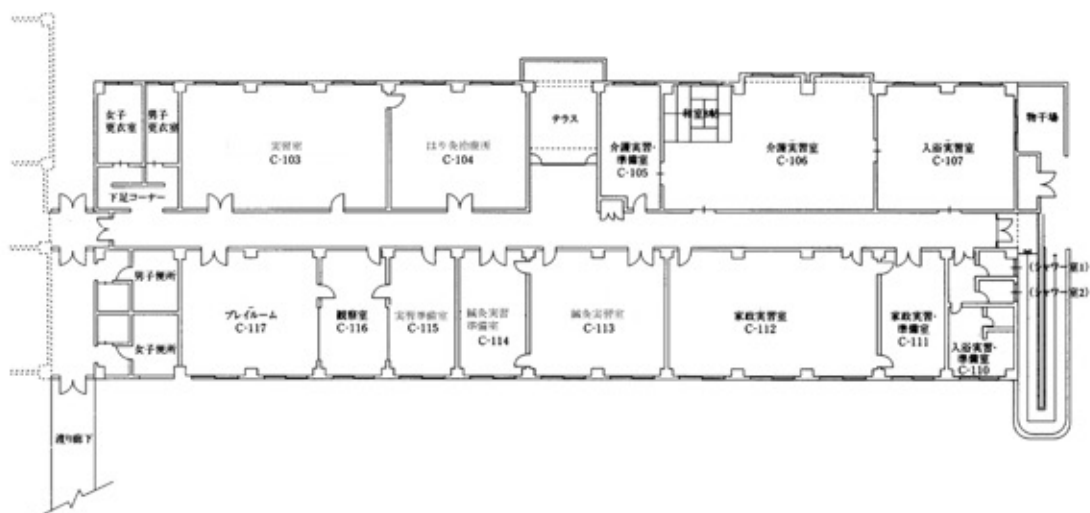


塔屋 3 階



C-2号棟

1階



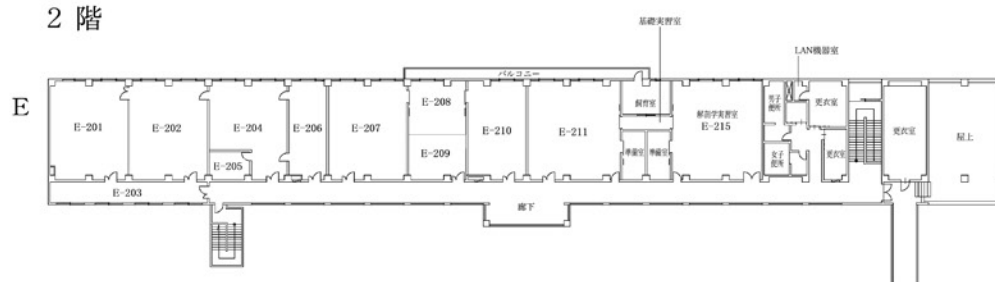
D-3号棟（言語）／E-3号棟

D-3号棟（言語）
E-3号棟

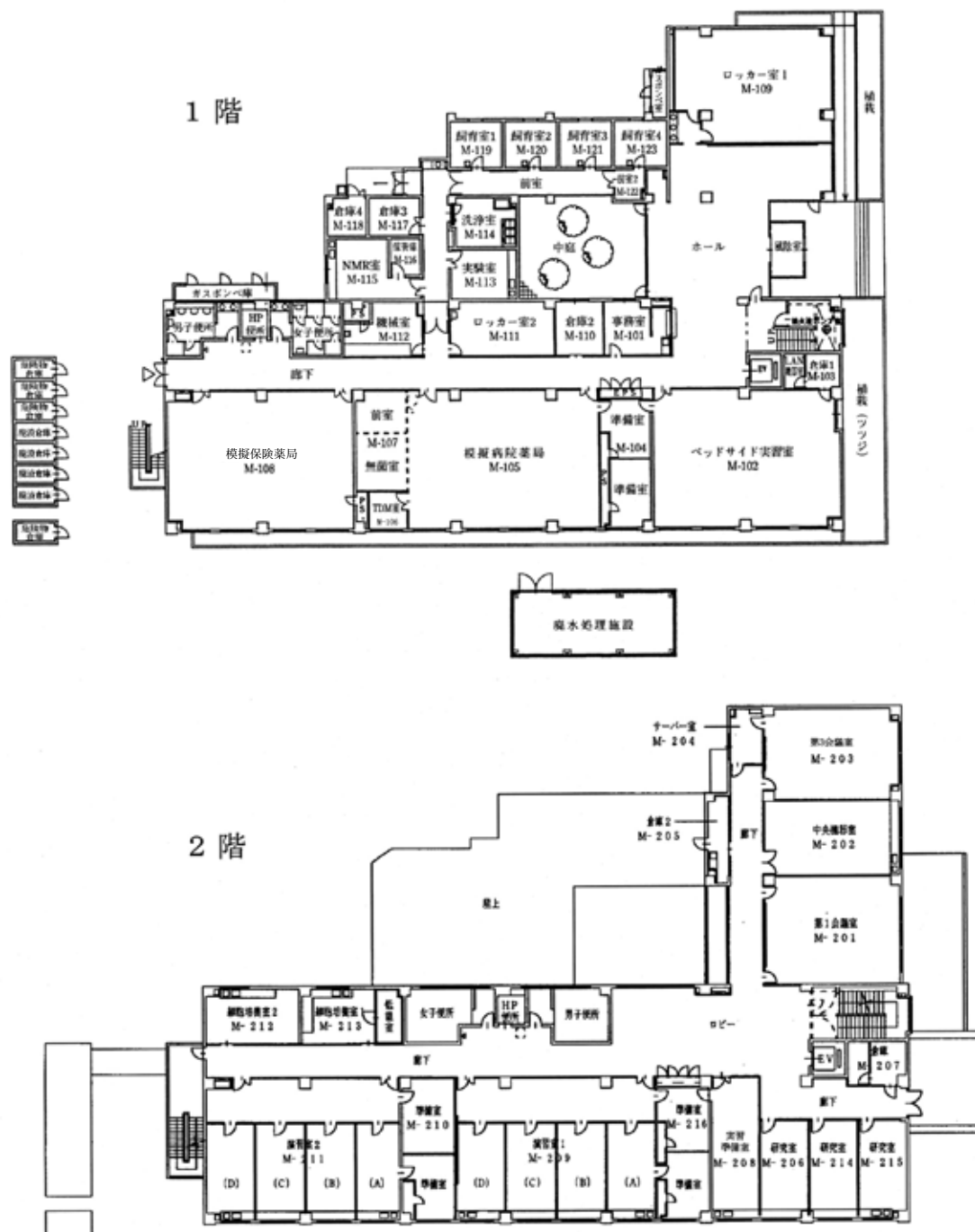
1 階



2 階



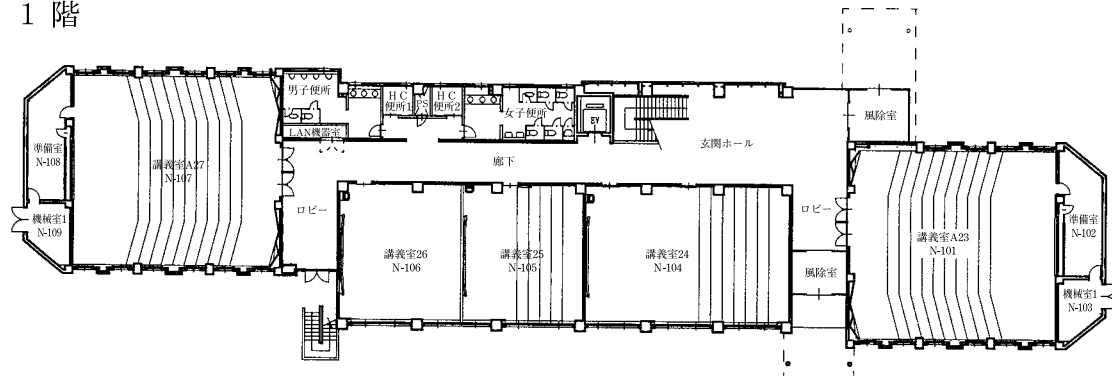
M-4号棟（薬学）



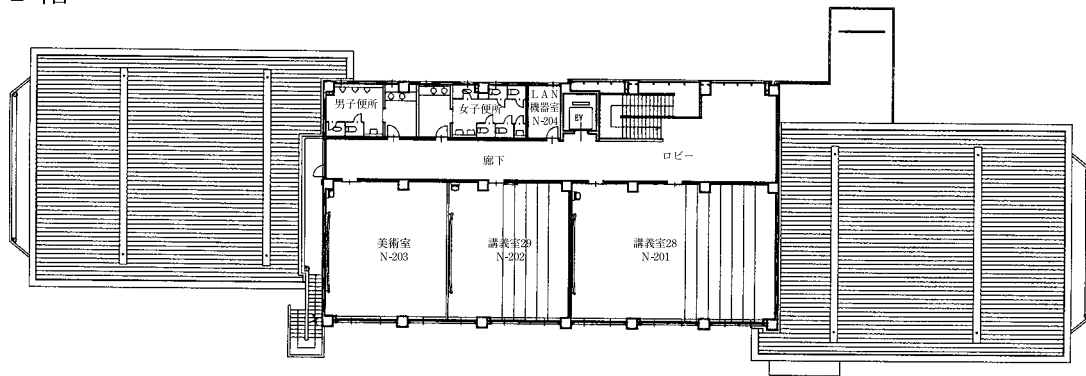


N-5号棟（講義）

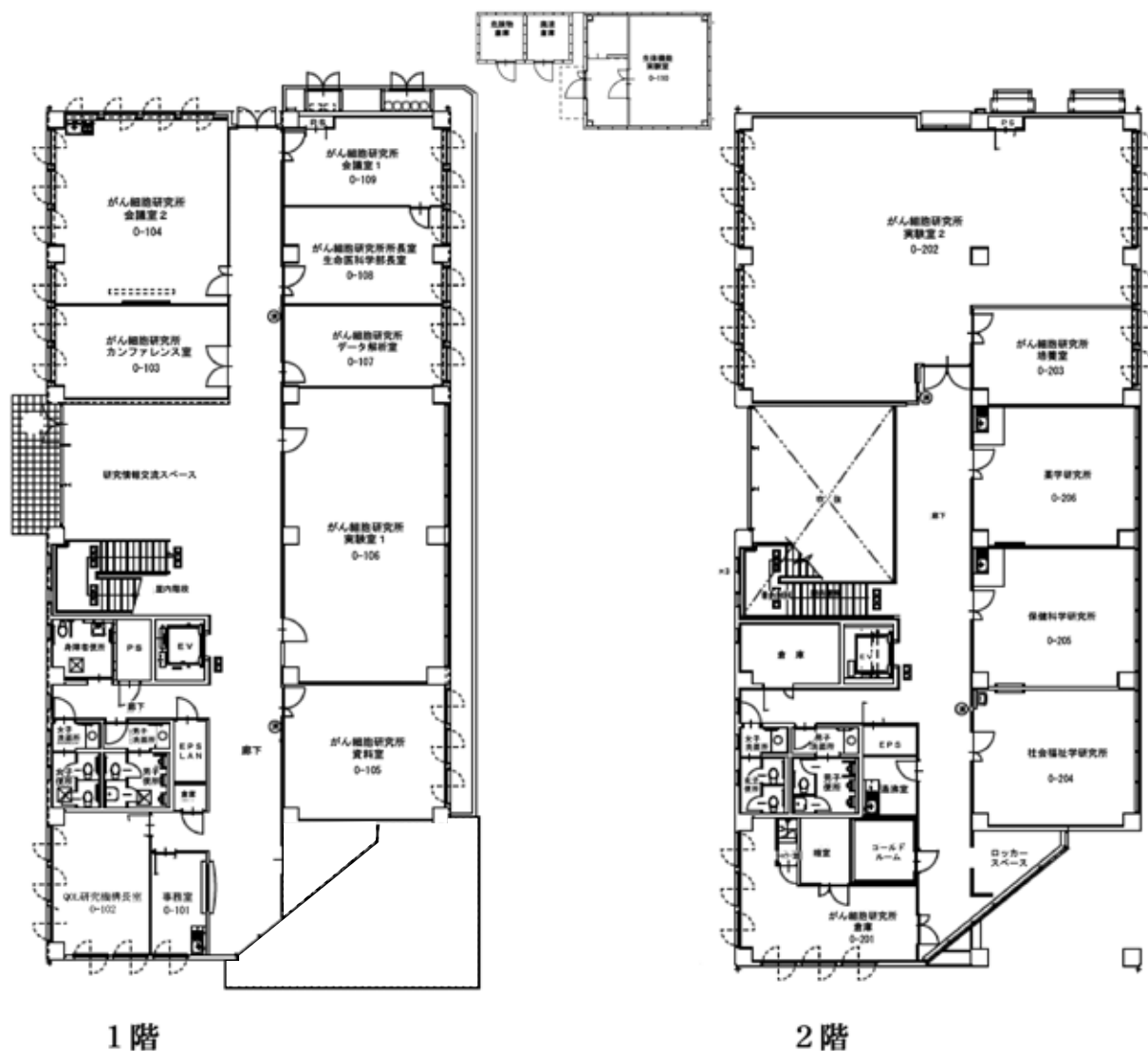
1 階



2 階

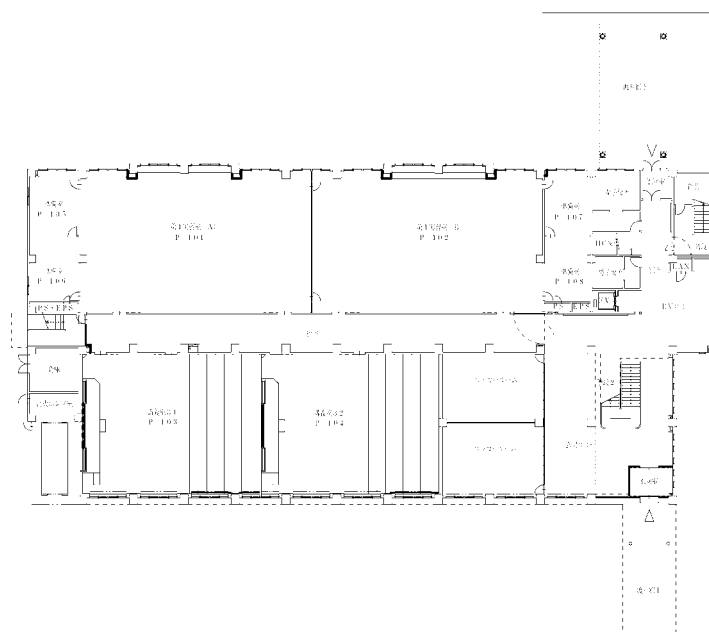


○-6 号棟 (QOL 研究機構／がん細胞研究所)

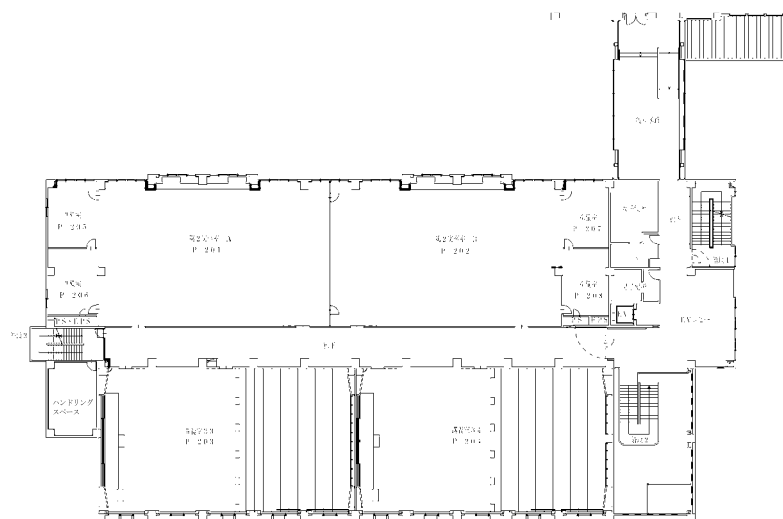


P-7号棟（薬学）

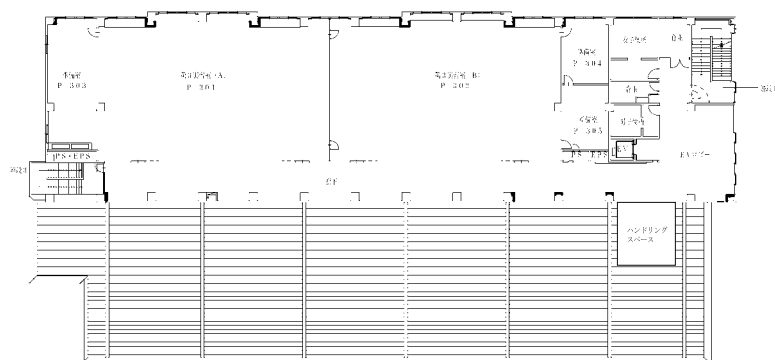
1 階



2 階

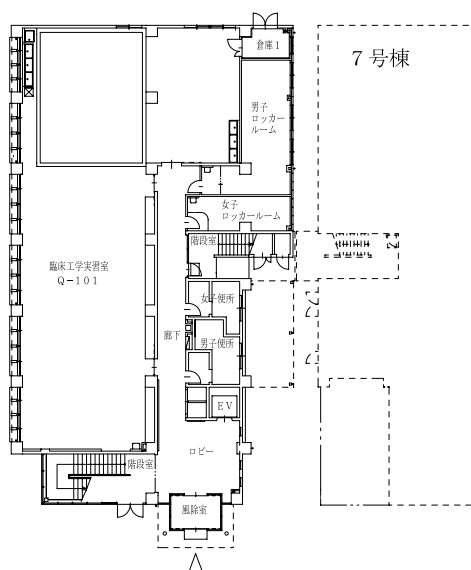


3 階

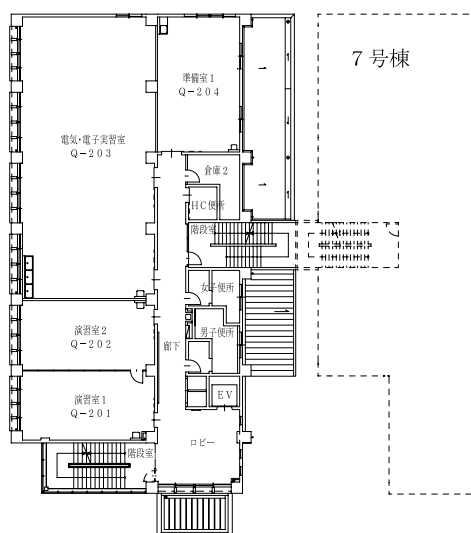


Q -8 号棟（臨床工学）

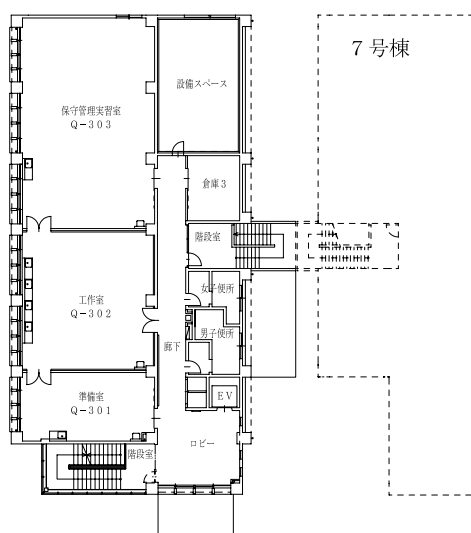
1 階



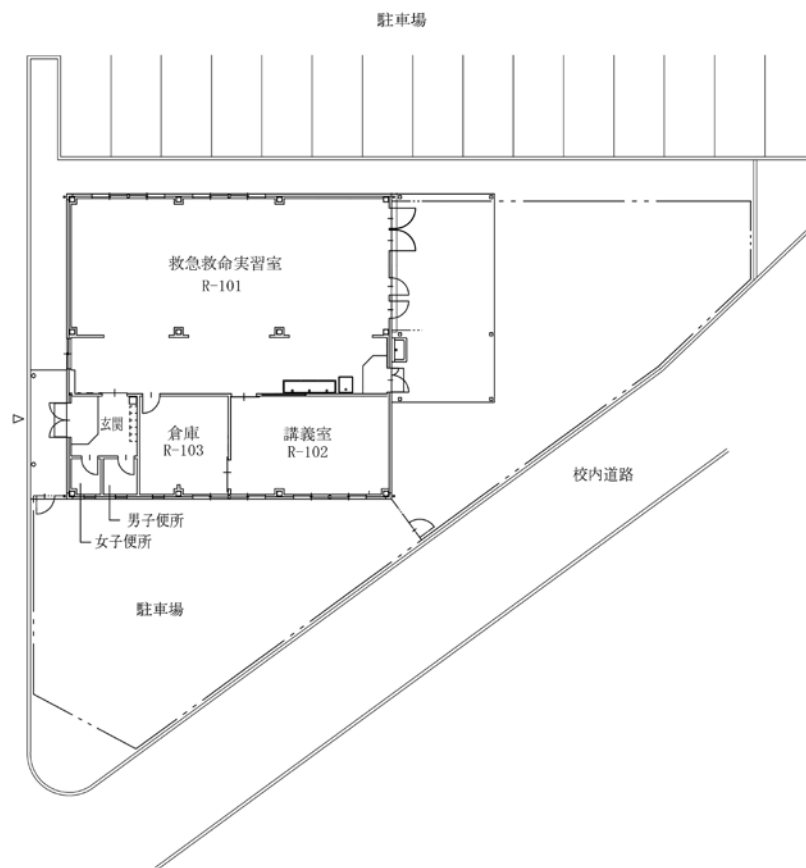
2 階



3 階

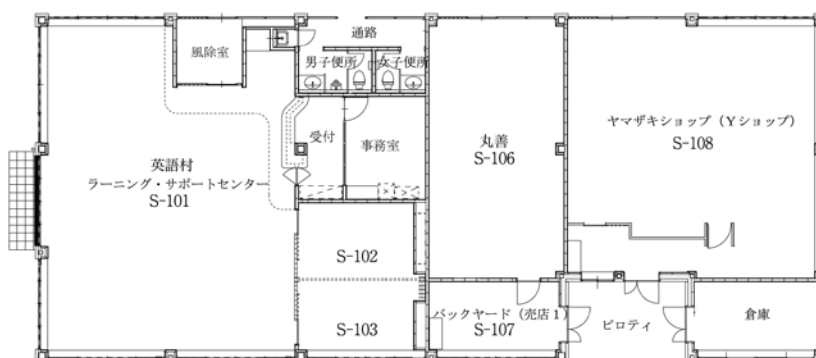


R -9 号棟（救急救命）

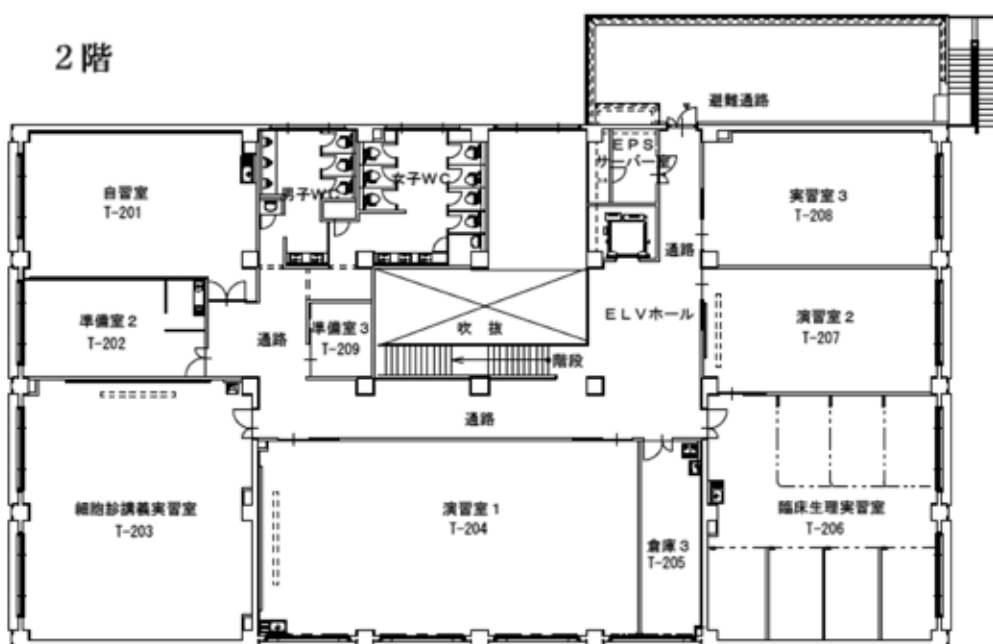
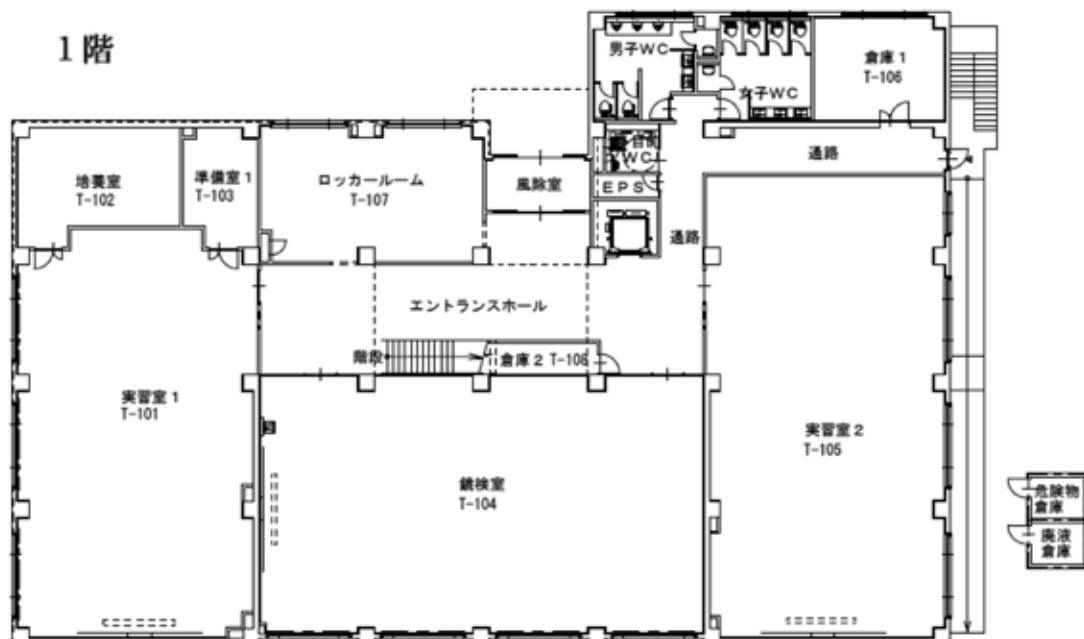


1 階

S -10 号棟

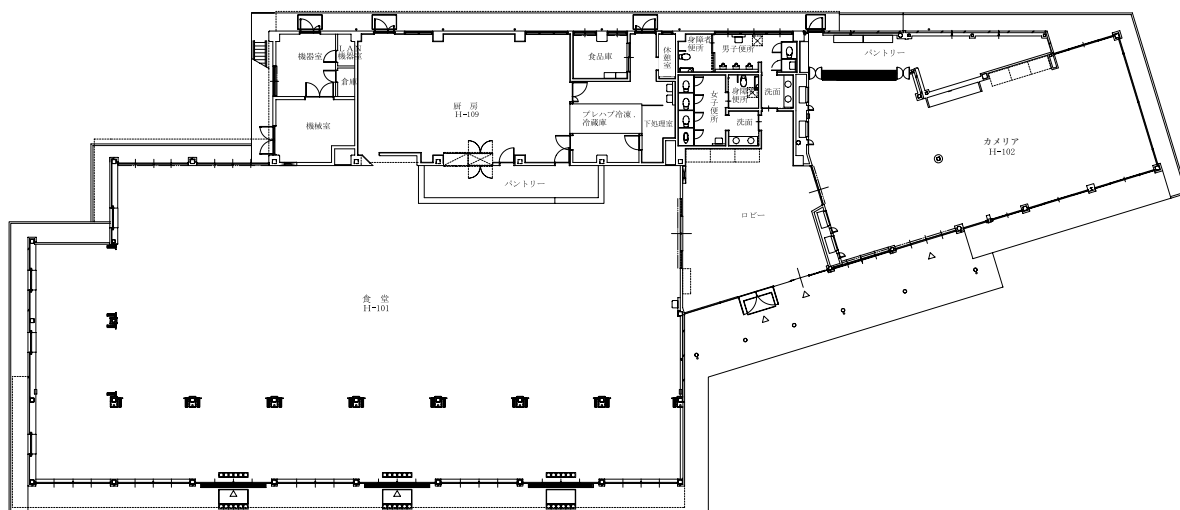


T -11 号棟（生命医科学）



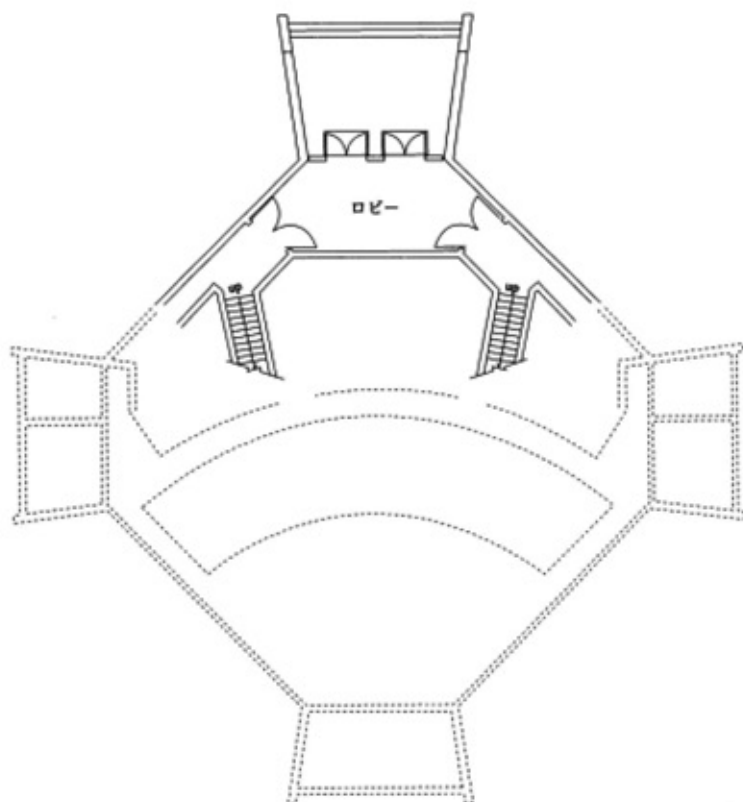
H - 厚生棟

1 階

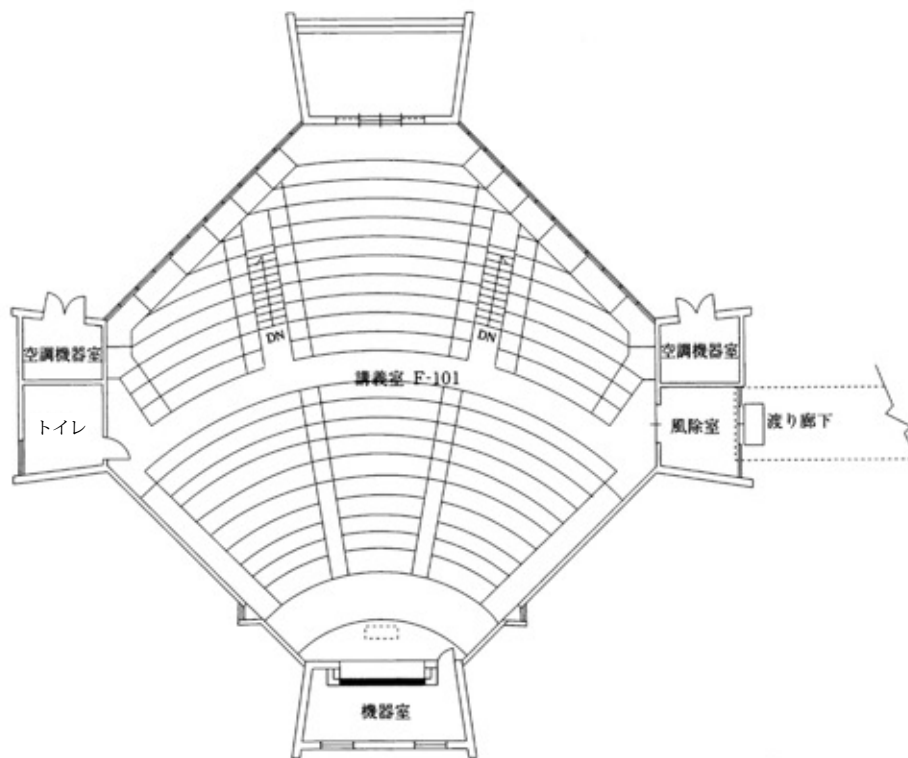


F - 講義棟

1 階

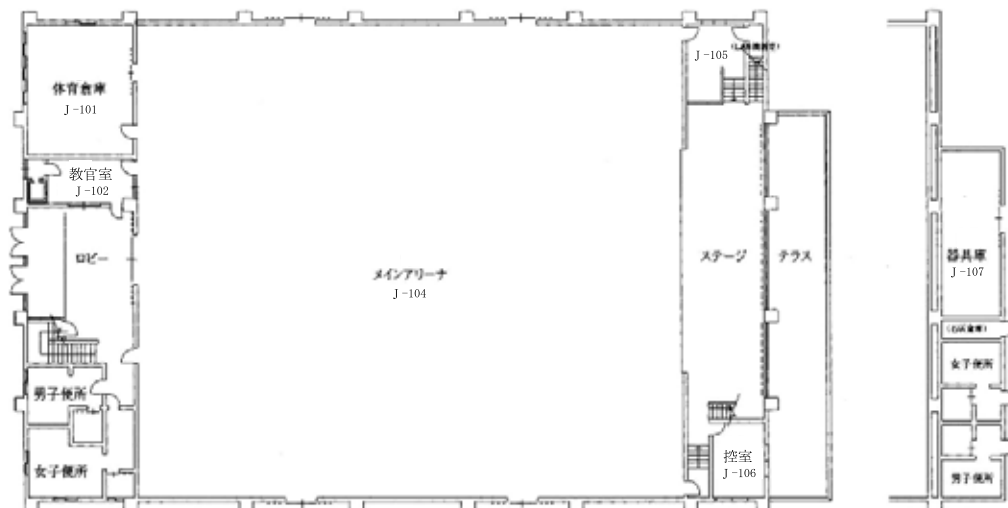


2 階

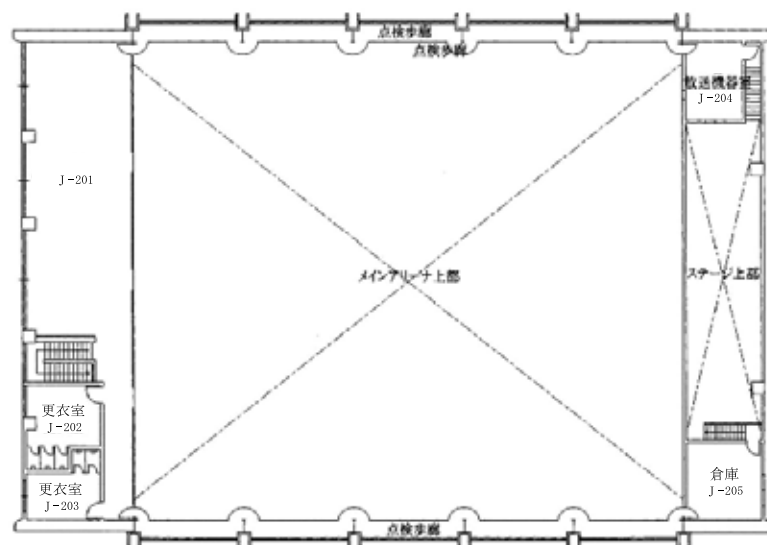


J - 体育館

1 階

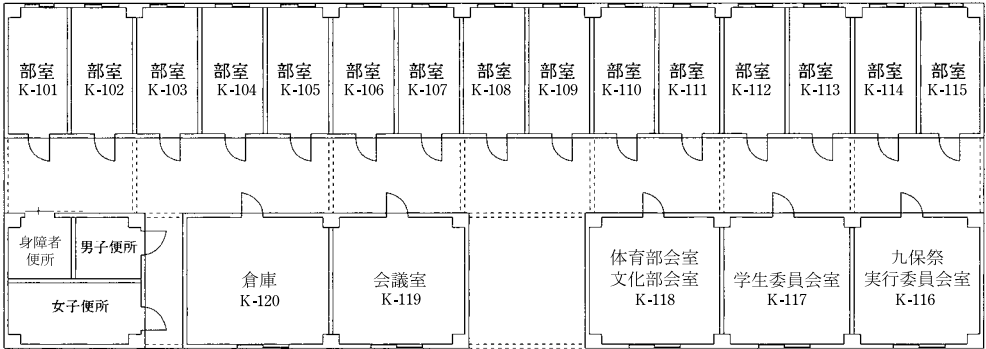


2 階



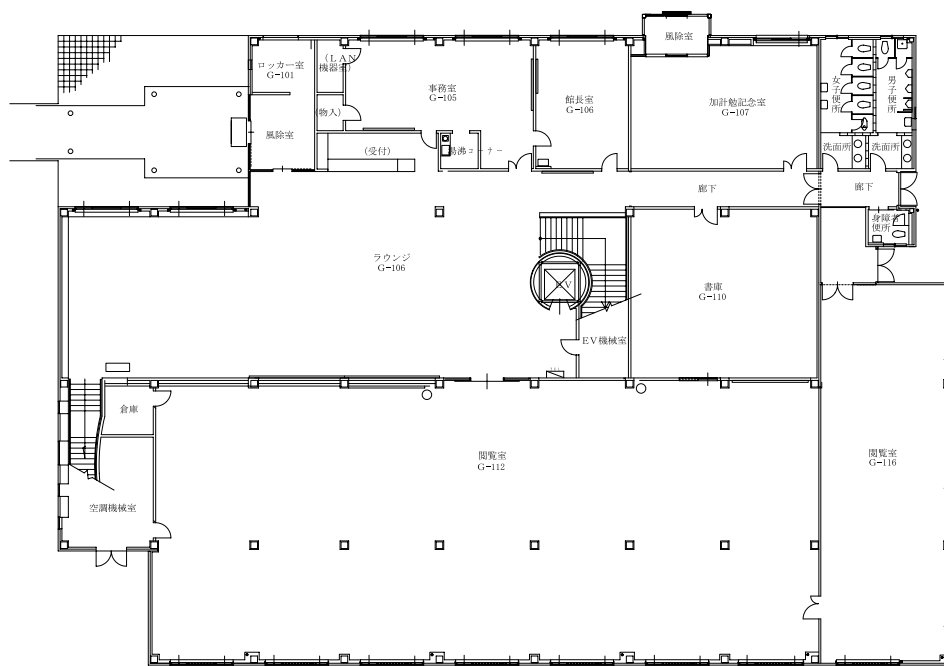
K - クラブハウス

1 階

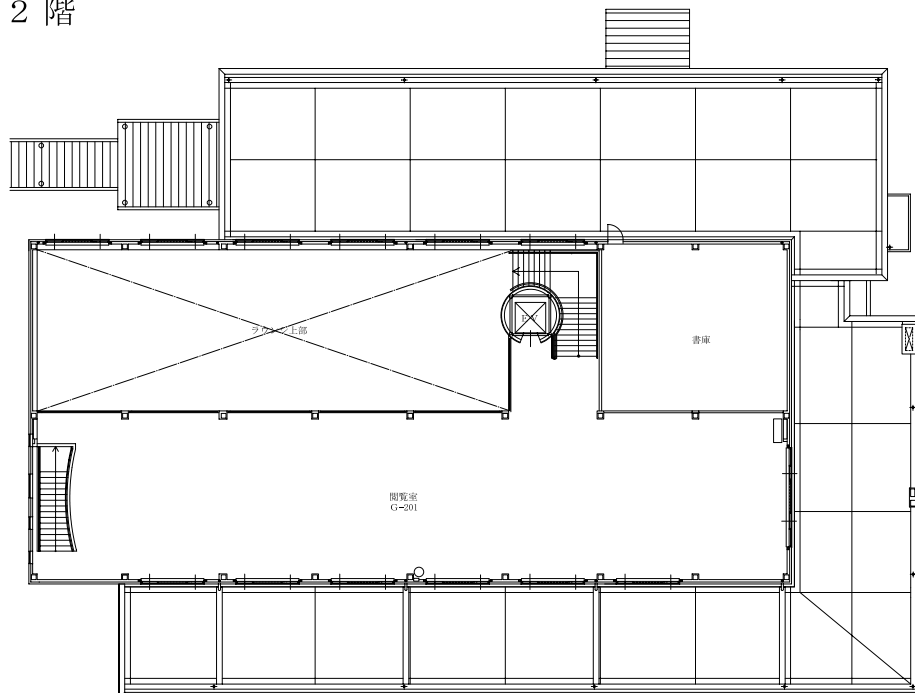


G - 図書館棟

1 階

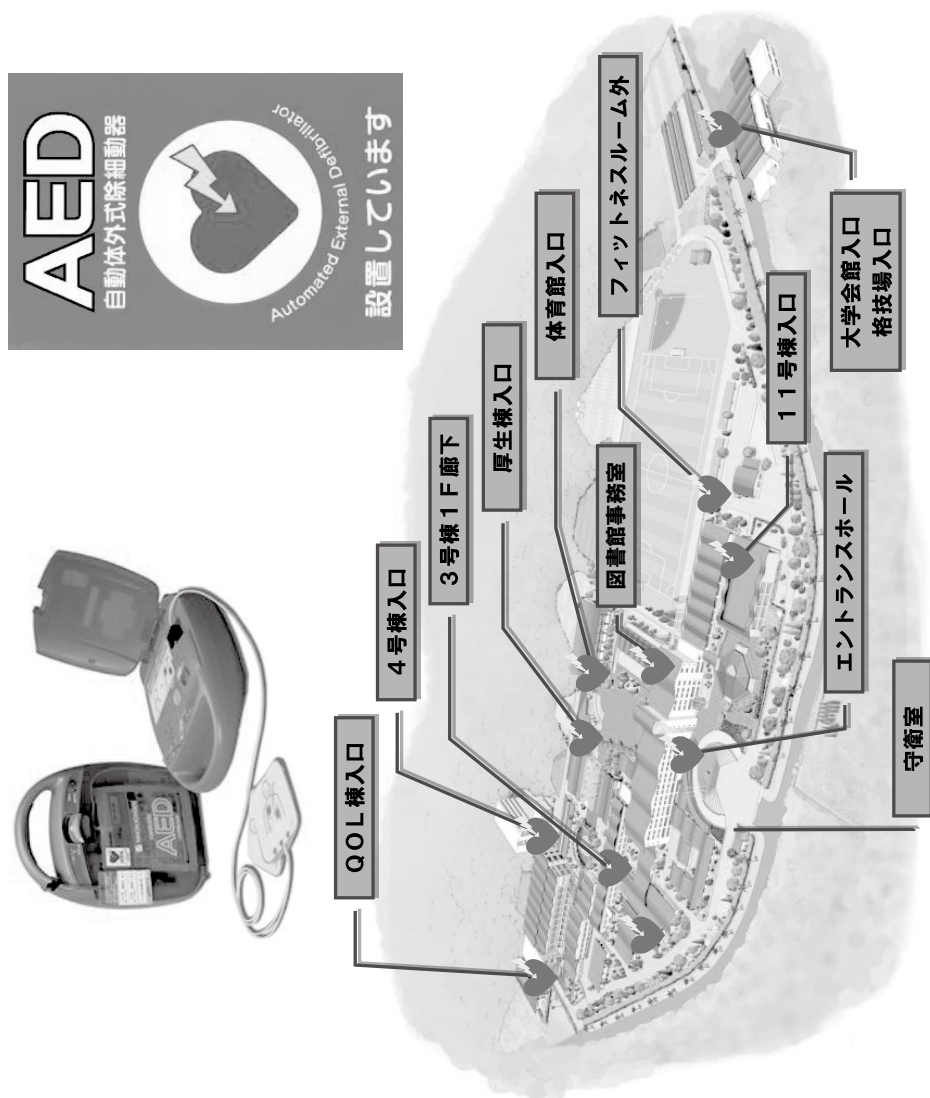


2 階



AED（緊急用除細動器）

AED（緊急用除細動器）は、電気ショックにより心臓を正常に戻す救命救急機器で、音声ガイドに従って操作をすれば、誰でも簡単に使用することができます。突然の心肺停止にみまわれてしまった時、救急車が到着するまでの間にスピーディな処置ができるよう学内にAEDを設置しています。



学歌・学園歌

■ 九州医療科学大学 学歌	213
■ 順正学園 学園歌	214
■ 順正学園 逍遙歌	215

九州医療科学大学 学歌

明るく、爽やかに ♩=108

加計勉・加計美也子作詞／上田 豊作曲

The musical score is written in 4/4 time with a tempo of 108 beats per minute. It consists of six staves of music. The lyrics are written below the notes. The score includes dynamic markings such as *mf*, *f*, and *cresc.*. The lyrics are as follows:

ごつた からい せなへ のるい みひゆ ずう が のの きふく らとろ めこし きろお にでに
わわわ れれれ ららら ちわけ きゅこん ううさ のどん へすた いこん わやれ をかん もそか とださ めちね ちせあ かかす
らいの ののき かくば んぎにう りのの ちせあ かかす らいの ののき かくば んぎにう りのの のとほ びもし ゆたか から
んんん ゆゆあ めたい 一か一 となど きあい ぼーや ういし のをの みはみ なぐち もくめ 一ー一 とむざ のちし
こここ 一ー一 ににに つつど えええ りりり ののの べべべ おおお かかか ににに わわわ れれれ ららら ががが きゅきゅきゅ ううう
しゅしゅしゅ わわわ れれれ ららら ががが きゅきゅきゅ ううう しゅしゅしゅ いりりり かかか ががが くくく だだだ いいい ががが くくく

九州医療科学大学学歌

作詞 加計 勉
作曲 加計 美也子
上田 豊

- 一. 五ヶ瀬の水の きらめきに
われら地球の 平和を求め
力の限り 伸びゆかん
夢と希望の みなもの
ここに集えり 延岡に
我らが九州医療科学大学
- 二. 連なる日向の ふところ
我ら若人 健やか育ち
世界の国の 友たらん
豊かな愛を 育む地
ここに集えり 延岡に
我らが九州医療科学大学
- 三. 太平洋の 黒潮に
我ら研鑽 鍛錬かさね
明日の希望の 星たらん
愛と癒しの 道目指し
ここに集えり 延岡に
我らが九州医療科学大学

順正学園 学園歌

加計 勉 作詞
加計 美也子 作詞 (6番)
上田 豊 作曲

Allegretto 優雅に ♩=Ca.48

あ さ ぎ り ふ ー か き た か は し の ー

5 ふ ー る き ぶ ん か に つ つ ま れ し ー す な

9 お の こ こ ろ ー お し
す な お の こ こ ろ ー み に き ざ み ー

13 え の み ち ぞ ー
お し え の み ち ぞ ー は げ ま な ん ー あ ー

17 あ あーあ じゅんせ いがくえーんゆ め おお し ー き つ よ し ー

1.2.3.4. a tempo 5.

- 一、朝霧深き高梁の
古き文化に包まれし
順すなおの心身にきざみ
教えの道ぞ励まん
ああ 順正学園 夢多し
- 二、流れ変わらぬ旭川
水の純きよきに洗わるる
願の色は胸にひめ
永遠の幸せ育まん
ああ 順正学園 影きよし
- 三、遠くそびゆる高梁の
松山城よ濃緑こみどりよ
平和の伝統受け継ぎて
徳をぞみがき進まん
ああ 順正学園 いや高し
- 四、しのぶも貴たかき先達の
学びの園は歴史あり
礼節正しき順正の
若き生命のいきづかん
ああ 順正学園 ゆるぎなし
- 五、歴史ひめたる高千穂の
日向国の山々よ
海出で照らす朝陽受け
気概ぞ胸にいざ立たん
ああ 順正学園 意気強し
- 六、光溢るる淡路島
はるか大和の神の国
愛の心世につなぎ
慈愛の道を歩まん
ああ 順正学園 輝けし

順正学園 逍遙歌

清 水 比 庵 作詞
児 玉 順 二 作曲

mp *V* *V*

1. み ず き よー き は かつ わ の な れ て かつ
2. お の ま こつ ひー は た よ く あ ら べし て た
3. あ ま つ ひー は た よ か く あ ら べし て た

cresc. *V* *V*

わ の な が れ て や ま た か ら し ひ は
よ く あ ら べし て おす とこ め か し う つ
か く あ ら べし て おす とこ め か し う つ

mf *V* *mp* 1.

や ま を い ら で か わ を わ た る も
く し か ら ん む い 2. や ま を わ た る も
せ い じゅ ん せ い 3. が く

2. *V* 3.

た か み ず き よ し え ん の こ ら

一 水清き
川の流れて山高し
日は山を出で
川をわたるも

二 男の子らは
強くあるべし乙女らは
美しからむ
山高く水清し

三 天つ日は
高く照らしてすこやかに
順正 順正
学園の子ら



九州医療科学大学は、公益社団法人日本高等教育評価機構の平成30年度大学機関別認証評価の結果、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合している」と認定されました。



〒882-8508 宮崎県延岡市吉野町1714-1
TEL 0982-23-5555 (代表)